

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業

子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の
検討に関する調査研究
調査報告書

令和7年（2025年）3月
株式会社日本総合研究所

目次

第1部 調査研究事業の概要	1
第1章 調査研究事業の背景・目的	1
1. 調査研究事業の背景	1
2. 調査研究事業の目的	1
第2章 調査研究事業の流れ	2
1. 本調査の流れ	2
2. 本調査の全体像	2
3. 検討委員会の概要	3
4. アンケート調査の概要	5
5. ヒアリング調査の概要	11
6. 成果の公表方法	13
第2部 調査結果及び示唆	14
第1章 調査方針	14
1. 本調査における需給ギャップの考え方	14
2. 本調査における論点	15
3. 本調査で明らかにしたい事項	16
第2章 調査結果及び示唆	18
1. 各アンケート調査の回答者の基礎情報について	18
2. 【需要】利用状況（量、傾向）について	30
3. 【供給】支援状況（量、内容）について	83
4. 【需要】利用にあたっての課題について	133
5. 【供給】支援にあたっての課題について	142
6. 【需給ギャップ】支援すべき対象者への本事業の提供状況について	162
7. 【需給ギャップ】最適な支援のための方策について	177
第3部 本調査のまとめ及び政策提言	202
第1章 本調査のまとめ	202
1. 本事業の実態まとめ	202
2. 本事業の在り方（案）	205
第2章 事業拡充に向けた政策提言（案）	206
1. 政策提言の全体像	206
2. 政策提言（案）	207
別紙1 用語一覧	212
別紙2 添付資料	213

第1部 調査研究事業の概要

第1章 調査研究事業の背景・目的

1. 調査研究事業の背景

子育て短期支援事業（以下「本事業」という。）については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、孤立した育児によって虐待につながることを防ぐ、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。他方で、市町村における支援の供給量は、令和元（2019）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約9万人日／年、要支援・要保護児童1人当たりで見ると約0.36日／年と整備が遅れており、また、児童虐待による死亡事例の検証結果（第18次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が0例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘がある。

加えて、「社会的養育推進計画の策定要綱」においては、子育て短期支援事業の抜本的拡充に向けて都道府県・市町村が連携して質・及び量の確保について検討すべきであるとされている。

2. 調査研究事業の目的

本事業は、特定の条件に該当する場合において（保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等）、一定期間、養育・保護その他の支援を行うものである。利用対象者には一定程度の条件が設定されているものの、保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等の比較的活用可能な場面が多く存在すると想定されており、広範な家庭が利用可能な事業である。

他方で、調査背景に記載のとおり、自治体での供給量が不足している懸念に加え、支援を必要とする家庭に届いていない懸念を踏まえると、需要と供給間のギャップ（以下「需給ギャップ」という。）が発生している可能性がある。

需給ギャップの発生を解消していくためには、事業の実態把握が必要不可欠であるが、子育て短期支援事業の提供主体（自治体、事業者、里親）の運営実態や課題感に加え、利用者目線での事業利用のためのハードル等を十分に把握できていない。

そこで、『子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究』（以下「本調査」という。）においては、供給側の運営実態（本事業の現施設概要、運営状況等）や、需要側の利用実態（対象者傾向、利用に当たってのハードル等）をアンケート調査によって把握した。把握した実態を踏まえ需給ギャップやその要因を整理し、今後の検討に向けた基礎資料とするとともに、分析結果を基に本事業の拡充に向けた施策の方向性を検討した。

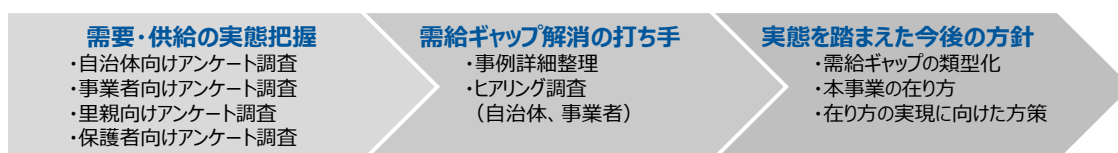
第2章 調査研究事業の流れ

1. 本調査の流れ

本調査では、実態把握、需給ギャップ解消の打ち手検討、実態を踏まえた今後の方針検討の3段階にて調査を進めた。本事業の需要・供給の実態把握段階においては、4者（※対象者詳細は後述4.にて説明）を対象としたアンケート調査を実施した。アンケート調査結果等を踏まえつつ、供給量確保や需要発掘のために参考とすべき取組を行っている自治体・事業者を対象にヒアリング調査を実施し、事例の詳細及び、需給ギャップ解消に向けた工夫や有効な取組等を把握し、需給ギャップの解消に向けて有効な施策の検討を行った。

なお、本調査を進めるにあたり、アンケート調査やヒアリング調査の調査設計の各段階において検討委員会を開催し、各委員の専門的知見に基づいた意見聴取を実施し調査方針や結果に反映しつつ調査を遂行した。

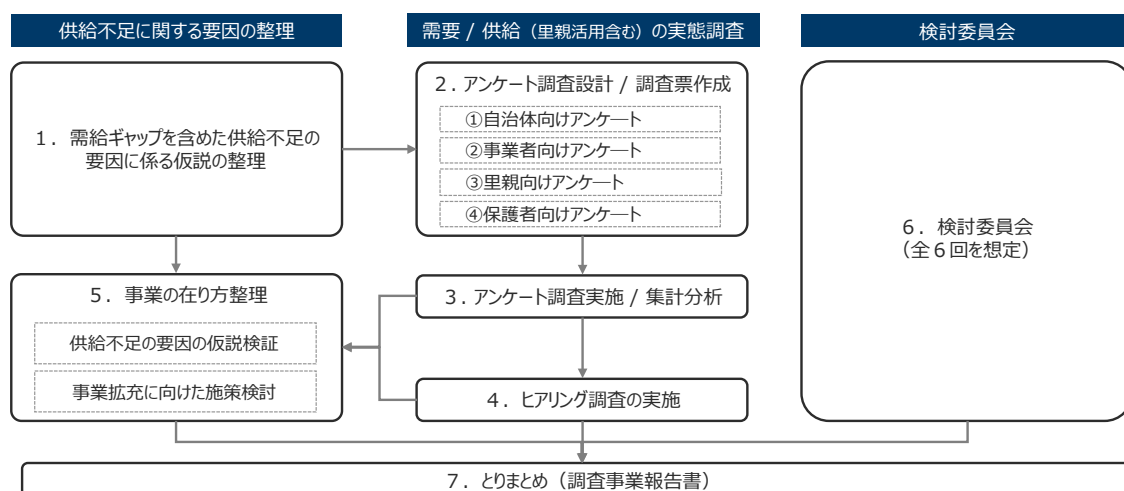
図1 本調査の流れ



2. 本調査の全体像

本調査は実態把握等を目的としたアンケート調査やヒアリング調査による事例の深掘り、実態調査を踏まえた施策の方向性検討から構成される。なお、各調査の各段階（実施前／実施後）において、検討委員会にて調査方針や調査結果を諮り、調査を進めた。

図2 本調査の全体像



3. 検討委員会の概要

(1) 検討委員会の委員名簿

本調査において組成した、「子育て短期支援事業の運営状況及び在り方に関する検討委員会」の委員は下表のとおりである。

表1 子育て短期支援事業の運営状況及び在り方に関する検討委員会 委員名簿

お名前	ご所属
はたけやま ゆかこ 畠山 由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授
かわの ようこ 河野 洋子	大分大学 福祉健康科学部 講師
まきど ただし 牧戸 貞	三重県桑名市 子ども未来部子ども総合センター センター長
まつざき よしこ 松崎 佳子	特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN 理事
まつざき ごお 松崎 剛	全国児童養護施設協議会 副会長 (福岡子供の家 施設長)
やまうち みな 山内 美奈	児童家庭支援センター 一陽 相談員

※敬称略、順不同

（2）検討委員会の開催スケジュール

子育て短期支援事業の運営状況及び在り方に関する検討委員会は2024年9月12日（木）～2025年3月24日（月）にかけて計6回開催した。

第1回では、本調査の概要・目的や進め方（全体像）を共有の上、本調査の論点やアンケート調査にて明らかにする事項について議論した。また、第1回・第2回にてアンケート調査設計案を提示のうえ議論した。

第3回・第4回では、アンケート調査結果を2回に分けて報告しつつ、自治体・事業者ヒアリングに向けて調査事項やヒアリング調査対象先候補について議論した。

第5回では、ヒアリング調査結果を報告し、調査結果から得られた「需給ギャップに係る実態整理及び、解消に向けた方策の方向性」に係る示唆について議論した。

第6回では、第1回～第5回までの議論を踏まえつつ作成した本調査の調査報告書（案）を提示し、最終化に向けてとりまとめ方針等を議論した。

図3 子育て短期支援事業の運営状況及び在り方に関する検討委員会 スケジュール



4. アンケート調査の概要

(1) 調査方針

本調査では、本事業の供給・需要に係る実態把握を目的としたアンケート調査を実施した。アンケート調査の目的を踏まえ、供給側／需要側の双方の視点からの実態や課題感等を把握すべく、①自治体、②事業者、③自治体に登録済みの本事業を受け入れ可能な里親（以下「ショートステイ里親」という。）、④保護者の4者に対して調査を実施した。

なお、①自治体、②事業者については実態を可能な限り把握するため悉皆調査とし、各アンケート調査は下記の流れにて調査を実施した。

図4 自治体、里親向けアンケート調査の流れ

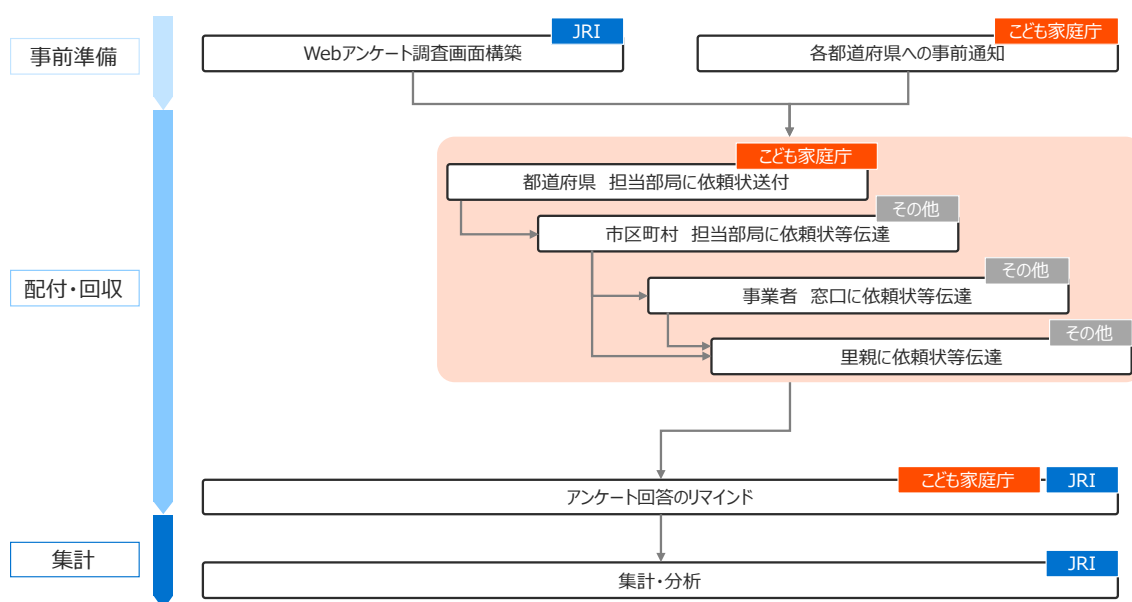


図5 事業者向けアンケート調査の流れ

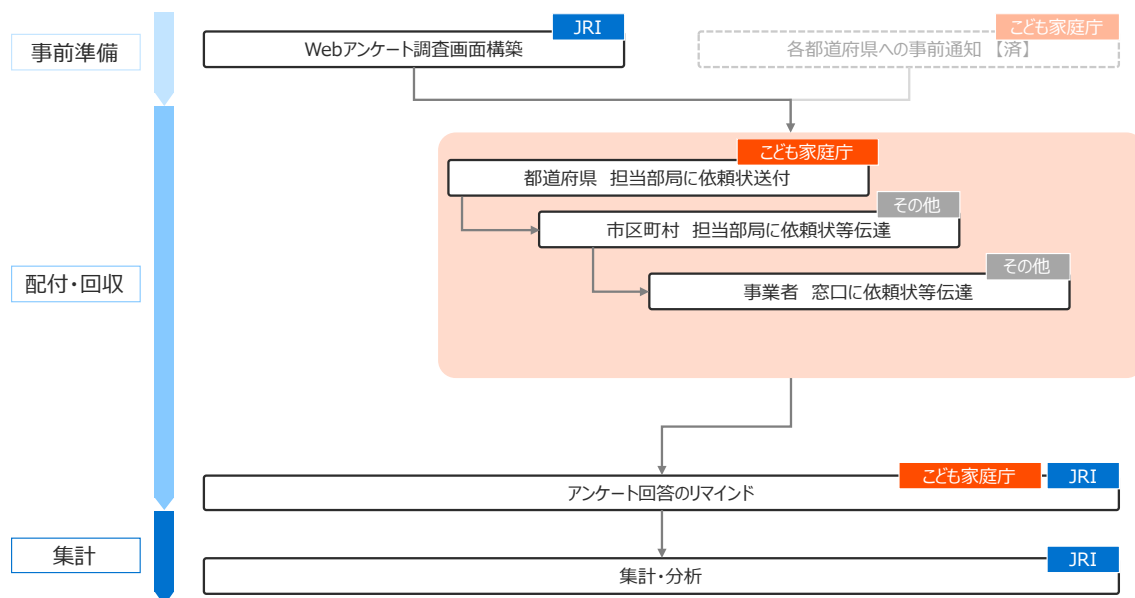
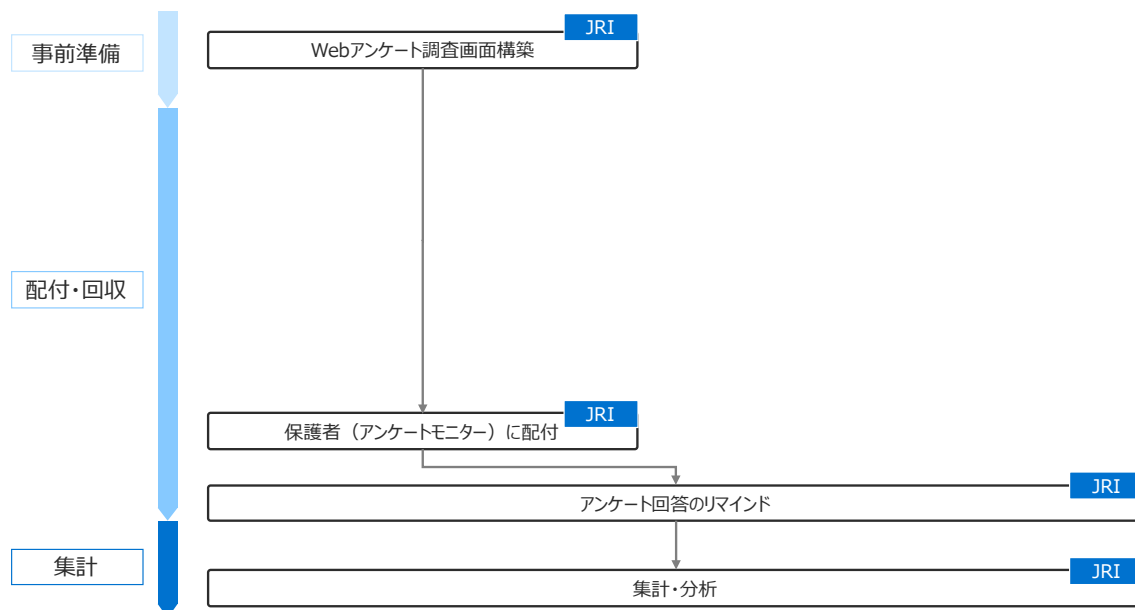


図6 保護者向けアンケート調査の流れ



(2) 調査概要

① 自治体向け調査

自治体向け調査は悉皆調査として全市区町村を対象に配付、実施した。有効回答は977自治体であった。

図 7 自治体向け調査の調査概要

調査目的	・ 子育て短期支援事業の自治体（＝供給側）の視点から、現行の事業の実施実態や供給量増大に向けた課題感等を明らかにする。 ・ また、特に里親活用の実態について工夫点も含めて確認する。
調査地域	全国
調査対象者	全市区町村（本事業未実施の市区町村も含む）
回答者数	977自治体（※有効回答数）
設問数	55問
調査手法	都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼、Webアンケート画面を作成の上展開
調査項目	次ページ参照
調査時期	2024/11/18～2024/12/13

本調査			
基礎情報 2		本事業の実施状況（供給） 5	
▼全員 Q1. 自治体名（都道府県） Q2. 自治体名（市町村） Q3. 自治体名（自治体コード） Q4. 担当者の連絡先 Q5. 人口、18歳未満世帯数、要保護・要支援児童の人数		うち、里親活用の状況 Q22. 里親等の活用状況 ▼▼Q22で「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者」にて「活用あり」 Q23. 「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者」等の判断基準 ▼▼Q22で「里親」にて「活用なし」 Q24. 里親活用がない理由 ▼▼Q22で「里親」にて「活用あり」 Q25. 里親活用に際しての都道府県との連携状況 Q26. 里親に対する支援 Q27. 里親に提供する情報 Q28. 里親活用時における利用料金の徴収方法 Q29. 事業所と里親の振分基準 Q30. 里親活用時におけるフォスティング機関の活用有無 ▼▼▼Q30で「里親」にて「児童相談所がフォスティング業務を担っており、活用」「里親支援センターがフォスティング業務を担っており、活用」「民間機関がフォスティング業務を担っており、活用」「児童家庭支援センターを活用」 Q31. フォスティング機関の役割	
本事業の利用状況（需要） 3		需給ギャップの状況・要因 6	
▼Q6で「令和6年度において実施している」 Q12～17. 令和5年度利用者数（総数、こどもの年齢別、利用日数別、利用曜日別、自己負担額の有無別） Q18. 主な利用理由 Q37. 利用申請を断ったこと		Q46. 潜在需要の発掘状況 Q47. 供給量の過不足状況 ▼Q6で「令和6年度において実施している」 Q49. 供給不足等解消のための工夫・取組み Q50. 供給量確保に向けた障壁 Q51. 供給量確保のための国への要望・意見 Q52. 本事業の今後の拡充方針 ▼Q52で「今後拡充予定である」「今後拡充に向けて、検討・議論を行う」 Q53. 供給量の目標値 Q54. 供給量拡充に向けた方策	
潜在的な需要の試算 4		その他 7	
Q44. 量の見込みの算出にあたり参考にした要素 Q45. 量の見込みの算出にあたり勘案した要素 Q46. 量の見込みの算出値の供給量決定への活用状況		Q55. 自由意見	

② 事業者向け調査

事業者向け調査は悉皆調査として全事業者を対象に配付、施設に関する調査と法人に関する調査の2種を実施した。有効回答は施設：356件、法人：217件であった。

図8 事業者向け調査の調査概要

調査目的	子育て短期支援事業の事業者（＝供給側）の視点から、現行の事業の実施実態や供給量増大に向けた課題感等を明らかにする。
調査地域	全国
調査対象者	子育て短期支援事業を受託している全事業者
回答者数	施設向け調査：356件 法人向け調査：217件
設問数	施設向け調査：21問 法人向け調査：16問
調査手法	都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼、Webアンケート画面を作成の上展開
調査項目	下記参照
調査時期	2024/12/2～2024/12/27

本調査		
基礎情報	事業の実施状況	
Q1_1. 担当者名 Q1_2. 電話番号 Q1_3. メールアドレス Q2_1. 施設名称 Q2_2. 運営法人名称 Q3_1. 所在地（都道府県） Q3_2. 所在地（市区町村） Q4. 施設分類 Q5. 本事業の委託を受けている自治体数 Q6. 本事業の定員の有無 Q8. 本事業の実施年数	▼Q5で2自治体以上 Q7. 複数自治体から利用申請があった場合の利用受け付けの考え方 Q9. 児童を受け入れる際の基本的な考え方 ▼Q9で「施設全体における既存事業の定員数と受入人数を照らし合わせ、定員に空きがある場合に本事業の児童を受け入れている」 Q11. 施設全体について、令和5年度既存事業における Q11_1. 定員 Q11_2. 直接処遇職員数 Q11_3. 1日あたりの利用者数 ▼Q9で「既存事業のユニット単位の定員数と受入人数を照らし合わせ、ユニット単位の定員に空きがある場合に本事業の児童を受け入れている」 Q12. 施設内のユニットについて、令和5年度既存事業における Q12_1. ユニットごとの定員 Q12_2. ユニットごとの直接処遇職員数 Q12_3. ユニットごとの1日あたりの利用者数 Q12_4. ユニットの数 Q10. 児童の受入を判断する上での制約 Q13. 職員のスキルや人員配置等に関連して実施している配慮や取組 Q14. 部屋・設備に関して重視している点	Q15. 取り組んでいる業務内容 Q16. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数 Q17. 本事業における (1) 利用料収入＋運営費補助額の合計（令和5年度） (2) 開設準備経費（改修費等）（令和5年度） (3) 専従人員配置支援（令和6年度見込み） ▼Q5で2自治体以上かつQ17（3）あり Q18. 専従人員配置支援の自治体分担 事業収支・施設収支への影響 ▼Q4で「他施設に付設せず、単独事業所として実施」 Q19. 本事業単独での事業収支 ▼Q4で「他施設に付設せず、単独事業所として実施」以外 Q20. 本事業が施設全体の収支に与える影響 ▼▼Q19、Q20で本事業の事業収支が黒字でない、または、本事業実施による施設全体の収支にプラスの影響がない Q21. 収支が黒字でない、収支にプラスの影響がない理由

③ 里親向け調査

里親向け調査は市区町村・事業者からショートステイ里親として登録している方を対象に配付、実施した。有効回答は372件であった。

図9 里親向け調査の調査概要

調査目的	・ 子育て短期支援事業を担う里親（＝供給側）の視点から、現行の事業の実施実態や受け入れ人数・日数の増大に向けた課題感等を明らかにする。
調査地域	全国
調査対象者	子育て短期支援事業での預かりを市町村または事業者から依頼されている全里親
回答者数	372名
設問数	36問
調査手法	都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼、Webアンケート画面を作成の上展開
調査項目	下記参照
調査時期	2024/11/18～2024/12/13

本調査				
属性情報	令和4年度までの経験	令和5年度の実績	令和6年度の意向	受け入れの条件や課題・要望
Q1. 里親登録をしている都道府県 Q2. 里親の年齢 Q3. 里親の家族構成 Q8. 保有資格 Q9. 里親登録継続年数 Q10. 養育里親の経験	Q11. 子育て短期支援事業を受け入れた経験 Q12. 一時保護を受け入れた経験	Q4. 子育て短期支援事業で里親としての受け入れ意向 Q5. 子育て短期支援事業で里親としての受け入れ実績 ▼Q5で受け入れ実績なし Q6. 受け入れ実績がない理由 Q14. 最大連泊数 Q16. 受け入れ人数 Q17. 受け入れを断ったケースの有無 ▼Q17で断ったケースあり Q18. 受け入れを断った理由 Q19. 受け入れた児童の保護者への支援の有無 ▼Q19で保護者への支援あり Q20. 支援のタイミング Q21. 支援の内容 Q22. 受け入れ可能な曜日・時間帯 Q23. 受け入れができない曜日・時間帯の理由 Q24. 一律同額の委託料を受け取っていたか、その場合の金額 ▼Q24で「条件によって委託料の金額が異なる。」 Q25. 日額委託料・条件 Q34. 本事業で実際受け入れた際に、対応が困難だったケース ▼Q34で困難だったケースあり Q35. 困難だった理由	Q7. 子育て短期支援事業で里親としての受け入れ意向	Q13. 子育て短期支援事業での受け入れ可能人数 Q15. 子育て短期支援事業での受け入れ部屋 Q26. 委託料は足りているか ▼Q26で委託料は足りていない Q27. 足りていない理由 Q28. 受入可能日数の制限になる原因 Q29. 里親として本事業を行う際の課題 Q30. 本事業の実施にあたり必要となるスキル・望ましい研修 Q31. 本事業の実施にあたり、事前に必要な情報 Q32. 本事業の実施にあたり、お預かりするお子様に関して事前共有されている情報 Q33. 本事業の実施にあたり、本事業を受け入れやすくなる支援 Q36. 継続実施に向けた国・自治体等への要望・意見

④ 保護者向け調査

保護者向け調査は民間調査会社のモニター登録者を対象に配付、実施した。なお、回答者について本事業の利用実績等を基にスクリーニングを行ったうえで、本調査を実施した。有効回答は500件であった。

図10 保護者向け調査の調査概要

調査目的	・子育て短期支援事業の利用者（＝需要側）の視点から、現行の事業の利用実態や利用にあたっての課題感等を明らかにする。
調査地域	全国
調査対象者	子育て短期支援事業の利用実績のある保護者
回答者数	500（①東京23区＋政令指定都市＋中核都市、②その他の地域の2区分に分け、同数ずつ割付け）
設問数	29問
調査手法	民間調査会社のモニター登録者に対して、民間調査会社経由で調査依頼（Webアンケート）
調査項目	下記参照
調査時期	2024/11/1～2024/11/5

スクリーニング

SC1. 居住都道府県
SC2. 居住市区町村
SC3. 家族構成
SC4. 同居している
子どもの人数・年齢
SC5. 子育て
短期支援事業の
利用実績

調査対象外

SC1. 海外
SC4. 同居している子ども
0人
SC5. 令和5年度以降利
用したことはなく、子育て
短期支援事業の支援内容
（ショートステイ、トワイ
ライトステイ）や利用条件をある
程度知っているが、令和5、
6年度中において実家や友人
など子どもの一時的な預け
先があったため利用してみ
たいと思う場面はなかった
令和5年度以降利用したこ
とはなく、子育て短期支援
事業があることは知っている
が支援内容などは把握して
いない
子育て短期支援事業を知ら
ない

属性情報

▼全員
Q1. 世帯年収

子育て短期支援事業利用状況

▼SC5.でR5年度以降利用実績あり
Q2. 子育て短期支援事業（ショール
トステイ）の1泊2日あたりの利用金額
▼▼Q2でショートステイ利用実績あり
Q5. 子育て短期支援事業
（ショートステイ）の利用理由
Q6. 子育て短期支援事業
（ショートステイ）の利用頻度
Q4. 子育て短期支援事業を利用した
きっかけ（初回利用時）
Q7. 子育て短期支援事業（トワイ
ライトステイ）の利用理由
Q8. 子育て短期支援事業（トワイ
ライトステイ）の利用頻度
▼SC5.でR5年度以降利用実績なし
Q12. 子育て短期支援事業を利用し
たことがない理由

本調査

▼、▼▼ | 回答対象者条件

子育て短期支援事業の認知等

▼全員
Q3. 子育て短期支援事業を知った
きっかけ
Q9. ショートステイ里親の認知
Q10. 子育て短期支援事業における
里親の利用意向
▼▼ Q10で里親を活用したくない
Q11. 子育て短期支援事業におい
て、里親を利用したくない理
由

子育て短期支援事業利用意向

▼全員
Q13. 子育て短期支援事業（ショール
トステイ）を利用したい場面
Q14. 子育て短期支援事業（トワイ
ライトステイ）を利用したい場面
Q15. 子育て短期支援事業の利用
申請にあたっての課題点・改善点
Q17. 子育て短期支援事業の利用を
断念したケースの有無
▼▼ Q17で利用を断念したことがある
Q18. 子育て短期支援事業の
利用を断念した理由
Q21. 子育て短期支援事業を
利用したいと思う日
▼SC5.でR5年度以降利用実績あり
Q16. 子育て短期支援事業の良かった
点・悪かった点
Q19. 子育て短期支援事業の今後の
利用意向
▼▼ Q19で今後利用したいと思わ
ない
Q20. 子育て短期支援事業を
今後利用したいと思わない理由

子育て短期支援事業の料金

▼全員
Q22. 子育て短期支援事業（ショール
トステイ）の利用料金について、高い
と感じ始める料金
Q23. 子育て短期支援事業（ショール
トステイ）の利用料金について、安い
と感じ始める料金
Q24. 子育て短期支援事業（ショール
トステイ）の利用料金について、これ
以上高いと利用できないと感じ始める
料金
Q25. 子育て短期支援事業（ショール
トステイ）の利用料金について、これ
以上安いとサービスの質に不安を感じ
始める料金
Q26. 子育て短期支援事業（トワイ
ライトステイ）の利用料金について、
高いと感じ始める料金
Q27. 子育て短期支援事業（トワイ
ライトステイ）の利用料金について、
安いと感じ始める料金
Q28. 子育て短期支援事業（トワイ
ライトステイ）の利用料金について、
これ以上高いと利用できないと感じ
始める料金
Q29. 子育て短期支援事業（トワイ
ライトステイ）の利用料金について、
これ以上安いとサービスの質に不安を
感じ始める料金

5. ヒアリング調査の概要

(1) 調査方針

ヒアリング調査は、プレヒアリング調査と本ヒアリング調査の2段階で実施した。プレヒアリング調査では、本事業の実態・課題や需給ギャップ解消に向けた有効な施策について確認するというヒアリング調査本来の目的に加え、有効な示唆が得られる調査項目・調査方法となっているかという観点での精査のために実施し、本ヒアリング調査に向けて調査項目の精査や実施方法の検討（自治体・事業者同席で実施するか）を行った。

なお、本ヒアリング調査では、プレヒアリング調査や検討委員会での意見を踏まえ、自治体・事業者へのヒアリングに際して両者の同席を求めずに個別に実施することとした。

図 11 ヒアリング調査の進め方



(2) 調査概要

① 調査対象先

ヒアリング調査では、子育て短期支援事業の運営の実態把握や、供給量確保に資する施策検討のための示唆獲得を目的に、プレヒアリング調査・本ヒアリング調査を通じて、計7自治体、8事業者の協力のもと、調査を実施した。

なお、調査対象先は、アンケート調査結果から優良事例と想定される自治体・事業者の他、検討委員会での意見を踏まえ選定した。

図 12 ヒアリング調査 調査対象先一覧

自治体		委託事業者	
		※福岡県福岡市と同時にヒアリングを実施	
1	福岡県福岡市 人口20万人以上 プレヒアリング	1	SOSこどもの村JAPAN* (福岡県福岡市) プレヒアリング
2	千葉県松戸市	2	日本児童育成園 (岐阜県岐阜市) プレヒアリング
3	兵庫県尼崎市	3	晴香 (千葉県松戸市)
4	兵庫県西宮市	4	別府光の園 (大分県別府市)
5	三重県桑名市 人口5万人超、20万人未満 プレヒアリング	5	青草の原 (東京都新宿区)
6	埼玉県朝霞市	6	野町保育園 (石川県金沢市)
7	福岡県嘉麻市 人口5万人以下	7	光明童園 (熊本県水俣市)

図 13 ヒアリング項目（自治体向け）

項目	概要
主なヒアリング項目	1. 事業の効果・意義 - 事業に取り組む意義 - 事業実施による効果 2. 事業実施状況 - 本事業の捉え方、位置づけ、事業対象者や対象者設定の考え方 - 実際の需要の状況（利用者属性別の利用人数、頻度、利用シーン等） - 需給ギャップに関する認識（人材・予算の過不足の有無、想定する要因等） - 連携している事業者、事業者との関係性（料金の徴収方法、望ましい自治体・事業者の役割分担） - 都道府県や周辺自治体との広域連携の状況及び、連携している場合にはその内容 - 取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法 3. 適切な需要量の把握、十分かつ適切な供給確保に向けた取組 - 供給量確保の工夫（広域連携、フォスティング機関・里親の活用、休日の対応方法、個別ニーズへの柔軟な対応（例：送迎、保育所との連携等）等） - 需要の算出方法の工夫（量の見込みの捉え方、活用実態） - 需要発掘のための工夫（広報活動、利用要件の緩和・利用料の設定方法、申請の簡易化、相談員への周知・研修等） - 各工夫により得られた効果 - 専従人員配置支援等の国の支援の活用・検討状況及び、活用できている場合にはその活用方法 - 事業拡充に向けて効果的な国からの支援等 4. その他 - 成果物となる事例集へのご意見（どのような内容が掲載されていると参考になるか） - 供給量の確保や、需要把握の精緻化・需要把握を行うにあたり把握したい先進事例やポイント

図 14 ヒアリング項目（事業者向け）

項目	概要
主なヒアリング項目	1. 事業の効果・意義 - 事業に取り組む意義 - 事業実施による効果 - 施設の多機能化の対応 2. 供給量の確保にむけた取組 - 自治体からの申請に対して出来るだけ受け入れるための工夫 - リソースの活用（本事業と既存事業を実施する生活区域の棲み分け、里親の利用状況（里親を活用できている理由）、受け入れ先（施設・里親）の仕分けの仕方、里親への相談対応などのアフターフォローなど里親の確保における工夫、職員数の確保など運営の工夫） - 需給ギャップに関する認識（人材・予算の過不足の有無、想定する要因等） - 取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法 - 自治体との連携状況（望ましい自治体・事業者の役割分担、要保護児童対策地域協議会等の会議への参加など） 3. 提供する支援の質の確保 - 本事業の実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景 - 職員のスキルや人員配置で施設が独自に、主に子育て短期支援事業の質の担保のために実施している内容、実施背景 - ニーズの聞き取りや受け入れ先の仕分（施設・里親）、利用者と里親のマッチング（事前の相性確認など）における工夫 - 利用者が里親へ預ける心理的ハードルを解消するための工夫 - 専従人員配置の活用・検討状況及び、活用できている場合にはその活用方法 4. その他 - 成果物となる事例集に関するご意見（どのような内容が掲載されていると参考になるか） - 供給量の確保や、需要把握の精緻化・需要把握を行うにあたり把握したい先進事例やポイント

6. 成果の公表方法

本事業の成果は、株式会社日本総合研究所のホームページにおいて公開する。

第2部 調査結果及び示唆

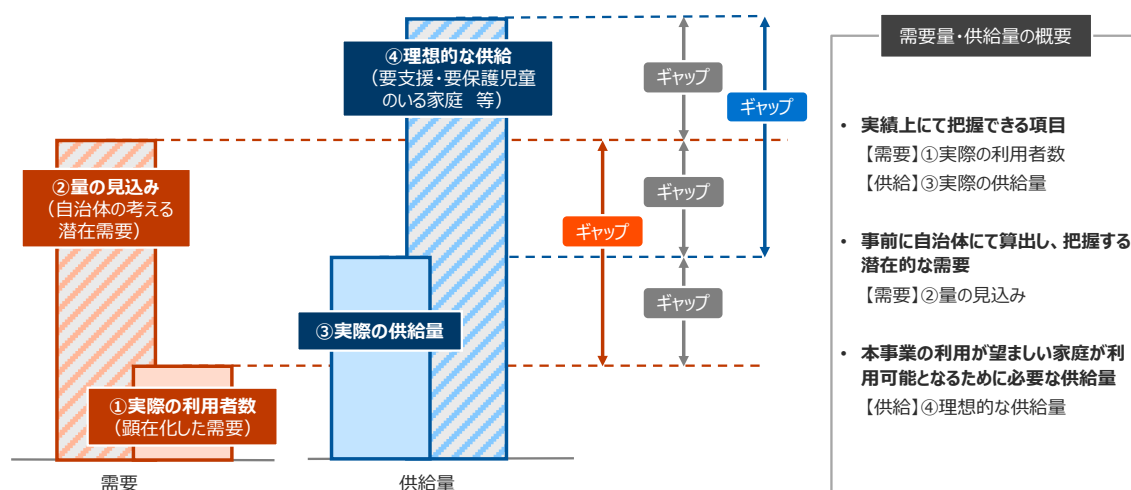
第1章 調査方針

1. 本調査における需給ギャップの考え方

本事業の需要量として自治体では「量の見込み」を参考に算出し、算出結果に合わせた供給量を確保することが求められる。他方で、そもそも量の見込みに対して供給量が十分に確保できていない場合や、利用が望ましい家庭に事業が届いていない可能性がある。

本調査では需要と供給の間に乖離が発生している状況を需給ギャップとして定義、その発生要因や有効施策の検討を行った。なお、需給ギャップは下図に示すとおり、複数のパターンが想定され、本事業において発生している需給ギャップの要因が何かを明らかにし、要因に対応した有効な施策を検討する必要がある。

図 15 需給ギャップのパターン（イメージ）



2. 本調査における論点

本事業の現状に係る実態把握や需給ギャップ解消（事業拡充）に向けた課題・施策の把握を行うために、本調査においては3つの論点を設定したうえで調査設計を行った。

図 16 本調査における論点

論点1

需給ギャップの発生有無・要因の把握

- ・ 「調査研究事業の背景」に記載のとおり供給量が不足しており、かつ本事業の利用が望ましい家庭（要支援・要保護児童等）に適切に支援が届いていない可能性がある。
- ・ そこで、当該可能性を含めた需給ギャップの有無及び、その発生要因を把握することが求められる。

論点2

里親活用の実態把握

- ・ 本事業では里親（以下、「ショートステイ里親」という。）の活用が進められているが、里親の活用状況や活用に応じた課題等を対象とした調査は存在せず、活用実態が把握できていない。
- ・ そこで、里親の実態把握を目的とする一定程度の規模感のある調査の実施が求められる。

論点3

事業の拡充に向けた施設等の運営実態の把握

- ・ 本事業は施設・設備の基準や人員配置基準などが明確には定められておらず、施設等の運営実態が十分に把握できていないため、事業拡充に向けた国支援の方向性等が検討できていない。
- ・ そこで、本事業における施設・設備・予算（収支）を含めた運営実態の把握が求められる。

3. 本調査で明らかにしたい事項

アンケート調査・ヒアリング調査の詳細な調査設計にあたっては、上記の論点に沿って有効な示唆を得るために、明らかにしたい事項（リサーチクエスション）を6点設定した。需要・供給の実態把握の観点から「利用状況」「支援状況」「利用にあたっての課題」「支援にあたっての課題」の4点、需給ギャップの解消・事業拡充への方策の観点から「支援すべき対象者に届いているか」「適切な支援のための方策は何か」を調査、検討した。

第2章では、当該リサーチクエスションに沿ってアンケート調査・ヒアリング調査から得られた調査結果・示唆を取りまとめ示す。

図 17 明らかにしたい事項（リサーチクエスション）

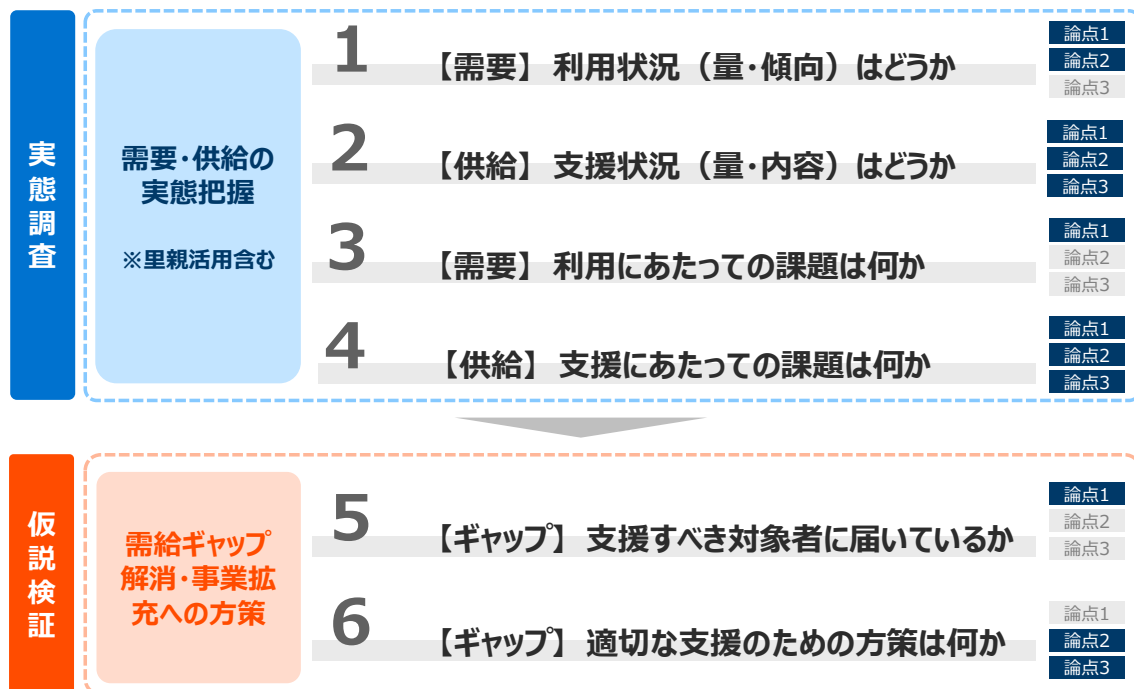


図 18 リサーチクエスチョンに対応する調査項目（実態把握）

リサーチクエスチョン		調査項目
1	利用状況（量・傾向）はどうか	- 利用者数はどの程度か - 利用者の傾向（要保護・要支援児童のいる家庭とそれ以外家庭での差異、利用の多い曜日等）は何か - 支援内容、利用理由のうちニーズの高いものは何か
2	支援状況（量・内容）はどうか	- 利用者の設定、料金設定、利用可能日時などの支援内容は何か - 事業の提供者（直営 / 委託事業者 / 里親活用）及び、その量はどの程度か - 本事業のサービス水準として適切な基準をどのように考えているか（考えられているか）
3	利用にあたっての課題は何か	- 利用が望ましい家庭が利用できる状況にあるか、ない場合はその理由（周知、スティグマ、利用料金等）は何か - 利用時にトラブルが発生したことはあるか、またその内容は何か
4	支援にあたっての課題は何か	- 需要量を適切に把握できているか - 支援実施・拡大に当たって不足するリソース（予算、人材（委託事業者・自治体職員））は何か

図 19 リサーチクエスチョンに対応する調査項目（需給ギャップ解消への方策）

リサーチクエスチョン		調査仮説
5	支援すべき対象者に適切に事業が届いているか	【事業設計（主に自治体に対して調査）】 - 自治体において支援が行き届いていない年齢層等があるのではないか - 要支援要保護児童数と比較した際、供給量が不十分な状況が（引き続き）あるのではないか（※） ※ただし、そもそも要支援要保護児童家庭においてどの程度の家庭が本事業を必要としているかに配慮する必要がある - 自治体は令和6年拡充事業に伴う対象者拡充を行ううえで、何らかの障壁があるのではないか - 利用方法等（利用申請の流れ、利用可能枠、利用料、送迎等）に改善の余地があるのではないか - 量の見込みの算出結果を踏まえた、供給量確保に課題を抱えているのではないか - 供給が確保できない・利用希望はあるものの利用上限のため、利用ができないケースがあるのではないか
6	適切な支援（量・質）を確保するための方策は何か	【自治体等】 - 不足するリソースがある場合、その確保に向けて工夫や取組みが行われているものの、把握しきれていないのではないか - 事業評価が適切に行われていない可能性はないか - 利用者の需要喚起のために、どのような工夫や取組みが行われているか 【ショートステイ里親】 - 里親にとって、対応しにくい年齢層があるのではないか - 事業受入に何らかの不安があり、受け入れを躊躇する事例があるのではないか - そもそも、ショートステイ里親の活用に向けて周知・広報がまだ不十分なのではないか - 里親と利用者（こども）もマッチングが丁寧に行われていない等、事業を受け入れるにあたり適切な支援が受けられていないのではないか（フォスティング機関等の活用が不十分なのではないか） - 自宅で預かることに弊害があり、自宅以外であれば受け入れられる等のニーズがあるのではないか 【事業所等】 - 人員配置及び施設状況に差異があり、サービスの質に地域差等が生じ、こどもにとって安全で快適な環境を提供できていない可能性があるのではないか - 職員の不足や職員の質の担保に課題があり、こどもに対するケアが不足しているケースがあるのではないか - 供給量確保に際し、運営資金が足りない問題が生じているのではないか ↳ 足りない場合、どのような資金が不足しているのか（送迎費、人件費等）

第2章 調査結果及び示唆

1. 各アンケート調査の回答者の基礎情報について

① エクゼクティブサマリー

a. 自治体の基礎情報

- 回答自治体の人口規模について、「5万人以下」の自治体の割合が62.1%と最も高く、「5万～20万人未満」が27.7%と続く。

b. 事業者の基礎情報

- 回答のあった事業者の施設分類は、「児童養護施設（主に本体施設にて本事業を実施）」の割合が最も高く、本事業の委託を受けている自治体数は、「1自治体」の割合が最も高かった。
- 本事業の実施年数は5年以下の割合が最も高かった。

c. ショートステイ里親の基礎情報

- 里親向けアンケート調査に回答した里親の年齢は、40代以上で90%以上を占める。里親の家族構成として、共働きが50%以上を占める。資格は特に持っていないショートステイ里親は47.2%で、保有資格が多いのが保育士である。
- 里親登録継続年数は5～10年未満が28.1%で最も多く、養育里親の経験があるが約6割を占める。
- 令和4年度までに子育て短期支援事業を受け入れた経験があるショートステイ里親が44.8%であり、令和4年度までに一時保護を受け入れた経験があるショートステイ里親が46.6%いる。
- 令和6年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れる意向があるが85.5%を占めている。

d. 保護者の基礎情報

- 回答のあった保護者の家族構成は、都市部、その他の地域とも「夫婦＋こども」が最も高く8割を超える。同居している18歳未満のこどもの数は、都市部では「2人」が最も多く、「1人」が続く。その他の地域では「1人」が最も多く「2人」が続く。同居している18歳未満のこどもの年齢は、都市部、その他の地域とも、「2歳以上6歳未満」のこどものいる回答者が最も多い。
- 子育て支援事業の利用実績について、都市部、その他の地域ともに、5割前後が「令和5年度、令和6年度に利用実績あり」と回答があり、年収、同居しているこどもの人数、による顕著な差はない。
- 回答のあった保護者の世帯年収は、都市部、その他の地域とも「500万円以上、700万円未満」の割合が最も高く、「700万円以上、1,000万円未満」が続く。都市部ではその他の地域に比べて「1,000万円以上、1,500万円未満」の割合が高い。

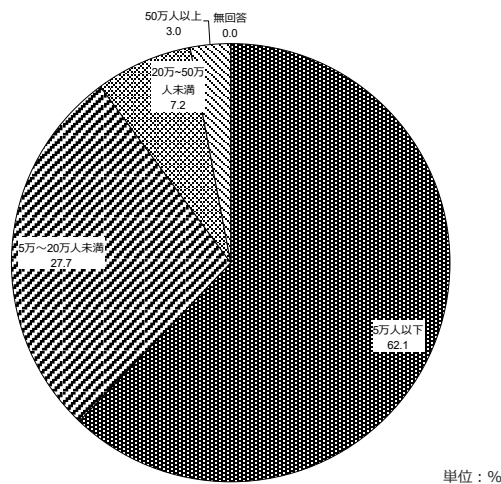
② 個別分析結果

a. 自治体の基礎情報 | 自治体向けアンケート調査結果

回答自治体の人口規模について、「5万人以下」の自治体の割合が62.1%と最も高く、「5万～20万人未満」が27.7%と続く（図20）。

図20 人口規模

Q5-1. 令和5年における貴自治体の人口をお答えください。※令和5年4月時点【単一回答】
(n=977)

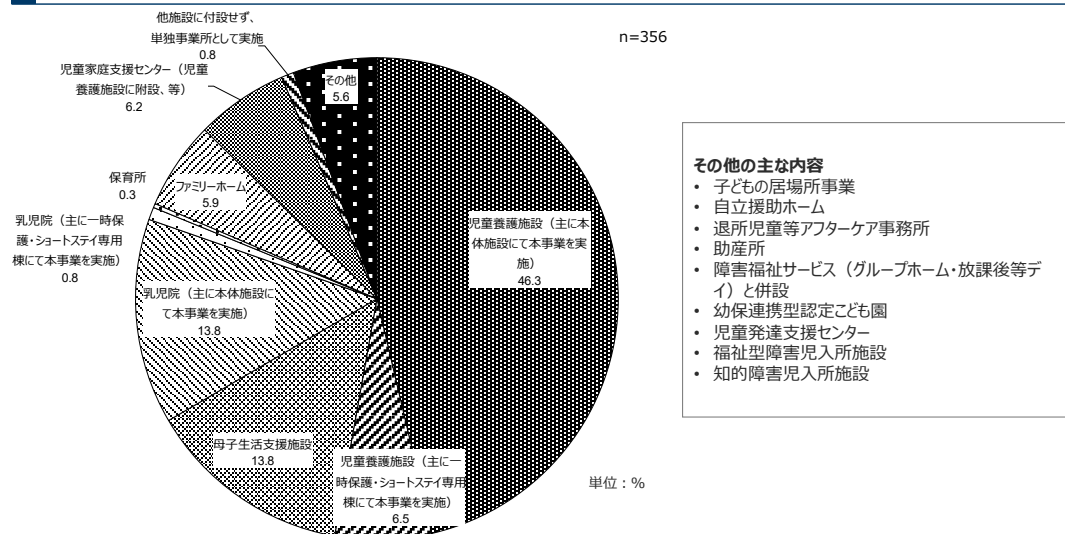


b. 事業者の基礎情報 | 事業者向けアンケート調査結果

回答のあった事業者の施設分類は、「児童養護施設（主に本体施設にて本事業を実施）」の割合が最も高く、「母子生活支援施設」、「乳児院（主に本体施設にて本事業を実施）」が続く（図21 施設分類図21）。

図21 施設分類

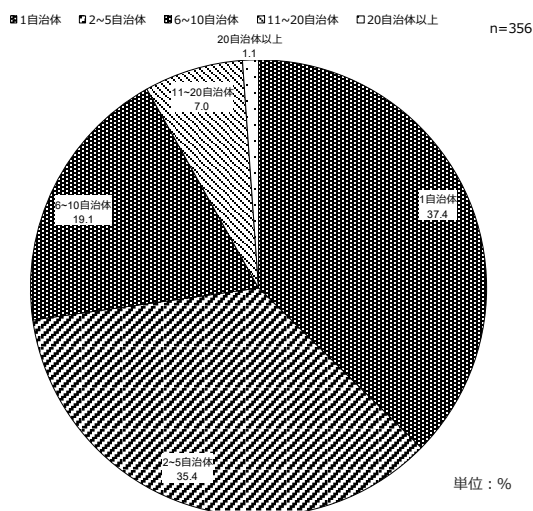
Q4. 貴施設の分類を教えてください。※以下、「子育て短期支援事業」を「本事業」と記す。【単一回答】
(n=356)



本事業の委託を受けている自治体数は、「1自治体」の割合が最も高く、「2～5自治体」、「6～10自治体」が続く（図22）。

図22 本事業の委託を受けている自治体数

Q5. 貴施設が本事業の委託を受けている自治体の数を教えてください。【単一回答】
(n=356)

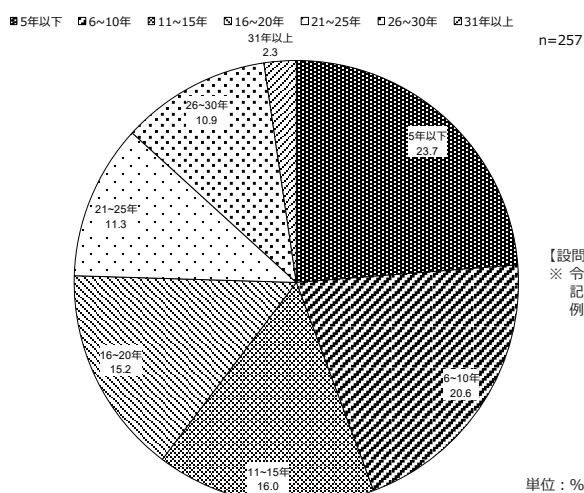


※2.0%未満は値表示なし

本事業の実施年数は、「5年以下」の割合が最も高く、「6～10年」、「11～15年」が続く（図23）。

図23 本事業の実施年数

Q8. 貴施設における本事業の実施年数を教えてください。【単一回答】
(n=257)



【設問文の注釈】

※ 令和6年12月までの実施年月について、切り上げで記載してください。

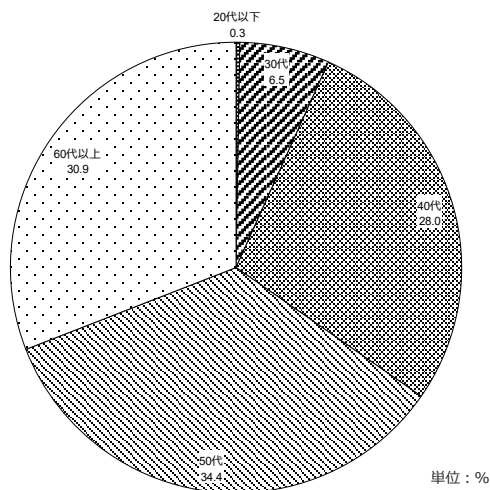
例: 令和3年8月から令和6年12月（現在）までの3年4か月実施している場合、「4年」と回答。

c. ショートステイ里親の基礎情報 | 里親向けアンケート調査結果

ショートステイ里親の年齢は、50代が最も多く34.4%、次いで60代以上が30.9%である。40代以上で90%以上を占める（図24）。

図24 ショートステイ里親の年齢

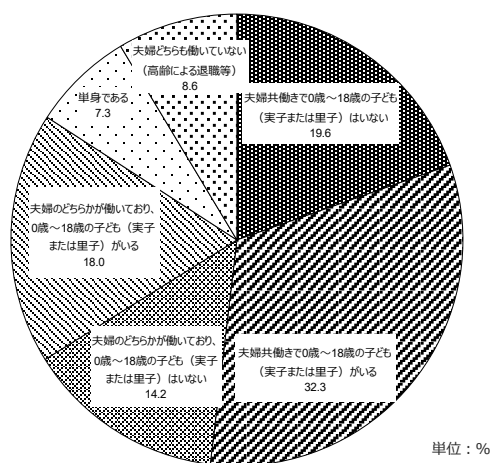
Q2. 令和5年度末時点での里親ご自身の年齢について教えてください。【単一回答】
(n=372)



ショートステイ里親の家族構成は、夫婦共働きで0歳～18歳のこども（実子または里子）がいるが最も多く32.3%が多く、次いで夫婦共働きで0歳～18歳のこども（実子または里子）はいないが19.2%であり、共働きが50%以上を占める（図25）。

図25 ショートステイ里親の家族構成

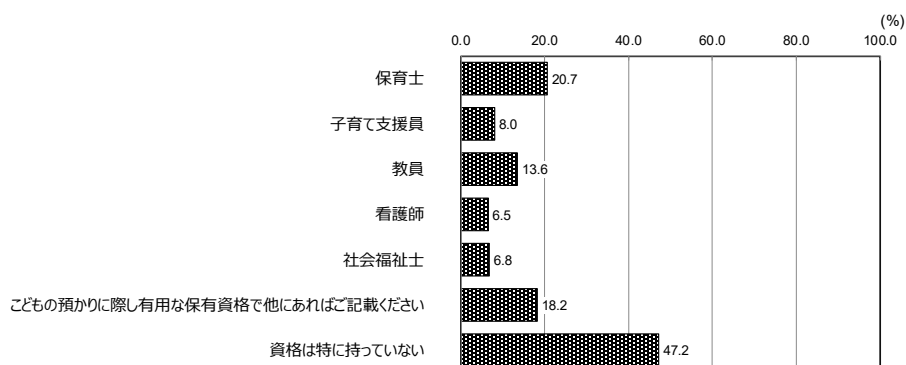
Q3. 令和5年度末時点での里親ご自身のご家族について教えてください。【単一回答】
(n=372)



ショートステイ里親の保有資格について、「資格は特に持っていない」が47.2%と半数を占めている（図26）。保有資格で最も多いのが保育士20.7%、次いで教員13.6%である（図26）。

図26 ショートステイ里親の保有資格

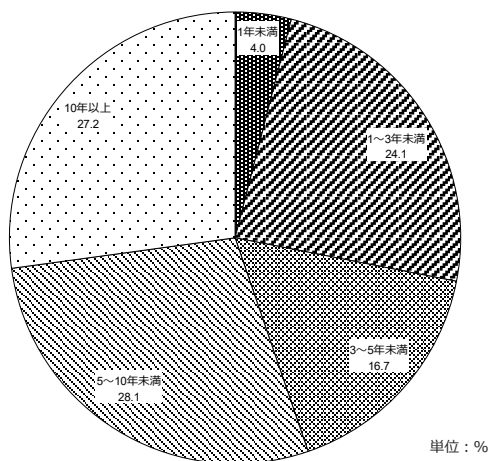
Q8. 令和5年度末時点での保有資格について、当てはまるものをお選びください。【複数回答】
(n=324)



ショートステイ里親の里親登録継続年数は、5～10年未満が28.1%で最も多く、次いで10年以上が27.2%。5年以上が半数以上を占めている（図27）。

図27 里親登録継続年数

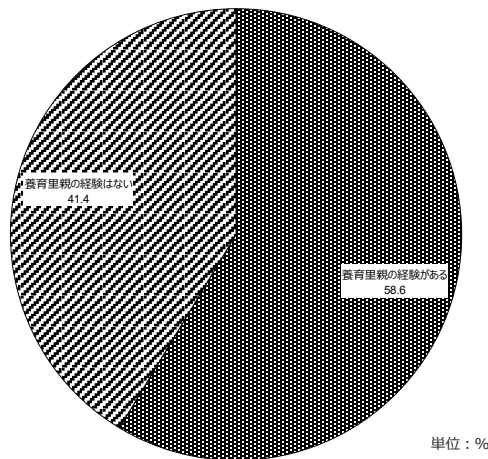
Q9. 本事業に関係なく、令和5年度末時点での里親登録継続年数を数字のみをご記入ください。【単一回答】
(n=324)



ショートステイ里親の中で、「養育里親の経験がある」が約6割を占める（図28）。

図28 養育里親の経験

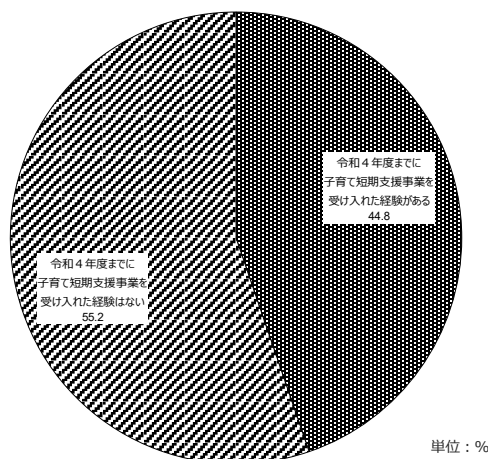
Q10. 本事業に関係なく、令和5年度末時点での養育里親についてのご経験はありますか。【単一回答】
(n=324)



令和4年度までに子育て短期支援事業を受け入れた経験はないが55.2%で、受け入れた経験があるが44.8%である（図29）。

図29 子育て短期支援事業を受け入れた経験

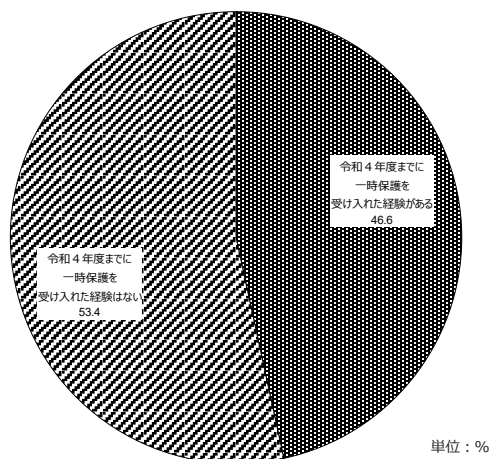
Q11. 令和4年度までに子育て短期支援事業を受け入れたご経験はありますか。【単一回答】
(n=324)



令和4年度までに一時保護を受け入れた経験があるが46.6%いる（図30）。

図30 一時保護を受け入れた経験

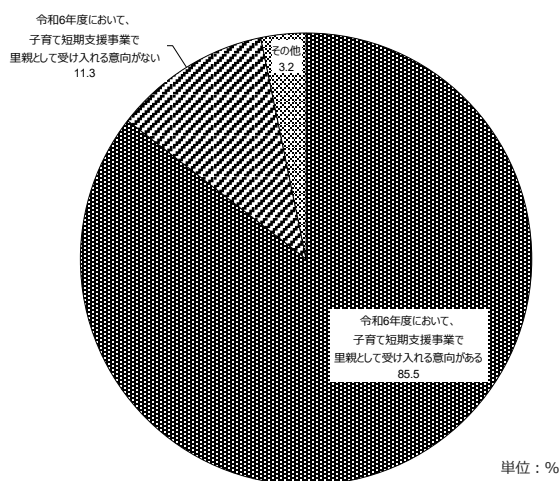
Q12. 令和4年度までに一時保護を受け入れた経験はありますか。【単一回答】
(n=324)



令和6年度において、子育て短期支援事業で「里親として受け入れる意向がある」が85.5%を占め、「里親として受け入れる意向がない」の11.3%を大きく上回る（図31）。

図31 令和6年度の子育て短期支援事業で里親としての受け入れ意向

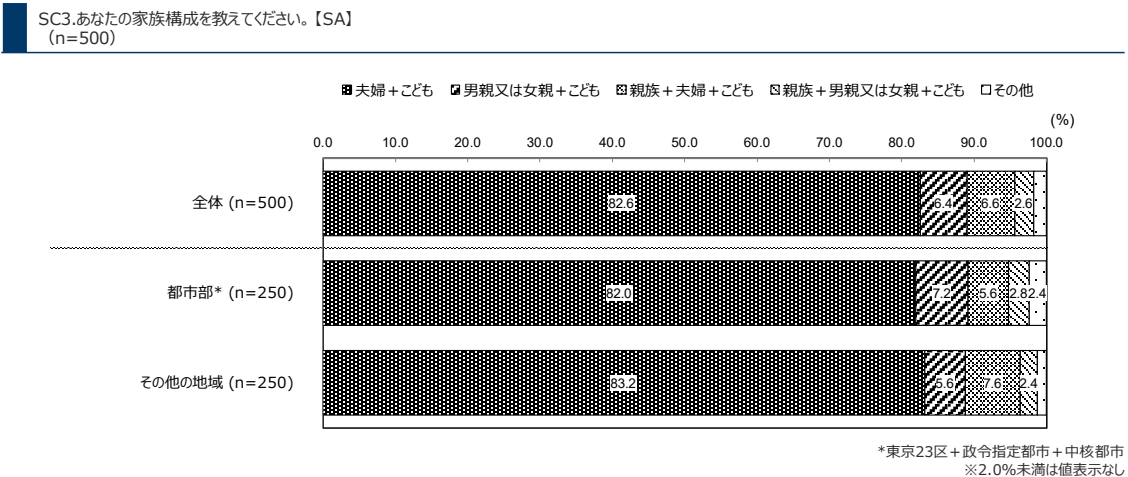
Q7. 令和6年度において、子育て短期支援事業で里親としてショートステイまたはトワイライトステイの受け入れ意向はありますか。【単一回答】
(n=372)



d. 保護者の基礎情報 | 保護者向けアンケート調査結果

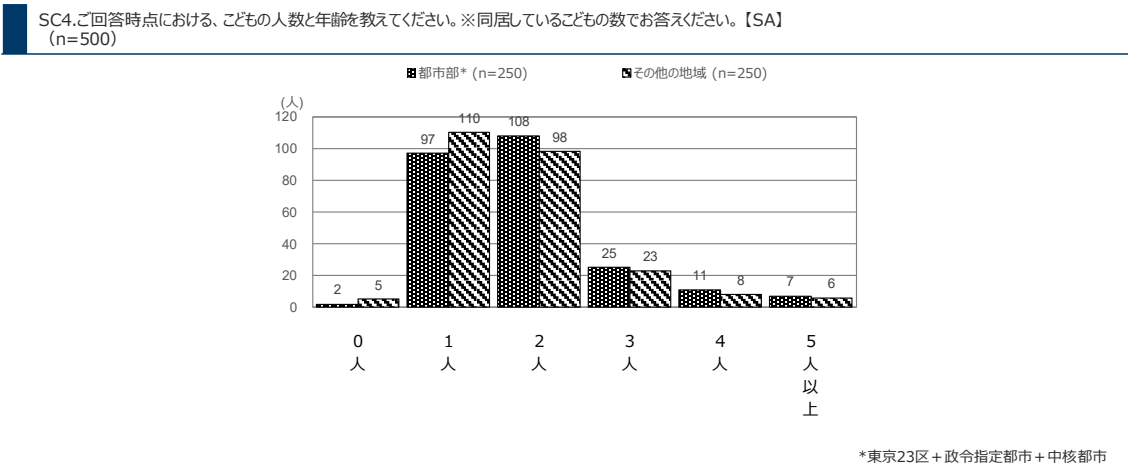
家族構成は、都市部、その他の地域とも「夫婦＋子ども」が最も高く8割を超える（図32）。

図 32 家族構成



同居している18歳未満のこどもの数は、都市部では「2人」が最も多く、「1人」が続く。その他の地域では「1人」が最も多く「2人」が続く（図33）。

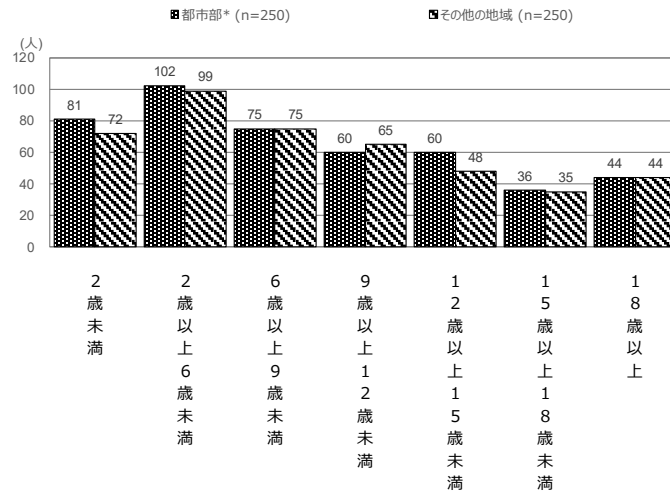
図 33 同居している子ども（18歳未満）の人数



同居している18歳未満のこどもの年齢は、都市部、その他の地域とも、「2歳以上6歳未満」のこどものいる回答者が最も多い（図34）。

図34 年齢別 同居しているこども（18歳未満）の有無

SC4.ご回答時点における、こどもの人数と年齢を教えてください。※同居しているこどもの数でお答えください。【MA】
(n=500)

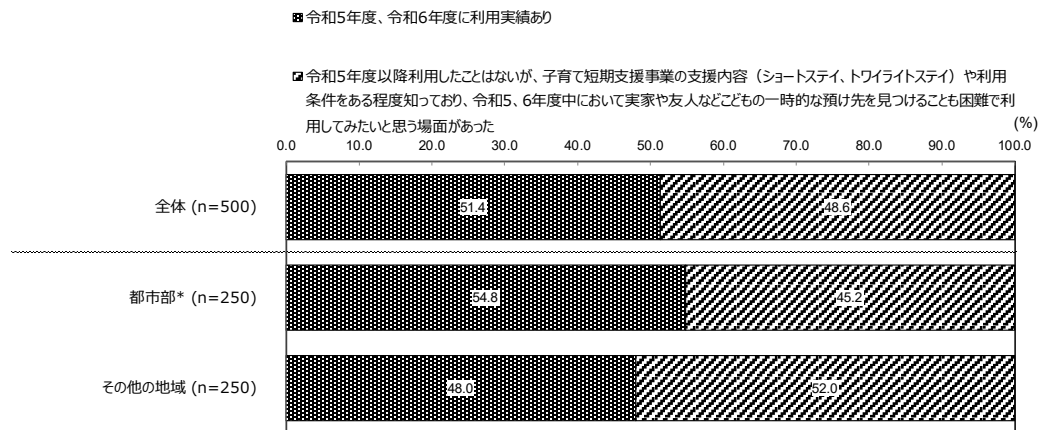


*東京23区+政令指定都市+中核都市

子育て支援事業の利用実績について、都市部、その他の地域ともに、5割前後が「令和5年度、令和6年度に利用実績あり」であった（図35）。

図35 子育て短期支援事業の利用実績

SC5.子育て短期支援事業の利用実績などについて、お答えください。【SA】 (n=500) ※子育て短期支援事業…子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。



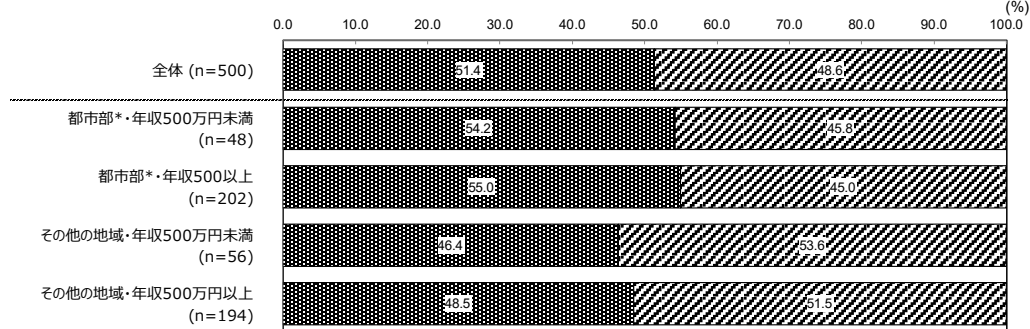
子育て短期支援事業の利用実績について、都市部、その他の地域ともに、年収によって利用実績ありの回答割合に顕著な差はない（図 36）。

図 36 子育て短期支援事業の利用実績（年収別）

SC5. 子育て短期支援事業の利用実績などについて、お答えください。【SA】（n=500）※子育て短期支援事業…子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

■ 令和5年度、令和6年度に利用実績あり

☑ 令和5年度以降利用したことはないが、子育て短期支援事業の支援内容（ショートステイ、トワイライトステイ）や利用条件をある程度知っており、令和5、6年度中において実家や友人など子どもの一時的な預け先を見つけることも困難で利用してみたいと思う場面があった



*東京23区+政令指定都市+中核都市

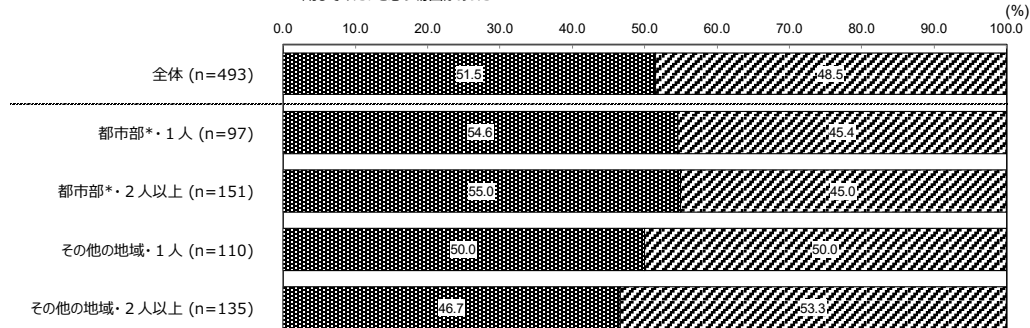
子育て短期支援事業の利用実績について、都市部、その他の地域ともに、18歳未満の同居の子の人数によって利用実績ありの回答割合に顕著な差はない（図 37）。

図 37 子育て短期支援事業の利用実績（18歳未満の同居の子の人数別）

SC5. 子育て短期支援事業の利用実績などについて、お答えください。【SA】（n=500）※子育て短期支援事業…子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

■ 令和5年度、令和6年度に利用実績あり

☑ 令和5年度以降利用したことはないが、子育て短期支援事業の支援内容（ショートステイ、トワイライトステイ）や利用条件をある程度知っており、令和5、6年度中において実家や友人など子どもの一時的な預け先を見つけることも困難で利用してみたいと思う場面があった

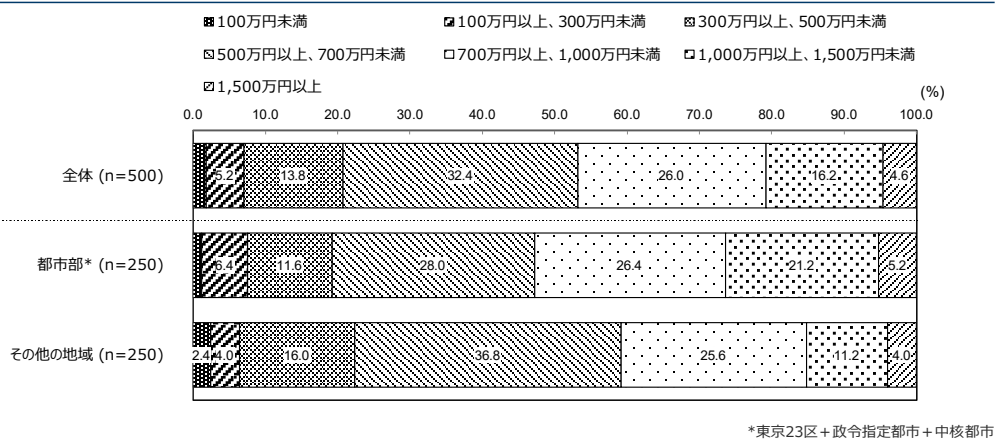


*東京23区+政令指定都市+中核都市

回答した保護者の世帯年収について、都市部、その他の地域とも「500万円以上、700万円未満」の割合が最も高く、「700万円以上、1,000万円未満」が続く。都市部ではその他の地域に比べて「1,000万円以上、1,500万円未満」の割合が高い（図38）。

図38 世帯年収

Q1.あなたのご家庭の世帯年収について、お答えください。【SA】
(n=500)



2. 【需要】利用状況（量、傾向）について

（1）調査結果及び示唆（アンケート調査）

① エグゼクティブサマリー

a. 自治体・事業者における利用状況

<自治体>

令和5年度の利用者数（実績値、合計）は10人未満の自治体が多いものの、短期入所生活援助事業（以下「ショートステイ」という。）では要保護・要支援児童のいる家庭及びその他家庭ともに「延べ人数/実績値」が4回以上の割合が要保護・要支援児童のいる家庭では23.1%、その他家庭では15.2%存在し、特に要保護・要支援児童のいる家庭では最も割合が高い「1未満」に次いで高いことから、繰り返し利用が一定数存在する可能性がある。

また、こどもの年齢別には全利用者数のうち未就学児（6歳未満）の利用者数が占める割合は60%以上と高い。利用曜日別には「延べ人数/実績値=1以上（≡繰り返し利用）」の自治体の割合が平日よりも休日の方が割合が高く、平日では要保護・要支援児童のいる家庭の方が、休日はその他家庭の方が「延べ人数/実績値=1以上（≡繰り返し利用）」の自治体の割合が高い。このことから、こどもを預ける支援の選択肢が限られる年齢層（親族等に1人で預けたり外出等行うには不安な年齢：未就学児である6歳未満）において利用ニーズが高く、また、家庭の状況関わらず仕事などでこどもの面倒を見ることのできない平日の利用ニーズも高い可能性がある。

<事業者>

利用ニーズの傾向として、こどもの年齢が2歳～12歳未満時の利用ニーズが高いことと、平日の利用ニーズが高い可能性があることが明らかになった。なお、利用者の受け入れ状況から見てきた工夫として、ショートステイの利用者は2歳未満児、慢性疾患児は乳児院が多く、2歳以上児では単独事業所と児童養護施設（一時保護・ショートステイ専用棟）が多く、緊急一時保護の親は母子生活支援施設が多いことから、各施設の既存事業の対象者と類似性・親和性の高い利用者を受け入れる傾向にあり、既存事業のノウハウが活用できる利用対象者を積極的に受け入れることで、既存のリソース（施設設備、人員等）を極力有効活用し、各事業者が本事業に取り組んでいる可能性がある。

b. 保護者の利用状況

子育て短期支援事業を知ったきっかけとして、都市部、その他の地域とも「市町村のホームページ」が最も高く4割を超えている。保護者がショートステイを利用したきっかけとして、自ら必要性を感じて利用申請を行っている利用者が一定程度存在する。このことから、支援者側（行政等）からのアウトリーチではなくHP等から利用希望者が自ら事業を調べ利用している、つまり十分に潜在需要の掘り起こしができていない可能性がある。

また、ショートステイについて都心部（※1）居住者とその他地域（※2）居住者（年収500万円以上）は「疾病」に伴う利用が多い中、その他地域居住者（年収500万円未満）は「育児疲れ」での利用の割合が高い。このことから、その他地域では、レスパイトケアの観点から支援を必要とする家庭に比較的アウトリーチできている可能性がある。

子育て短期支援事業の施設における月当たりの利用頻度は、都市部、その他の地域とも、「1回/月」が最も高く、「0回/月」が続く。

なお、夜間養護等事業（以下「トワイライトステイ」という。）の利用理由として、都市部、その他の地域とも、「ご自身や家族の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となるから」が最も高い。都市部では「こどもが利用を望んだから」、その他の地域では「市町村職員、相談員に利用を勧められたから」が続く。

※1 都心部…東京23区+政令指定都市+中核都市

※2 その他地域…都心部を除く地域

c. 里親ショートステイにおける利用状況

里親等の活用状況有無について、アンケートに回答した自治体のうち約24%が里親の「活用あり」、約13%が「活用に向けて検討中」であり、過半数以上の自治体で里親活用がされていない。ショートステイ里親へのショートステイの委託（以下「里親ショートステイ」という。）実績があると回答した事業者の割合は23%である。

保護者向けアンケート調査結果から、ショートステイ里親について、都市部で約5割、その他の地域でも約4割が保護者に認知されている。子育て短期支援事業における里親の利用意向について、都市部、その他の地域とも、「できれば活用したい」が3割を超えて最も高い。

ショートステイでのショートステイ里親への預かりの月当たりの頻度は、都市部、その他の地域とも、「0回/月」が最も高く約6割、「1回/月」が約3割で続く。トワイライトステイでの里親への預かりの月当たりの頻度は、都市部、その他の地域とも、「0回」が最も高く5割前後、「1回/月」が続く。施設の頻度に比べると、ショートステイ、トワイライトステイでの里親への預かりの頻度は「0回/月」の割合が大きい。

[本事項に係る委員のご意見]

第4回検討委員会にて、委員から下記意見が挙げられた。

- 要支援・要保護児童の家庭の場合、繰り返しの利用率が非常に高い。その場合、どのように本事業で補えるかが課題となる。毎週末に本事業のニーズがある場合、ほとんど保護者と共に生活する時間が殆どない状態をどのように考えるか、在宅で対応できる価値について考える必要が出てくる。自治体の本事業をどのように捉え、何を目的としているかが、大きく影響する。
- こどもの年齢が2歳～12歳未満の利用ニーズが高い点について、学齢期と就学前ではニーズやアプローチ・環境が異なるため、示唆を出す際に留意いただきたい。
- 2歳未満では利用費が異なる場合が多いため、自治体側では2歳未満と2歳以上については正確に把握していると考えられる。就学未満時のこどものニーズが高いことは示唆として言えるのではないか。
- 自治体としても現場感覚として小さい子どもの方が心配になりやすく、親も育児疲れしやすいことから2歳未満は多く存在する感覚がある。小学校3年生以上では、本人の意思も強く持つようになり、本事業を利用しない場合もある。

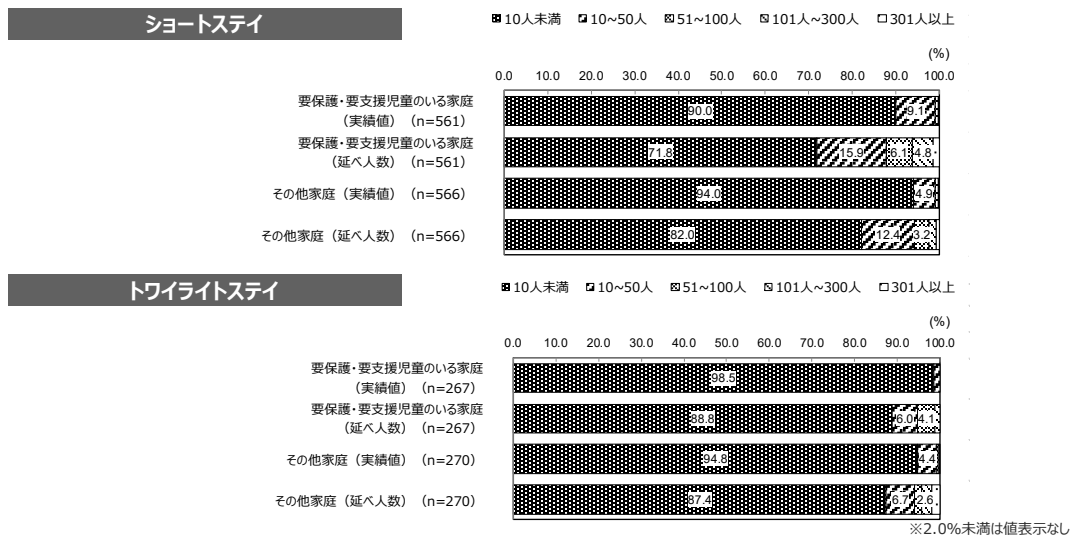
② 個別分析結果

a-i. 自治体における利用状況 | 自治体向けアンケート調査結果

令和5年度利用者数について、ショートステイでは実績値・延べ人数及び、要保護要支援児童のいる家庭・その他家庭ともに、「10人未満」と回答した自治体の割合が最も多い。トワイライトステイも同様に「10人未満」の割合が最も多い（図39）。

図39 利用者数（総数）

Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】
（n=図中参照）



令和5年度利用者数について、延べ人数/実績値（＝繰り返し利用の多さ）では、ショートステイの要保護・要支援児童のいる家庭がその他家庭より「0回」の自治体の割合が低く、「4回以上」の割合が高い。トワイライトステイについては特段の差はみられない（図40）。

図40 利用者数（総数_延べ人数/実績値）

Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】※延べ人数/実績値（n=図中参照）

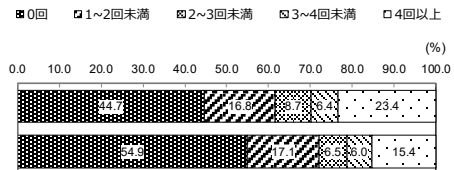
ショートステイ | 延べ人数/実績値

■全自治体の延べ人数、実績値合計

単位：人 ※延べ人数、実績値
単位：回 ※延べ人数/実績値

利用者数	要保護・要支援児童のいる家庭	その他家庭
延べ人数 ①	18,713	7,291
実績値 ②	2,376	1,676
延べ人数/実績値 (①/②)	7.9	4.4

■延べ人数/実績値の数値別自治体数



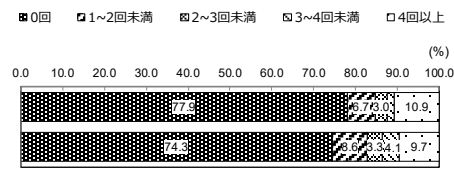
トワイライトステイ | 延べ人数/実績値

■全自治体の延べ人数、実績値合計

単位：人 ※延べ人数、実績値
単位：回 ※延べ人数/実績値

利用者数	要保護・要支援児童のいる家庭	その他家庭
延べ人数 ①	1,691	5,137
実績値 ②	212	880
延べ人数/実績値 (①/②)	8.0	5.8

■延べ人数/実績値の数値別自治体数



※2.0%未満は値表示なし

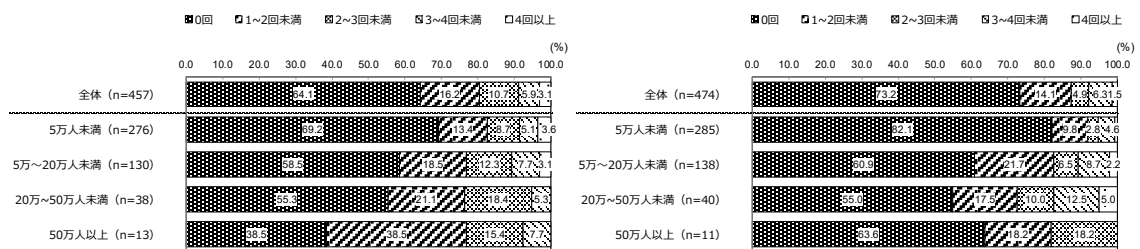
ショートステイにおける自治体規模別の利用者（延べ人数/実績値）について、要保護・要支援児童のいる家庭では、自治体の人口規模が大きいほど「1回以上」（＝繰り返し利用）の自治体数が占める割合は高いが、人口20万人未満の自治体では、「4回以上」と高い繰り返し利用回数の自治体も約3%ほど存在する（図41）。

図41 利用者数（総数 | ショートステイ_自治体規模別）

Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】※ショートステイ、延べ人数/実績値（n=図中参照）

要保護・要支援児童のいる家庭 （延べ人数/実績値）

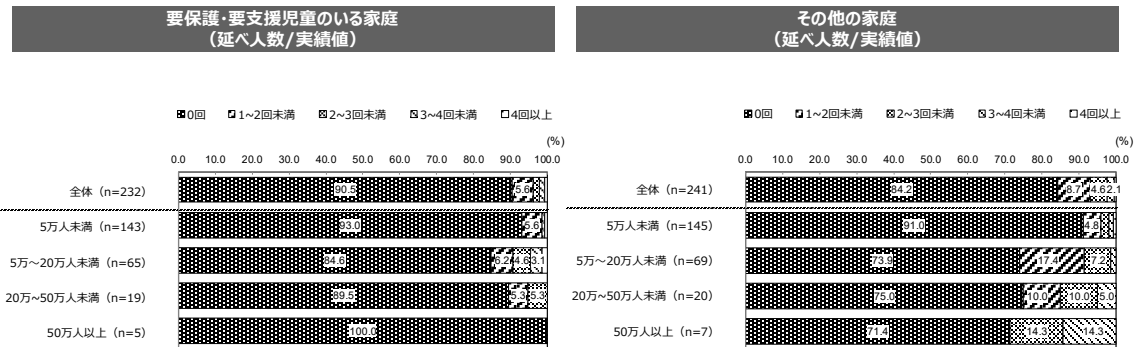
その他の家庭 （延べ人数/実績値）



トワイライトステイにおける自治体規模別の利用者（延べ人数/実績値）について、要保護・要支援児童のいる家庭とその他家庭を比較すると、人口規模問わずその他家庭の方が「1回以上」の割合が高い（図42）。

図42 利用者数（総数 | トワイライトステイ_自治体規模別）

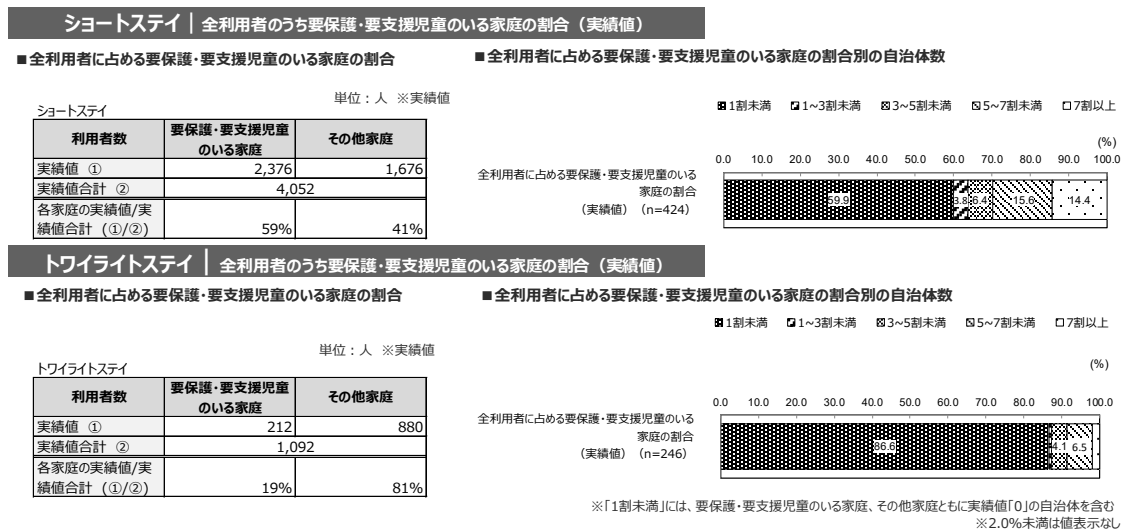
Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】
※トワイライトステイ、延べ人数/実績値（n=図中参照）



本事業の利用者合計に占める要保護・要支援児童のいる家庭の割合について、ショートステイでは「1割未満」が最も多い。次いで「5~7割」「7割以上」が続く。1割未満の自治体においては、「実績値:0人」の自治体が多く、事業を実施しているものの利用者がいない自治体と、多くの要保護・要支援児童に事業を届けている自治体とが存在している（図43）。

図43 利用者数（総数_利用者に占める要保護・要支援児童のいる家庭の割合）

Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】※要保護・要支援児童のいる家庭の実績値/要保護・要支援児童のいる家庭の実績値 + その他家庭の実績値（n=図中参照）

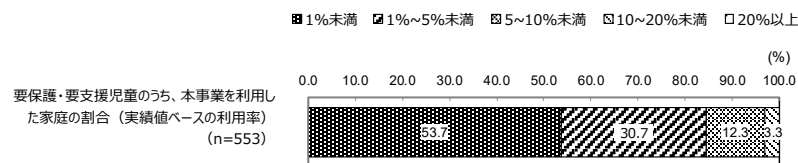


各自治体の要保護・要支援児童のいる世帯のうち、本事業を利用した世帯の割合（実績値）について、ショートステイでは「1%」である自治体の割合が最も高く過半数であり、次いで「1%～5%」が続く。また、当該利用率が「20%以上」と高い自治体も、回答のあった全自治体のうち約3%存在する（図44）。

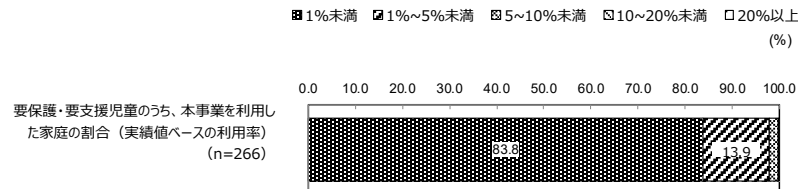
図44 利用者数（総数_要保護・要支援児童のいる家庭の利用率）

Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】※要保護・要支援児童のいる家庭の実績値/要保護・要支援児童のいる家庭の数（n=グラフ中参照）

ショートステイ | 要保護・要支援児童のいる家庭の利用率（実績値）



トワイライトステイ | 要保護・要支援児童のいる家庭の利用率（実績値）



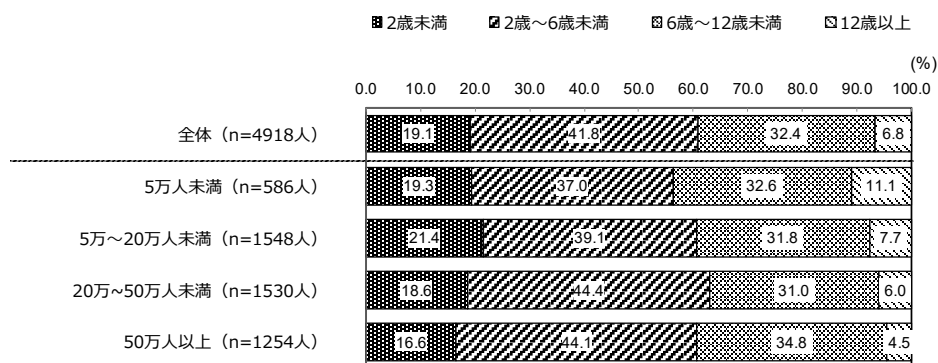
※2.0%未満は値表示なし

こどもの年齢別の利用者数（実績値）について、未就学児（6歳未満）の利用が60%以上と比較的割合が高い。また、自治体の人口規模別には、5万人未満の自治体において、他自治体と比較して12歳以上の利用人数の占める割合が高い傾向にある（図45）。

図45 利用者数（こどもの年齢別_人口規模）

Q14. 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）のみご回答ください。）の令和5年度におけるこどもの年齢別の利用者数（実績値、延べ人数）について、当てはまるものをお答えください。【単一回答】（n=グラフ中参照、利用者数を集計）

こどもの年齢別（実績値、利用人数） | 人数



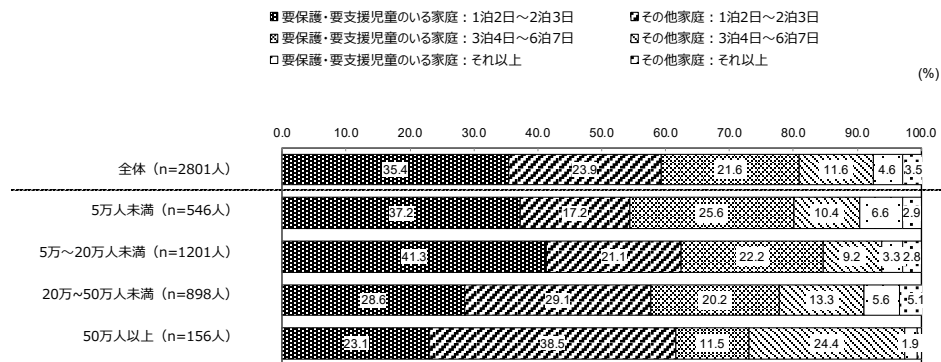
※2.0%未満は値表示なし

自治体の人口規模別における、全利用者に占める利用日数別の利用者数の割合について、比較的人口規模の大きな自治体（20万人以上）では「その他家庭：1泊2日～2泊3日」の割合が高く、人口規模の小さな自治体（20万人未満）では「要保護・要支援児童のいる家庭：1泊2日～2泊3日、3泊4日～6泊7日」の割合が高い傾向にある（図46）。

図46 利用者数（利用日数別_人口規模別）

Q15. 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）のみご回答ください。）について、令和5年度において貴自治体での利用日数別の利用者数（実績値、延べ人数）をお答えください。【単一回答】
（n=グラフ中参照、利用者数を集計）

利用日数別×人口規模別（利用者数、実績値）

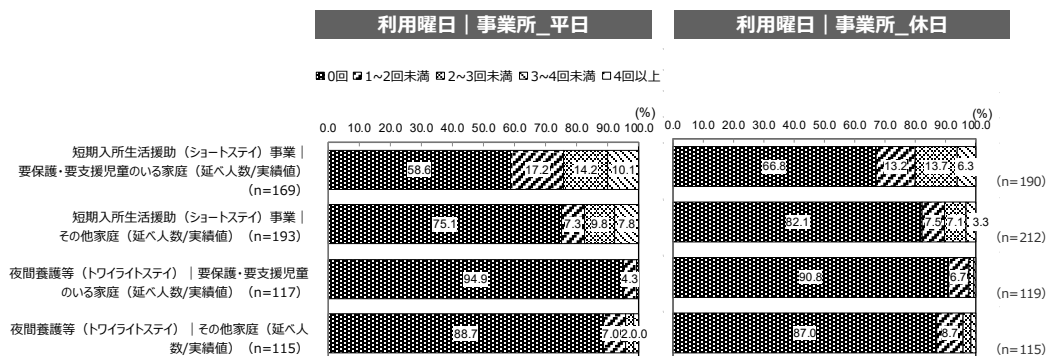


※2.0%未満は値表示なし

利用曜日別の利用者数（事業所）について、ショートステイでは要保護・要支援児童のいる家庭・その他家庭ともに、「0回」の自治体が最も多く、半数以上を占める。また、「延べ人数/実績値＝1回以上」（＝繰り返し利用）の割合が平日の方が休日と比較して高い（図47）。

図47 利用者数（利用曜日別① | 事業所）

Q16. 子育て短期支援事業について貴自治体で、令和5年度において利用曜日別の利用者数（実績値、延べ人数）をお答えください。【単一回答】
※延べ人数/実績値（n=グラフ中参照）

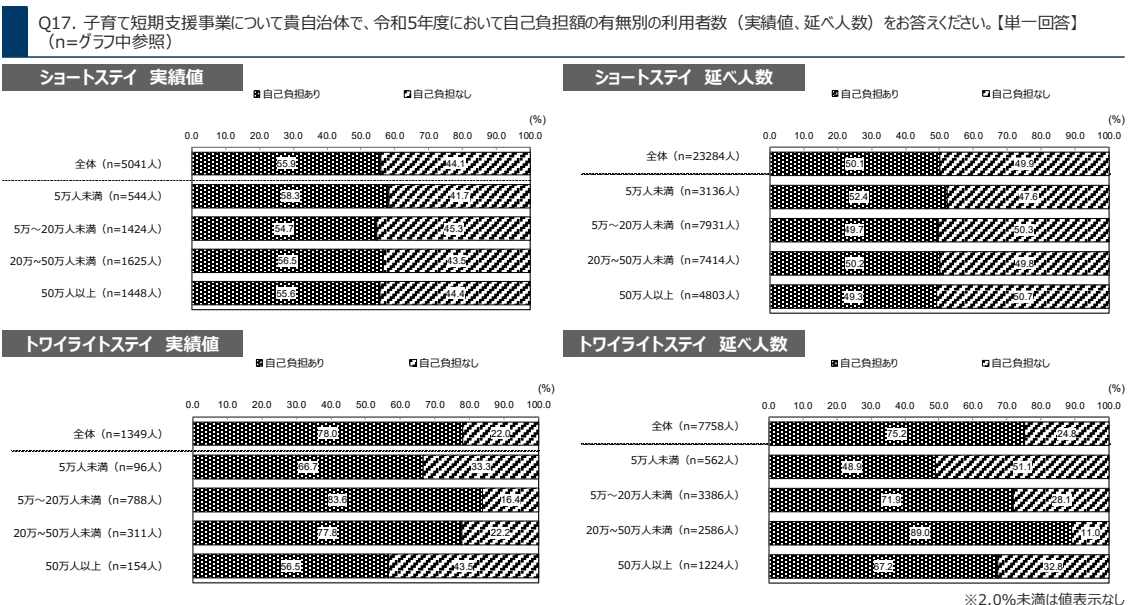


※本調査では延べ人数、実績値共に、利用開始日の曜日に基づき、平日・休日を回答するとして、金・土・日の利用の場合は平日カウントとなり、週末平日～休日の利用が本設問の「平日」の集計されている点に留意が必要。

※2.0%未満は値表示なし

利用者数（自己負担額有無別）について、短期入所生活援助（ショートステイ）事業では、自治体の人口規模問わず、実績値・延べ人数ともに自己負担あり・なしが約半数程度である（図48）。また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業では、人口規模5万人未満、50万人以上の自治体において自己負担なしの利用者（実績値）の占める割合が高い（図48）。

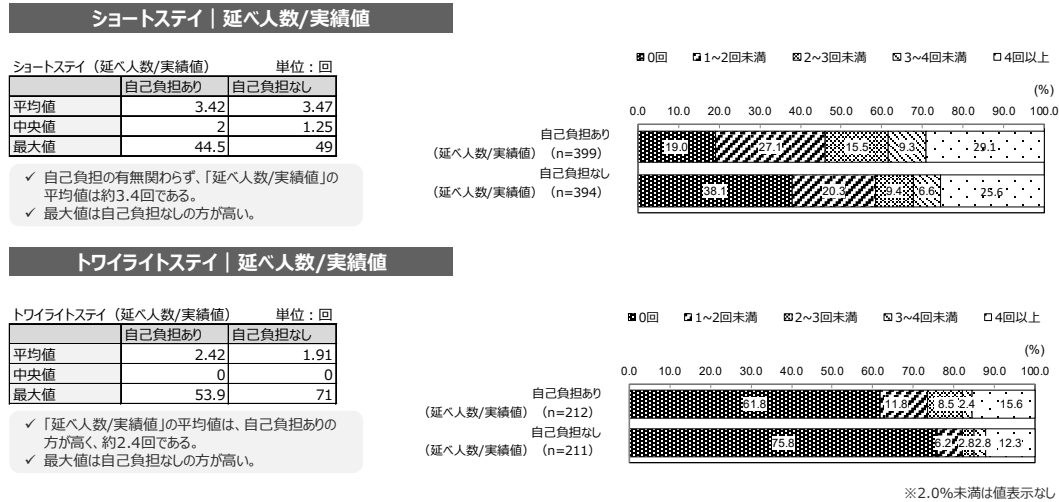
図48 利用者数（自己負担額有無別）



自己負担額の有無別の「延べ人数/実績値」について、短期入所生活援助（ショートステイ）事業では、自己負担ありの方が「1回以上（＝リピート利用あり）」の自治体の割合が高い（図49）。また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業でも同様に自己負担ありの方が「1回以上（＝リピート利用あり）」の自治体の割合が高い（図49）。

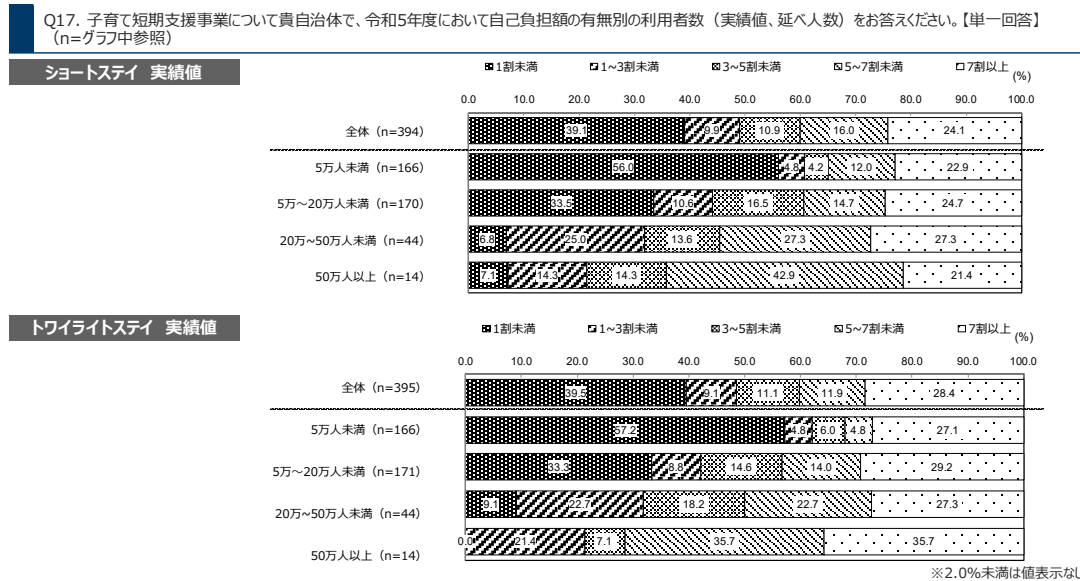
図49 利用者数（自己負担額有無別_延べ人数/実績値）

Q17. 子育て短期支援事業について貴自治体で、令和5年度において自己負担額の有無別の利用者数（実績値、延べ人数）をお答えください。【単一回答】※
延べ人数/実績値（n=グラフ中参照）



全利用者（実績値）に占める自己負担なしの利用者の割合別の自治体数について、短期入所生活援助（ショートステイ）事業では、人口20万人以上の自治体において「5割以上」の自治体の割合が高い（図50）。また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業でも同様の傾向である（図50）。

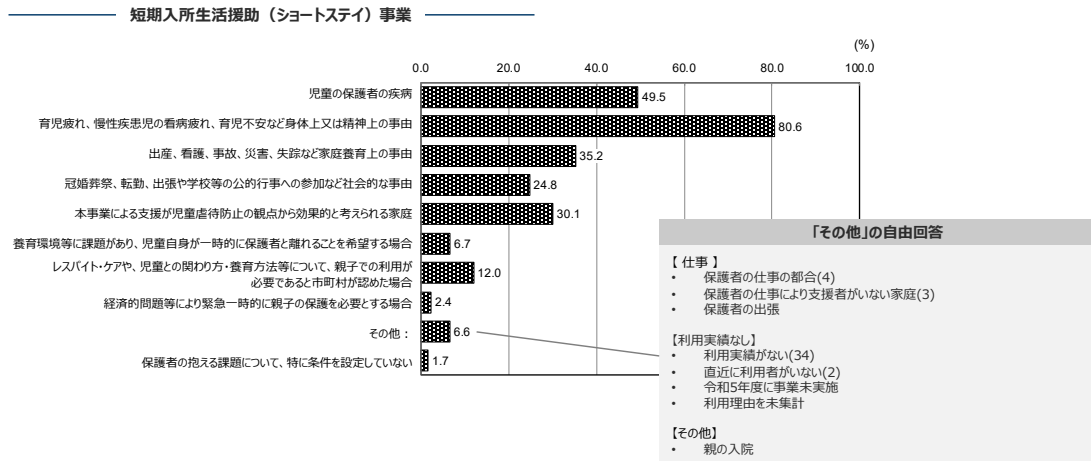
図50 利用者数（自己負担額有無別_自己負担なしの利用者/全利用者（実績値））



ショートステイの利用者の利用理由について、「育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由」が最も割合が高く、次いで「児童の保護者の疾病」が続く（図 51）。

図 51 主な利用理由（ショートステイ）

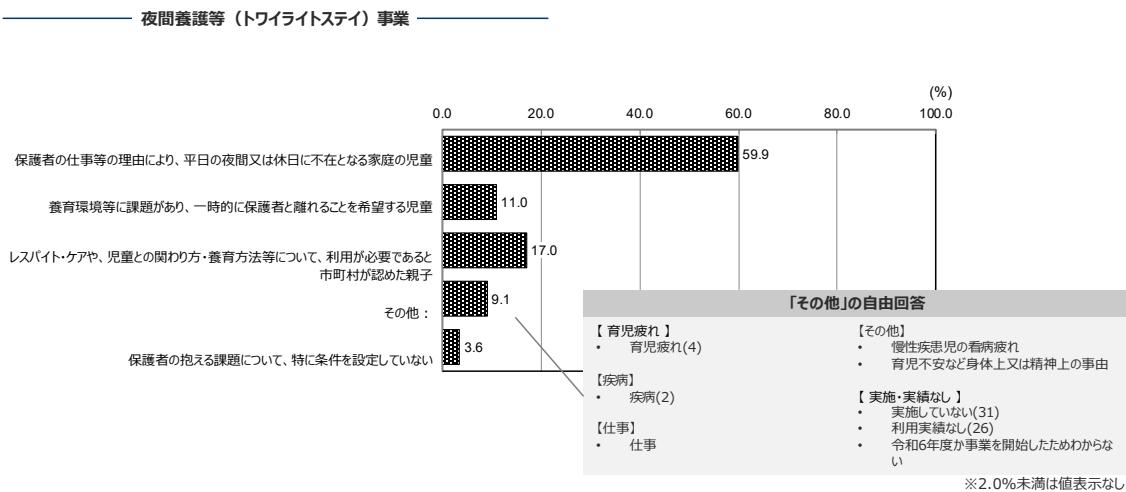
Q18. 子育て短期支援事業の利用者の利用理由のうち、保護者の抱える課題について、特に当てはまる事象として、最大3つまでをお答えください。（ショートステイ）
【複数回答】
(n=715)



トワイライトステイの利用者の利用理由について、「保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童」が最も割合が高く、次いで「レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、利用が必要であると市町村が認めた親子」が続く（図 52）。

図 52 主な利用理由（トワイライトステイ）

Q18. 子育て短期支援事業の利用者の利用理由のうち、保護者の抱える課題について、特に当てはまる事象として、最大3つまでをお答えください。（トワイライトステイ）
【複数回答】
(n=364)

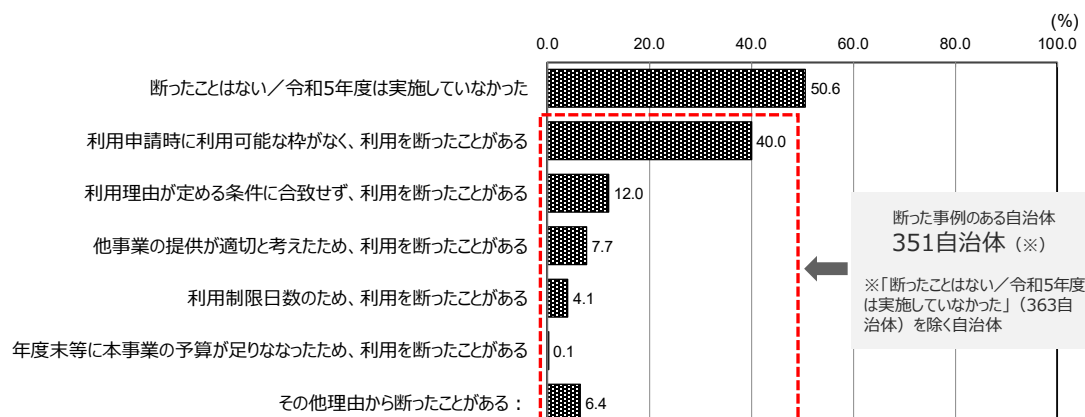


※2.0%未満は値表示なし

利用申請を断ったケースについて、「断ったことはない／令和5年度は実施していなかった」の割合が最も高く、「利用申請時に利用可能な枠がなく、利用を断ったことがある」が続く（図53）。

図53 利用申請を断ったケース

Q37. 令和5年度において、子育て短期支援事業の利用申請を断ったことがあるかお答えください。また、断った場合にはその理由として当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=715)



a- ii. 事業者における利用状況 | 事業者向けアンケート調査結果

ショートステイの利用者は2歳未満児、慢性疾患児は乳児院が多く（図 54）、2歳以上児では単独事業所と児童養護施設（一時保護・ショートステイ専用棟）が多く（図 55）、緊急一時保護の親は母子生活支援施設が多い（図 56）。各施設の既存事業の対象者と類似性・親和性の高い利用者を受け入れる傾向にあることから、既存事業のノウハウが活用できる利用対象者を積極的に受け入れることで、既存のリソース（施設設備、人員等）を極力有効活用し、各事業者が本事業に取り組んでいる可能性がある。

図 54 施設種別ごとののべ利用者数（2歳未満児、慢性疾患児）

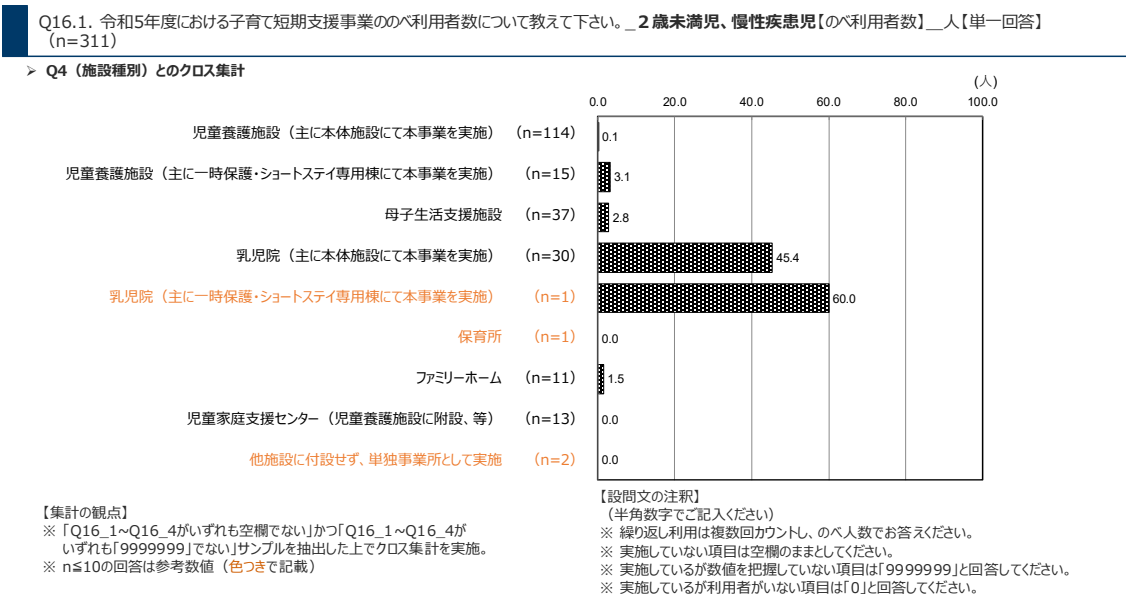
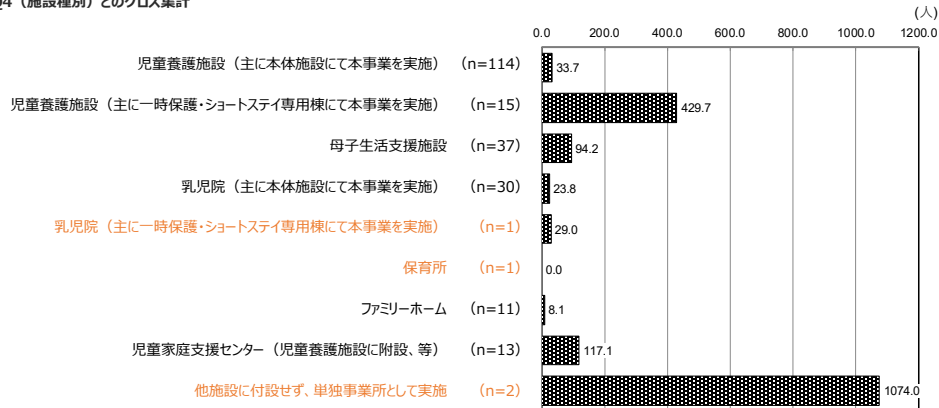


図 55 施設種別ごとののべ利用者数（2歳以上児）

Q16.2. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_2歳以上児【のべ利用者数】__人【単一回答】
(n=343)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

※ 「Q16_1~Q16_4がいずれも空欄でない」かつ「Q16_1~Q16_4が
いずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

（半角数字でご記入ください）

※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。

※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。

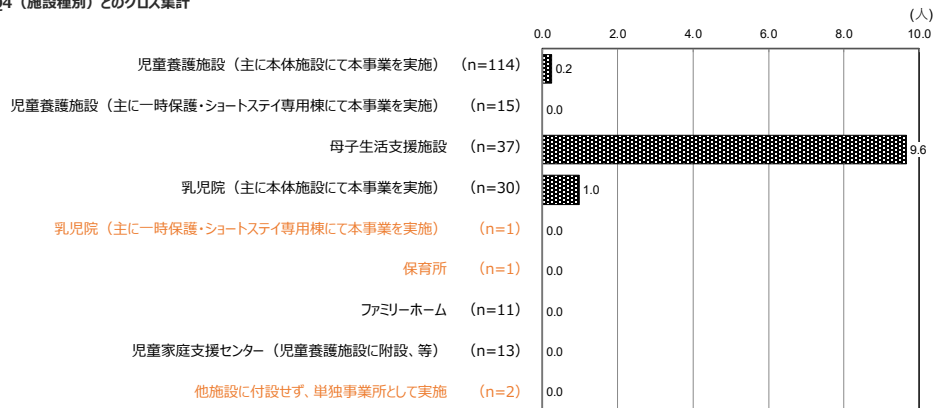
※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。

※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

図 56 施設種別ごとののべ利用者数（緊急一時保護）

Q16.3. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_緊急一時保護の親【のべ利用者数】__人【単一回答】
(n=281)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

※ 「Q16_1~Q16_4がいずれも空欄でない」かつ「Q16_1~Q16_4が
いずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

（半角数字でご記入ください）

※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。

※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。

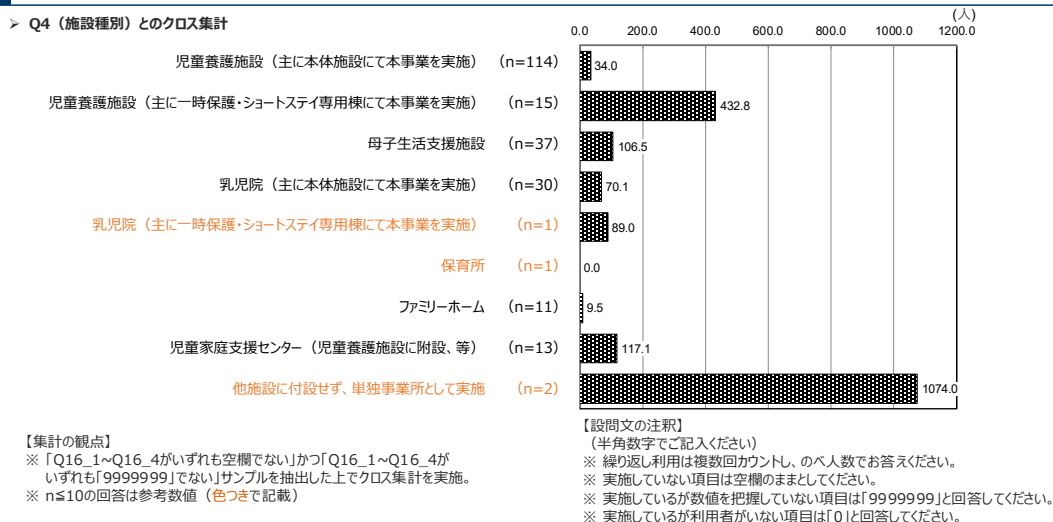
※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。

※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

令和5年度における子育て短期支援事業の施設別平均のべ利用者数（短期入所生活援助（ショートステイ）事業の合計）は、参考値ながら「他施設に付設せず、単独事業所として実施」が最も多く、次点で「児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」である（図57）。

図 57 令和 5 年度における子育て短期支援事業の施設種別平均のべ利用者数

Q16.4. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。短期入所生活援助（ショートステイ）事業ののべ利用者数の合計 人
【単一回答】
(n=335)



令和5年度における夜間養護事業 基本分の施設別平均のべ利用者数は、「児童家庭支援センター（児童養護施設に附設、等）」が最も多く、次点で「母子生活支援施設」である（図58）。夜間養護事業 宿泊分では、「児童家庭支援センター（児童養護施設に附設、等）」が最も多く、次点で「児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」である（図59）。休日預かり事業および夜間養護等（トワイライトステイ）事業では、「児童家庭支援センター（児童養護施設に附設、等）」が最も多く、次点で「母子生活支援施設」である（図60、図61）。ただし、児童家庭支援センター（n=16）の内、半数が横浜市内のセンターであるため、所在自治体の影響があるものと推測される。

図58 令和5年度における子育て短期支援事業の施設種別平均のべ利用者数
（夜間養護事業 基本分）

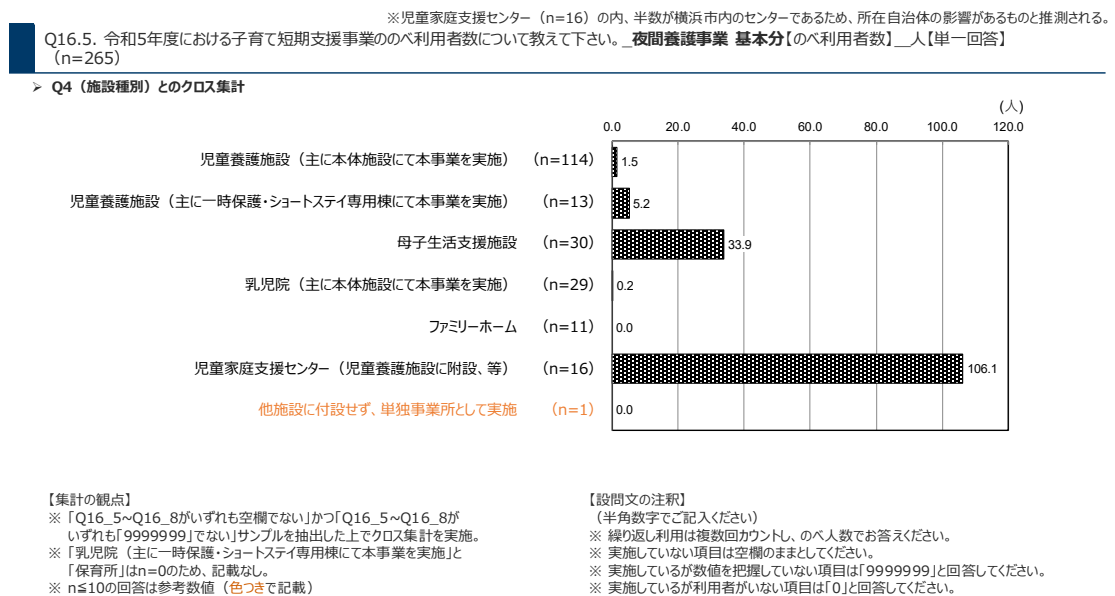
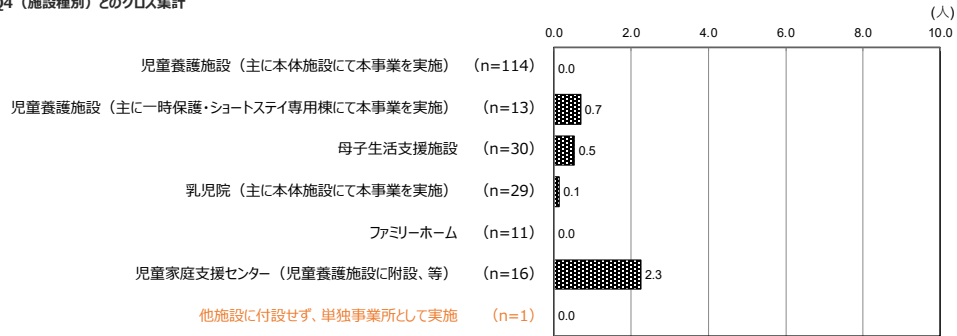


図 59 令和5年度における子育て短期支援事業の施設種別平均のべ利用者数
(夜間養護事業 宿泊分)

※児童家庭支援センター（n=16）の内、半数が横浜市内のセンターであるため、所在自治体の影響があるものと推測される。
Q16.6. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_夜間養護事業 宿泊分【のべ利用者数】__人【単一回答】
(n=253)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

※「Q16_5～Q16_8がいずれも空欄でない」かつ「Q16_5～Q16_8がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
※「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」と「保育所」はn=0のため、記載なし。
※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

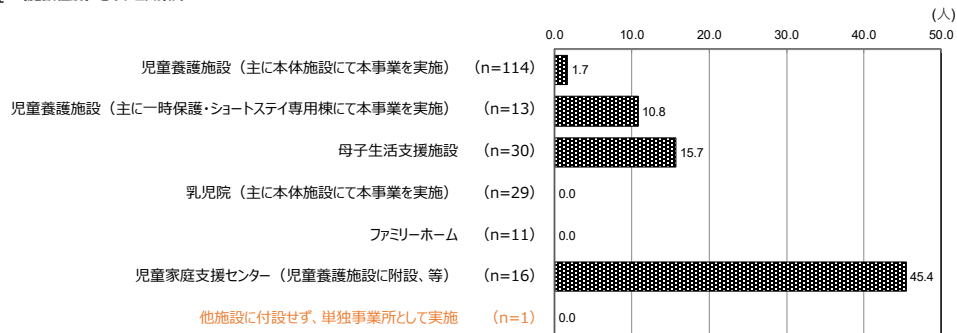
【設問文の注釈】

（半角数字でご記入ください）
※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

図 60 令和5年度における子育て短期支援事業の施設種別平均のべ利用者数
(休日預かり事業)

※児童家庭支援センター（n=16）の内、半数が横浜市内のセンターであるため、所在自治体の影響があるものと推測される。
Q16.7. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_休日預かり事業【のべ利用者数】__人【単一回答】
(n=259)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



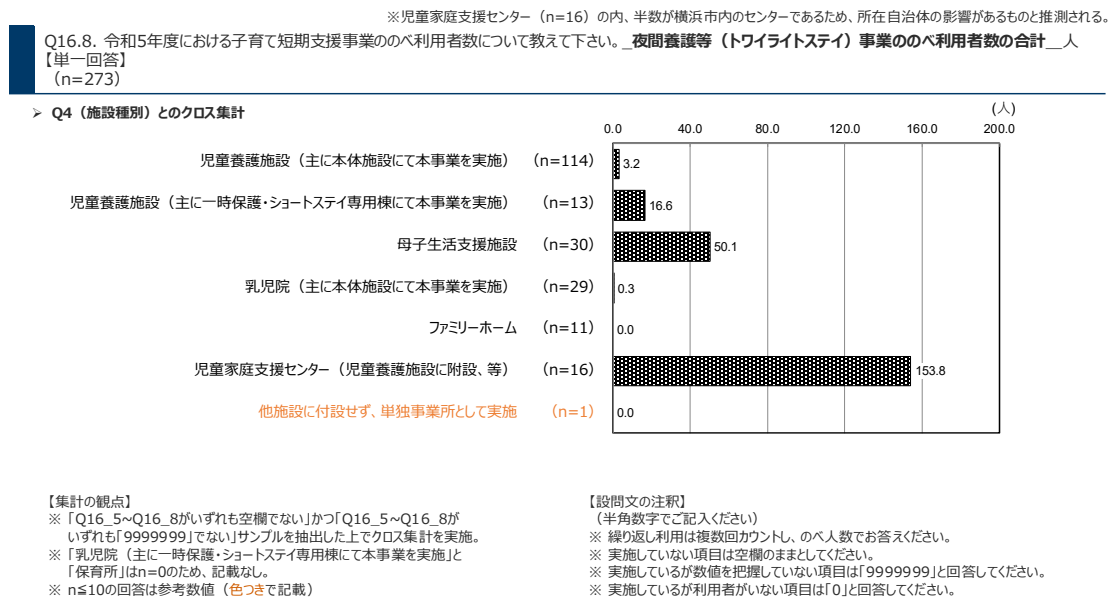
【集計の観点】

※「Q16_5～Q16_8がいずれも空欄でない」かつ「Q16_5～Q16_8がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
※「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」と「保育所」はn=0のため、記載なし。
※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

（半角数字でご記入ください）
※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

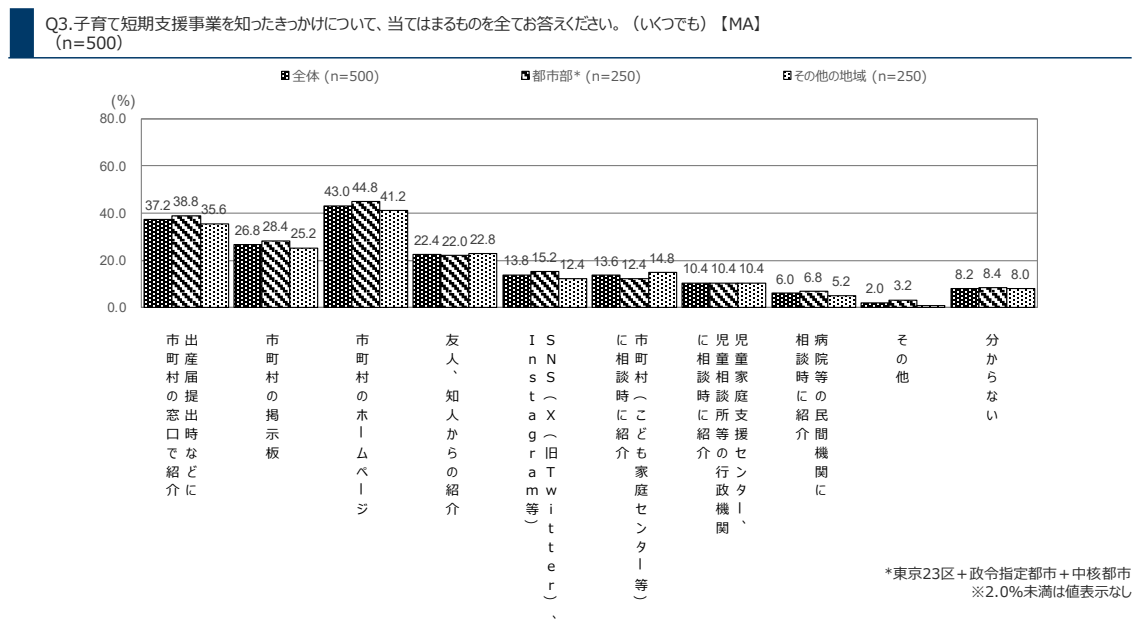
図 61 令和5年度における子育て短期支援事業の施設種別平均のべ利用者数
(夜間養護等(トワイライトステイ)事業計)



b. 保護者の利用状況 | 保護者向けアンケート調査結果

子育て短期支援事業を知ったきっかけとして、都市部、その他の地域とも「市町村のホームページ」が最も高く4割を超え、「出産届提出時などに市町村の窓口で紹介」、「市町村の掲示板」が続く(図62)。

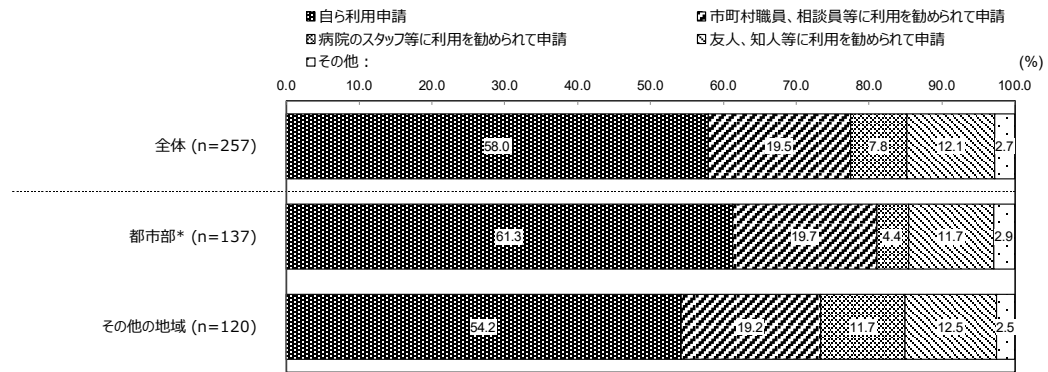
図 62 子育て短期支援事業を知ったきっかけ



初回利用時のきっかけについて、都市部、その他の地域とも「自ら利用申請」が最も高く、「市町村職員、相談員等に利用を勧められて申請」が続く（図 63）。

図 63 子育て短期支援事業を利用したきっかけ（初回利用時）

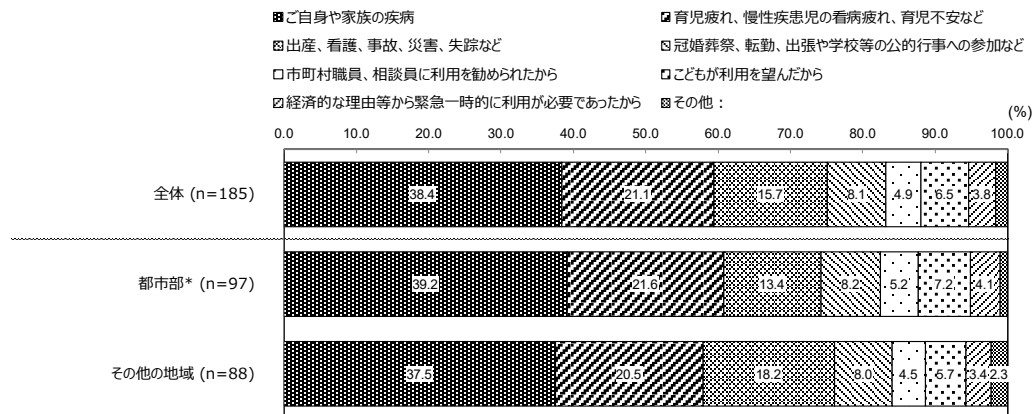
Q4. 子育て短期支援事業を利用したきっかけ（初回利用時）について、当てはまるものをお答えください。【SA】
(n=257)



子育て短期支援事業の利用理由として、都市部、その他の地域とも、「ご自身や家族の疾病」が最も高く約4割、「育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など」「出産、看護、事故、災害、失踪など」が続く（図 64）。

図 64 子育て短期支援事業の利用理由

Q5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】
(n=185)

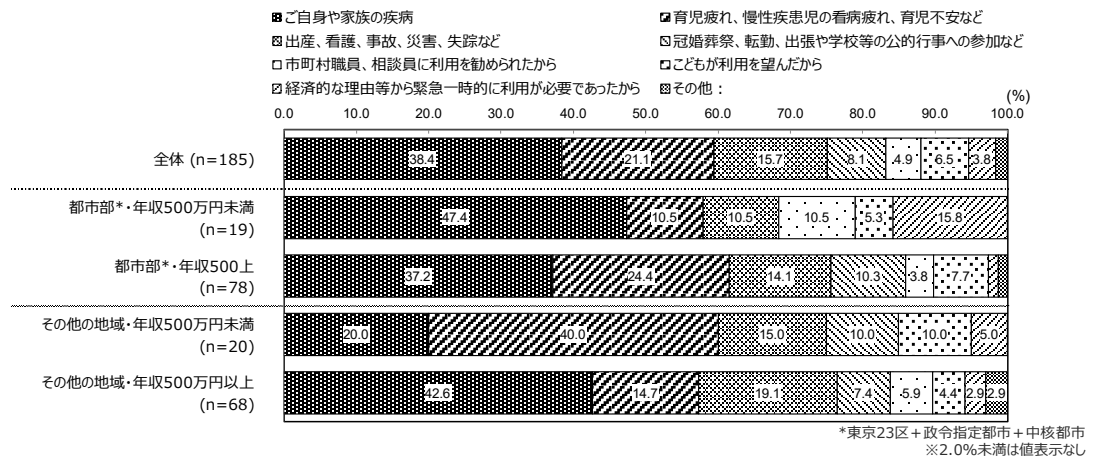


*東京23区+政令指定都市+中核都市
※2.0%未満は値表示なし

年収別での利用理由は、都市部及び、その他地域（年収 500 万以上）では「疾病」が、その他地域（年収 500 万未満）では「育児疲れなど」が利用理由として最も多い（図 65）。（※都市部、その他の地域とも、年収 500 万円未満はサンプルサイズ僅少のため参考値。）

図 65 子育て短期支援事業の利用理由（年収別）

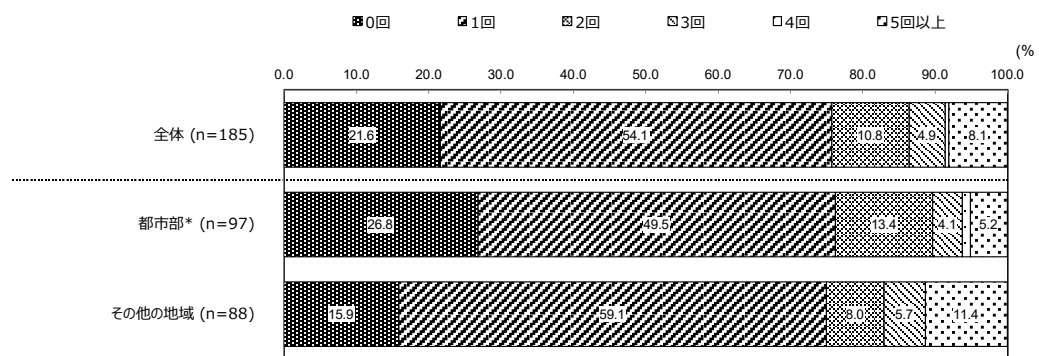
Q5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】
(n=185)



施設でのショートステイの月当たりの利用頻度は、都市部、その他の地域とも、「1回」が最も高く、「0回」が続く（図 66）。

図 66 ショートステイの利用頻度／施設 | 月当たり__回

Q6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
(n=185) ※宿泊日数に限らず利用申請を行った回数をご回答ください。



ショートステイについて、施設の利用回数5回/月未満の利用では「疾病」が、5回/月以上では「育児疲れなど」が利用理由として最も多い（図67）。（※サンプルサイズ僅少のため参考値）

図67 ショートステイの利用頻度／施設 | 利用回数別利用理由

Q6.子育て短期支援事業（ショートステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
×Q5.子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】（n=185）

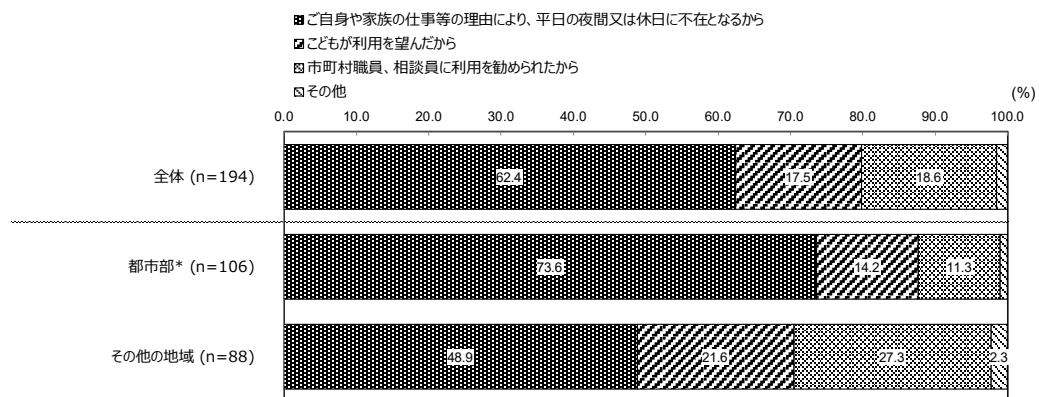
Q5.子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。

SA				ご自身や家族の疾病	育児疲れ、育児不安	児童虐待、児童不登校	出産、看護、事故、災害、失踪など	学校等の公的行事への参加など	冠婚葬祭、転勤、出張	市町村職員、相談員に利用を勧められたから	子どもが利用を望んだから	経済的な理由等から緊急一時的に利用が必要であったから	その他：
		n											
全体		185 100.0	71 38.4	39 21.1	29 15.7	15 8.1	9 4.9	12 6.5	7 3.8	3 1.6			
NQ6_1_SA	0回	40 100.0	17 42.5	7 17.5	4 10.0	4 10.0	1 2.5	1 2.5	4 10.0	2 5.0			
	1回	100 100.0	35 35.0	21 21.0	20 20.0	9 9.0	3 3.0	8 8.0	3 3.0	1 1.0			
	2回	20 100.0	9 45.0	5 25.0	2 10.0	0 0.0	3 15.0	1 5.0	0 0.0	0 0.0			
	3回	9 100.0	5 55.6	1 11.1	2 22.2	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0			
	4回	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0			
	5回以上	15 100.0	4 26.7	5 33.3	1 6.7	2 13.3	2 13.3	1 6.7	0 0.0	0 0.0			

トワイライトステイの利用理由として、都市部、その他の地域とも、「ご自身や家族の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となるから」が最も高い。都市部では「子どもが利用を望んだから」、その他の地域では「市町村職員、相談員に利用を勧められたから」が続く（図68）。

図68 トワイライトステイの利用理由

Q7.子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】（n=194）

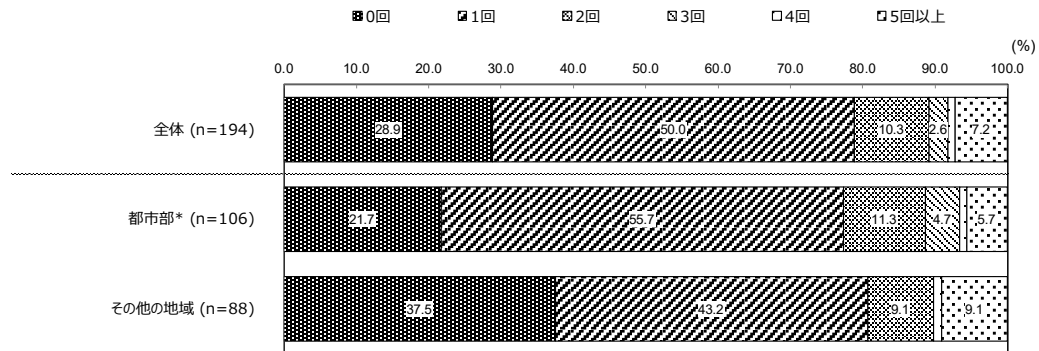


*東京23区+政令指定都市+中核都市
※2.0%未満は値表示なし

施設でのトワイライトステイの月当たりの利用頻度について、その他の地域は都市部に比べて「0回」の割合が高く、都市部はその他の地域に比べて「1回」の割合が高い（図69）。

図 69 トワイライトステイの利用頻度／施設 | 月当たり__回

Q8. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
（n=194）※宿泊日数に限らず利用申請を行った回数をご回答ください。



*東京23区+政令指定都市+中核都市
※2.0%未満は値表示なし

トワイライトステイについて、施設では利用回数問わず「仕事等による夜間の不在」が利用理由として最も多い（図70）。（※サンプルサイズ僅少のため参考値）

図 70 トワイライトステイの利用頻度／施設 | 利用回数別利用理由

Q8. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
×Q7. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】（n=257/194）

Q7. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。
SA

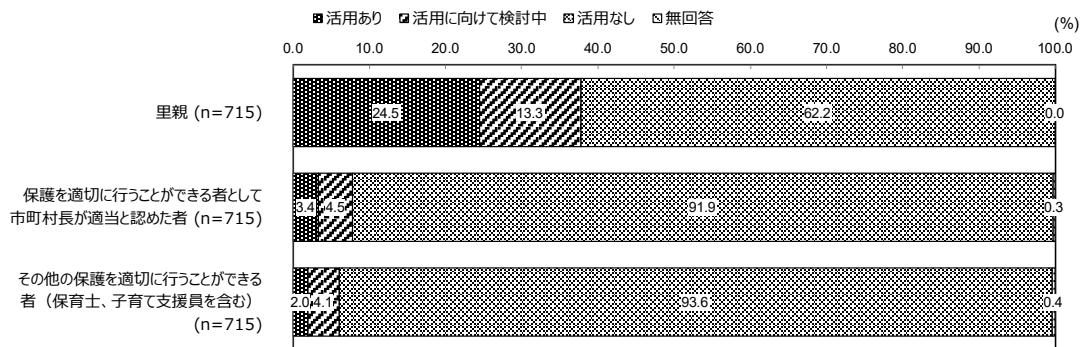
		n	在り と な る 平 日 の 夜 間 の 仕 事 等 は 休 日 に 不 利 に	ご 自 身 や 家 族 の 間 仕 事 等 は 休 日 に 不 利 に	こ も が 利 用 を 望 ん だ か ら	市 町 村 職 員 、 相 談 員 に 利 用 を 動 員	そ の 他 :	テ ィ ラ イ ト ス テ イ は 支 援 事 業 し た こ と が な い ス
全体		194	121	34	36	3	0	
		100.0	62.4	17.5	18.6	1.5	0.0	
NQ8_1_SA	0回	56	33	6	15	2	0	
		100.0	58.9	10.7	26.8	3.6	0.0	
	1回	97	61	22	14	0	0	
		100.0	62.9	22.7	14.4	0.0	0.0	
	2回	20	12	4	3	1	0	
		100.0	60.0	20.0	15.0	5.0	0.0	
	3回	5	5	0	0	0	0	
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4回	2	1	1	0	0	0	
		100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
	5回以上	14	9	1	4	0	0	
		100.0	64.3	7.1	28.6	0.0	0.0	

c-i. 里親ショートステイにおける利用状況 | 自治体向けアンケート調査結果

里親等の活用状況有無について、アンケートに回答した自治体のうち約24%が里親の「活用あり」、約13%が「活用に向けて検討中」であり、過半数以上の自治体で里親活用がされていない（図71）。

図71 里親等の活用状況有無

Q22. 子育て短期支援事業の実施に当たり、里親等の活用状況有無について、お答えください。「活用あり」の場合には、市町村におけるご回答時点における登録人数をお答えください。※不明の場合には0とご記入ください。【単一回答】
(n=715)

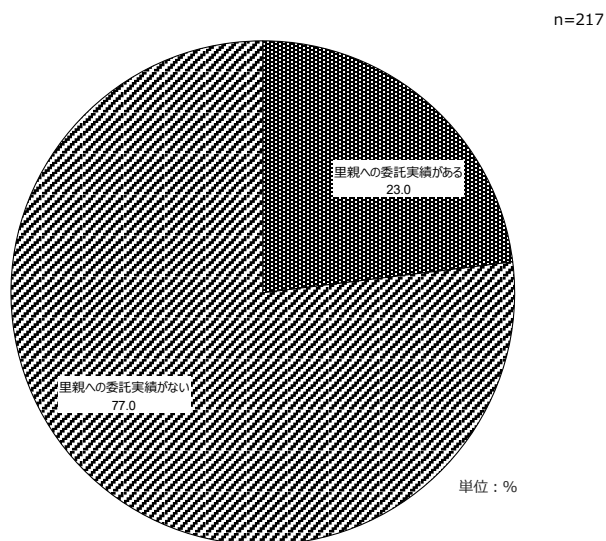


c-ii. 里親ショートステイにおける利用状況 | 事業者向けアンケート調査結果

里親へのショートステイの委託実績があると回答した事業者の割合は23%である（図72）。

図72 里親への委託実績の有無

Q3. 現在、貴法人から里親への委託実績の有無について教えてください。【単一回答】
(n=217)

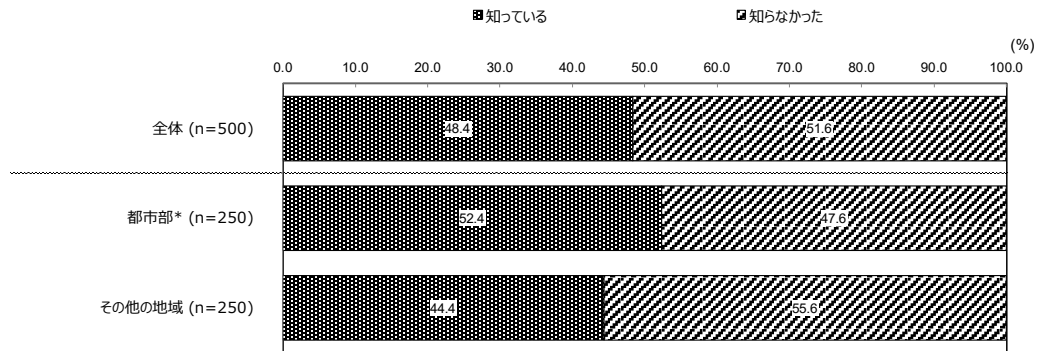


c-iii. 里親ショートステイにおける利用状況 | 保護者向けアンケート調査結果

ショートステイ里親について、都市部で約5割、その他の地域でも約4割が保護者に認知されている（図73）。

図73 ショートステイ里親の認知

Q9. 子育て短期支援事業において、施設以外に「ショートステイ里親」も活用している自治体があることをご存じか、お答えください。【SA】
(n=500) ※ショートステイ里親…子育て短期支援事業の受け入れを行う里親。

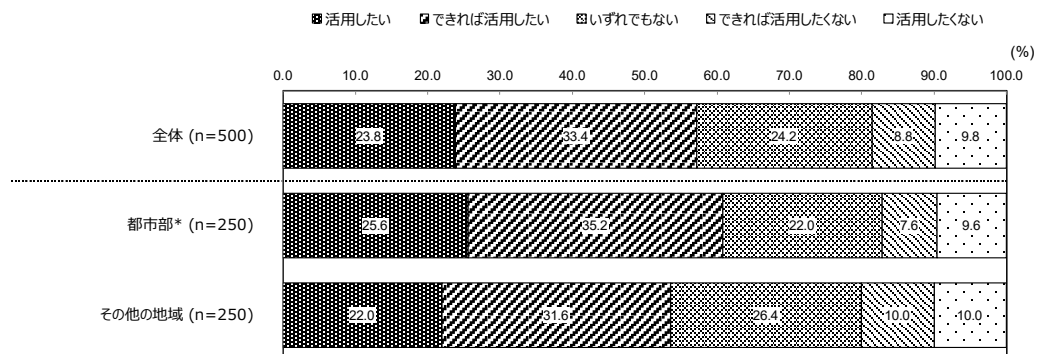


*東京23区 + 政令指定都市 + 中核都市

子育て短期支援事業における里親の利用意向について、都市部、その他の地域とも、「できれば活用したい」が3割を超えて最も高い（図74）。都市部では「活用したい」、その他の地域では「いずれでもない」が続く（図74）。

図74 子育て短期支援事業における里親の利用意向

Q10. 子育て短期支援事業を利用する際に里親が活用可能であった場合、活用したいと思うかお答えください。【SA】
(n=500)

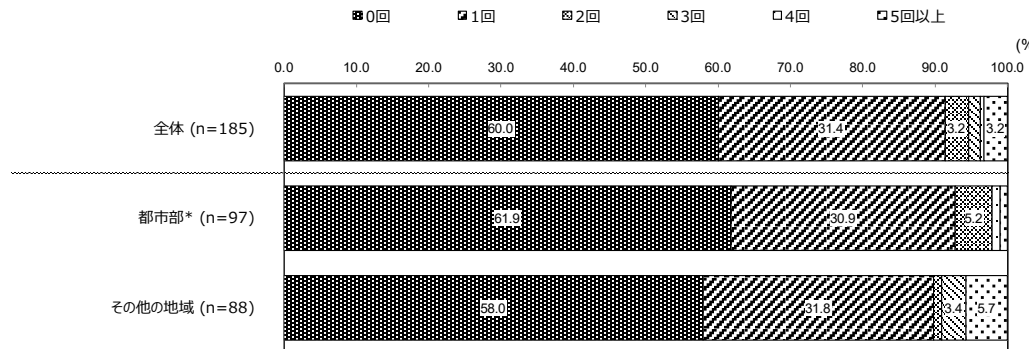


*東京23区 + 政令指定都市 + 中核都市

ショートステイでの里親への預かりの月当たりの頻度は、都市部、その他の地域とも、「0回」が最も高く約6割、「1回」が約3割で続く（図75）。施設に比べ、地域問わず利用頻度「0回」の割合が大きい。

図75 ショートステイの利用頻度／里親 | 月当たり__回

Q6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
（n=185）※宿泊日数に限らず利用申請を行った回数をご回答ください。



*東京23区 + 政令指定都市 + 中核都市
※2.0%未満は値表示なし

ショートステイでの里親への預かりについて、里親の利用回数4回/月以外の利用では「疾病」が、4回/月では「育児疲れなど」が利用理由として最も多い（図76）。（※サンプルサイズ僅少のため参考値）

図76 ショートステイの利用頻度／里親 | 利用回数別利用理由

Q6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
×Q5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】（n=185）

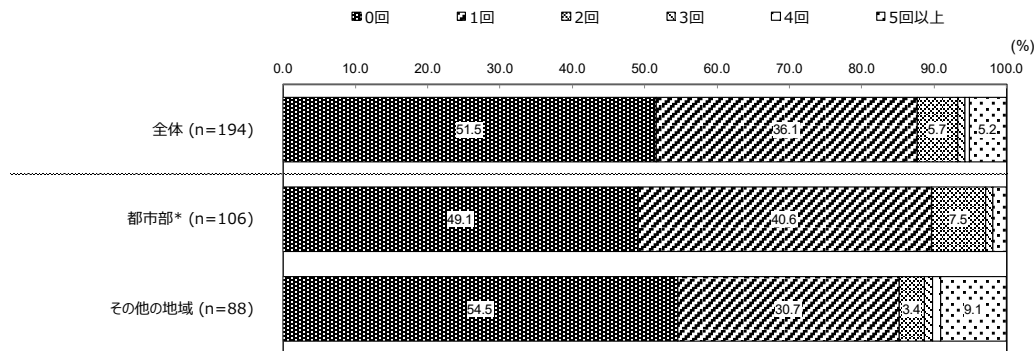
Q5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。
SA

		n	ご自身や家族の疾病	などの育児疲れ、慢性的疾患、不安	害、失職、事故、災害	の参加など	や学校等、公的行事への参加	冠婚葬祭、転勤、出張	利用を勧められたから	からこどもが利用を望んだ	であつたから	経済的な理由等から必要	その他
全体		185	71	39	29	15	9	12	7	3			
		100.0	38.4	21.1	15.7	8.1	4.9	6.5	3.8	1.6			
NQ6_2_SA	0回	111	41	28	14	9	5	6	5	3			
		100.0	36.9	25.2	12.6	8.1	4.5	5.4	4.5	2.7			
	1回	58	23	8	14	3	3	5	2	0			
		100.0	39.7	13.8	24.1	5.2	5.2	8.6	3.4	0.0			
	2回	6	4	2	0	0	0	0	0	0			
		100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	3回	3	1	0	1	1	0	0	0	0			
		100.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0			
	4回	1	0	1	0	0	0	0	0	0			
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	5回以上	6	2	0	0	2	1	1	0	0			
		100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	16.7	16.7	0.0	0.0			

トワイライトステイでの里親への預かりの月当たりの頻度は、都市部、その他の地域とも、「0回」が最も高く5割前後、「1回」が続く（図77）。施設の頻度に比べると、「0回」の割合が大きい。トワイライトステイについて、里親でも施設と同様に、利用回数問わず「仕事等による夜間の不在」が利用理由として最も多い（図78）。

図77 トワイライトステイの利用頻度／里親 | 月当たり__回

Q8.子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
（n=194）※宿泊日数に限らず利用申請を行った回数をご回答ください。



*東京23区+政令指定都市+中核都市
※2.0%未満は値表示なし

図78 トワイライトステイの利用頻度／里親 | 利用回数別利用理由

Q8.子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
×Q7.子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】（n=257/194）

Q7.子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。

SA		在り方 と な る か ら	ご 自 身 や 家 族 の 夜 間 の 仕 事 等 は 休 日 に 不 便	こ と も が 利 用 を 望 ん だ か ら	め ら れ た か ら	市 町 村 雇 員 ・ 相 談 員 に 利 用 を 勧 め ら れ た か ら	そ の 他 :	テ レ フ ォ ン 支 援 事 業 し た こ と が ラ イ ト ス テ イ に リ ア イ ン ス	
		n							
全体		194	121	34	36	3	0		
		100.0	62.4	17.5	18.6	1.5	0.0		
NQ8_2_SA	0回	100	66	10	21	3	0		
		100.0	66.0	10.0	21.0	3.0	0.0		
	1回	70	39	20	11	0	0		
		100.0	55.7	28.6	15.7	0.0	0.0		
	2回	11	9	1	1	0	0		
		100.0	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0		
	3回	2	1	1	0	0	0		
		100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
	4回	1	0	1	0	0	0		
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0		
	5回以上	10	6	1	3	0	0		
		100.0	60.0	10.0	30.0	0.0	0.0		

（2）調査結果及び示唆（ヒアリング調査）

① エグゼクティブサマリー

a. 本事業の意義・効果

＜自治体＞

自治体における本事業の意義として、①対象者を限定しつつも支援を必要とする家庭に確実に届けケースワークの軸とするあり方と、②ポピュレーションアプローチとして入口を広く設け虐待予防等の支援の第一歩とするあり方の、2つのいずれかの考え方にに基づき運用されている。

自治体における本事業の効果として、相談を受けるだけでなく、一時的にこどもを預かる支援を行うことで保護者が休息をとることができる。また、保護者がリフレッシュし、心を落ち着かせる時間を持つことで、虐待の未然防止や家庭養育の維持につながることも期待される。実際に、本事業によって、虐待防止等につながる結果として、措置児童数の減少に寄与している可能性がある。

＜事業者＞

事業者の本事業の意義として、幅広い理由で利用でき、短期間の預かりであることから保護者・こどもともに負担が小さいことが挙げられる。また、子育て短期支援事業に取り組む意義は家庭の虐待予防にあるとの意見がある。

事業者における本事業の効果として、①子育て疲れのレスパイトケアや虐待予防の他、特にこども自身からの声を聴ける強みがある点、②本事業利用後も相談ができる体制作りや保護者とこどもの関係性の改善に繋がる効果がある。また、副次的な効果として、自治体と保護者の間に事業者が入ることで、円滑なコミュニケーションが促進されることがある。

また、施設の多機能化への対応として、地域支援の施設と児童養護施設の生活の場を分ける、利用者同士が会わないようにする等、個人情報保護に配慮した運営を行っている。一方で、地域に開かれた居場所として施設を開放し、ポピュレーションアプローチの性質を持つ取組と連続性をもって支援を提供することにより、子育て短期支援事業を利用する心理的ハードルを下げるような工夫をしている場合もある。以上を踏まえ、既存事業と子育て短期支援事業の相性を踏まえ、別室の必要性等を検討することや、事例などを基に、各自治体・事業者にて人員の配置や事業同士の連携の検討を促すことが有効と考えられる。

b. 自治体における、本事業の捉え方、位置づけ、事業対象者や対象者設定の考え方

自治体として、アセスメントを実施し、その他の支援事業と組み合わせながら本事業を実施することにより、本事業がソーシャルワークの一つとして機能している。また、支援を必要とする家庭が漏れないよう利用対象者を拡大し、幅広く支援を届けている自治体も存在する。

c. 自治体における実際の需要の状況（利用者属性別の利用人数、頻度、利用シーン等）

特定の世帯や曜日、理由による利用が多い傾向にあり、利用者側では利用可能枠の状況等が把握できないため、利用枠がなく利用を断られているケースがある可能性がある。そのため、短期的には利用者の利用理由などに併せて予約が少ない日を紹介する等によって需要の平準化を図ることで断らないように柔軟に対応しつつ、中長期的に利用の多い曜日（金土日）の供給や利用理由・利用者属性に対応するサービスの拡充を図っていくことが望ましい。

d. 自治体と連携している事業者、事業者との関係性（料金の徴収方法、望ましい自治体・事業者の役割分担）、連携状況

<自治体>

本事業の利用申請～利用の流れとして、①自治体を利用申請を受け付け事業者・里親と利用調整を行う、②事業者が申請者から直接利用申請を受けて利用調整を行う、の2パターンが存在する。②については以下<事業者>の項で記載のとおり、利用者の増加（利用意向の促進）につながる可能性がある。

<事業者>

自治体が申請窓口を担う場合、ケースワーカーの判断、差配に応じて本事業の利用には至らない（他支援に繋げる、本事業の利用は不要と判断等）可能性が示唆された。他方で、事業者が直接申請窓口となる際には、ケースワーカーの差配が行われないため結果として利用者増になるものの、利用者情報が十分でない場合があり、自治体との情報共有が課題となる。そのため、需要発掘が求められる場合は事業者が申請窓口を担うことが有効であるが、利用申請者の情報連携を行う等、支援の質を高めることができるように工夫が必要である。

自治体と事業者間での望ましい役割分担について、申請窓口については、自治体が担う方が望ましいという意見と、事業者が担う方が望ましいという意見の両方がある。前述のとおり、メリット・デメリットは双方にあるが、例えば自治体が要保護・要支援児童のいる家庭に事業を届ける場合には、自治体が窓口を担いアセスメントを行う、ポピュレーションアプローチの場合には窓口を事業者側にも設け申請のハードルを下げる等の運用が考えられる。なお、研修内容の検討・実施については、事業者が担う方が望ましいとの意見があった。

事業者が要保護児童対策地域協議会に参加したり、必要な情報を共有してもらう体制を構築しているケースもある。

e. 都道府県や周辺自治体との広域連携の状況及び、連携している場合にはその内容

特定の事業者が複数自治体から受託している場合には、委託先の近隣市町村や事業者との会議体を設け、ノウハウ共有や専従人員配置加算の予算按分等を調整することで、本事業の更なる質向上、改善等に繋げることが有効である。

f. 自治体からの申請に対して出来るだけ受け入れるための工夫

利用者の状況に応じて日程調整を行い利用を待ってもらう、自治体の他委託事業者や法人内の複数施設と連携するなどの創意工夫を持って、できる限り利用申請者を受け入れている状況がある。

また、柔軟な対応として、供給量の確保のため、定員を設定せず個別の家庭の状況にあわせて預かる時間帯を柔軟に対応（事業として提示する時間以上に対応）したり、緊急利用の受け入れを実施している場合や、ショートステイ里親を活用している場合もある。

自治体の利用申請の仕組みを踏まえ、自治体ごとに差が出ないように事業者が独自に配慮している場合もある。

g. 取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法

<自治体>

要保護児童対策地域協議会の調整機関であり、相談事業を請け負う部署が子育て短期支援事業を所管することにより、支援を必要とする家庭に係る情報連携が容易となった事例があった。また、児童養護施設の協力もあり、供給数の増加につながっている事例があった。

<事業者>

他事業でのノウハウの活用や、自治体と協議しつつ制度設計の工夫がなされたことで事業実施に至った事例があった。また、自治体と連携や協議を重ね、関係性の構築や委託内容の精査を行うことで、事業の持続的な実施に繋がっている事例があった。

障壁となった点として、児童養護施設にもともと入所している児童に負担がかかる課題があり、専用区画を設けた事例があった。

h. ショートステイ里親の活用における、自治体と連携している事業者、事業者との関係性（料金の徴収方法、望ましい自治体・事業者の役割分担）

ショートステイ里親の活用においては、利用者と里親のマッチングなどの調整が重要である。そのため、フォスタリング機関等が調整を担うことが望ましいとの意見がある。またフォスタリング機関等が存在しない場合には、里親との会議体等を設け、自治体が独自に里親と関係性を構築し、連携を強化することが一案として考えられる。

i. ショートステイ里親の活用における、都道府県や周辺自治体との広域連携の状況及び、連携している場合にはその内容

ショートステイ里親の活用にあたり都道府県とは、預け先となる里親の確保の観点から名簿の共有などを受けている自治体が存在する。供給量の確保という観点からは施設同様に、市区町村外のショートステイ里親にも委託することが有効である反面、市区町村外での預かりの際にはこどもの通学等に支障が出る懸念があり、利用者や自治体の地理的な状況等に併せ配慮する必要がある。

j. 自治体でのショートステイ里親の取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法

本事業を開始した際に、児童養護施設での対応の限界があり供給量が不足していた。また、外部・内部環境の事由（新型コロナウイルス感染症の感染拡大、職員の離職率の高さ）により受け入れられないケースもあることから、ショートステイ里親の活用を開始したケースがあった。

また、自治体の区域が広く、施設が不足している場合には、施設の場所に捕らわれない支援としてショートステイ里親を活用していくことで“網の目”にて支援を提供できる環境を構築していくことができた。

さらに、ショートステイ里親の活用にあたり、自治体職員が里親と交流する機会を作り関係性を構築してきたケースがあった。

[本事項に係る委員のご意見]

第5回検討委員会にて委員から下記意見が挙げた。

- 事業の方向性として、ポピュレーション的なアプローチとケースワークを伴った要対協を中心とするアプローチの2つが存在することを示すことは、政策提言として有益である。自治体からは、ショートステイの方向性をどのようにまとめればよいのか分からないという声も聞かれる。これらのアプローチ方法があることが示されると、各自治体で事業の方向性を整理する際に参考にできる。
- 事業の位置づけ方は重要であり、今回ポピュレーション的なアプローチと要対協を中心としたアプローチの2つの方向性が示されているが、どちらかで実施するのではなく、取組を進めた先にはこの2つが重なり合う。事業導入時は、予算制約の観点から、地域のニーズを踏まえて、どちらの方向性に注力するかを自治体に検討してもらうことが重要。これが、事業の導入フェーズにおける提言としてまずは重要である。一方で、取組を進めていく際に、目指すべき事業の組み立て方を明らかにすることも提言として大切である。形式的に事業を開始したが、予算不足で拡充できない自治体も存在すると聞く。提言の中で目指すべき事業の組み立て方を整理し、予算や人員を確保するための裏付けとなるような内容が含まれると望ましい。
- ショートステイは一次予防と二次予防を切れ目なくつなぐ事業と考えており、子ども家庭センターの事業とも親和性が高い。
- また、ソーシャルワークの観点ではケースマネジメントが重要であり、サポートプランの中でショートステイはサービスとしてよく活用される。
- 里親ショートステイに関して、広域連携は実施せず「自治体内に居住するショートステイ里親のみに限定することも想定される」との記載があったが、里親ショートステイに取り組む最初のステップとしては、自治体外の里親の活用が考えられる。確かに通学を希望するこどもについては、自治体内に居住する里親で預かる必要があるが、そもそも自治体内に協力いただける里親がいない場合も多い。広域連携が必要ではないと誤解を招かないよう、記載を注意する必要がある。
- 嘉麻市の事例に関してだが、規模の小さい自治体では、要保護・要支援や子育て支援、少子化対策の担当課がそれぞれ縦割りになっていることも多い。少子化対策の部署がショートステイ等を所管するとケースワークが事務的になり十分に機能しないことが考えられる。当市でも少子化対策の部署で一時預かり事業を所管しており、連携が上手くいかない時期もあった。こうした経験からも事業の担当部署は重要な視点である。

②個別分析結果 (※青字はヒアリング内容詳細のまとめ、以下同様。)

a-i-i. 本事業の意義 | 自治体ヒアリング調査結果

本事業がケースワークの軸となっている。(桑名市)

- 子育て短期支援事業は、ケースワークの中での軸となっている。利用者の保護者からは、当初こどもを預けることに対する抵抗感や里親へ預けることへの不安があったものの、預けてみてこどもが喜んで帰ってきているのをみて、今後も里親に預けたいとの声をいただいている。(桑名市)

広く利用者を受け入れ、支援の入り口として本事業を提供している。(松戸市)

- 平成14年に市内に児童養護施設の晴香園が開設され、開設を契機にショートステイの取組を始めた。レスパイト等での活用により子育て負担を軽減し、こどもの健全育成につながることで事業の意義と捉えている。(松戸市)

a-i-ii. 本事業の意義 | 事業者ヒアリング調査結果

様々な理由で利用でき、短期間の預かりであることから、親子ともに負担の小さい形で預けられることが利点となっている。(日本児童育成園) また、家庭の虐待予防が意義として挙げられる。(別府光の園)

- 一時保護として児童相談所が介入するケースとは異なり、仕事や介護、育児疲れなど幅広い理由で利用可能であり、短期間の一時的な預かりとして親子ともに負担の小さな形で預けることができることが利点と考えている。(日本児童育成園)
- ショートステイに取り組む意義は、本事業の本来の需要を満たすことと、ハイリスク家庭の早期発見、早期対応につながることである。社会的養護が必要となる家庭にとってショートステイは重要な事業であり、ともすれば虐待につながってしまうような家庭の早期発見、早期対応につながっている。(別府光の園)

a-ii-i. 本事業の効果 | 自治体ヒアリング調査結果

相談を受けるだけでなく、一時的にこどもを預かる支援を行うことで保護者が休息をとることができる。保護者がリフレッシュし、心を落ち着かせる時間を持つことで、虐待の未然防止や家庭養育の維持につながることも期待される。（桑名市、松戸市、朝霞市、尼崎市）

- 児童福祉法改正にあたり、地域で親子を支援することが市町村の役割として位置づけられた。現場で支援の対応をしていると、訪問して相談を受けるだけでは不十分と考えており、実際の提供できる支援リソースが様々必要と考えている。その中で、本事業は一番効果があり、育児疲れの親に対して当市から積極的に勧めている。他の事業と異なり一番ゆっくり休んでもらうことが出来るため効果が高く重要と考えている。（桑名市）
- 一時保護手前の家庭が利用することで、育児の大変な時期を乗り越え、家庭での養育に戻ってもらうことにつながっている。（松戸市）
- 事業の効果として、虐待の予防につながっている。保護者にとっても短期間の母子分離で自分の体調や気持ちを落ち着かせる機会となっており、リピートする方も多い。（朝霞市）
- 育児疲れによる利用が多く、利用者のアンケート回答からは「里親に預かってもらえてよかった」という声をいただいている。短期間でもこどもと距離を取ることで保護者もリフレッシュができており、概ね好意的に事業を捉えていただいている。また、本事業の目的である虐待を防ぐことにも寄与していると感じる。（尼崎市）
- 子育てに困難を抱えている保護者や、保護者の疾病・出産・入院や仕事で一時的に育児が困難になった際にこどもを預かり、養育の安定を図る点がある。また、レスパイト目的で本事業を定期的に利用する家庭が増えており、このような家庭が本事業を利用できなかった場合、一時保護や入所などに至ってしまう可能性があったかもしれないと考えた際、未然に防止できる効果があると考えている。（西宮市）

在宅支援の一つの取組として、措置児童数の減少に寄与していると考えられている。

（福岡市）

- ショートステイは在宅支援の一つの取組であり、在宅支援を拡充するに伴い措置児童数は減少している。平成26年4月1日時点では449名（施設・里親）であったが、令和6年4月1日には268名（乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホーム）に減少している。措置児童数の減少は在宅支援を拡充した効果だと推察している。（福岡市）

ひとり親世帯などで身近に頼れる人がいない場合における育児負担の軽減に寄与すると考えられている。（嘉麻市）

- 当市は比較的ひとり親世帯が多く、また市内に母子生活支援施設があり、入所している家庭もある。ひとり親や施設を利用する家庭は仕事や入院やレスパイトの際に頼りになる親戚や預け先がない。本事業でこどもを預けられることによる育児の負担軽減の効果が挙げられる。（嘉麻市）

a-ii-ii. 本事業の効果 | 事業者ヒアリング調査結果

子育て疲れに対するレイパストや虐待予防の効果が挙げられる。

- 市がレスパイトのために本事業を紹介し、本事業の利用により実際に助かったという保護者の声をいただいている。（晴香）
- 中には十分な食事をとれない、（洗濯された）きれいな洋服を着ることができないこどももいるが、本事業で預かることで、食事や入浴など適切なケアを受け学校に行くことができることが喜ばれる。また、両親にとっても休息の時間を取れることは大きい。預ける時間で自分の用事を済ますことができ、家庭の維持にとって有用である。また、こどものケア方法が分からない保護者とは関係性を築きながら、こどもの変化や養育方法を伝える中で、保護者の子育てに協力することもできる。（別府光の園）
- 家庭の状況が好転したり、精神的・肉体的負担が減ることにより家庭環境が改善されるような効果がある。（野町保育園）
- 虐待につながる前のレスパイトで効果があったと言われている。また、ショートステイを利用した家庭の多くが、継続利用につながっており、事業の効果を感じている。（光明童園）

第三者機関として自治体と保護者の橋渡しの効果が挙げられる。

- 第三者機関の意義は大きい。保護経験がある両親は措置権限を持つ行政に対して抵抗感を持つ方もおり、そうした際に措置権がない第三者機関が支援することが有効である。（SOS こどもの村 JAPAN）
- ケースワーカーと保護者との関係性が上手くいかず、一時期情報を把握できなくなった間の橋渡しの対応を行っていた。（青草の原）

本事業利用後も相談ができる体制作りや保護者とこどもの関係性の改善に繋がる効果も意見としてあった。

- 本事業を利用してもらうにあたり、今後本事業を利用しないで済むように、家族の力の維持・向上を意識している。受入調整や送迎の際に保護者とのコミュニケーションを積極的に取り、継続して利用される家庭とは次第に関係性が構築され、保護者からも子育ての悩みを相談されるようになっている。相談に対して、本事業で預かる中での対応の工夫などが共有され、家族の力を高めることにつなげている。（SOS こどもの村 JAPAN）
- 本施設では既存のこどもの居場所のなかで本事業を受け、市民ボランティアがシフトを組み共に預かる体制である。そのなかで、こどもが様々な人や価値観に出会うと共に、本事業利用後も保護者やこどもが本施設に訪れられることにより関係性を保ち、親子の相談を受ける社会資源とのつながりにつながり、地域での積極的な親子の見守りの体制を築くことに繋がっている。（青草の原）

a-iii. 施設の多機能化への対応 | 事業者ヒアリング調査結果

事業の施設で本事業での預かりを請け負っている。（日本児童育成園、光明童園）
地域支援の施設と児童養護施設の生活の場を分けたりしている場合がある。（別府光の園）
一方で、居場所事業として地域に開かれた活動とはあえて明確に切り離さないことにより、相乗効果を生み出している場合もある。（青草の原）

- はこぶねは児童養護施設であり、別棟では2歳以上の児童を預かっている。2歳未満の児童は法人で運営する乳児院で預かっている。（日本児童育成園）
- 児童養護施設に入所する児童に対しても負担がかかるため、現在、男子ホームでは子育てショートステイ専用の区画を設けている。また、枠がある際には、地域小規模児童養護施設の一軒家で受け入れる場合もある。（光明童園）
- 光の園は全面改築により、道路に面したところに保育所、学童クラブなど地域の方が利用できる地域支援の施設を設置し、児童養護施設などのこどもたちの生活の場を内側に設置している。かつて児童養護施設で長く住み込みで共に働いていたスタッフが、現在、各施設のリーダーとなっており、各施設のリーダー同士がつながりを持っていることから、スムーズに施設間連携ができるようになってきている。人的なソフト面での連携が光の園の強みだと考えている。（別府光の園）
- 当施設は居場所的な活動が主であり、居場所事業で泊まりも出来るような対応であり、その中に新宿区子どもショートステイ事業が含まれている。あえて、居場所事業と切り離さないようにし、こどもに居場所的な活動への参加を選択できるようにすることにより、新しいものに出会う機会に繋がっている。（青草の原）

本事業を通じて自治体担当者とケースを連携することを重要視している。（晴香）
また、他事業の運営を継続するにあたり、自治体との関係性構築（＝自治体にとって必要な事業を実施していく）のために、本事業を行うという考え方もある。（別府光の園）

- 本事業を通じて市の担当者とケースを連携している場合もあり、本事業を通じて施設の心理士や親子支援員などの視点も含めて情報を共有している。日々の連携の積み重ねが多機能化において重要である。地域連携の中に市や本事業の職員が関わり共に創り上げる場ができると良い。（晴香）
- 児童家庭センターは補助金事業であり、梯子を外されないよう行政から頼られる存在になることが大切だと考えており、そうした面からもショートステイはできる限り断らないようにしている。（別府光の園）

他事業を既に利用していることにより、本事業の利用のハードルが下がる面がある。

(晴香、青草の原)

- 当法人のこども館や児童家庭支援センターに既に通っているなかで、本事業も利用できることも知り、こどもが知っている場所に預けられることで安心して預けられるという利用のハードルが下がっていることから、市を通じて本事業の利用申請がされる場合がある。(晴香)
- 数としては区のこども総合センターからの依頼を通じて知り合う場合が多い。一方で当施設に既に通っているなかで、本事業も利用できることも知り、こどもが知っている場所やスタッフに預けられることで安心して預けられるという利用のハードルが下がっていることから、区のこども総合センターを通じて本事業の利用申請がされる場合がある。(青草の原)

b. 本事業の捉え方、位置づけ、事業対象者や対象者設定の考え方 | 自治体ヒアリング
調査結果

子育て短期支援事業は、その他の支援事業と組み合わせながら実施され、ソーシャルワークの一つとして機能している。（桑名市、福岡市、尼崎市、松戸市）

- ソーシャルワークの一環として本事業を実施しているため、ショートステイ以外でも保護者のエンパワメントなどに繋がるような支援なども行うため一定期間要支援の対象としている。（桑名市）
 - 当市は要支援の対象をあえて広く設けている。要支援の大きな枠組みのなかでショートステイを利用してもらっており、説明なども行い、繰り返し利用するなど効果的な支援を行っている。要支援の場合、無料でショートステイを利用できる点も利用者側のメリットとしてある。（桑名市）
 - 実際関わる保護者の背景として虐待や行政から適切な支援を受けられなかったことなどがある。そのため、人を信用することが出来ず不信感を抱きやすい傾向があり、行政から支援したいと話をしても理解いただけない場合が多い。そのため、実際のメリットを示すうえで本事業を用いて、実際に支援をしてもらえると信頼感を持っていただくようにしている。最初は懐疑的であるものの、何度か説明したり本当に疲れている時などに実際一度利用してもらったりすることで支援などに理解いただき、気軽に活用いただくようになる。（桑名市）
- 事業展開の経過だが、まず初めに、市内の施設の定員が飽和状態になり、里親委託へのシフトチェンジがあった。その後、長期で児童養護施設等に入所しているこどもたちの家庭復帰・家庭移行支援のフェーズがあり、その次のフェーズとして在宅支援における早期介入による親子分離防止と家庭に帰ったこどもたちの支援の充実に取り組んでいる。福岡市ではショートステイを在宅支援策の一つとして位置づけており、養育支援訪問事業や親子関係づくりサポート事業等と組み合わせ、在宅支援を充実させている。（福岡市）
- 利用者の大半は要対協管理世帯で、市がこれまで関わりを持つ家庭である。ケースワーカーがアセスメントする中で、支援策の一つとしてショートステイを利用してもらっている。（尼崎市）
 - 利用にあたり書面でのサポートプランの作成は必須とはしていない。ケースワーカーが支援者とヒアリングをする中で、何に困っているのかを確認し、支援策の一つとしてショートステイを案内している。（尼崎市）
 - ショートステイの所管はこども相談支援課であり、要対協の世帯の支援も行っているため、まずは要対協の世帯に届けることに注力している。一般向けにも市ホームページで周知はしているが、個別に案内するのは要対協の世帯が中心である。（尼崎市）

- ショートステイ利用者の半数程度がこども家庭センターで支援している家庭であり、ケースワークで相談に乗りショートステイにつなげることはある。逆にショートステイで預かったこどもの様子から他事業につなげる場合もある。（松戸市）

子育て短期支援事業は、その他の支援事業と組み合わせながら実施され、ソーシャルワークの一つとして機能している。（桑名市、尼崎市、松戸市）

- ショートステイを幅広く活用してもらいたいという思いで利用対象の制限は設けていない。利用対象に制限を設ける場合、対象から外れるが支援の必要性が高いケースも出てくると想定される。晴香園（事業者）に利用受付を委託していることもあり、まずは、利用対象を広く設け、支援を必要とする人が漏れないようにしている。供給があまりにもひっ迫する場合は利用対象の制限が必要になることも考えられる。（松戸市）
- 要保護・要支援の家庭も利用しているが、ホームページ等を見て利用される方もいる。要保護・要支援に注力してショートステイを実施しているわけではない。（朝霞市）
 - 利用理由で断るケースはほとんどなく、冠婚葬祭や通院など幅広い理由で受け入れている。（朝霞市）
- 要支援・要保護児童について、市が関わっており育児疲れなどが保護者にみられる場合は積極的に勧めたり、地区の保健師や保育園などにも本事業が周知されており、日常生活で疲れている保護者に勧めてもらっている。仕事やひとり親の方で出産で預かり先がないような家庭へは、HPで本事業を周知することにより情報提供し、必要な際に本事業を利用してもらえるようにしている。（西宮市）
- 本事業の位置づけとしては、子育てしやすい環境づくり児童虐待の未然防止である。支援が必要な子育て世帯へ本事業を勧めているが、一般の家庭でも月の上限までレスパイト目的で毎月利用している家庭もある。ひとり親家庭で、初めは子育てが辛いとの話があり、児童相談所とも連携し、保護者と話をしている中で上限を超えた利用も認めている場合がある。（嘉麻市）
 - 利用申請時は要支援・要保護の対象ではなかったものの、継続的に利用している中で要保護の対象として登録されるケースもある。（嘉麻市）

c. 自治体での実際の需要の状況（利用者属性別の利用人数、頻度、利用シーン等） |
自治体ヒアリング調査結果

要保護・要支援の家庭の利用が中心である。（桑名市、尼崎市）

- ケースワーカーが、要保護・要支援家庭の訪問時などに当該事業をあつせんすることが多いことも相まって、要保護・要支援家庭の利用が7〜8割を占めている状況である。一般の世帯に本事業を利用しているケースは当市では少なく、課題と考えている。（桑名市）
- 利用者の大半は要対協管理世帯で、市がこれまで関わりを持つ家庭である。一般の方については、育児疲れではなく、出産や遠方への出張など物理的に預けざるを得ない場合に利用される方が多い。（尼崎市）

利用者は生活保護世帯やひとり親世帯が多い。レスパイトを理由とした利用が中心で、事業利用をリピートする方も多く存在する。（福岡市、松戸市、尼崎市、西宮市、嘉麻市）

- 利用者の属性は生活保護世帯やひとり親が多い状況である。頻度はバラバラだが、高い頻度で利用される家庭も存在し、こうした家庭への適切な支援方法の選択は課題となっている。利用理由は、レスパイトで利用される方が多い。（福岡市）
- 金・土・日に予約が集中している。早い者勝ちの状況で固定客の利用が多い。（松戸市）
- 育児疲れによる利用が多い。リピートする利用者もあり、虐待防止にもつながっていると考える。（尼崎市）
- レスパイトを目的とした利用が多い。保護者にとっても短期間の母子分離で自分の体調や気持ちを落ち着かせる機会となっており、リピートする方も多い。（朝霞市）
- 利用目的はレスパイトが圧倒的に多い。利用される曜日について、育児疲れの方で保育園での預かりがない日曜日に利用されている家庭もある。出産の場合は1回の利用だが、レスパイト目的の方や定期的な出張や夜の会議がある方の場合、繰り返し本事業を利用されている。（西宮市）
- レスパイト目的での利用が多く、継続的に利用している家庭が多い。土日の利用が多い傾向がある。仕事があるものの保育園で預かってもらえないため利用される場合や、普段は保育園で預けているものの土日もレスパイト目的で利用を申請する場合がある。（嘉麻市）

d-i. 連携している事業者、事業者との関係性 | 自治体ヒアリング調査結果

行政で利用者からの申請を受け付け、行政が事業者につなげることで利用調整が行われる。（福岡市、尼崎市、西宮市、嘉麻市）

- 利用者は最初に区役所で申請する。申請を受けた後、区役所の担当職員が各施設（児童養護施設、乳児院、里親を調整する NPO 法人）にショートステイの受入が可能か電話にて確認する。受け入れ可能な施設が見つかり次第、利用者となつた施設等で詳細の手続きが行われる。受け入れ先が見つからない場合には、複数の受け入れ先に電話する必要がある、区役所の担当職員の調整に時間がかかるケースもある。（福岡市）
- 利用受付では市の児童ケースワーカーが窓口となっており、預けるこどもの情報を施設に提供している。また、利用後は利用時のこどもの様子を電話で確認している。里親ショートステイに関しては、里親をよく知る里親支援専門相談員にこどもと里親のマッチングをお願いしている。児童ケースワーカーと里親支援専門相談員で情報共有し、事業当日までに児童ケースワーカーと里親支援専門相談員、保護者、里親の4者で顔合わせを行っている。関係者で密に連携できている。（尼崎市）
- 市が利用の申請を受け付けている。利用申請は電子申請で受け付けており、利用希望日も記載する必要があるため、一度事前に電話相談で利用日を市が確認し、施設や里親と調整した後に利用日を確定し、その後に利用者から電子申請がなされる。（西宮市）
 - こどもの呼び名や、小さなこどもの場合好きな遊びや好き嫌いなど、里親が安心して預かるために必要な情報を里親会と検討し、その情報を里親へ情報共有している。（西宮市）
- 平日に市の窓口で申込を受けており、事業者には保護者から申請された情報を共有している。施設での預かりに必要な備品等を準備することさえも難しい家庭もあるため、その可能性がある場合は事前に共有している。（嘉麻市）

事業者が直接利用者からの申請を受け、利用調整が行われる。（松戸市）

- 事業の利用受付は晴香園（事業者）で受け付けている。当初は市で受け付けていたが、利用受付部分も委託するようになった。晴香園の利用について、市に連絡があった場合は、晴香園の連絡先等を案内している。晴香園に利用受付を対応してもらうことで、市のフィルターを通さないため、利用者も予約しやすくなっていると感じている。こうした点はショートステイの利用者の増加につながっていると考えている。（松戸市）

市内での社会的養護施設が少ないことから、近隣市町村の施設と契約し、施設でのショートステイを実施している。（尼崎市、西宮市） ただし、すべての施設が機能しているわけではない。（尼崎市）

- 施設でのショートステイに関して、16 施設と契約しているが、利用できる施設は限られている。施設によっては一時保護の受け入れを優先しており、ショートステイでの利用はできないことも多い。また、他市にあり遠方な場合も多い。利用受付では市のケースワーカーが窓口となっており、預けるこどもの情報を施設に提供している。また、利用後は利用時のこどもの様子を電話で確認している。（尼崎市）
- 委託する施設は児童養護施設、乳児院が主である。当市は小規模な施設2カ所を含め児童養護施設が4カ所しかない。その他の施設は市外になる。立地が遠くなると、施設での預かりは送迎を保護者が行うため利用が難しくなることから、近隣の施設と本事業の委託契約を行っている。（西宮市）

d-ii. 自治体との連携状況 | 事業者ヒアリング調査結果

自治体が申請窓口担当を担っている場合がある。（晴香、光明童園） 事業者が直接申請窓口となった場合、情報共有が課題となってくる。（晴香）

- 松戸市の場合は直接当事業所が申請の受け入れを行っているが、他自治体では、当事業所に問い合わせがある場合もあるものの、利用申請は市役所の窓口で対応している。（晴香）
 - 松戸市の場合、利用希望者が空き状況などを確認する際に、直接家庭が困っていることを聞くことができ、利用者に同意を得てこども家庭センターへ情報連携することが出来ている。（晴香）
- 新規で利用される家庭は、水俣市の福祉課の窓口で相談を行い、必要な家庭に本事業が案内されている。当法人ではホームページで外向けにも本事業を案内しており、利用したい家庭から当法人に問い合わせがあり、水俣市につなぐケースもある。（光明童園）
 - 昨年度までは児童家庭支援センターが市と児童養護施設をつなぐ窓口を担っていたが、調整のスピード感を高めるため、市と児童養護施設で直接調整するようになった。（光明童園）

自治体と事業者間での望ましい役割分担について、申請窓口については、自治体が担う方が望ましいという意見がある。（晴香、青草の原）

- 市のサポートプランがあるケースの場合、プランの中に本事業を組み込んだうえで、サポートプランの内容を共有いただきショートステイの予約を入れてもらえると、有効的な支援が可能になると考えている。（晴香）
- それぞれのケースワーカーから依頼を受けて各協力家庭へ依頼することを全て一括して民間に委託する方法も考えられるが、そこまでの業務を担うリソースがない団体にとっては、自治体で全体のコーディネートをしてもらうことが必要。枠組みは自治体で担ってもらい、委託された中で自由度のあるかたちで民間が運用できると、居場所としても共存しやすい形になる。（青草の原）

研修内容の検討・実施については、事業者が担う方が望ましいとの意見があった。（青草の原）。

- それぞれのケースワーカーから依頼を受けて各協力家庭へ依頼することを全て一括して民間に委託する方法も考えられるが、様々な形の中で依頼を受ける方法の方が我々としては居場所と共存しやすい形になる。一方で、研修の内容は事業者側で練り、他の協力家庭にも受講いただくことまで担えられると良い。（青草の原）

要保護児童対策地域協議会に参加したり、必要な情報を共有してもらう体制を構築している。（晴香、別府光の園、青草の原、光明童園）

- 要保護児童対策地域協議会で予め概要説明を頂いたうえで本事業を利用される場合や、よく本事業を利用しているため、市からケース会議への参加依頼が来る場合がある。当法人の児童家庭支援センターで受け入れているケースでは、当センターからの案内による個別支援会議への参加もあった。（晴香）
 - 保護者からの相談など、利用者からの承諾を得ながら、市へ情報共有を実施することで、市の担当者から、情報をフィードバックいただけるようになり、お互いに情報共有するケースが増えてきた。（晴香）
- 登録の際に守秘義務の署名をいただいているため、本事業で預かるにあたり家庭背景などを知る必要がある場合は、必要な情報をケースワーカーに直接確認し状況を確認している。要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議について、どのケースにも参加しているわけではないが、一時保護対象などケースワーカーから依頼を受けて出席する場合がある。本事業の枠組みで参加はしていない。（青草の原）

- 要保護児童対策地域協議会のケース会議にも出席している。本事業や見守り支援などで要保護児童対策地域協議会の対象家庭に関わることも多く、自治体からの依頼で参加している。実際に預かり、生活しているこどもの様子など、書面だけでは分からない情報を提供している。また、行政から要保護児童対策地域協議会のケースを聞き、必要な場合に本事業に繋げることもある。（別府光の園）
- 熊本県より三層構造会議を月に1度開催するよう依頼されており、児童相談所や水俣市と情報共有している。また、各事業所からも月次報告を受け、状況を確認している。要保護児童対策地域協議会の対象家庭とも関わっており、地域の状況は把握できている。1型糖尿病の子については、看護師が常駐する病児病後児保育でショートステイを預かることもあり、他施設との連携も行われている。（光明童園）

e. 都道府県や周辺自治体との広域連携の状況及び、連携している場合にはその内容
| 自治体ヒアリング調査結果

近隣市町村と共同で事業者の施設を確保しショートステイの事業を実施している事例が見られた。（松戸市）

- 晴香園（事業者）でのショートステイは近隣6市と共同で実施。8人枠の部屋を6市で使い、利用率を見て予算を案分している。（松戸市）
 - 6市で案分しショートステイの専門人員を配置しており、現在はこの人員の人件費に専従人員配置支援を活用している。（松戸市）
 - 年に何度か晴香園に集まり6市で会議を行っている。予算案分に関する内容が中心になるが、望ましい予約方法の検討や晴香園職員からの現状報告、改善点に係る議論が行われている。（松戸市）
 - 里親ショートステイに関しては、流山市と合同で里親との調整業務を晴香園に委託しており、経費は両市で案分している。（松戸市）

f. 自治体からの申請に対して出来るだけ受け入れるための工夫 | 事業者ヒアリング

調査結果

日程調整を行うとともに、受け入れを待ってもらう場合がある。また、自治体内の他の受け入れ先との併用などを調整する場合がある。（青草の原） 法人内の複数の施設を活用して柔軟な受け入れ調整が出来るよう工夫している。（光明童園）

- 利用理由によっては施設での受け入れを待ってもらうなど交渉している。入院など日程が決まっている場合は仕方ないが、育児疲れなど利用者の都合で調整できる場合は調整をお願いしている。（日本児童育成園）
- できる限り受け入れができるよう、必要な場合には日にちの代替案を提示し調整するようにしている。また、こども同士のトラブルが起きないように、こどもの組み合わせも配慮している。（別府光の園）
- 依頼が来た段階で、登録しているメンバーに連絡し、シフト調整を行う。1～2泊であれば調整しやすいものの、一週間程度の利用になる場合シフトの調整が難しい場合がある。そのため、区の子ども総合センターに伝えて、区から全ての期間を預かれる家庭に依頼してもらったり、シフトが組める日のみ施設で預かり、その他の日は他の家庭に預かっていただいている。（青草の原）
- 法人では光明童園と湯出光明童園の2施設で受け入れており、できる限り両施設利用してもらうことで、どちらの施設にも慣れていただき、両施設を活用して柔軟な受け入れ調整を可能としている。（光明童園）

施設での受入だけでなく、柔軟な対応のために里親の活用を行っている場合がある。

- 例えば1歳児と3歳児と一緒に預かってほしい場合には、施設がはこぶねと乳児院で分かれてしまうので、里親を活用している。（日本児童育成園）
- 令和2年度から利用が増えて予約が取りにくい課題を各自治体が持つようになり、その頃から、里親への委託を検討するようになった。（晴香）

定員を設定せず、個別の家庭の状況にあわせて預かる時間帯を柔軟に対応したり（野町保育園）、緊急性がある状況の場合、市が検討したうえで登録や予約なしでも受け入れたっている。（晴香）

- トワイライトステイは保育園で定められている定員とは別で受け入れている。具体的な定員は設けていない。トワイライトステイは21時までのものであるものの、卒園生は保育園の環境に慣れているため、深夜の2時まで預かるケースが2～3名いる。（野町保育園）
- 事前登録・予約制だが、緊急性がある状況の場合、市が検討したうえで登録や予約なしでも受け入れることを可としている。非常勤スタッフの勤務シフトは常時2名で組んでいる。（晴香）

g-i. 取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法 | 自治体ヒアリング調査結果

要保護児童対策地域協議会の調整機関で相談事業を請け負う部署がショートステイを所管することにより、支援を必要とする家庭に係る情報連携が取りやすくなった。市内児童養護施設の協力もあり、供給数の増加につながっている。（嘉麻市）

- 令和4年度までは保育所を管理している課が本事業を所管していたが、令和5年度から要保護児童対策地域協議会の調整機関で相談事業を請け負うことが多い子育て支援課が本事業を担当することになった。所管を移動する前は、市外の乳児院のみで受け入れを行っていたが、小学生以上のこども預かれるようにするため、令和5年度10月から市内の児童養護施設へも本事業を委託するようにした。（嘉麻市）
 - 児童養護施設では、当市の状況を十分把握していたことと併せ、もともと別自治体との本事業について委託契約している実績があったため、スムーズに協力いただけた。（嘉麻市）
 - 当課が所管課となった際に、情報連携など業務としては行いやすくなり、利用実績もかなり増えている。児童虐待の未然防止として予算計上についても理解いただいている。（嘉麻市）

g-ii. 取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になった

ことやその解決方法 | 事業者ヒアリング調査結果

施設開設時から自治体から依頼があり本事業を開始した場合や（別府光の園）、地域の課題を受けて本事業を開始した場合（晴香）がきっかけとしてある。また、利用者の要望等から事業者側から本事業の受託を自治体に打診した場合もある。（青草の原、野町保育園）

- 千葉県東葛エリアには、社会的養護を必要とするケースが多く児童相談所が通年満床状態となっている。そのため、松戸市と共にショートステイの受け入れ先として検討し、当法人の児童養護施設では空き部屋が出ない場合があるため、本事業専用スペースを設け、専従職員を設置することにより安定的な運営が出来るようにした。（晴香）
- ショートステイを始めるきっかけは、平成11年に児童家庭支援センターを開設するにあたり、泊り機能を含めた地域支援の施設とする方針を立てたことである。それ以前に、ひどく傷ついた市内のこどもが当児童養護施設に入所してくることがあり、事前にこうしたこどもを保護してあげることで事態を防げたのではないかと考え、泊り支援にも力を入れるべきという話になった。（別府光の園）
- 取組の契機として、私自身が母子生活支援施設で本事業を利用する親子と関わっていくなかで、より受け皿を広げる必要があると感じた。そこで、本施設を設立した際に、本事業の受託を新宿区へ打診した。（青草の原）
- 当園は日中と夜間の保育園を併設している。トワイライトステイは日中の延長保育を超える方が当初対象となっていた。契機として、夜間保育園で、小学校に進学するにあたり、夜間面倒を見る人がいない問題に保護者が直面する。その際に活用できる制度を検討した結果、トワイライトステイの実施に至った。小学校入学した児童への対応が当園の視点であった。深夜に働いている保護者が仕事を辞めざるを得なくなり、どうしようという困りごとから始まった。（野町保育園）

本事業にあたり、他事業でのノウハウの活用や制度設計の工夫がなされたことで解決した。（青草の原）

- 既にこども食堂でのシフト作成などの経験があったため、スムーズに立ち上げられた。他の自治体では協力家庭のシステムがなかったり、何人か集まってシフト制で預かることを想定していなかったため実施できないと回答する自治体もあるなかで、新宿区は前向きに検討いただけた点が大きな後押しとなった。協力家庭も新宿区民に限定すると運用は厳しいと考えており、区民に限定されなかったことが継続できる理由である。（青草の原）

自治体等との連携に課題があり、自治体との関係性構築を進めていたり（別府光の園）、更なる連携が必要と考えている。（晴香）

- 当初は民間事業者が要保護児童対策地域協議会に参加するなど、行政と連携することが難しかった。何年もかけて行政と関係性を作り、要保護児童対策地域協議会に参加できるようになった。そこからさらに連携を深め、今のような連携体制となっている。また、こども家庭総合支援拠点事業の受託を希望する際は、園長の意向のもと、児童相談所等からの緊急保護を土日、夜間関わらず受け入れに対応し、行政の信頼を得られるよう努めた。最終的には行政ができない部分を民間が担ってくれることを市長も好意的に受け止めていただき、受託につながった。受託後は行政からも大変助かっているという声をいただいている。（別府光の園）
- 市のサポートプランがあるケースの場合など、ショートステイ事業のより有効的な活用となるように、ケースのサポートプランのなかで連携できると良いと考えている。家庭分離したほうが良いケースもあり、市にも保護者やこどもの状況を確認してもらい、家庭分離に至る場合がある。そのような場合に、児童相談所との連携した取り組みが多い。（晴香）
 - 緊急利用については市の社会資源として市に空き状況を伝えることにより児童相談所に伝わり、一時保護にするか本事業を利用するか連携はされているものの、ケースについての連携は不十分であり密に連携できると良い。里親ショートステイについては、同じ里親でも本事業や児童相談所からの委託で活用している状況である場合がある。そのため、児童相談所と連携を密にし、切れ目なくこどもに負担のない環境を共に作っていきたいと考えている。（晴香）

運営にあたり、委託費の不足が課題となり、自治体に委託費の見直しを打診して解決した。（青草の原）

- 当初はこども1人1泊につき1万円の委託費を受け取っていたが、こどもやスタッフの食費や家賃、コーディネートの人件費が考慮されていない額であったため、運営の赤字状況をお伝えして、現在は2万4千円に上げていただいた。コーディネートの業務委託の人件費も捻出できるようになり、シフト調整などがスムーズに出来るようになった。（青草の原）

児童養護施設にもともと入所している児童に負担がかかる課題があり、専用区画を設けた。（光明童園）

- ショートステイのように一時的に施設で生活する児童を受け入れる際に、児童養護施設にもともと入所している児童に寄り添う必要があった。実際に、見知らぬショートステイの児童と同じ空間で生活することで、ストレスを感じ不安定になってしまう入所児童もいた。専用区画を設けることで、入所児童の負担が減ったと考えている。（光明童園）

医療的ケアが必要なこどもの預かりの課題があり、マニュアルを作成して対応したもの、職員確保について課題が残っている。（光明童園）

- 医療的ケアが必要な児童のショートステイを受け入れる場面があった。1型糖尿病の児童で、症状や行動、必要なケアに係る勉強会を開き、マニュアルを作成して対応することができた。現在も継続的にショートステイを利用してもらっている。当初、保護者はショートステイの利用意向があったが、看護師が夜勤に対応する環境が整っておらず、対応できなかった。（光明童園）
 - 看護師が常駐する病児病後児保育でショートステイを預かることもあり、他施設との連携も行われている。（光明童園）
 - 現在も夜勤の職員確保は課題となっている。夜間は宿直スタッフ1名で対応しているが、医療的ケアのこどものためにさらに1名スタッフを配置することが難しいことも多い。（光明童園）

- h. ショートステイ里親の活用における、自治体と連携している事業者、事業者との関係性（料金の徴収方法、望ましい自治体・事業者の役割分担） | 自治体ヒアリング調査結果

行政で利用者からの申請を受け付け、行政にて里親のコーディネート等の利用調整が行われる。（朝霞市）

- 里親のコーディネートは市で対応している。（朝霞市）
 - 情報提供に関しては、学校に通われるこどもも多いので、こどもが通う放課後児童クラブや放課後等デイサービスの情報なども提供している。要保護・要支援児童とその他の家庭の児童ともに同じレベル感の情報（基礎情報、障害の有無、他事業の参加状況など）を提供している。（朝霞市）
 - 市の職員も参加する里親の定例会ではショートステイのケーススタディが行われることがあり、市の制度や支援に関して課題があれば、意見をもらっている。また、連絡調整については、係内に里親の連絡窓口があり、里親からの相談等にも対応している。土日等の緊急時に里親からの連絡を受けることがあるが、柔軟に対応できる体制が構築されている。（朝霞市）

里親ショートステイにおいては、利用者と里親のマッチングが重要であり、里親の世帯状況や人となりをよく知る機関がコーディネートすることが重要。（福岡市、尼崎市）
一方で、行政独自に里親との関係性を構築し、コーディネートする自治体も存在する。（朝霞市）

- 里親のコーディネート機能を市が行わない理由は、里親と家庭のマッチングが重要であり、里親をよく知る機関がコーディネート機能を担うことが望ましいと考えている。最終的な家庭の支援を考えると、単純に空いている里親を紹介するのではなく、児童や家庭に適した里親を紹介することが重要になる。（福岡市）
- （尼崎市では児童相談所がフォスティング業務を担う・児童家庭支援センターの活用）里親の登録や支援は県が実施しているため、これまで市が直接里親と関わることはなかった。そのため、こどもの特性（性格や年齢、性別など）に応じて、どの里親が適しているか市で判断することが難しい。（尼崎市）
- 里親のコーディネートは市で対応している。里親の定例会や交流会に市の職員も参加し、普段から里親と交流し、関係を構築している。里親の定例会ではショートステイのケーススタディが行われることがあり、市の制度や支援に関して課題があれば、意見をもらっている。（朝霞市）

i. ショートステイ里親の活用における、都道府県や周辺自治体との広域連携の状況

及び、連携している場合にはその内容 | 自治体ヒアリング調査結果

里親ショートステイでは、預け先となる里親の確保にあたり都道府県の協力を得ている。（松戸市、朝霞市）

- 新規に里親になることを希望する方がいる場合は、児童相談所から連絡を受け、市職員も同行しショートステイへの協力を依頼している。朝霞市在住の里親に依頼することで、預かりながら通学できるメリットが生まれるので、里親活用に関して広域連携は実施していない状況である。（朝霞市）
- 里親ショートステイに取り組んでいるが、取組を開始するにあたり、千葉県からショートステイに協力可能な里親の名簿をいただいた。名簿をもとに市から問合せのうえ説明会を実施し、里親ショートステイを委託している。（松戸市）

近隣市町村と共同してフォスタリング機関へ委託する事例や、近隣市町村に在住する里親を活用する事例が見られた。（西宮市）

- 他市との連携は、ショートステイ里親を開始した際に、西宮市内の里親が所属している阪神南地区里親会へ協力を打診した。阪神南地区里親会には尼崎市と芦屋市の里親も所属しており、場合によっては尼崎市や芦屋市の里親が当市の本事業に協力する場合があるため、芦屋市に声がけし、連携して取り組むことになった。ショートステイ里親登録やフォスタリング機関への委託を連携して実施する形で現在も続いている。（西宮市）
 - フォスタリング機関への委託においては、芦屋市と当市の人口比で委託費を按分し委託している。（西宮市）
 - 当市の本事業で芦屋市の里親が預かる場合がある。西宮市に登録しているショートステイ里親は西宮市で22世帯、芦屋市で4世帯である。（西宮市）

- j. 里親ショートステイの取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法 | 自治体ヒアリング調査結果

社会的養護施設は本来業務との兼ね合いで十分な供給量の確保が難しく、里親の活用が不可欠となった。（桑名市）

- 児童養護施設での対応の限界があり、初期の里親ショートステイを実施していない時期は供給が追い付いていなかった。施設で感染が広がると預けられなくなったり、職員の離職率も高いため受け入れたくても受け入れられなかったりしていた。（桑名市）
 - 児童養護施設も多機能化の動きがあるものの、実際には現状の支援だけで手一杯な状況も多い。本来の業務を優先せざるを得ず、ショートステイのような地域支援まで対応ができない部分もあると考えている。（桑名市）

社会的養護施設に限られる場合などには、里親を活用することで、地域を網の目で支えていく環境構築が可能になる。（福岡市、尼崎市、西宮市）

- 里親の数を増やすことは重要な取組と考えている。福岡市は人口が約160万人、児童人口が約24万人だが、施設としては乳児院が2か所、児童養護施設が3か所で、また都心部から遠方にある施設もあるため、里親を活用することで地域を網の目で支えていく環境を構築することが重要であると考えている。（福岡市）
- 市内には社会的養護施設が少なく、他市にある施設にも協力をさせていただいていたが、送迎が必要で、通学ができないなど保護者とこどもにとって負担となっていた部分もある。里親ショートステイを始めた背景には、地域内で家庭を見守る環境の構築が大切であるという考えがある。（尼崎市）
 - これまで施設のみでショートステイを受け入れていたので、施設に空きが無く利用を断ることがあり、ショートステイが使えず一時保護に回るケースがあった。今年度から里親を活用することで受け皿が広がり、一定程度需要に対応できるようになっている。（尼崎市）
- 施設のみでは断るケースがあり、コロナ禍で預かりのニーズがあるものの、施設内の感染で断るケースがあった。そのため、里親ショートステイを検討した。里親ショートステイを始めるにあたり、里親の情報を持っておらずコーディネートへの課題、閉庁時の夜間休日の対応への課題、財源の課題の3点があった。（西宮市）
 - コーディネートについては、当時里親支援センターはなかったため、里親支援専門相談員を設置している児童養護施設を運営している社会福祉法人へ打診し、コーディネートについて了承を得られた（当該法人が現在は里親支援センターを開設）。（西宮市）

- その児童養護施設では夜間休日でも誰か職員がいるため、夜間休日での里親からの緊急の連絡に対しても対応可能となった。（西宮市）
- 財源について、国の補助も使いながら市の基金を活用できることになり対応できた。（西宮市）

里親活用にあたり、自治体職員が里親と交流する機会を作り関係性を構築してきた。

（朝霞市）

- 近隣に社会的養護施設が無いことから里親の活用が不可欠であり、市と里親の関係を築くことが大切になる。里親の定例会に市職員も顔を出す中で、信頼関係を築いてきた。係内に里親担当を設けているが、基本的には部署全体で関係を築くようにしている。（朝霞市）

3. 【供給】支援状況（量、内容）について

（1）調査結果及び示唆（アンケート調査）

① エグゼクティブサマリー

a. 自治体・事業者（施設）における支援状況

<自治体>

アンケートに回答した自治体（計 977）のうち、令和 6 年度において本事業を実施している自治体は約 73%存在し、実施を検討していない約 20%の自治体は本事業を実施可能な事業者や里親が地域に存在しないことから実施を断念している。また、実施している自治体において広域連携を実施又は令和 6,7 年度の実施に向けて検討中の自治体は約 5.5%にとどまっている。なお、本事業の提供にあたって、約 98%の自治体は事業者に委託しており、複数の事業所に委託し、事業の供給量を確保している自治体が約 80%である。このことから、本事業の新規実施にあたってはリソース（事業者、里親）の有無が論点となっており、近隣地域に活用可能な事業者等が存在しない又は、把握できていない自治体はショートステイ里親や本事業を実施可能な事業者を育成していく必要がある。そのため、今後、事業未実施の自治体における新規の事業実施や実施済み自治体での供給量増大を促すためには、地域内外の限られたリソースを自治体間で連携し有効活用している事例（広域連携など）や、本事業を実施可能な事業者（人材）やショートステイ里親の増大に向け研修などを実施し育成を行っている事例から成功要因等を取りまとめ、示していくことが有効な施策となると想定される。

事業の利用対象者について約 67%の自治体でアセスメントが行われており、利用対象者の状況に併せて適切な支援が何かを検討したうえで選択肢の一つとして本事業が活用されている可能性がある。

利用申請時の窓口について、「自治体のみにて申請受付」の割合が最も高い。事業所・里親から利用者状況の報告有無について、「利用者状況の報告を行っている」割合が 70%を占める。状況報告の記載事項について、「利用日数」の割合が最も高く、「利用者の属性情報（性別、年齢など）」、「利用者の気になった点等」が続く。状況報告のタイミングについて、「利用終了時」の割合が最も高く、「月末などにまとめて報告」、「必須のタイミングはなく、適宜報告」と続く。状況報告の様式の有無について、「様式がある」が 55.1%である。

通学時などの児童の付き添いについて、「実施している」割合は 22.7%である。

<事業者>

複数自治体から利用申請があった場合、「自治体の別なく、申請があった順番に応じて受付に対応している」の割合が最も高い。児童を受け入れる際の基本的な考え方として、「施設全体における既存事業の定員数（※本事業専用の単独事業所の場合は本事業の定員数）と受入人数を照らし合わせ、定員に空きがある場合に本事業の児童を受け入れている」の割合が高い。本事業の定員を設定していない事業者の割合が過半数を占める。

職員のスキルや人員配置等に関連した取組として、本事業の配置基準の設定、職員に必要な資格・実務経験の設定、種々の研修の実施・推奨を実施している施設が多い。このことから、本事業の実施には、こどもを預かることへのスキルやノウハウが現場では一定程度求められており、そうした人員の適切な配置が事業の質の確保には必要であることが伺える。

部屋・設備に関する取組として、一定年齢以上のこどもの個室利用、既存事業の入所児童等との生活空間の切り分けを実施している施設が多い。また、受け入れ判断の際の制約として、年齢、性別、利用者の特性等により利用を断るケースがある。このことから、本事業の利用者属性等に応じた受入難易度の差や入所児童との関係への配慮の必要性が伺える。

本事業でこどもを預かる際の付随業務としては、ソーシャルワーク、保護者のケア・相談支援は半数以上の施設で実施しており、送迎、登校支援も4割以上の施設で実施している。その他、外部機関との連携や、独自に家事支援や学習支援等を行っている施設もある。このことから、本事業では送迎や保護者のケアなどの付随する業務が必要とされつつも、事業の現場にとって当該付随業務の負担が大きくなり、供給量確保の障壁になっている可能性がある。

本事業の実施に当たって、対象児童が要保護・要支援児童であるかどうかについて、自治体から情報が提供されている割合が66.4%である。自治体から提供される情報として、要保護・要支援児童のいる家庭、その他家庭共に、「利用申請時の基礎情報（性別、年齢、利用申請理由など）」の割合が最も高く、「こどもの障がい（傾向や疑い含む）の有無」、「アレルギーの有無や服薬状況等、健康に関する情報」が続く。

b. 里親ショートステイにおける支援状況

自治体における里親委託について、「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者」等の判断基準について、「保育士」が最も割合が高い。

里親活用に際しての都道府県との連携状況について、「子育て短期支援事業の受け入れ可能な里親に関する名簿共有において連携」が最も割合が高く、次いで「里親活用を推進する取組（周知活動など）において連携」が続く。

里親に対する支援について、「利用者と里親のマッチング（事前の相性確認、里親の能力等を加味した差配など）」が最も割合が高い。里親に提供する情報について、要保護・要支援児童のいる家庭、その他家庭共に「利用申請時の基礎情報」が最も割合が高く、次いで「配慮が必要なこどもの場合は、配慮すべき事項」が続く。

事業所と里親の振り分け基準について、「利用者に対して、事業所と里親のいずれを利用したいか意向を確認」の割合が最も高く、「過去、本事業における里親の利用実績があり、相性が良いと判断できる場合には同じ児童を同じ里親に優先的に斡旋」、「事業所を基本とし、予約枠の関係で受け入れ困難な場合には里親に依頼」が続く。里親活用時のフォostリング機関の活用有無について、「フォostリング機関等は特に活用していない」の割合が最も高い。フォostリング機関の役割について、「子育て短期支援事業が実施可能な里親のリクルート及びアセスメント」の割合が最も高く、「子育て短期支援事業の利用者の受け入れ支援（里親への状況確認、相談対応など）」が続く。

事業者による里親委託について、マッチングや連絡調整等の業務は児童相談所が担っているケースが多い。また、里親委託の判断は自治体が行っているケースが多い。また、事業者からショートステイ里親へは上記の自治体から提供された情報をショートステイ里親に概ね伝達しており、ショートステイ里親への支援としては、相談対応・アフターフォロー、本事業の紹介、マッチング等を実施している事業者が多い。このことから、事業者によるショートステイ里親の活用では、自治体や児童相談所等の行政との連携、ショートステイ里親との連携の双方が重要であり、マッチング等の調整機能を整備することがショートステイ里親の活用においては重要であることが伺える。

ショートステイ里親のうち、令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れの意向はあったが79.8%であった。また、令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れた実績があるが約6割を占める。受け入れ実績がない理由は、受入意向はあったものの、自治体からの依頼がなかったからが62.8%で最も多い。

令和5年度の子育て短期支援事業で里親として受け入れの詳細な実態は下記のとおりである。

- ・ 最大連泊数…1～2泊が34.1%で最も多い。
- ・ 受け入れ人数…1～2人が最も多く39.2%、次いで3～5人が30.1%である。
- ・ 受け入れを断ったケース…62.5%
- ・ 受け入れを断った理由…仕事等のスケジュールの理由が最も多い。

- 受け入れ可能な曜日・時間帯…土日祝は午前中～18：00 前後は7割を超えている。平日は、18：00 前後～20：00 前後の63.1%が最も多い。
- 受け入れができない曜日・時間帯の理由…ご自身の仕事に関するご都合のためが最も多い。

支援内容として、25%の里親が保護者に対しても支援を行っており、保護者への悩みごとや対処の仕方や地域での支援の場や事業を共有している。そのため、こどもの預かり以外の支援も担っていると考えられる。

[本事項に係る委員のご意見]

第4回検討委員会にて、委員から下記意見が挙げた。

- 要保護児童対策地域協議会に里親が参加しているかは非常に重要である。里親が参加できると保護者の同意なく情報共有が可能になる。当市では要支援・要保護児童のケースが多いため、出来る限り家庭背景などを伝えている。事例紹介などで、要保護児童対策地域協議会に参加することについても触れられると良い。

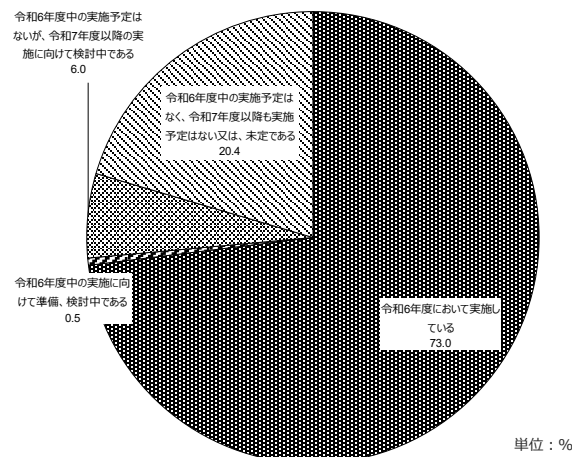
② 個別分析結果

a-i. 自治体の支援状況 | 自治体向けアンケート調査結果

子育て短期支援事業の実施状況について、「令和6年度において実施している」の割合が最も高く、「令和6年度中の実施予定はなく、令和7年度以降も実施予定はない又は、未定である」が続く（図79）。

図79 子育て短期支援事業の実施状況

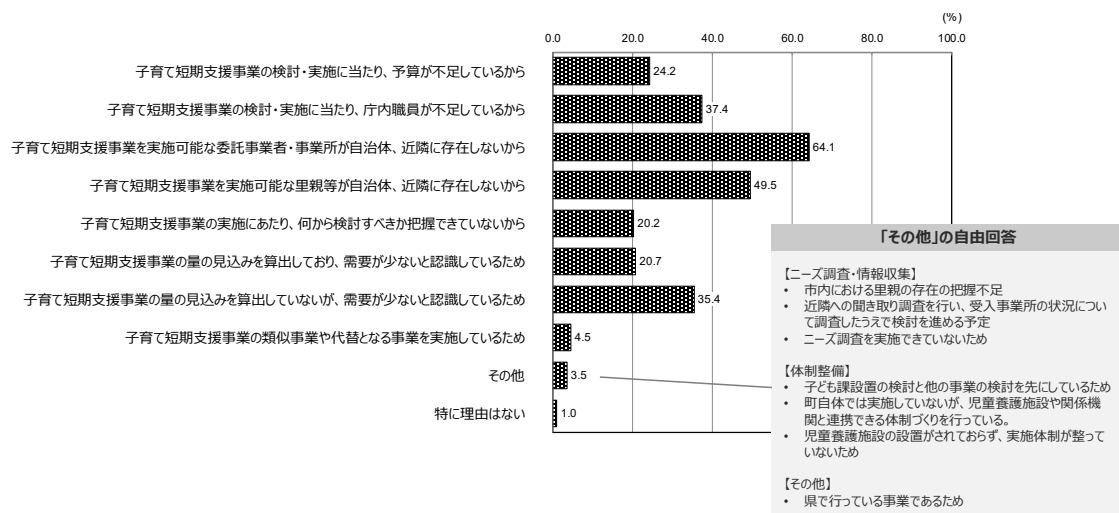
Q6. 令和6年度における貴自治体での子育て短期支援事業の実施状況について、お答えください。【単一回答】
(n=979)



本事業実施の未検討理由について、「本事業を実施可能な事業者、里親がいらない」とする割合が高い（図80）。

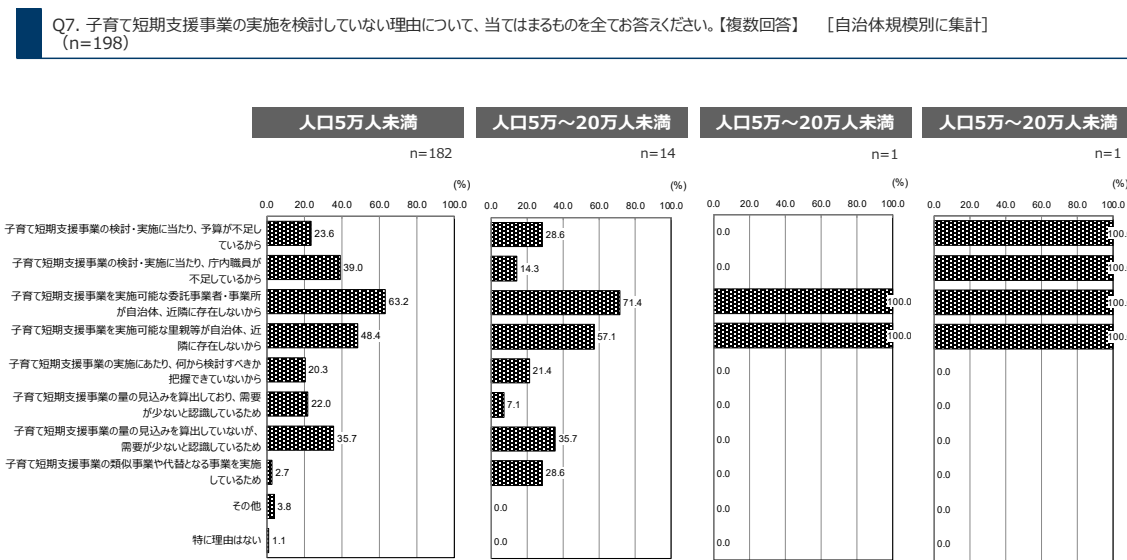
図80 未検討理由

Q7. 子育て短期支援事業の実施を検討していない理由について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=198)



本事業の実施を検討していないと回答した自治体のうち、約92%が人口5万人未満の自治体である。5万人未満と5万～20万人未満の自治体を比較すると、5万人未満の自治体は比較的「庁内職員の不足」「需要が少ないと認識」の回答の割合が高く、「代替となる事業の実施」が低くなっている（図81）。

図81 未検討理由（自治体規模別）



一時保護との使い分け基準について、本来の事業の趣旨や用途からは外れるが施設の空き状況によって、一時保護で代替している自治体も一定数存在する。また、具体的な使い分け基準としては、利用日数や利用理由（家庭状況）に応じて長期間・リスクの高さ・緊急度の高さを加味し、児童相談所（都道府県）と連携しながら一時保護と使い分けしている自治体もある（図 82、図 83、図 84）。

図 82 一時保護との役割分担①

Q9. 貴自治体における子育て短期支援事業と一時保護との役割分担、使い分け基準について、お答えください。【自由記述】 (n=780)	
【基準がない】 - 明確な基準はなし（338） - なし。必要に応じて相談員が介入し、支援方針検討。 - なし。一時保護は児童相談所の判断になるため自治体としての使い分けの基準はなし。子育て短期支援事業を繰り返し利用しても養育環境が改善されない場合などには、児童相談所へ一時保護の相談をすることが考えられる。 - なし。当該世帯の状況によるが、一時保護に係る職権が児童相談所にあるため、使い分けの基準は設けていない。 - なし。実情としては保護者と分離する必要性が考えられるか否か。 - なし。一時保護は、虐待案件、及び保護者が入院等一時的にこどもの養育ができない状況で、頼れる親族がおらず、短期支援事業等、他の制度ができない場合児童相談所と相談の上実施している。 - なし。7日以上になる可能性があっても、児童相談所と相談して決めている。 【実施していない】 - 一時保護は行っていない（4） - 子育て短期支援事業の実施、利用者なし（2） - 子育て短期支援事業の利用者なし。 - 父母から育てられないと相談が合う場合は両方を検討するが、利用日数の限度があり、かつ利用料のある子育て短期支援事業への利用希望はない。 【保護者の意向】 - 子育て短期事業は保護者の申請による。また、児童相談所より一時保護ではなく子育て短期事業を利用するよう保護者へ説明し申請があれば受付する。 - 保護者の希望による利用かどうか。（3） - 養育者の子育て短期支援事業申請理由が当該事業の利用要件に合致していれば利用可としている。養育者が養育困難を訴えたり規定以上の利用を希望する場合は適宜管轄の児童相談所を案内している。	【規定等】 - 自治体の子育て短期支援事業実施要項にて 対象児童が児童福祉施設等へ入所措置される場合は、利用決定を取り消すとの規定あり。 - 年齢。自立していない未就学児は、委託事業所の事情で受け入れができないため。 - リスク状況に応じて使い分け（2） - 基準は設けていないが、児の状況に合わせて一時保護も検討している。 【施設の空き状況に応じて判断】 - 子育て短期支援事業の利用を基本に検討、施設の空きがない場合には児童相談所への送致（一時保護を要請）（4） - 明確な基準・規定ではないが、子育て短期支援事業の施設側の受け入れが困難な場合は、一時保護を検討（2） - 基準なし。利用希望があった場合、まずは委託先の施設をあたが、受け入れが困難の上、緊急性を要する場合は児童相談所に相談をしている。 - 基準なし。子育て短期支援事業を利用希望だが、施設の空きがない等やむを得ない場合に、児童相談所による一時保護を検討するよう勧めることはある。 - 事前に利用調整が可能であれば、子育て短期支援事業を利用し、緊急性があり利用調整のいとまがない場合は一時保護を検討する。 - 施設は急な利用ができないため、一時保護となることが多い（施設を利用する際は、勤務表作成等の都合で、利用日前月の20日までに利用申請しなくては利用が難しい）。 - そもそも一時保護は児童相談所判断で行われる。自治体が依頼するのは子育て短期支援事業での契約先に受け入れの空きがない場合に児童相談所に相談して一時保護という形で預かってもらう場合。 - タイミングや状況により使い分け 【検討中】 - 検討中（6）

図 83 一時保護との役割分担②

Q9. 貴自治体における子育て短期支援事業と一時保護との役割分担、使い分け基準について、お答えください。【自由記述】 (n=780)	
【管轄による分担】 - 一時保護は児童相談所等（都道府県管轄）の措置・判断で、子育て短期支援事業は自治体が管轄（49） - 自治体に一時保護を決定する権限はない。 - 法的根拠に基づいて実施しています。 - 一時保護担当部局との連携による。 - 子育て支援サービスと行政権限の行使、役割は違うと考えています。 - 子育て短期支援事業は市で決定できるが一時保護は児童相談所に権限があるため、市の判断にて使い分けをすることができない。役割としては、子育て短期支援事業は子育てに係る保護者の負担軽減を理由とした虐待の防止として考える。一方、緊急的に子どもの安全・安心を守らなくてはならない状況下については一時保護が役割を考える。 - 実務上は、児童相談所が主体的に対応する際は一時保護、自治体が主体的に対応（予防的な対応含む）する場合は子育て短期支援事業という役割分担を想定しているが、規定上の明確な切り分けはない。 - 契約サービスと行政措置の違い。児童相談所が一時保護すると言えば、一時保護となる市に相談があった際は事情を聞いた上で必要に応じて児相につながることもある。 - 一時保護の対象とはならない場合 【児童相談所と協議、判断】 - 一時保護に関して児童相談所に一任している。子育て短期支援事業について、育児疲れなど幅広いケースに対応したものとしている。家庭のリスクに応じて、児童相談所と協議の上決定。 - 基準なし。要保護・要支援児童の場合、児童相談所との協議を行う。 - 基準なし。長期間（7日以上、数週間単位での入院等）になる可能性がある場合、児相の協議を行う（2） - 基準なし。一時保護は、虐待案件、及び保護者が入院等一時的にこどもの養育ができない状況で、頼れる親族がおらず、短期支援事業等、他の制度ができない場合児童相談所と相談の上実施している。	- 事業利用に際し、保護者の同意が得られない場合に、児童相談所と協議しながら検討していく - 児童相談所が一時保護を判断されるので、児童相談所に相談し一時保護にならないケースは短期支援事業の利用を検討する - 要保護児童として一時保護の必要性、緊急性が高く、管轄児童相談所が「必要であると判断した児童については一時保護を行う。それ以外については、基本的には子育て短期支援事業を利用。世帯の状況に応じ関係機関と協議して判断（3） 【世帯の状況によって個別に判断】 - 保護者の申請により実施する子育て短期支援事業、児童相談所の判断により実施する一時保護を、世帯の状況に合わせて使い分けしている（94） - 申込時の面談時に個別に判断 - 世帯の状況に合わせて、その都度、児童相談所と協議している。（3） - 家庭の状況に合わせた使い分けをしている。必要に応じて児童相談所の担当者と相談している。 - 基準はないが、児童相談所による一時保護措置が最優先。子育て短期支援事業は保護者からの希望や、利用による短期間での改善などが見られるケース。 - レスパイトなど重症度の低い家庭の支援は子育て短期支援事業、ある程度の分離が必要だと思われ、児童相談所に相談し、必要だと判断できる場合は、一時保護。 - 市町のため一時保護は行っていないが、世帯の状況に応じて使い分けをしている - 世帯の状況や施設の空き状況による使い分け - 在宅での支援可能な世帯については子育て短期支援事業を利用 - 一時的にこどもの世話ができない状況（母の疾病等）に応じて使い分け（2）

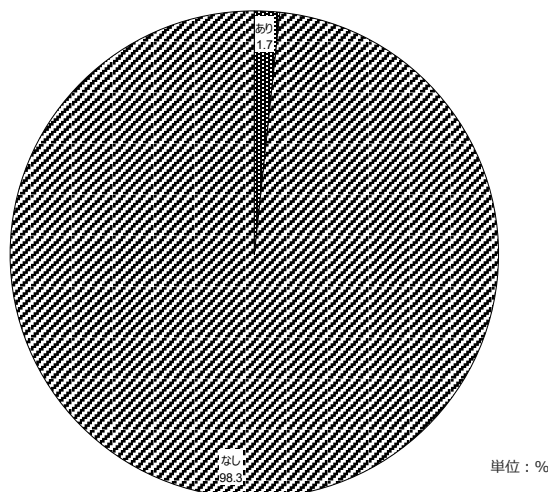
図 84 一時保護との役割分担③

Q9. 貴自治体における子育て短期支援事業と一時保護との役割分担、使い分け基準について、お答えください。【自由記述】
(n=780)

【利用日数】 - 保護者の仕事の都合、病気等により一時的に養育できない場合は子育て短期支援事業を使い、児童虐待などの指導のため中長期的に子どもを保護者から分離して生活させる必要がある場合は、児童相談所に送致している。 - 状況によるが、利用日数に応じて児童相談所と協議の上で使い分ける場合はある。 - 短期間で利用で家庭養育が可能な場合には、子育て短期支援事業、長期間の宿泊事業がないと対応困難な場合には一時保護。また、虐待等で緊急分離が必要だが一時保護が使えない場合、子育て短期支援事業をまず導入し、一時保護への移行を打診している。 - 利用日数、虐待等緊急に児童を保護する必要がある場合など、職権による保護を要する際は一時保護を児童相談所の判断により実施。 - 利用日数が1週間以内であれば子育て短期支援事業。家庭や児童の状況にリスクがある場合は一時保護。 【親子分離が必要な場合】 - 一時的な親子の分離が必要なケースでは子育て短期支援事業を利用し、身体的虐待やネグレクトなどの子どもの安全が脅かされるケースでは一時保護を検討する。 - 虐待等により保護者との分離が必要な場合は一時保護 - 親と子の分離が必要な場合、子育て短期支援事業の利用の同意が得られない場合、虐待の恐れなど緊急の保護が必要な場合等。 - 親子分離が必要と思われるケースは一時保護、そこまではいかず保護者のレスパイトが必要と思われるケースはショートステイを活用 - 長期的な親子分離の必要性がある等、養育状況が深刻化している場合や、親子を分離し、子どもの状態をアセスメントする必要がある場合は、児童相談所の一時保護を検討する。 - 明確な基準はないが、一時的な親子分離が必要な場合で、保護者が利用申請しない場合は、一時保護となる場合がある。 - 一時的な分離で解決するか否か	【虐待リスク・緊急性】 - 対象児の生命を脅かす（可能性も含む）場合は、児童相談所による一時保護とし、それ以外の場合は、子育て短期支援事業を実施している。（14） - 一時保護は、命の危険がある場合に限る。選択の余地がある場合は、個別ケース会議で関係者を含めてどちらを利用するか検討している。 - 虐待の有無、保護者同意の有無 （2） - 虐待がある場合や緊急度など、その都度相談 （2） - 虐待が疑われる場合は児童相談所に一時保護かどうか相談している。 - 対象世帯の児童虐待アセスメントを行い、緊急性や要保護性をもとに判断予定。概ね次の場合に子育て短期支援事業ではなく一時保護が適当と考えている。 ✓ 子どもの安全を確保した後に保護者等の虐待者に接触する必要があると判断したとき ✓ 児童相談所への送致が適当と判断される重篤な虐待事案であるとき ✓ 子どもが親からの虐待や不適切な養育を理由に家に帰りたくないと言っているとき ✓ 利用について保護者等の同意がとれないとき ✓ 概ね連続7日以上長期利用を必要としているとき - 緊急を要する場合には一時保護、世帯の都合（長期出張、入院等）による場合には子育て短期支援事業。（8） - 緊急の一時保護でなければ、子育て短期支援事業が優先。 - 緊急性と先の見通し等から判断する。 - 相談者である保護者や子どもの泊まる場所や金銭が無く、シelters利用が困難な場合、基準を設けてはいないが、おおむね次のような考え方で対応している。①緊急度が高い場合で市のショートステイの空きがない時など、一時保護について児相に相談する。②一時的なものと判断ができない理由の場合は、一時保護について児相を案内する - 緊急性の度合い、受け入れ施設の空き状況により使い分け。
--	--

児童相談所との協定締結について、「なし」とする自治体が98%以上を占める（図85）。

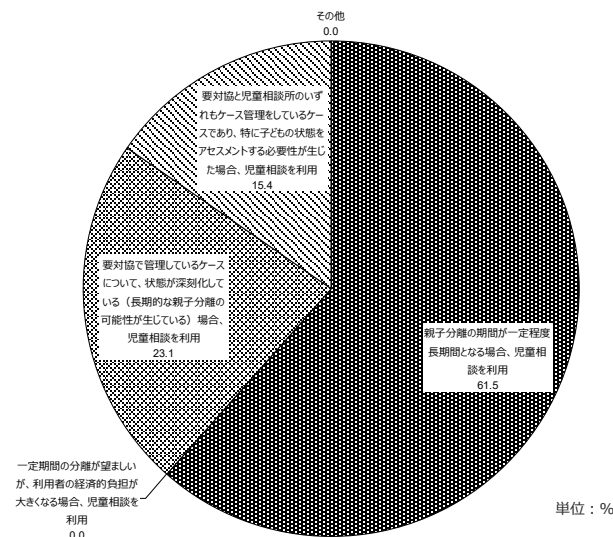
図 85 児童相談所との協定締結

Q10. 子育て短期支援事業において、児童相談所と市町村の役割の分担（連携）について、児童相談所との協定締結（予定含む）状況について、お答えください。【単一回答】
(n=779)

児童相談所と協定を締結する自治体のうち約60%が、本事業と児童相談所との役割分担を「親子分離の期間が一定程度長期間となる場合、児童相談を利用」としている（図86）。

図86 児童相談所との役割分担

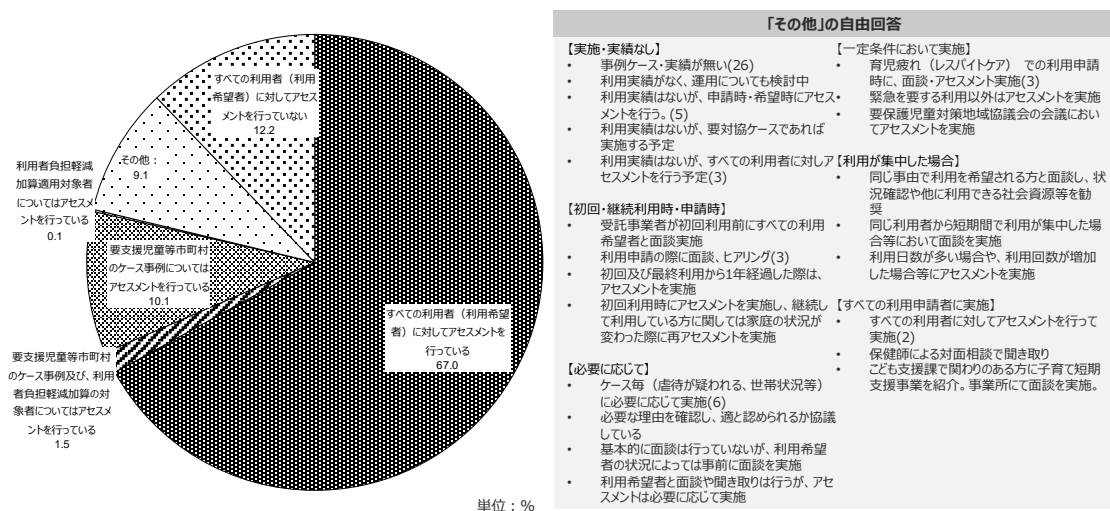
Q11. 児童相談所との協定を踏まえ、子育て短期支援事業における児童相談所との役割分担の概要についてお答えください。【単一回答】
(n=13)



アセスメントの実施状況について、「すべての利用者（利用希望者）に対してアセスメントを行っている」が最も割合が高く、次いで「すべての利用者（利用希望者）に対してアセスメントを行っていない」が続く（図87）。

図87 アセスメントの実施状況

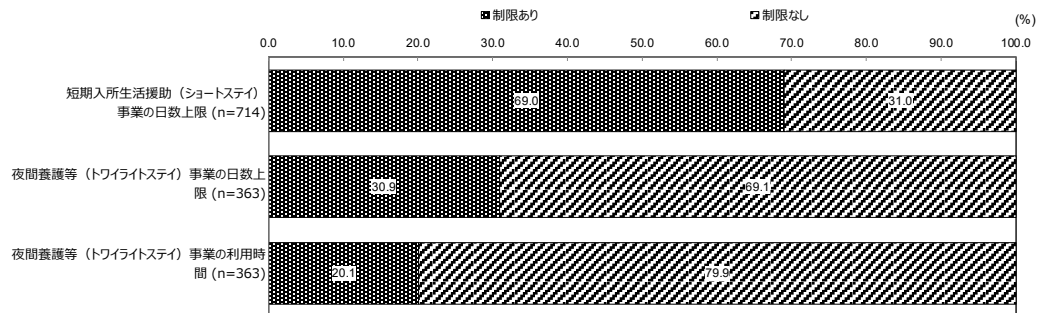
Q19. 子育て短期支援事業の利用対象者に対して、利用に際し、事前に利用希望者と面談等を行い、本事業が必要と判断する等、アセスメントを行っているか、お答えください。【単一回答】
(n=715)



利用上限の有無について、ショートステイでは約69%の自治体が制限を設けている（図88）。また、トワイライトステイでも約30%の自治体が日数上限、約20%の自治体が時間上限を定めている（図88）。

図88 利用上限の有無

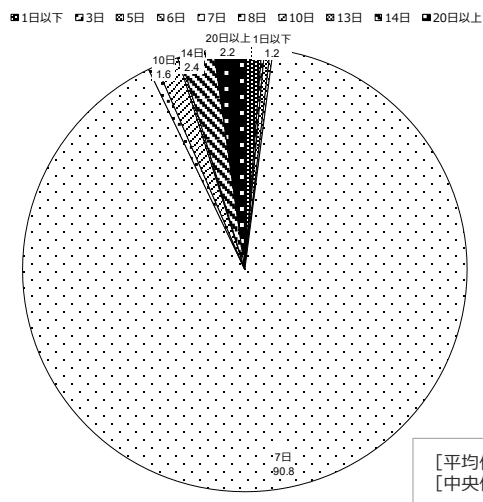
Q20. 子育て短期支援事業に利用にあたり、利用日数・時間の上限有無について、お答えください。【単一回答】
（n=図中参照）



利用上限について、ショートステイでは90%以上の自治体において「7日」の利用上限を定めている（図89）。※令和5年度までの児童福祉法施行規則では「原則7日以内」と目安があり、令和6年度から同目安は撤廃された。

図89 利用上限の有無（ショートステイの利用日数上限）

Q20. 子育て短期支援事業に利用にあたり、利用日数・時間の上限有無について、お答えください。なお、利用上限がある場合は概ねの日数・時間をご記入ください。
※短期入所生活援助（ショートステイ）事業の日数上限（1月当たりの最大利用日数）【単一回答】
（n=493）



■ 児童福祉法施行規則（令和5年度まで、一部抜粋） ※令和6年度に改正

② 府令における規定内容（案）（子育て短期支援事業）

府令の規定内容（案）

- 子育て短期支援事業（※）の具体的な事業内容について、府令を法改正事項に合わせて改正し、**児童と保護者がともに利用することができるものであることを明確にする。**
（※）子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）の両者とされており、両方の規定を改正する。
- 子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助事業の入所・利用日数について、現行では、原則を**7日以内とし**、例外として市町村長が必要であると認めるときに延長を可能としている規定を改正し、**保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村長が必要と認める期間とする**こととはどうか。
（※）夜間養護等事業の入所・利用日数については、現行で、保護者が仕事等により不在となる期間又は緊急の必要がなくなるまでの期間とされており、市町村長は、必要があると認めるときは延長が可能とされている。

参考：令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）

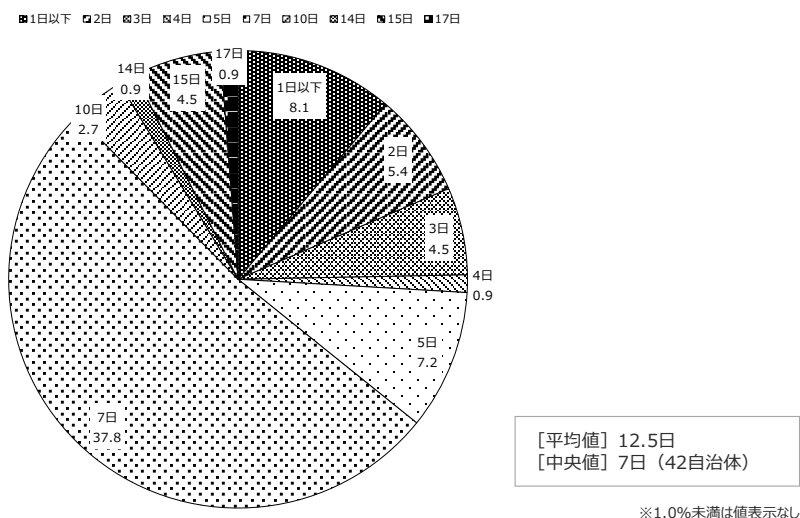
- 安心・安定して保護者がレスパイトを利用可能となる環境を整備するため、子育て短期支援事業（継続による子育て短期支援含む）について、専用の居室や専用の人員配置を推進することにより、いつでも利用可能な受入体制を構築可能とする。また、適切な子どもの成長環境を整備するため、保護者が子どもと共に入所・利用する場合や子どもが自らの意思で入所・利用を希望した場合に入所・利用できるようにする。また、この見直しに伴い、子育て短期支援事業の入所・利用日数について、個々の状況等により定めることを可能とする。

※1.0%未満は値表示なし

利用上限について、トワイライトステイでは「7日」の利用上限を定めている自治体の割合が最も高く、次いで「1日以下」が高い（図90）。

図 90 利用上限の有無（トワイライトステイの利用日数上限）

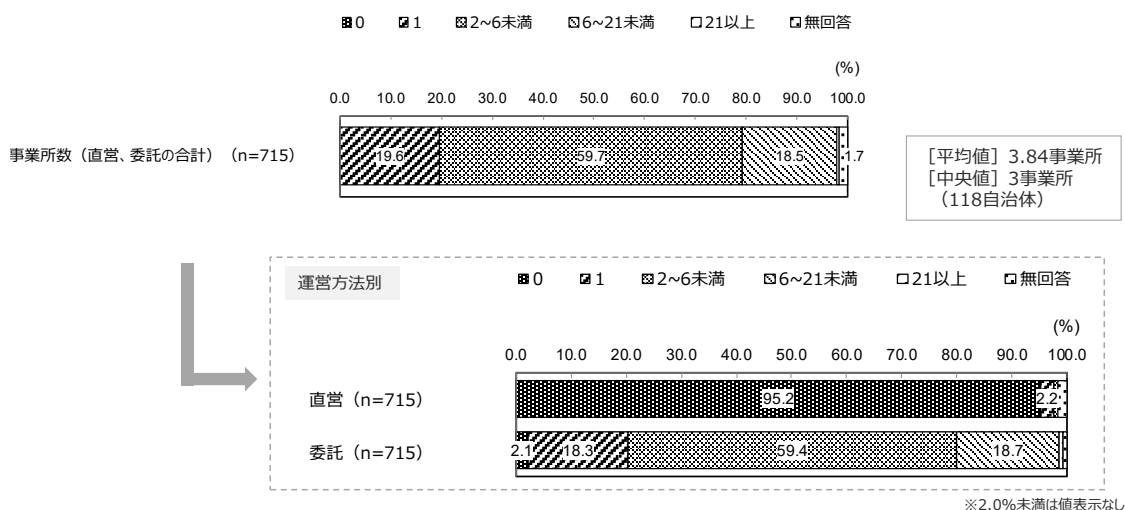
Q20. 子育て短期支援事業に利用にあたり、利用日数・時間の上限有無について、お答えください。なお、利用上限がある場合は概ねの日数・時間をご記入ください。
※夜間養護等（トワイライトステイ）事業の日数上限（1月当たりの最大利用日数）【単一回答】
(n=111)



本事業を実施する事業所について「2～6 未満」（3 事業所）の自治体が最も多い。運営方法別の事業所数について、直営は「0」の割合が最も高く、委託は「2～6 未満」の割合が最も高い（図 91）。このことから、本アンケート調査に回答した自治体においては本事業の実施にあたって、直営施設はなく複数事業者に委託している傾向にある。

図 91 運営方法別の事業所数

Q21. 子育て短期支援事業の運営方法別の事業所数をお答えください。（半角数字でご記入ください）※お答えいただく事業所数には、実際の利用実績はないが契約している施設も含みます。【単一回答】
(n=715)



児童相談所との連携有無について、「特に連携していない」の割合が最も高く、「利用者に係る情報共有において連携している」が続く（図92）。その他として、児童相談所との連携について、ショートステイ里親の活用や一時保護の検討時や適宜利用申請者の状況に併せて連携するといった自治体がある（図93）。

図92 児童相談所との連携有無

Q32. 子育て短期支援事業の実施に当たり、児童相談所との連携有無について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=715)

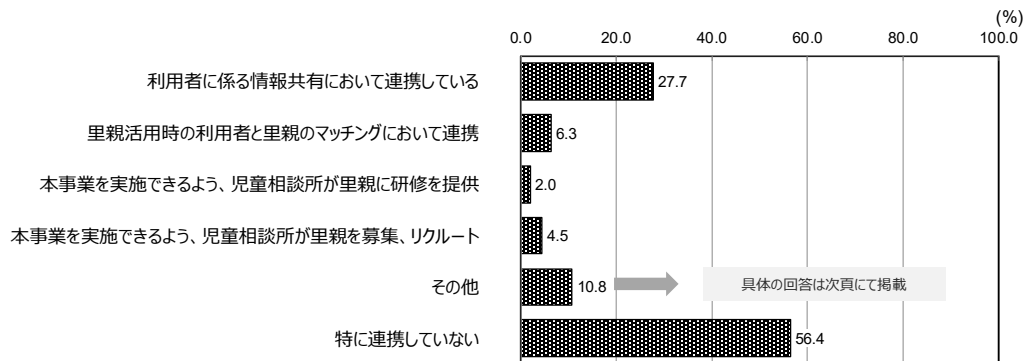


図93 児童相談所との連携有無（その他）

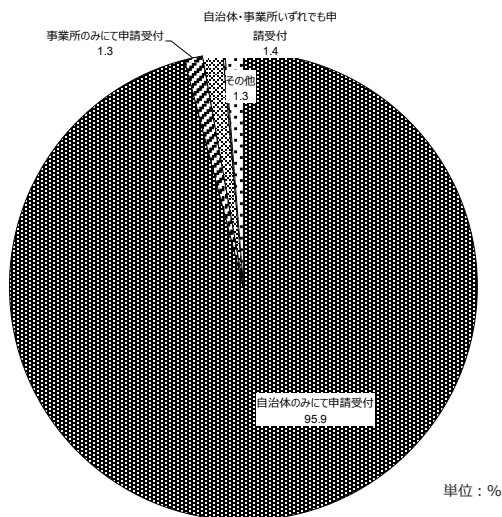
Q32. 子育て短期支援事業の実施に当たり、児童相談所との連携有無について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=715 なお、その他の回答はうち77)

【受け入れ先の相談】 - 受け入れ先がない場合に相談 - 児童相談所がファミリーホームの空き状況の確認をしている 【児童相談所が本事業を所管、実施】 - 児童相談所において子育て短期支援事業を実施、一体化の施設・実施主体である(3) - 児童相談所が子育て短期支援事業を所管しており、利用者にかかる情報共有や施設との連携を行っている 【必要に応じて】 - ケースの状況に応じて（要対協関係など）、連携が必要と思われる場合は情報共有・連携(25) - 相談内容次第で相談・連絡をする場合がある 【児童相談所の対応/管理する可能性のあるケース】 - 児童相談所に、本事業の委託前に照会及び委託前後に報告を行う - 児童相談所の対応ケースの場合は情報共有(4) - 虐待性が高い利用者に対して、児童相談所に報告し、連携を図っている - 利用した際の報告を児童相談所へしている 【一時保護の検討】 - 一時保護対応につながる可能性があるケース（経済困窮世帯、要対協管理中ケースなど）について、情報共有・相談し連携(8) - 保護者の状況で子どもを預ける必要がある場合、一時保護の検討を依頼 - 利用が長期になりそうな場合、一時保護等の検討を依頼(2) - ショートステイ事業の制限日数を超過する可能性のある家庭の場合、一時保護の検討も踏まえ相談。また、児相が保護者との面談時に市の事業の一つとして紹介	- 相談者のニーズや希望日数、受け入れ施設の有無等により、子育て短期支援事業や一時保護の利用を案内 【ショートステイ里親の活用時に連携】 - 受け入れ可能なショートステイ里親の名簿共有(3) - 受け入れ可能なショートステイ里親の照会(2) - 里親にショートステイを依頼する際、児童相談所で一時保護等を委託していないか重複を避ける為事前に連絡し確認(2) - 里親活用開始に際して児童相談所が助言 - フォスティング機関が選定した里親で問題ないか助言 - 里親活用時のみ、利用者に係る情報共有において連携 - 児童相談所、里親会、里親支援センターと市町合同で里親委託推進委員会を構成 - 市と児童相談所が協働して、ショートステイ里親の募集をしている - 里親研修受講者に事業の案内、市へ、里親研修受講修了者の情報提供 【条件なしで報告】 - 利用予定日、利用時の様子等の利用を報告(2) 【実績なし】 - 実績なし(4) 【その他】 - 広域実施に向けて検討中 - 申請をすれば情報の提供を受けることができる - 都道府県の保険の利用 - 住民への広報啓発において連携 - 利用制限の上限を超える利用予定の場合に利用調整を行う
--	--

利用申請時の窓口について、「自治体のみにて申請受付」の割合が最も高い（図94）。

図 94 利用申請時の窓口

Q36. 子育て短期支援事業の利用申請の窓口について、当てはまるものをお答えください。【単一回答】
(n=)

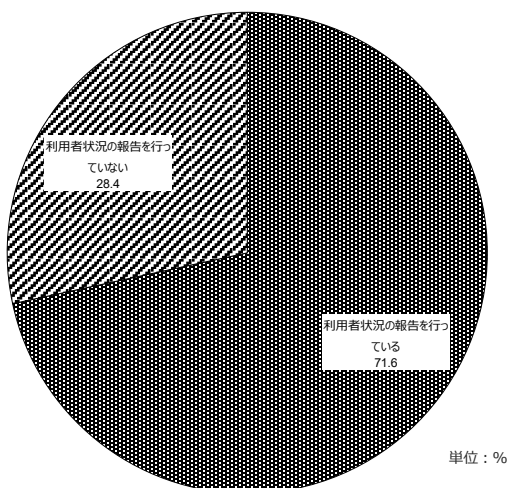


※1.0%未満は値表示なし

事業所・里親から利用者状況の報告有無について、「利用者状況の報告を行っている」割合が70%を占める（図95）。

図 95 事業所・里親から利用者状況の報告有無

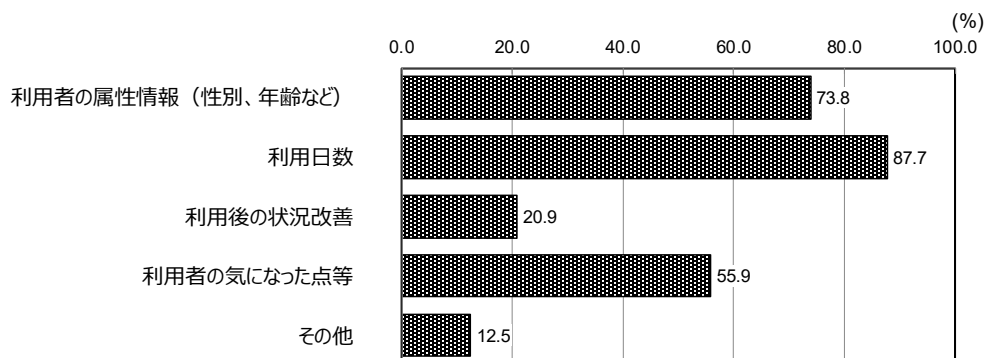
Q39. 子育て短期支援事業における、事業所・里親から市町村へ利用者状況の報告（利用者に関する情報や、本事業を踏まえた経過等）の有無について、当てはまるものをお答えください。【単一回答】
(n=715)



状況報告の記載事項について、「利用日数」の割合が最も高く、「利用者の属性情報（性別、年齢など）」、「利用者の気になった点等」が続く（図 96）。

図 96 状況報告の記載事項

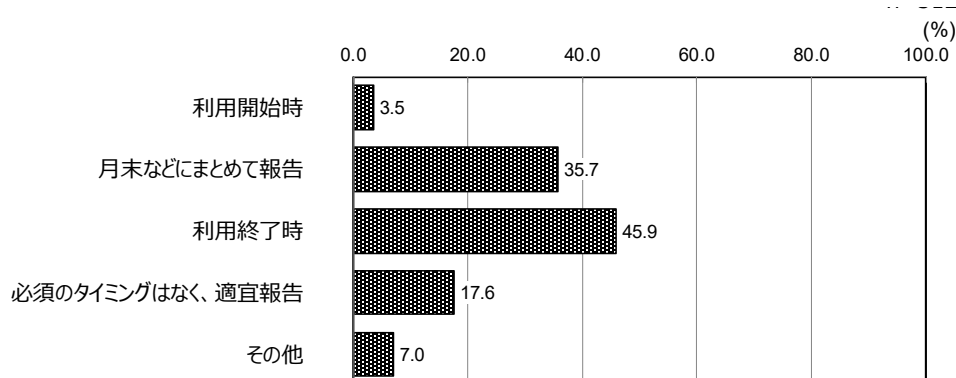
Q40. 利用者状況の報告にあたっての様式のうち、記載事項について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=512)



状況報告のタイミングについて、「利用終了時」の割合が最も高く、「月末などにまとめて報告」、「必須のタイミングはなく、適宜報告」と続く（図 97）。

図 97 状況報告のタイミング

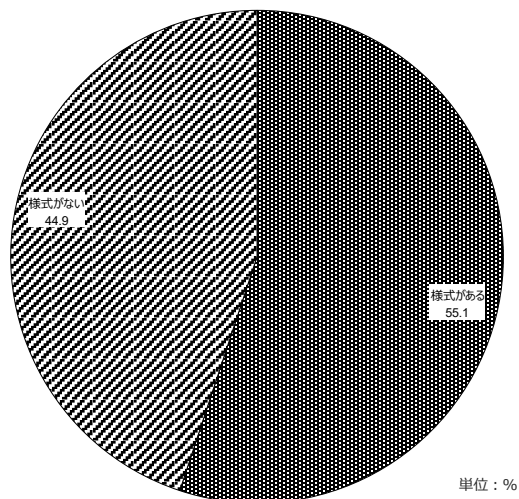
Q41. 事業者・里親から市町村への利用者状況の報告のタイミングについて、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=512)



状況報告の様式の有無について、「様式がある」が55.1%、「様式がない」が44.9%である（図98）。

図98 状況報告の様式の有無

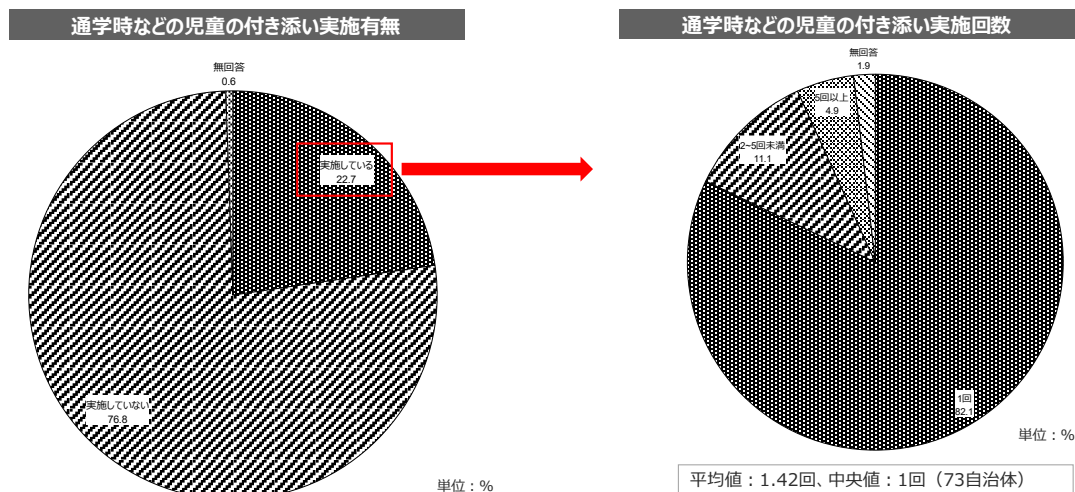
Q42. 利用者状況の報告にあたっての様式の有無について、当てはまるものをお答えください。【単一回答】
(n=512)



通学時などの児童の付き添いについて、「実施している」割合は22.7%であり、実施している自治体では「1回」の割合が最も高く、「2～5回」と続く（図99）。

図99 通学時などの児童の付き添い

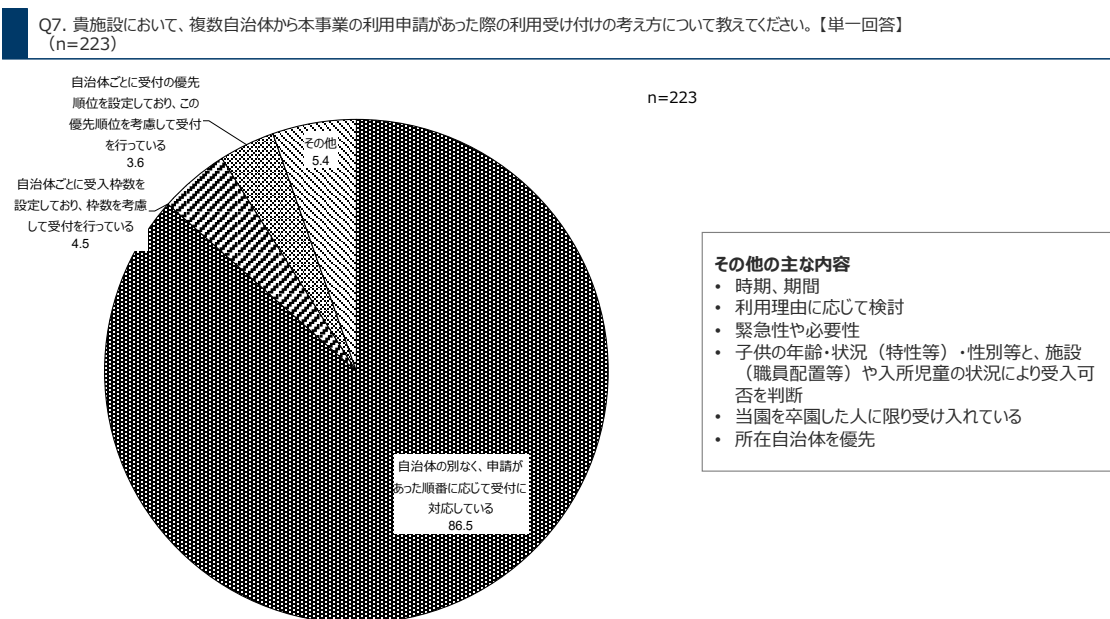
Q35. 本事業において、居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いを実施しているか、お答えください。また、実施している場合には1日当たりの平均対応件数をご記入ください。【単一回答】
(n=715)



a-ii. 事業者の支援状況 | 事業者向けアンケート調査結果

複数自治体から利用申請があった場合、「自治体の別なく、申請があった順番に応じて受付に対応している」の割合が最も高く、「自治体ごとに受入枠数を設定しており、枠数を考慮して受付を行っている」が続く（図100）。

図100 複数自治体から利用申請があった場合の利用受け付けの考え方



児童を受け入れる際の基本的な考え方として、「施設全体における既存事業の定員数（※本事業専用の単独事業所の場合は本事業の定員数）と受入人数を照らし合わせ、定員に空きがある場合に本事業の児童を受け入れている」の割合が高い（図 101）。また、本事業の定員を設定している施設、職員体制等の施設状況を適宜判断している施設の他、母子のみの受け入れ、既存事業の利用者のみの受け入れ、等の制約を設けている施設もある（図 102）。

図 101 児童を受け入れる際の基本的な考え方

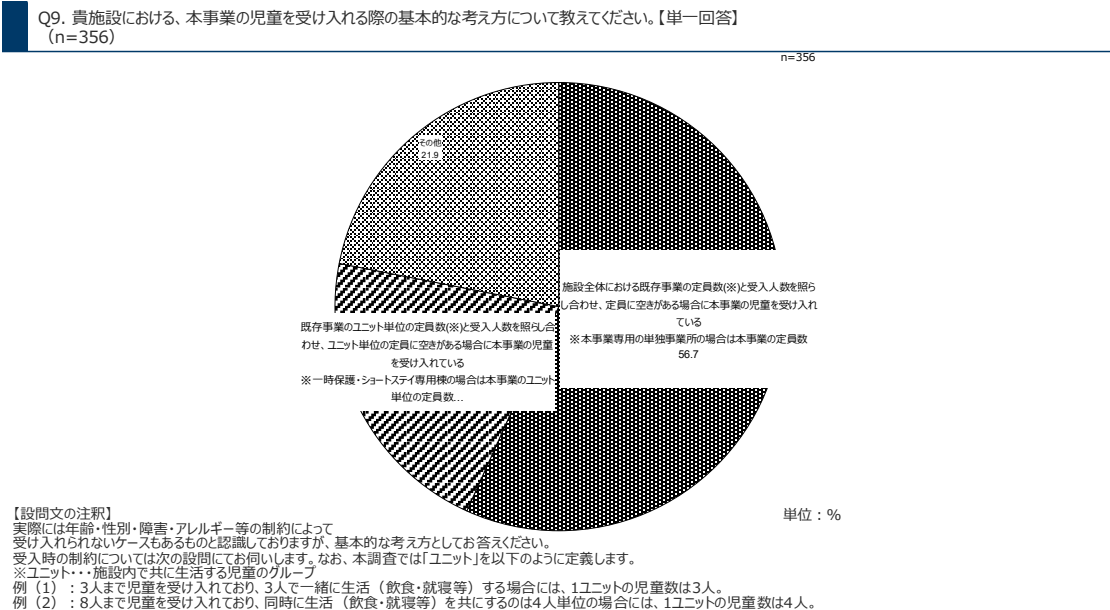


図 102 児童を受け入れる際の基本的な考え方（主なその他回答）

Q9. 貴施設における、本事業の児童を受け入れる際の基本的な考え方について教えてください。_その他回答【自由記述】（n=356、なお、その他回答はうち78）

【本事業の定員を設定】

- ・ 本事業の定員のみ勘案
- ・ 定員人数プラスショート2名分の枠を設けている。
- ・ トワイライトステイのみ実施 定員10名
- ・ 定員最大3名（きょうだいケース）まで
- ・ シュート専用ユニット定員5名
- ・ 週末(金～日) 3日間のみ受け入れ。2歳～12歳(小6まで) 定員6名

【職員体制等の施設状況を踏まえての判断】

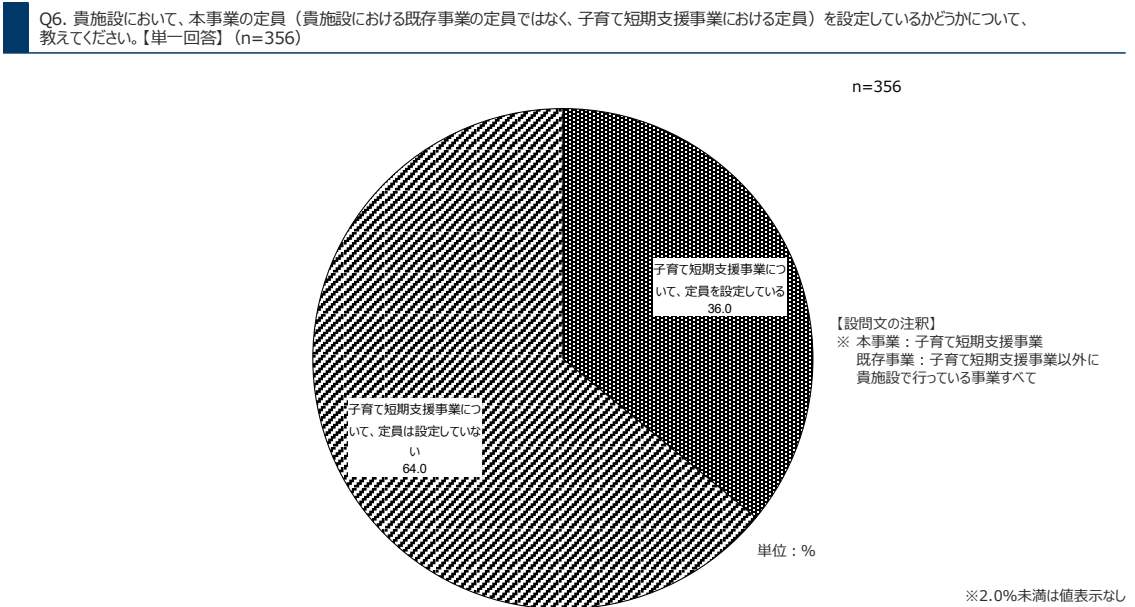
- ・ 職員配置や入所児童の状況により受入れを実施している
- ・ 空室状況による
- ・ 定員に関わらず職員配置や空き部屋等により判断
- ・ 利用希望日の施設行事、保育状況、職員体制による
- ・ その時の子どもの人数や年齢
- ・ 子どもの様子、職員数、施設内の状況（インフルエンザ、風邪等の感染者がある）により受入れをお断りすることがある。

【その他の判断基準・制約】

- ・ 本事業を複数行っており、事業により定員が決まっているものと、既存事業の空き状況によって受け入れる事業とがある。
- ・ 母子の受け入れを行っています。既存事業の駅（原文ママ）がある場合受け入れを行っています。
- ・ ショートステイ専用で2室準備しており、基本的に母子（子どもの制限は無し）での利用に限定している。
- ・ 当園を卒園した人のみの受け入れとなっている
- ・ 子どもの居場所事業優先
- ・ 受入れる里親があり、送迎等の調整ができる職員(コーディネーター)の体制がとれる場合に受け入れている。1日に一人の職員が自宅送迎する件数の上限を3件とし、1名の職員が1日に対応できる件数の上限を5件としている。

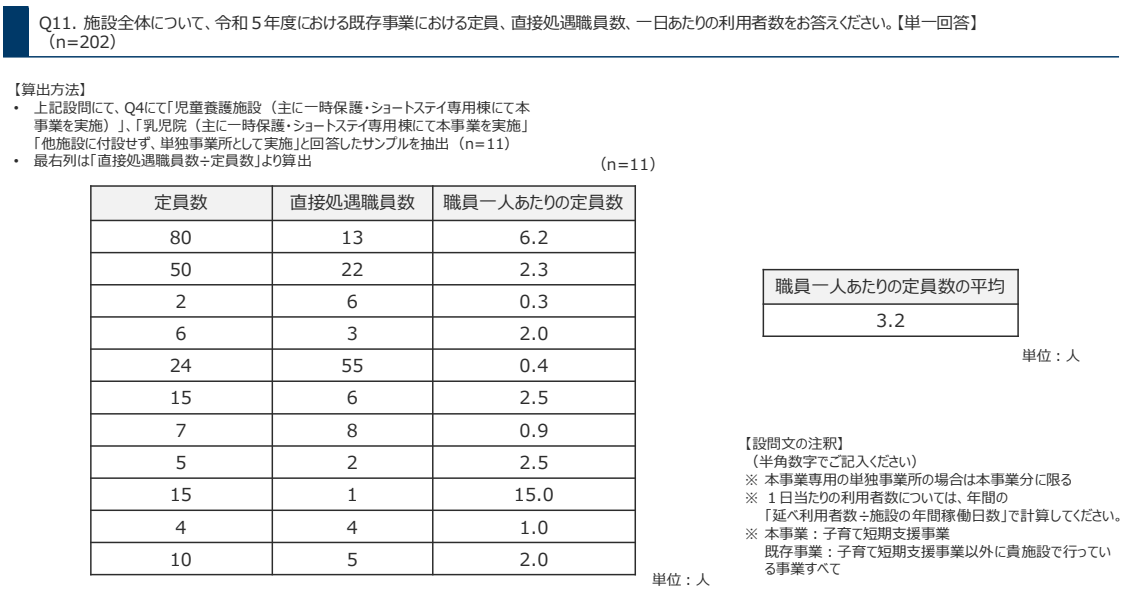
「子育て短期支援事業について、定員は設定していない」の割合が過半数を占める（図103）。

図 103 本事業の定員の有無



一時保護・ショートステイ専用棟、単独事業所における、職員一人あたりの定員数（施設全体）は、職員一人あたりの定員数の平均は「3.2 人」である（図 104）。※サンプル数が少ないため参考値

図 104 職員一人あたりの定員数（施設全体）



一時保護・ショートステイ専用棟、単独事業所における、職員一人あたりの定員数（ユニットごと）は、職員一人あたりの定員数の平均は「2.4人」である（図105）。※サンプル数が少ないため参考値

図105 職員一人あたりの定員数（ユニットごと）

Q12.施設内のユニットについて、令和5年度における既存事業における定員、直接処遇職員数、一日あたりの利用者数（一時保護・ショートステイ専用棟の場合は本事業分に限る）をお答えください。【単一回答】（n=202）

(n=14)		
ユニットごと定員数	ユニットごと直接処遇職員数	職員一人あたりの定員数
3	4	0.8
4	1	4.0
6	4	1.5
3	1	3.0
2	2	1.0
6	3	2.0
6	3	2.0
11	8	1.4
6	3	2.0
6	1	6.0
6	1	6.0
15	16	0.9
2	1	2.0
8	13	0.6

【算出方法】

- 上記設問にて、Q4にて「児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」、「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」「他施設に付設せず、単独事業所として実施」と回答したサンプルを抽出（n=14）
- 最右列は「直接処遇職員数÷定員数」より算出

職員一人あたりの定員数の平均
2.4

単位：人

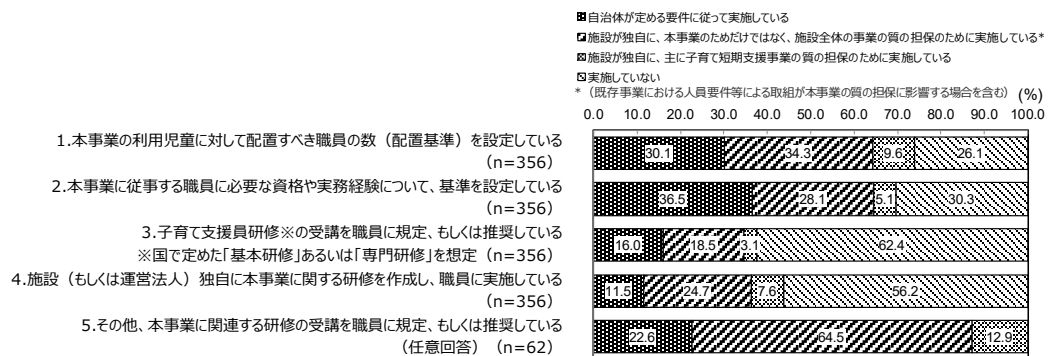
単位：人

【設問文の注釈】
（半角数字でご記入ください）
※ 一時保護・ショートステイ専用棟の場合は本事業分に限る
※ ユニットごとの1日当たりの利用者数については、年間の「延べ利用者数÷施設の年間稼働日数÷ユニット数」で計算してください
※ 本事業：子育て短期支援事業
既存事業：子育て短期支援事業以外に貴施設で行っている事業すべて

本事業の質の担保のために、貴施設が職員のスキルや人員配置等に関連して実施している配慮や取組の実施状況について、「実施していない」以外を回答した割合が最も高いのは「本事業の利用児童に対して配置すべき職員の数（配置基準）を設定している」であり、「本事業に従事する職員に必要な資格や実務経験について、基準を設定している」が続く（図 106）。その他では、職員スキル向上のために様々な研修を実施したり、自治体や児童福祉に関する団体が主催する研修への参加を推奨したりしているケースや、配置基準の110%の職員を確保することで、本事業の質を担保しているケースがある（図 107）。

図 106 職員のスキルや人員配置等に関連して実施している配慮や取組

Q13. 本事業の質の担保のために、貴施設が職員のスキルや人員配置等に関連して実施している配慮や取組の実施状況を教えてください。【単一回答】
(n=356)



【設問文の注釈】

※ 本事業：子育て短期支援事業

既存事業：子育て短期支援事業以外に貴施設で行っている事業すべて

図 107 職員のスキルや人員配置等に関連して実施している配慮や取組
(主なその他回答)

Q13. 本事業の質の担保のために、貴施設が職員のスキルや人員配置等に関連して実施している配慮や取組の実施状況を教えてください。_その他回答【自由記述】
(n=356、なお、選択肢5 選択時のその他研修名の回答はうち62、その他回答はうち61)

【職員スキル向上のために実施・推奨する研修等の取組_内容】

- ・ こどもの権利擁護研修
- ・ アドボカシー研修
- ・ 人権研修
- ・ コミュニケーションスキル研修
- ・ ペアレントトレーニング
- ・ ジェントルティーチング研修会
- ・ ファミリーソーシャルワーク研修
- ・ 子ども家庭ソーシャルワーク専門職養成研修
- ・ 虐待防止研修
- ・ 院内事例検討グループワーク
- ・ 全体の支援方針会議に出席し、ケースの全体状況の共有を図る
- ・ ガウンセラピー講座
- ・ 愛着についての研修
- ・ 発達特性について
- ・ ケアラー研修

【職員スキル向上のために実施・推奨する研修等の取組_実施主体】

- ・ 自治体からメールがくる研修
- ・ 管内児童虐待対応部署等職員連絡協議会研修
- ・ 区の職員向けの研修
- ・ 社会福祉協議会等の研修
- ・ 全国乳児院研修会
- ・ 児童養護連絡協議会

【人員配置に関する取組】

- ・ 配置基準に従い110%の職員確保をしている。

【里親ショートステイの質の向上のための取組】

- ・ 里親向け研修
- ・ 里親ソーシャルワーク研修
- ・ ショートステイ里親研修交流会

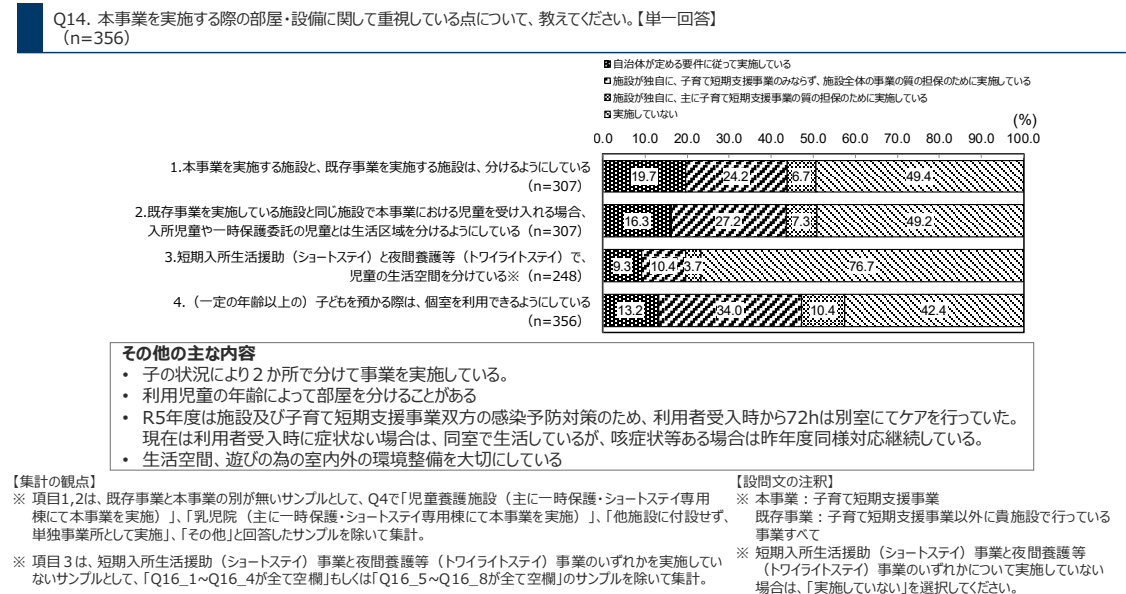
【設問文の注釈】

※ 本事業：子育て短期支援事業

既存事業：子育て短期支援事業以外に貴施設で行っている事業すべて

部屋・設備に関して重視している点として、「実施していない」以外を回答した割合が最も高いのは「（一定の年齢以上の）子どもを預かる際は、個室を利用できるようにしている」であり、「本事業を実施する施設と、既存事業を実施する施設は、分けるようにしている」が続く（図 108）。

図 108 部屋・設備に関して重視している点



なお、児童の受入を判断する上での制約として、「利用希望日が近い緊急の利用希望があった場合、入所児童の状況や空き部屋の状況によって受け入れを制限することがある」の割合が最も高く、「時々の入所児童の状況や空き部屋の状況に応じて、利用者の性別により受け入れを制限することがある」が続く（図 109）。なお、その他として、職員体制による制限、年齢・性別による制限、感染症の状況による制限、利用希望者の特性による制限等が存在する（図 110）。

図 109 児童の受入を判断する上での制約

Q10. 貴施設が本事業において、児童の受入を判断する上での制約として当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）【複数回答】
(n=356)

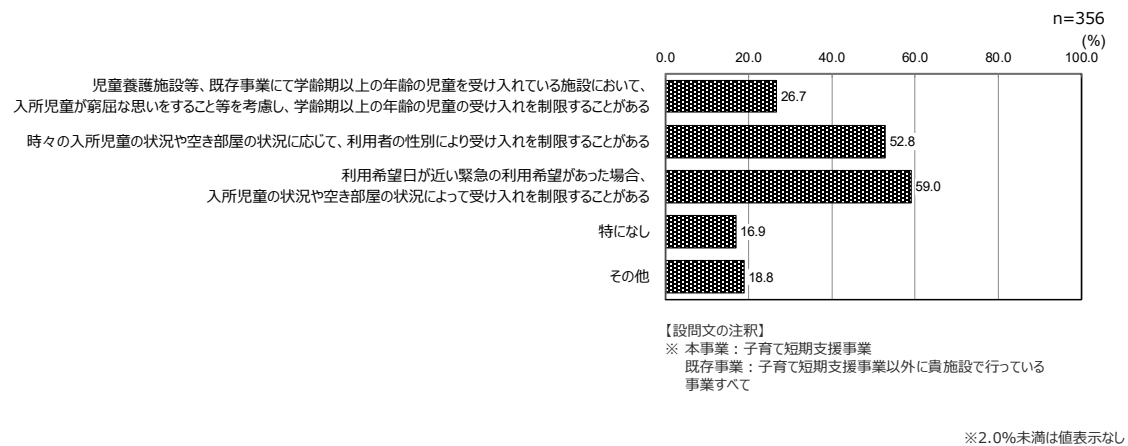


図 110 児童の受入を判断する上での制約（主なその他回答）

Q10. 貴施設が本事業において、児童の受入を判断する上での制約として当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）_その他回答【自由記述】（n=356、なお、その他回答はうち67）

【職員体制による制限】

- ・ 対応職員数
- ・ 職員数が少なく、事故・ケガのリスクが高くなる時期（年末年始、お盆など）によっては受け入れを制限することがある。宿泊は制限し日中（8時～19時）の間のみ受け入れとすることがある。
- ・ コーディネーターの体制(その日に動ける人数)

【年齢・性別による制限】

- ・ 年齢や性別を考慮し、受け入れを制限することがある
- ・ 小中学生対象、登録制
- ・ 2歳～小学6年生まで/集団生活がおくれること
- ・ 入所とは別エリアで受け入れている関係で、小学校高学年以上の児童を基本としている。低年齢児を受け入れるときには、計画的に職員配置した日に受け入れる。
- ・ 乳児を預かることは、他の専門施設が適切な支援ができと思うので、月齢によっては、制限することがある

【感染症の状況による制限】

- ・ 感染症が流行している場合受け入れを制限している。
- ・ 施設内での感染症の蔓延もしくは本事業利用者の感染症の罹患

【利用希望者の特性による制限】

- ・ 障害やアレルギーなど、個別対応が必要な児童ばかりだと、職員体制上同日に受け入れは困難。
- ・ 食物アレルギーがある場合、発達の特性上スタッフの制止が効けない場合には受け入れ不可。
- ・ 子どもの課題による（例えば性的な課題のあるお子さんに対して異性の職員の対応は不可）
- ・ 医療的ケア、バリアフリー対応等が必要で、安全を保障できないと判断した場合。
- ・ 職員や他児への他害、自傷行為が見られた場合。
- ・ 重度の発達障害があり、かつ身体の成長が見られ、脱走行などを制止することが難しくなった場合。
- ・ 障害があるお子さんでしたら見学に来ていただき、判断します

【その他】

- ・ DV加害者の接近可能性がある場合。
- ・ 母子のみの受け入れ
- ・ 母子生活視察施設のため高学年の男児児童、男子中学生の受け入れは制限している里親宅にいる子どもの年齢・性別（里親宅にいる成人した実子の性別）。
- ・ 乳幼児の場合は里親を斡旋

取り組んでいる業務内容として、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業ともに、「自治体からの委託項目に設定されていて、実施している」もしくは「自治体からの委託項目には設定されていないが、施設独自に実施している」と回答された割合が最も高いのは「利用希望家庭との事前のソーシャルワーク」であり、「保護者のケア・相談支援」が続く（図 111、図 112）。

図 111 取り組んでいる業務内容

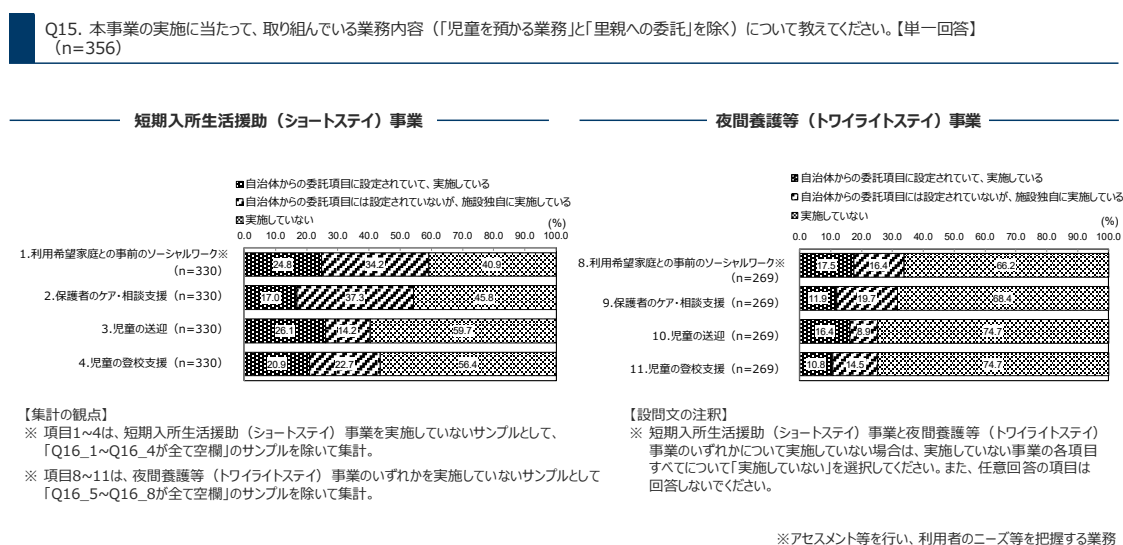
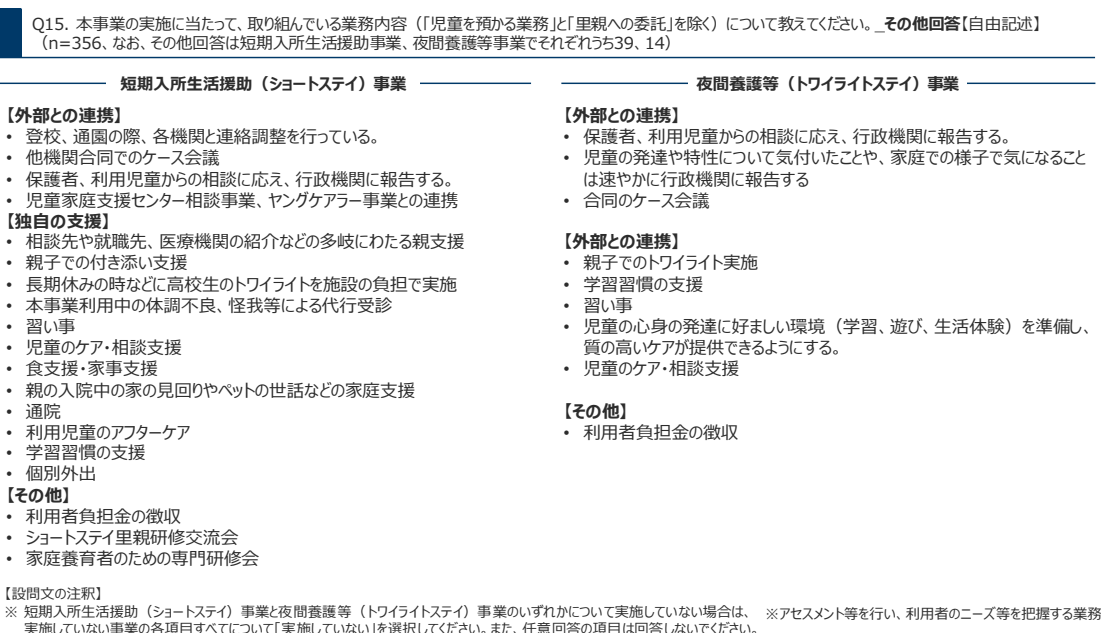


図 112 取り組んでいる業務内容（主なその他回答）



本事業の実施に当たって、対象児童が要保護・要支援児童であるかどうかについて、自治体から情報は提供されているかについて、「対象児童が要保護・要支援児童であるかの情報が提供される」と回答した割合が66.4%である（図113）。対象児童が要保護・要支援児童であるかの情報が提供される場合、自治体から提供される情報として、要保護・要支援児童のいる家庭、その他家庭共に、「利用申請時の基礎情報（性別、年齢、利用申請理由など）」の割合が最も高く、「こどもの障がい（傾向や疑い含む）の有無」、「アレルギーの有無や服薬状況等、健康に関する情報」が続く（図114）。

図113 自治体からの要保護・要支援児童情報提供有無

Q6. 本事業の実施に当たって、対象児童が要保護・要支援児童であるかどうかについて、自治体から情報は提供されますでしょうか。【単一回答】
(n=217)

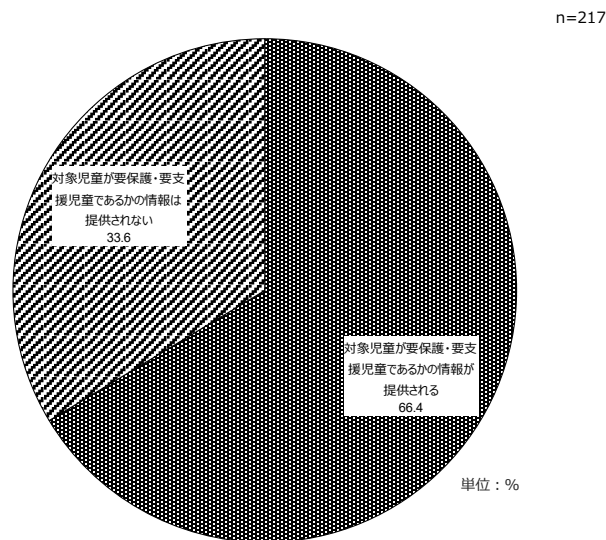
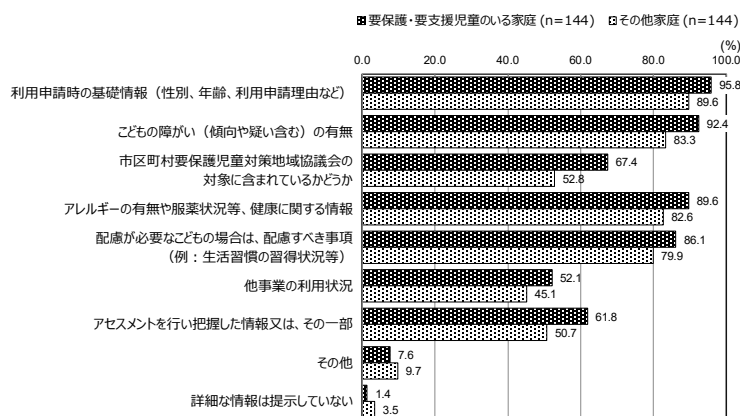


図114 自治体から提供される情報（要保護・要支援児童情報提供あり）

Q7. 本事業の実施に当たって、自治体から提供される情報として当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=144)



その他の主な内容

要保護・要支援児童のいる家庭

- ・ 養育者の特性等
- ・ 被虐待の内容
- ・ 好きなことや好きな遊び
- ・ 生活保護・非課税・ひとり親など
- ・ 行政がこれまで支援してきた経緯や経過
- ・ 申請窓口で把握できていない場合、地区担当者から情報提供してもらえる場合もある。申請窓口担当者の力量によって得られる情報については差がある。

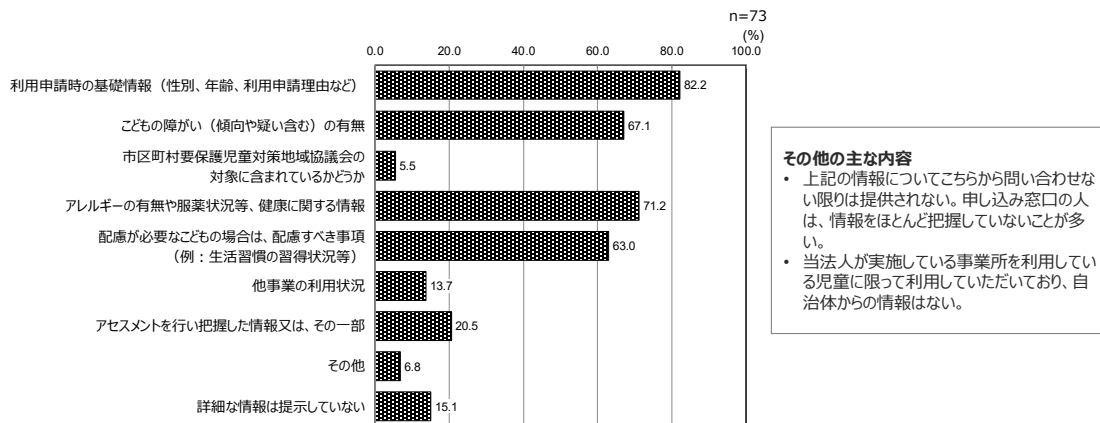
その他家庭

- ・ 養育者の特性等
- ・ 虐待の有無
- ・ 好きなことや好きな遊び
- ・ 行政がこれまでサポートしてきた経過や経緯
- ・ 事前面接等から当法人で扱うため、通常ルートで来る家庭についてはこちらで聴取する
- ・ その他の家庭の利用はない

対象児童が要保護・要支援児童であるかの情報が提供されない場合、自治体から提供される情報として、「利用申請時の基礎情報（性別、年齢、利用申請理由など）」の割合が最も高く、「アレルギーの有無や服薬状況等、健康に関する情報」、「こどもの障がい（傾向や疑い含む）の有無」が続く（図 115）。

図 115 自治体から提供される情報（要保護・要支援児童情報提供なし）

Q8. 本事業の実施に当たって、自治体から提供される情報として当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【複数回答】
(n=73)

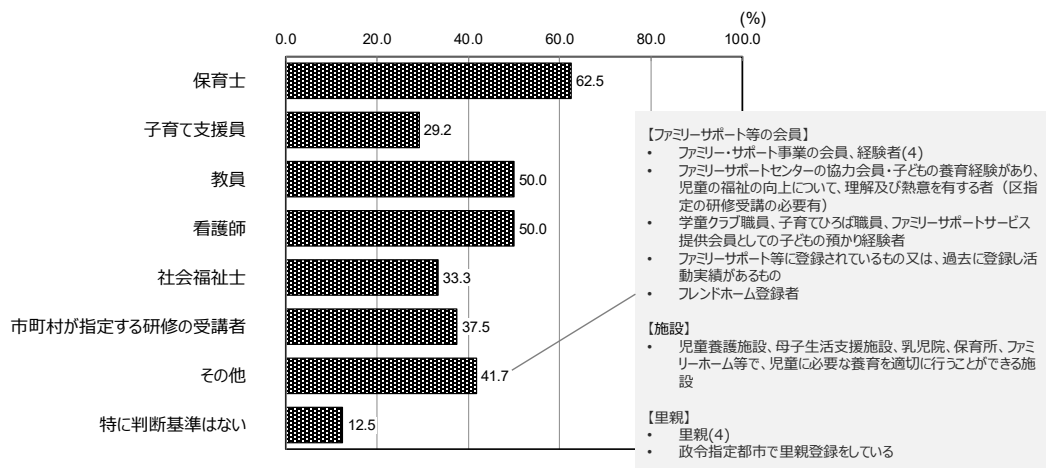


b-i. 里親ショートステイにおける支援状況 | 自治体向けアンケート調査結果

「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者」等の判断基準について、「保育士」の割合が最も高く、次いで「教員」「看護師」が続く（図 116）。

図 116 保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者等の判断基準

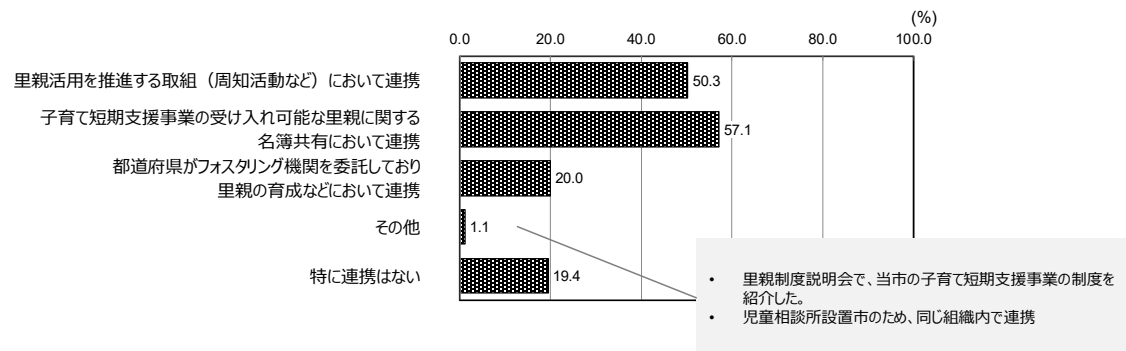
Q23. 「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者」「その他の保護を適切に行うことができる者」の判断基準や属性について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=24)



里親活用に際しての都道府県との連携状況について、「子育て短期支援事業の受け入れ可能な里親に関する名簿共有において連携」が最も割合が高く、次いで「里親活用を推進する取組（周知活動など）において連携」が続く（図 117）。

図 117 里親活用に際しての都道府県との連携状況

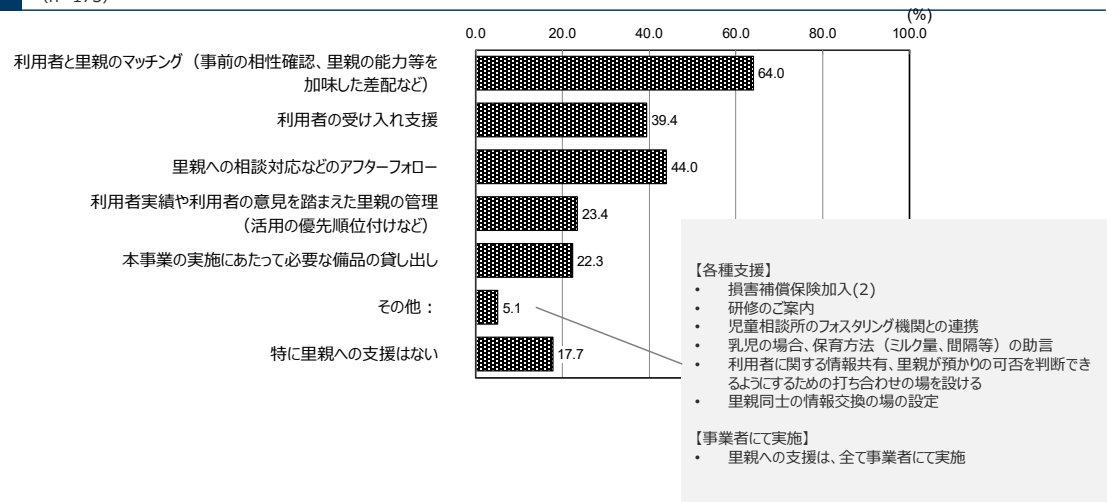
Q25. 子育て短期支援事業における里親活用に際して、都道府県との連携状況について、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【複数回答】
(n=175)



里親に対する支援について、「利用者と里親のマッチング（事前の相性確認、里親の能力等を加味した差配など）」が最も割合が高く、次いで「里親への相談対応などのアフターフォロー」が高い（図 118）。

図 118 里親に対する支援

Q26. 子育て短期支援事業を実施する里親に対して貴自治体に行っている支援として、当てはまるものを全てお答えください。※委託事業者やフォスティング機関等を通して行っている場合も計上してください。【複数回答】
(n=175)

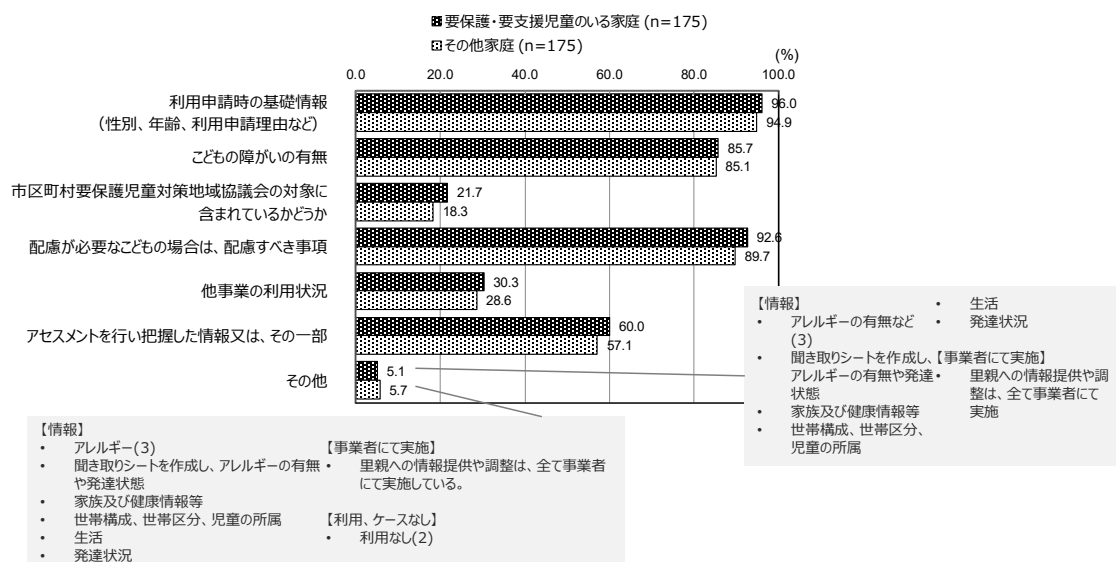


※2.0%未満は値表示なし

里親に提供する情報について、要保護・要支援児童のいる家庭、その他家庭共に「利用申請時の基礎情報」が最も割合が高く、次いで「配慮が必要なこどもの場合は、配慮すべき事項」が続く（図 119）。

図 119 里親に提供する情報

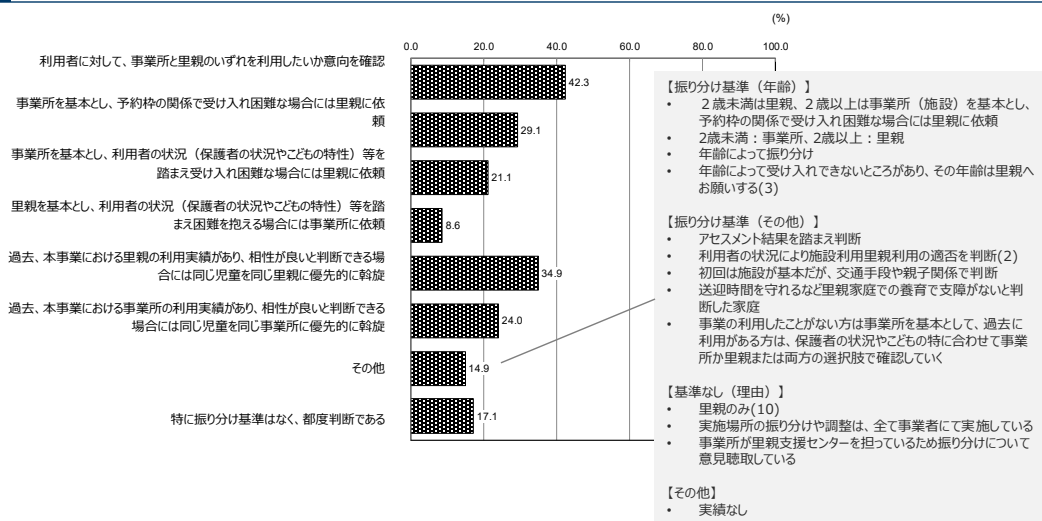
Q27. 子育て短期支援事業における里親活用の際に、里親に提供する情報の程度として当てはまるものを全てお答えください。※委託事業者やフォスティング機関等を通して行っている場合も計上してください。【複数回答】
(n=175)



事業所と里親の振り分け基準について、「利用者に対して、事業所と里親のいずれを利用したいか意向を確認」の割合が最も高く、「過去、本事業における里親の利用実績があり、相性が良いと判断できる場合には同じ児童を同じ里親に優先的に斡旋」、「事業所を基本とし、予約枠の関係で受け入れ困難な場合には里親に依頼」が続く（図 120）。

図 120 事業所と里親の振り分け基準

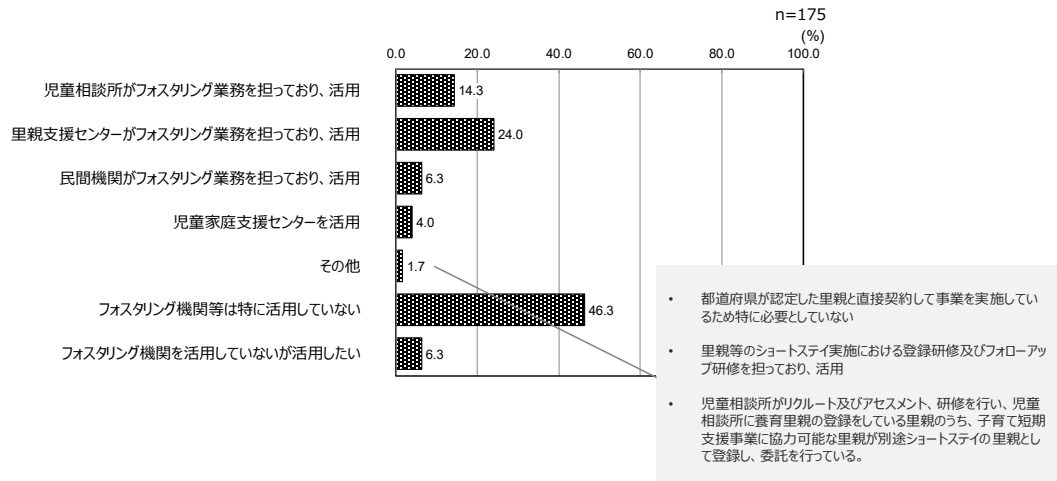
Q29. 子育て短期支援事業の利用申請受領時における、事業所と里親への振り分け基準について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=175)



里親活用時のフォスタリング機関の活用有無について、「フォスタリング機関等は特に活用していない」の割合が最も高く、「里親支援センターがフォスタリング業務を担っており、活用」、「児童相談所がフォスタリング業務を担っており、活用」が続く（図121）。

図 121 里親活用時のフォスタリング機関の活用有無

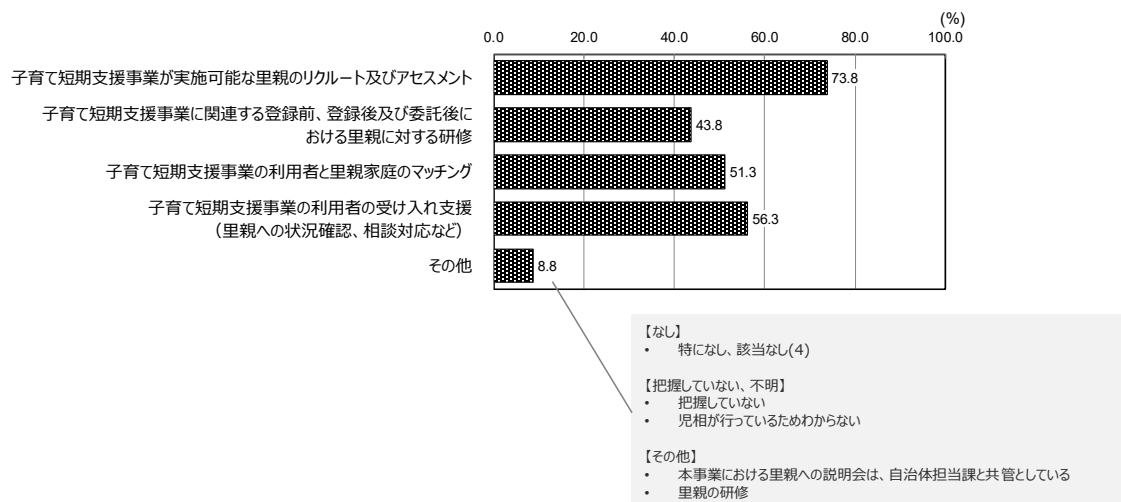
Q30. 子育て短期支援事業の里親活用における、フォスタリング機関等の活用有無について、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【複数回答】
(n=175)



フォスタリング機関の役割について、「子育て短期支援事業が実施可能な里親のリクルート及びアセスメント」の割合が最も高く、「子育て短期支援事業の利用者の受け入れ支援（里親への状況確認、相談対応など）」が続く（図122）。

図 122 フォスタリング機関の役割

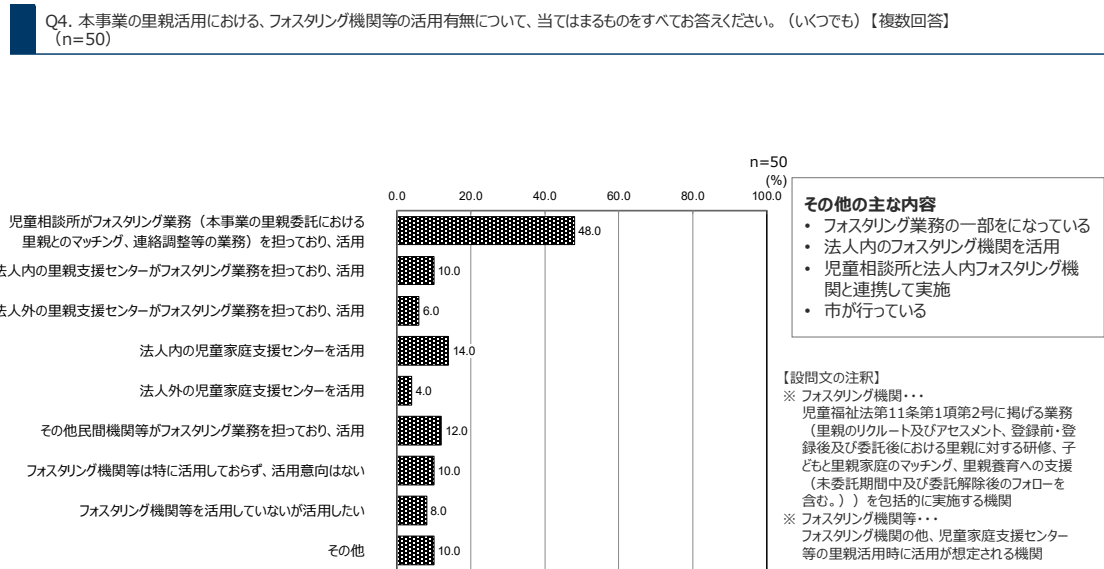
Q31. 子育て短期支援事業におけるフォスタリング機関等の役割について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=80)



b-ii. 里親ショートステイにおける支援状況 | 事業者向けアンケート調査結果

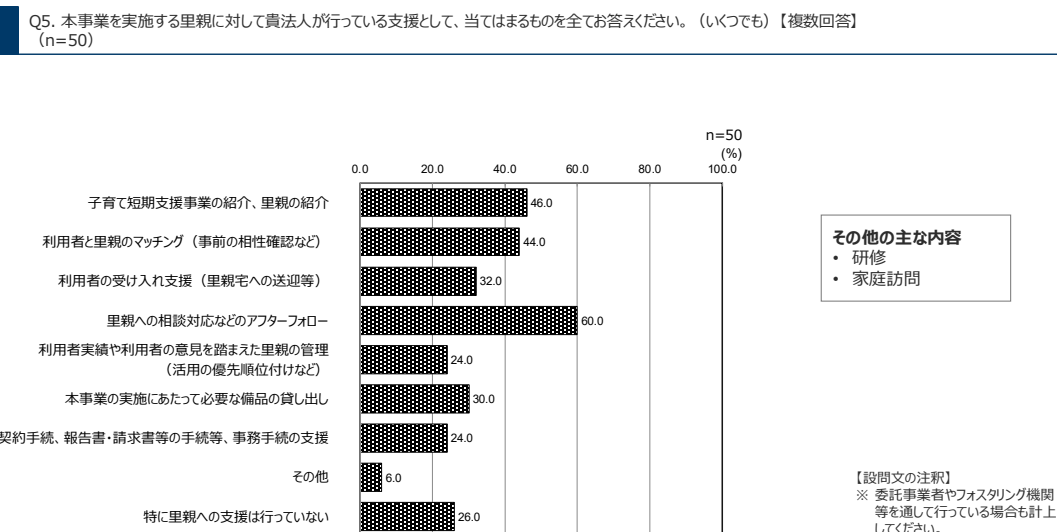
本事業の里親活用における、フォスタリング機関等の活用について、「児童相談所がフォスタリング業務（本事業の里親委託における里親とのマッチング、連絡調整等の業務）を担っており、活用」の割合が最も高い（図 123）。

図 123 フォスタリング機関等の活用有無



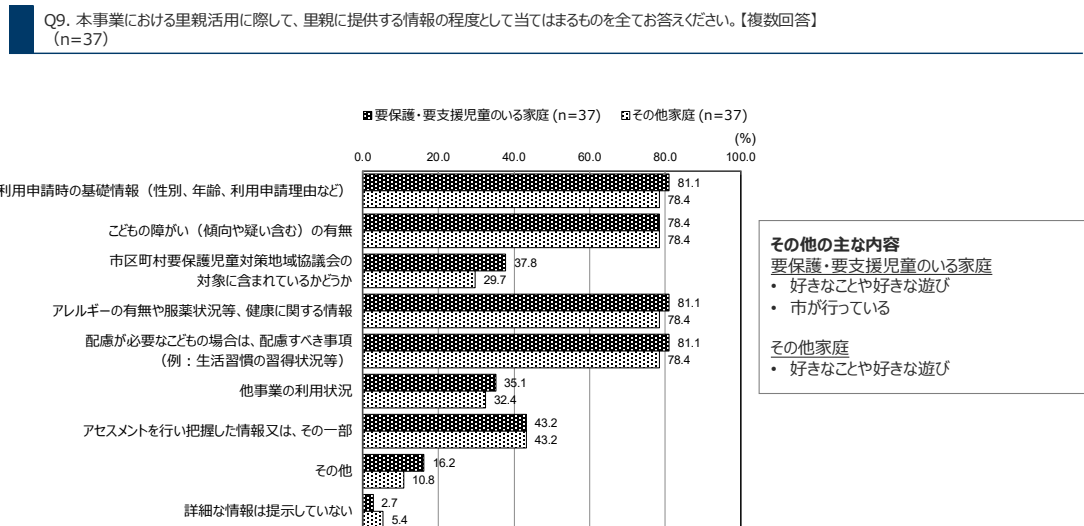
ショートステイ里親に対して行っている支援として、「里親への相談対応などのアフターフォロー」の割合が最も高く、「子育て短期支援事業の紹介、里親の紹介」、「利用者と里親のマッチング（事前の相性確認など）」が続く（図 124）。

図 124 里親に対して行っている支援



本事業における里親活用に際して、里親に提供する情報の程度として、要保護・要支援児童のいる家庭、その他家庭共に、「利用申請時の基礎情報（性別、年齢、利用申請理由など）」、「こどもの障がい（傾向や疑い含む）の有無」、「アレルギーの有無や服薬状況等、健康に関する情報」、「配慮が必要なこどもの場合は、配慮すべき事項（例：生活習慣の習得状況等）」が高い（図 125）。

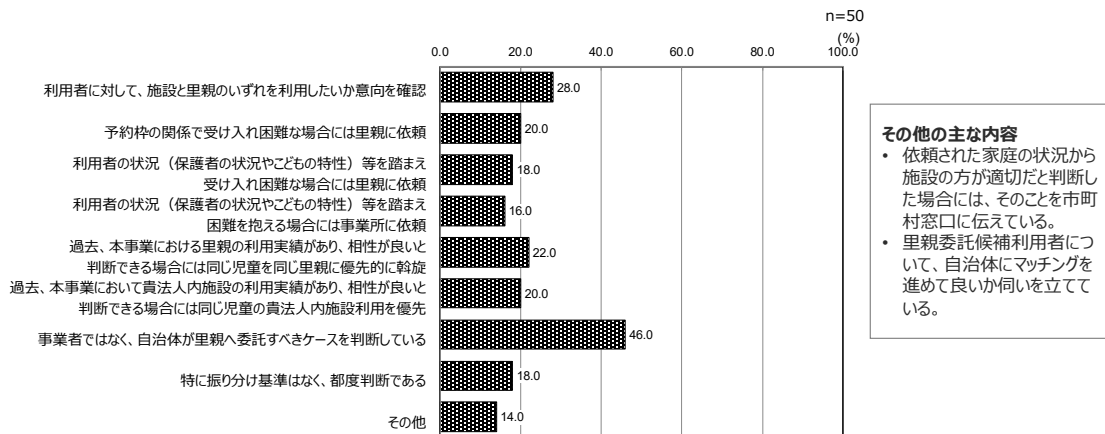
図 125 里親に提供する情報（委託実績あり・要保護・要支援児童情報提供あり）



里親委託を判断するに当たって実施していることとして、「事業者ではなく、自治体が里親へ委託すべきケースを判断している」の割合が最も高く、「利用者に対して、施設と里親のいずれを利用したいか意向を確認」、「過去、本事業における里親の利用実績があり、相性が良いと判断できる場合には同じ児童を同じ里親に優先的に斡旋」が続く（図126）。

図 126 里親委託を判断するに当たって実施していること

Q11. 里親委託の活用を判断するに当たって実施していることについて、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【複数回答】
(n=50)

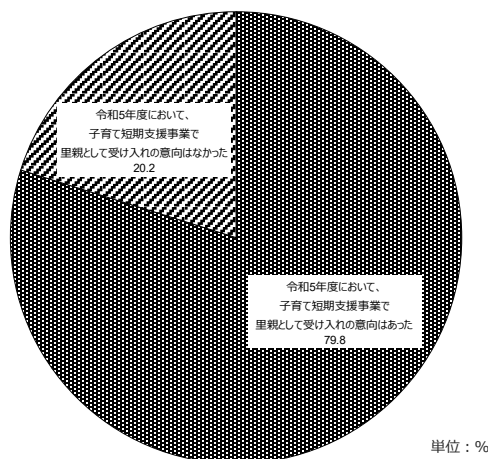


b-iii. 里親ショートステイにおける支援状況 | 里親向けアンケート調査結果

令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れの意向はあったが79.8%であった（図127）。

図127 子育て短期支援事業で里親としての受け入れ意向

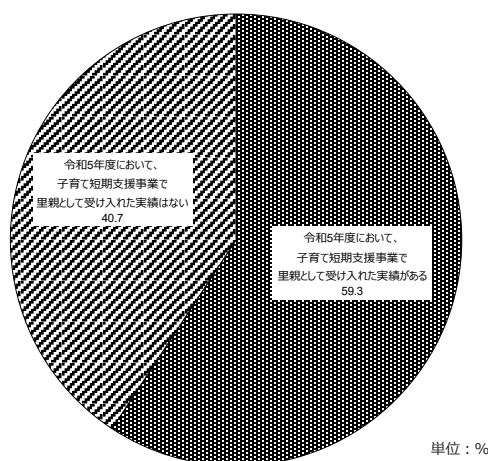
Q4. 令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れの意向はございましたか。【単一回答】
(n=372)



令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れた実績があるが約6割を占める（図128）。

図128 子育て短期支援事業で里親としての受け入れ実績

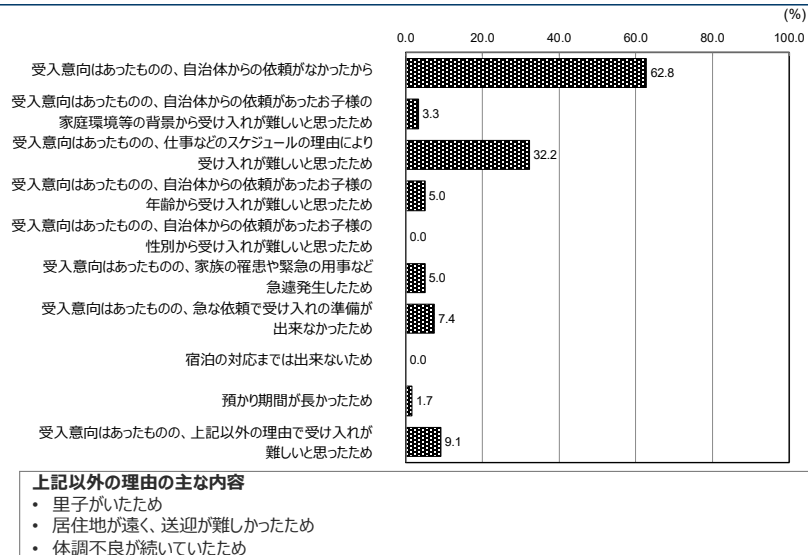
Q5. 令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れた実績はありましたか。【単一回答】
(n=297)



受け入れ実績がない理由は、受入意向はあったものの、自治体からの依頼がなかったからが 62.8%で最も多く、次いで仕事等のスケジュールの理由により受け入れが難しいと思ったためが 32.2%である（図 129）。

図 129 子育て短期支援事業で里親としての受け入れ実績がない理由

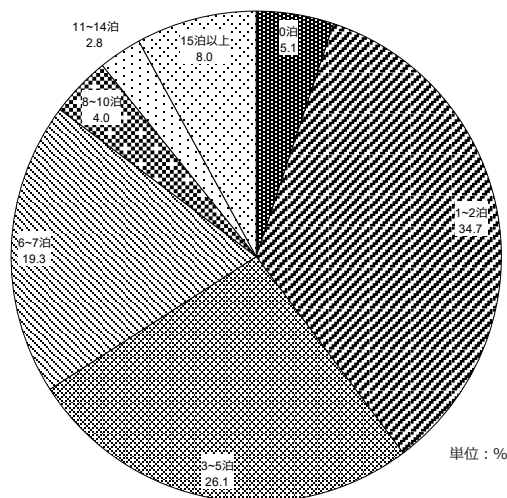
Q6. 令和5年度において、子育て短期支援事業で里親として受け入れた実績がない場合、その理由について、当てはまるものを全てお選びください。【複数回答】
(n=121)



里親ショートステイの最大連泊数は、1～2泊が 34.1%で最も多く、3～5泊が 26.1%、6～7泊が 19.3%で約8割を占める（図 130）。

図 130 最大連泊数

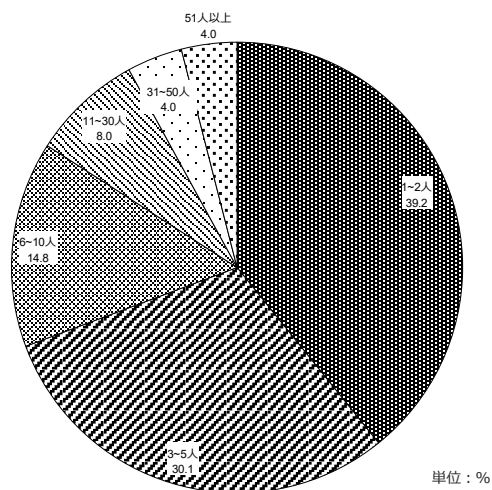
Q14. 令和5年度において、本事業にて1人の児童を受け入れる場合に最大何泊連続で対応したか、数字のみを記入ください。（実績を基にご回答ください。）【単一回答】
(n=176)



ショートステイ里親が令和5年度で受け入れた人数は、1～2人が最も多く39.2%、次いで3～5人が30.1%、6～10人が14.8%で約85%を占める（図131）。

図131 受け入れ人数

Q16. 令和5年度の本事業の受入人数について、数字のみを記載ください。※繰り返し利用は複数回カウント【単一回答】
(n=176)



令和5年度にて里親ショートステイの受け入れを断ったことがあるが約6割を占める(図132)。受け入れを断った理由は、仕事等のスケジュールの理由が70.0%で最も多い(図133)。

図132 受け入れを断ったケースの有無

Q17. 令和5年度において、受け入れを断ったケースはありましたか。【単一回答】
(n=176)

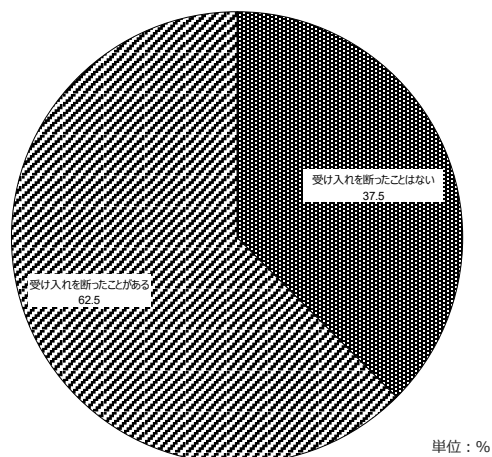
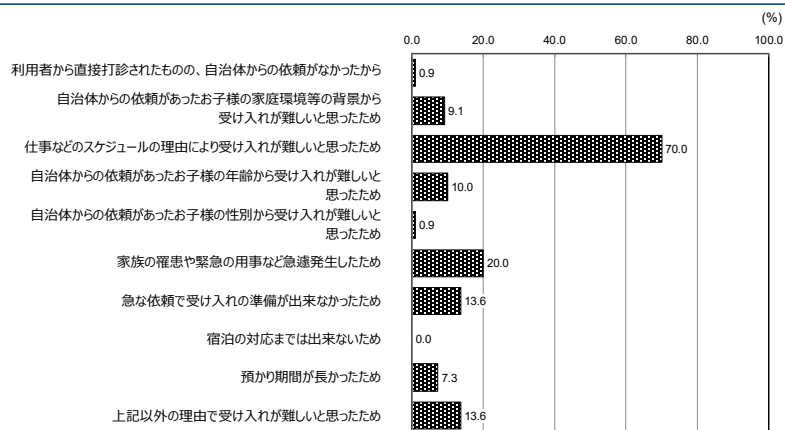


図133 受け入れを断った理由

Q18. 令和5年度において、受け入れを断った理由について、当てはまるものを全てお選びください。【複数回答】
(n=110)



上記以外の理由の主な内容

- 他の里親の受け入れが先に決まったり、他の里親が優先になったため
- 養育中の里子や一時保育の児童の対応のため
- 居住地が遠く、送迎が難しいため

受け入れ可能な時間帯は、土日祝は午前中～18：00 前後は7割を超えている（図134）。平日は、18：00 前後～20：00 前後の63.1%が最も多い（図134）。なお、受け入れが出来ない曜日・時間帯の理由として、ご自身の仕事に関するご都合のためが51.1%と最も多く、次いで受け入れが出来ない曜日は基本的になかったが36.9%であった（図135）。

図134 受け入れ可能な曜日・時間帯

Q22. 令和5年度において、受け入れが可能な曜日・時間帯に最も近いものを全てお選びください。【複数回答】
(n=176)

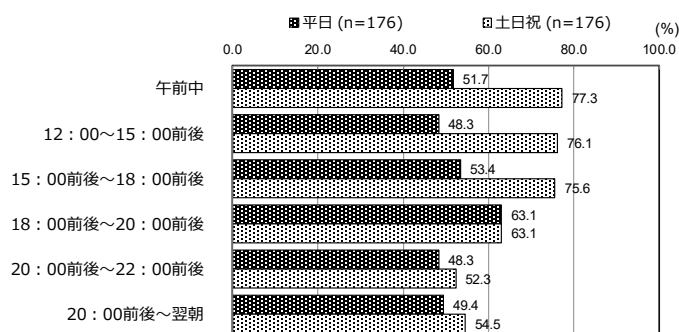
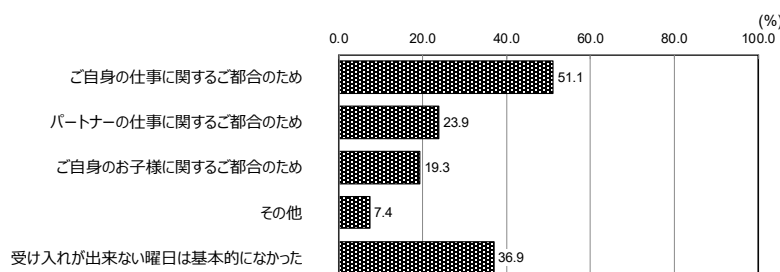


図135 受け入れができない曜日・時間帯の理由

Q23. 令和5年度において、受け入れが出来ない曜日・時間帯があった場合、その理由についてあてはまるものを全てお選びください。【複数回答】
(n=176)



その他の主な内容

- ・ 介護に関する都合のため
- ・ 自身の体調に関する都合のため
- ・ 地域での活動に関する都合のため

受け入れた児童の保護者への支援の有無について、「保護者に対しても支援を行ったことがある」が25.0%を占めている（図136）。なお、受け入れた児童の保護者への支援を行ったタイミングは、お子様を受け入れた後保護者にお子様を引き渡した際が93.2%で最も多く、保護者からお子様を受け入れる際も5割を超えている（図137）。また、受け入れた児童の保護者への支援内容は、「保護者の悩みごと等の話を傾聴する」が81.8%で最も多く、次いで「保護者の悩みに対して、対応の仕方を助言する」、「保護者の悩みに対して、地域で提供されている支援の場や支援事業を教える」の2項目も54.5%と回答が多い（図138）。

図136 受け入れた児童の保護者への支援の有無

Q19. 令和5年度において、受け入れたお子様の保護者に対しても相談等の支援を行ったことはありますか。【単一回答】
(n=176)

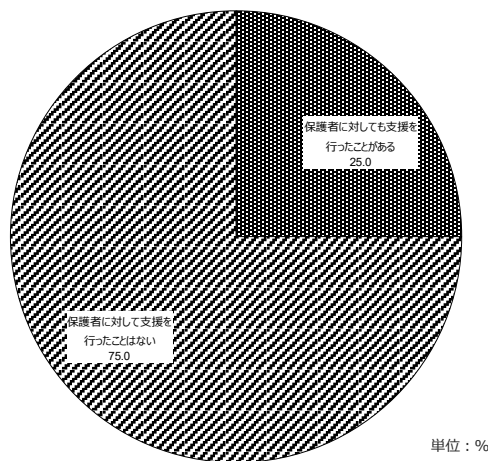
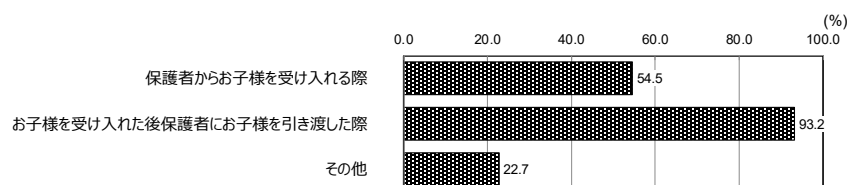


図137 受け入れた児童の保護者への支援を行ったタイミング

Q20. 受け入れたお子様の保護者に対して支援したタイミングを教えてください。【複数回答】
(n=44)

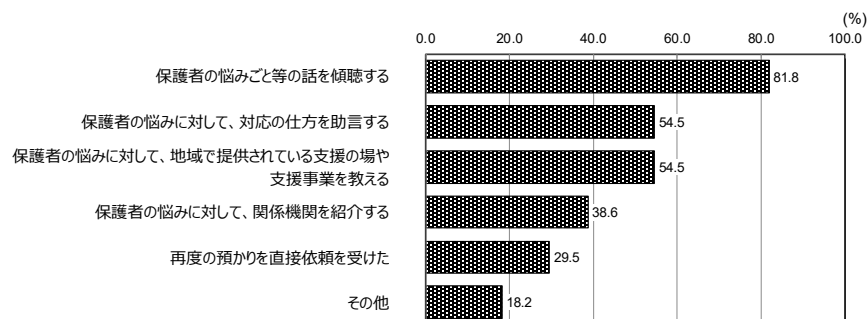


その他の主な内容

- 受け入れ時以外の時も必要に応じて支援（電話やSNSでの相談）
※利用回数が多い場合、日常的な会話や相談を行うようになるケースがある
- 行政との会議

図 138 受け入れた児童の保護者への支援内容

Q21. 受け入れたお子様の保護者に対しての支援内容について、当てはまるものを全てお選びください。【複数回答】
(n=44)



その他の事例

- ・ 病院や役所への付き添い
- ・ 子ども用品や衣服の提供
- ・ 子どもの里親世帯での様子の共有（写真等）
- ・ 子どもの体調不良への対応報告
- ・ こども家庭センターの相談員への支援に関する助言

(2) 調査結果及び示唆（ヒアリング調査）

① エグゼクティブサマリー

- a. 本事業の実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景

送迎対応を行っているという事業者が存在する。また、生活習慣を守るために、入浴から就寝までの生活の流れを作っている。

なお、児童家庭支援センターの相談事業との連携（相談事業の心理士がショートステイで施設を利用している間にこどものアセスメントを実施するなど）や、学校や自治体、病院等との情報連携に取り組んでいる事業者も存在する。

事業者において調整担当者を配置することにより、信頼関係構築に繋がったり、普段できない体験を提供したりすることにより、こどもが本事業を利用したいと思えるようにしている。支援の質向上のためだけではなく、利用者にリピートで利用してもらい支援を切らさないという観点でも保護者のみならず、こどもとの信頼関係の構築は重要と考えられる。

- b. 職員のスキルや人員配置で施設が独自に、主に子育て短期支援事業の質の担保のために実施している内容、実施背景

事務的な調整を行う人員や、事業を提供する人員が既存事業との兼業も多いこともあり不足しているとの意見もある。

スキル向上のため、自治体などが開催している研修に参加、外部講師を招いて研修を実施、事業者独自での研修を実施している場合がある。また、実際の現場や振り返りの場にて経験者から学ぶような体制作りを行っている。研修以外にも実際の事例等の情報共有を図ることは有効と考えられ、ノウハウ共有の機会や会議体を設けることが一案として考えられる。

また、他施設との連携体制構築として、人事交流により、他施設との連携が行いやすい体制作りを行うことも有効である。

さらに、働きやすい職場づくりとして、職員側のメンタルケアの観点で心理相談を受けられる制度や、保護者への対応について相談できる体制を設けている事業者や、女性が働きやすい環境を整備することで、スキルのある人材の確保や施設間での連携が行いやすい体制作りを行っている事業者も存在する。

c. ニーズの聞き取りにおける工夫

事前面談や関係部署・機関との連携により、預かるこどもの必要な情報収集が行われている。その他、面談時に実際に施設を見学してもらうことで、こどもの情報を得つつ、預かる際の心理的ハードルを下げる工夫をしている。以上から、情報収集と適切なマッチングの観点からは、①自治体・関係機関との情報等の連携、②事前の施設見学及び事業者側での面談、の2つの方法が有効と考えられる。

d. 利用者が里親へ預ける心理的ハードルを解消するための工夫

利用者の里親ショートステイへの理解促進に向け、ショートステイ里親情報の提供や里親ショートステイを紹介する案内ツールの作成に取り組んでいる事業者もいる。また、事前に里親と会う場が設けられている。利用者がショートステイ里親に関する情報（事業、里親個人双方）を十分に把握できていないことによる「不安感」の解消に向け、各事業者が取組んでおり、当該取組を促進・横展開していくような支援（事例集、ノウハウ共有の機会開催）が求められる。

e. 里親ショートステイの実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景

送迎対応を行っているという事業者が存在する。

なお、児童家庭支援センターの相談事業やヤングケアラー事業との連携（相談事業の心理士がショートステイで施設を利用している間にこどものアセスメントを実施するなど）も行っている事業者が存在する。

f. 職員のスキルや人員配置で事業者が独自に、主にショートステイ里親の質による子育て短期支援事業の実施の質の担保のために実施している内容、実施背景

里親ショートステイにあたり、コーディネーターの配置を行っている事業者も存在するが、不足しているとの意見もある。

また、事業者独自での研修を実施している場合があり、里親同士のピアサポート活動も行っている。

g. ニーズの聞き取りや受け入れ先の仕分（施設・里親）、利用者と里親のマッチング
（事前の相性確認など）における工夫

事前面談や関係部署・機関との連携により、預かるこどもの必要な情報収集やマッチング（ショートステイ里親）が行われている。また、里親ショートステイについて、自治体側でアセスメントを行い、里親に預けてもトラブルが生じにくい家庭のみ受け入れを行うようにしている事業者もある。以上から、情報収集と適切なマッチングの観点からは、①自治体・関係機関との情報等の連携、②事前の施設見学及び事業者側での面談、の2つの方法が有効と考えられる。

② 個別分析結果

- a. 本事業の実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景 | 事業者ヒアリング調査結果

送迎対応を行っている。

- 送迎は職員で調整して実施している。（日本児童育成園）
- 出水市では市が施設への送迎に対応している。また、児童の登下校の送迎については、行きは光明童園が送迎し、帰りは出水市が送迎する役割となっている。（光明童園）

生活習慣を守るために、入浴から就寝までの生活の流れを作っている。（野町保育園）

- 夜間保育園を開所するにあたり、一般家庭がどのような状況か念頭において、ゆったりとこどもが過ごせ、安心できる場を設けたいと考えた。環境づくりとして、畳の部屋に障子がある和室を作り、夜寝る前に入浴して安心して就寝できる生活の流れを作った。昔はお迎えが来るまで起きていたものの、今は生活習慣を守るために21時ごろに就寝させるようにしている。（野町保育園）

学校や自治体、病院等との情報連携に取り組まれている。（日本児童育成園）

- 学校と連携し、施設での泊りの様子など情報共有も行っている。自治体との仕様書で定めは無いが、独自で実施している。また、必要に応じて自治体の相談員に施設での様子や引き取り時の様子などを共有している。その他、児童の状況に応じて、病院や放課後等デイサービスなど必要な機関に情報共有を行っている。（日本児童育成園）

児童家庭支援センターの相談事業との連携が行われている。

- 児童家庭支援センターの相談事業と連携し、ショートステイで施設を利用している間に、相談事業の心理士がこどものアセスメントを実施する等している。（日本児童育成園）

里親ショートステイ事業において、事業所で調整担当者を付けることにより、信頼関係構築に繋がったりしている。（晴香）

- 利用者から申請を受け付けたり里親の調整を図ったりする担当者を決めて行っている中で、里親と利用者双方とに信頼関係を作ることができ、預かること預けることに対する安心感をもってもらえる点が強みとして感じている。（晴香）

b. 職員のスキルや人員配置で施設が独自に、主に子育て短期支援事業の質の担保のために実施している内容、実施背景 | 事業者ヒアリング調査結果

事務的な調整を行うスタッフがいる。(別府光の園) 里親ショートステイ事業では担当非常勤スタッフ1名が担っている。施設での預かりについては主に非常勤スタッフの交代勤務でシフトを組んでいる。(晴香) スタッフの負担を減らすために、ヘルプで来てくれるメンバーを調整している。(青草の原)

- ショートステイは児童家庭支援センターで受けており、センターのスタッフ3名と別府市からのショートステイ専従人員1名の計4名で対応しているが、人員不足は課題である。(別府光の園)
- 里親ショートステイ事業において、協力里親宅への家庭訪問やマッチング、初回立会、利用予約調整、事務処理等を1名体制で対応している。研修やサロン企画等も計画している。(晴香)
- 人材は不足している状態である。スタッフやその家族に体調不良が出た際は、他のスタッフへ代替シフトの対応を打診するものの、非常勤のスタッフは兼業している状態で対応が難しいケースがある。ショートステイ事業自体が地域社会にあまり知られておらず、求人に対する反応としては社会的養護を学ばれた方や関心のある方が応募される状態である。(晴香)
- 協力家庭だけではなくヘルプで来てくれるメンバーもいるため、沢山の大人と一緒に過ごすようにすることで、シフトに入っているメンバーの負担を下げるようにしている。本施設は2階にシェアハウスのような形で住人がおり、その住人が本事業の協力家庭に登録いただいている。そのため、住人がいる日はもう1名の大人がいれば対応できるため、夜間も対応しやすくなっている。(青草の原)

自治体などが開催している研修に参加している。(青草の原、晴香、光明童園) 新宿区で年数回開催されるフォローアップ研修に参加している。平日に行われることが多いため、参加できないスタッフも多く、研修内容は団体内で使用しているコミュニケーションツールで共有している。(青草の原)

- 松戸市のこども家庭センターが実施している虐待対応の研修について、法人に出向いていただき、本事業の希望者が研修に出席したケースがある。契約市ともスタッフの研修について、一緒に考えていく必要を求めている。(晴香)
- 水俣市でも医療的ケア児童に向けた勉強会も開催されており、当園からも参加した。(光明童園)

事業者独自で研修を行っている。（青草の原、晴香、光明童園）

- 2カ月に1回本事業に限らず当施設全体のメンバーが集まる場を設けており、こどものセーフガーディングといったこどもの権利をどのように守るのかなどを認識合わせし防止策を考えるようにしている。例えば閉鎖的な環境で暴力が当施設でも起こり得る。また、Nonviolent Communication といった非暴力コミュニケーションツールを活用し、自分の感情などを分析し、どのようなニーズに繋がっているのか内省する学びを行っている。（青草の原）
- 当法人内で全体研修を独自に実施し、本事業のスタッフも受講している。（晴香）
- 医療的ケアや特性に対応するためのスキル取得に向け、園内で研修や勉強会が行われている。例えば、看護師が中心となって、医療的ケア児童へ対応するための勉強会が開催されている。（光明童園）

実際の現場や振り返りの場にて経験者から学ぶような体制作りを行っている。（青草の原、別府光の園）

- コミュニケーションなど質の担保の点において、多くの人で預かることにより放課後等デイサービスや幼稚園、施設などで働いているメンバーから経験の浅いメンバーがこどもとの接し方について学ぶことが出来る。また、每晚引継ぎの際に振り返りの会を設けており、対応の仕方に問題がなかったか相談やアドバイスし合う環境を作ることで、スキルのアップデートに繋がっている。（青草の原）
- 基本的には児童養護施設で社会的養護が必要なこどもや保護者の対応を経験してきたセンター職員が対応するので、必要なスキルを持っている方が多い。これまで児童養護施設での仕事の経験がないような職員に対しては、ベテラン職員と共に事前見学等に対応してもらい経験を積む中で必要なスキルを身に付けてもらう。（別府光の園）
- カトリック系の組織であり、法人の理念として、一人ひとりの出会ったこどもたちを大切にすることを持っている。こどもたちの中には、好んでショートステイに来所していないこどももあり、そうしたこどもたちの気持ちを考えながらケアすることが大切である。また、保護者に関しても様々な背景からこどもを預けなければならない状況にあることを理解することが重要である。こうした理念の下でこどもや保護者に寄り添う先輩職員の姿を若手に見てもらい学んでもらっている。（別府光の園）

人事交流をおこなうことにより、他施設との連携が行いやすい体制作りを行っている。

(別府光の園)

- 人事交流が大切だと考える。私自身もかつて児童養護施設から児童家庭支援センターに異動した経験がある。異動当初はショックだったが、児童家庭支援センターで働く中で段々と児童家庭支援センターの機能の大切さに気付いた。また、かつての同僚が点在することで、連携を取りやすくなることも認識した。(別府光の園)

女性が働きやすい環境を整備することで、スキルのある人材の確保や施設間での連携が行いやすい体制作りを行っている。(別府光の園)

- 児童養護施設の職員は女性の方も多いが、以前は、結婚すると児童養護施設での住み込みで働くことが難しくなり、辞めてしまうことが多かった。現在は、保育園や児童館など日中でも働ける場所を設けることで、結婚後も法人に残り働くことができるようになった。勤務の制限がある方でも活躍できる場が増えるとともに、長く働く職員が増えることで、施設間の人的な連携が円滑になり、職員のスキルも辞めないことで継続できるようになった。(別府光の園)

c. ニーズの聞き取りにおける工夫 | 事業者ヒアリング調査結果

事前面談や関係部署・機関との連携により、預かるこどもの必要な情報収集が行われる。面談の際に、実際に見学してもらうことにより、こどもの情報を得る工夫をしている。（別府光の園、光明童園） 施設見学により預かる際の心理的ハードルを下げる効果もある。（別府光の園）

- 質の確保に向けて、事前面談を行っている。事前面談の中で、利用者に施設を知ってもらうとともに、こちらも利用者の状況を把握している。（日本児童育成園）
- 急ぎの場合には、柔軟に対応するが、話をする場は設けている。例えば、両親のみでなく、祖父母が一時的に預かっている場合には、祖父母に話を聞く場合もある。（日本児童育成園）
- 初めて利用する家庭は原則事前に施設見学を行っている。事前見学の最初の30分で家庭でのこどもの状況をヒアリングし、その後、光の園での生活の時間割を伝える。保護者から話を聞く中で、普段の保護者とこどもとの関係性を把握することができるため、大切にしている。（別府光の園）
- また、スタッフが保護者としっかりと話し合っている姿を見せることで、こどもからの信頼を得ることにもつながる。親にとってもこどもを預かる先生や部屋を見ることで安心につながっている。（別府光の園）
- 様々なこどもがいるため、こどもの立場に立ち、まずは一度見学の場を設けている。見学でこどもからの意見を聞き、利用につなげている。以前はこどもの名前・生年月日、保護者情報のみ情報をもらい受け入れていたが、より丁寧な支援につなげるため、アセスメントシートを作成し契約自治体に配布し、インテーク等の際に情報を記載してもらい、提供いただいている。（光明童園）

- d. 里親ショートステイの実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景 | 事業者ヒアリング調査結果

送迎対応を行っている。

- 里親ショートステイでは、コーディネーターの4名で送迎対応している。(SOS こどもの村 JAPAN)

児童家庭支援センターの相談事業やヤングケアラー事業との連携(相談事業の心理士がショートステイ中の里親宅を訪問し児童のアセスメントを実施するなど)を行っている。

(SOS こどもの村 JAPAN)

- 近年、児童家庭支援センターの相談事業やヤングケアラー事業との連携の事例が増えている。当法人には相談事業とヤングケア事業を行なう別部署があり、ショートステイの受入の中で、心配になる子どもやご家庭に対して、相談事業やヤングケア事業につなぐケースが出てきている。また、区役所からショートステイ中に丁寧に対応してほしいと依頼があり、相談事業につなぐ場合もある。(SOS こどもの村 JAPAN)
- 相談事業の心理士がショートステイ中の里親宅を訪問し児童のアセスメントなどが行われる。また、逆のケースもあり、相談事業で相談に来たご家庭で、短期の分離が必要と考えられる場合には、ショートステイにつなげることもある。(SOS こどもの村 JAPAN)

- e. 職員のスキルや人員配置で事業者が独自に、主にショートステイ里親の質による子育て短期支援事業の実施の質の担保のために実施している内容、実施背景 | 事業者ヒアリング調査

里親ショートステイのコーディネーター配置を行っている。（SOS こどもの村 JAPAN、晴香）

- 里親ショートステイのコーディネーターが4名おり、エリアで分担し、担当エリアの里親と調整している。利用者によって必要な情報が異なり、例えば配慮が必要な児童などは、状況の丁寧な聞き取りや学校等との調整が必要になる。1人のコーディネーターにつき1か月あたり10～15件程度の調整が限度であり、現在の受入実績は月に150日～200日程度である。なお、調整機関によっては、調整方法が異なり、事前のヒアリングを行わない方法を取る機関もある。（SOS こどもの村 JAPAN）
 - 里親ショートステイについて、コーディネーターの4名で送迎にも対応しているが、1日あたりの送迎件数が限られてしまい、里親側で受け入れ可能な状況であっても、調整業務の体制が取れず断ることもある。また、夜間などの緊急時の対応・トラブルに対応する人員も必要であり、多くのショートステイを同時に受け入れることが難しい状況にある。（SOS こどもの村 JAPAN）
- 里親ショートステイの担当者を決めていることで、里親と利用者双方とに信頼関係を作ることができ、預かること預けることに対する安心感をもってもらえる点が強みとして感じている。一方、里親との調整等を非常勤スタッフ1名体制で対応しているため、事務手続きやコーディネート業務について、その取り組みが困難となる状態もある。（晴香）

事業者独自で研修を行っている。（SOS こどもの村 JAPAN）

- もともと長期養育の里親研修会を行っていたが、現在、里親ショートステイなど短期養育に特化した年4回の研修会と、里親同士のピアサポートの場として交流会を行っている。研修会は、基礎研修とステップアップ研修でカリキュラム作りを進めている。里親同士のピアサポートは重要であり、交流会は里親同士が互いに支えあう場となっている。（SOS こどもの村 JAPAN）
- 長期養育はしつけや教育を実施していく必要もあるが、短期養育は、親を支援するための事業であり、まずはこどもが楽しく、安全に過ごせることが大切となる。その一方で生活習慣が身についていない児童に対して、どこまで注意したら良いのかなど悩まれる方が多い。そうした短期養育特有の悩みへの解決方法などを研修会では取り上げている。また、ショートステイは、家庭分離の防止の視点を念頭に、利用者を支える事業であることを理解してもらうことも大切である。（SOS こどもの村 JAPAN）

f. ニーズの聞き取りや受け入れ先の仕分（施設・里親）、利用者と里親のマッチング
（事前の相性確認など）における工夫 | 事業者ヒアリング調査結果

事前面談や関係部署・機関との連携により、預かるこどもの必要な情報収集や、適切な里親のマッチングが行われる。なお、里親とのマッチングについては、市からケース委託を受ける形で行われる場合がある。（晴香）

- はこぶねには受入れの相談部があり、また里親にフォスタリング部が存在する。はこぶねの相談部で受付時の聞き取りにおいて家庭の状況を確認し、フォスタリング部に情報提供し、里親のフォスタリング部で情報を基に適切な里親を選んでもらっている。（日本児童育成園）
 - 利用理由や家庭の状況を踏まえて、調整している。例えば、一時的な介護で数日預かってほしいなど比較的家庭環境が落ち着いている家庭には、新しく登録された里親を紹介し、家庭環境が難しい利用者の場合はベテランの里親を紹介する。（日本児童育成園）
- 利用者によって必要な情報が異なり、例えば配慮が必要な児童などは、状況の丁寧な聞き取りや学校等との調整が行われる。（SOS こどもの村 JAPAN）
- こどもにアレルギーや服薬がなく、松戸市または流山市とアセスメントして確認したうえで活用できるようになっている。（晴香）

g. 利用者が里親へ預ける心理的ハードルを解消するための工夫 | 事業者ヒアリング調査結果

利用者の里親ショートステイへの理解促進に向け、里親情報の提供や里親ショートステイの紹介ツールの作成に取り組んでいる。（SOS こどもの村 JAPAN） また、事前に里親と会う場が設けられている。（日本児童育成園、晴香）

- 利用者が里親の個人宅に預けることに抵抗感を持つ方はいる。利用者から確認があれば、里親が開示してよいと言われている情報は丁寧に提供している。また、希望があれば、事前の顔合わせや事前に里親宅に訪問してもらうことがある。ただし、数は少ない。また、里親ショートステイを具体的にイメージしてもらえよう、こどもや利用者に向けて里親ショートステイを紹介する案内ツールを作成中である。（SOS こどもの村 JAPAN）
- 事前に利用者と話をし、里親を紹介している。里親と会ってもらうことで、安心できるよう工夫している。（日本児童育成園）
- マッチング面談を里親の家庭で実施し、保護者だけでなくこどもにも来て遊んでもらい、安心して利用できるようなファシリテートを行っている。（晴香）

4. 【需要】利用にあたっての課題について

(1) 調査結果及び示唆（アンケート調査）

① エグゼクティブサマリー

a. 利用者の受け入れ状況からうかがえる課題

本事業については、育児に疲れて虐待など家庭状況が悪化する前の支援の入り口として利用されていることが多い。一方で、多くの自治体で利用可能な枠が無いことなどを理由に利用申請を断ったことがあり、支援につなげる機会を逸している可能性があることが示唆された。こうした示唆からは、本事業が供給不足にある状況が伺える。

また、利用者には、自治体等からの案内を受けずに、自ら必要性を感じて利用申請をしている層が一定程度存在していた。このことは、本事業での支援を必要とする潜在需要に十分に届いていない可能性を示唆している。需要の掘り起こしが十分にできていないことにより、本来支援を必要としている家庭が十分な支援を受けられない状況が生じていると考えられる。

b. 利用を断念するケース

利用者である保護者へのアンケート調査結果から、利用料金の高さが原因で利用を断念するケースが多いことが示された。特に2歳未満児・慢性疾患児に対しては、「5,000円以上/1泊2日」の利用料金を設定する自治体が多く、減免後も経済的理由を除き、一定の負担を利用者に求めている。

さらに、利用を断られた経験やスティグマにより、本事業を利用したくないと感じる利用者も一定数存在することが分かった。

本事業の利用を断られたケースに関して、保護者や家族の疾病や育児疲れ等の理由が利用条件に合致しないことなどが理由となっている。本事業の実施要項では保護者の疾病や育児疲れにより養育ができない状況にある場合の利用も定めているところではあるが、その程度や他に預けられる人がいる等の家庭状況に応じては、供給量不足から柔軟に利用申請の受け入れが行われていないことが考えられる。

c. 利用促進のためのヒント

利用申請における課題として、保護者からは利用可能な場面や必要条件、支援内容などの情報提供や、利用料金の低減が求められている。供給量が確保できた段階においては、需要の掘り起こしには情報の開示や利用者属性・地域に応じた減免の設定が有効であると考えられる。

さらに、施設や里親との相性が合わなかった点を改善点に挙げる保護者も多く存在しており、家庭のアセスメントを十分に行い、供給量の拡充がなされているのであれば、相性の良い受け入れ先を調整するなどのマッチングの工夫が継続的な支援において必要となる。

[本事項に係る委員のご意見]

- ショートステイを一般の方も含めた制度として考えるか、要保護・要支援のための制度として考えるかでアンケート結果の捉え方が異なる。例えば、スティグマ排除のためには、一般の方が使える制度としていくことが望ましい。また、「利用したきっかけ」の質問に関して、自ら利用申請された方が多くなっているが、最初は自治体職員に進められて利用し、2回目以降は自ら利用申請される方も多い。2回目以降の方の回答も含まれていることが懸念される。

② 個別分析結果

a-i. 利用者の受け入れ状況からうかがえる課題 | 自治体向けアンケート調査結果

ショートステイの主な利用理由は「育児疲れ」が約80%と最も割合が高く、「保護者の疾病」が約49%で次いで多いものの、31%程の差がある(図139)。また、利用申請について利用可能な枠がなく利用を断ったことがある自治体が約40%存在する(図140)。このことから、育児に疲れて虐待など家庭状況が悪化する前に支援の入り口として本事業が利用されているものの、供給量不足から利用できず、支援につなげる機会を逸している可能性がある。

図139 主な利用理由(ショートステイ)

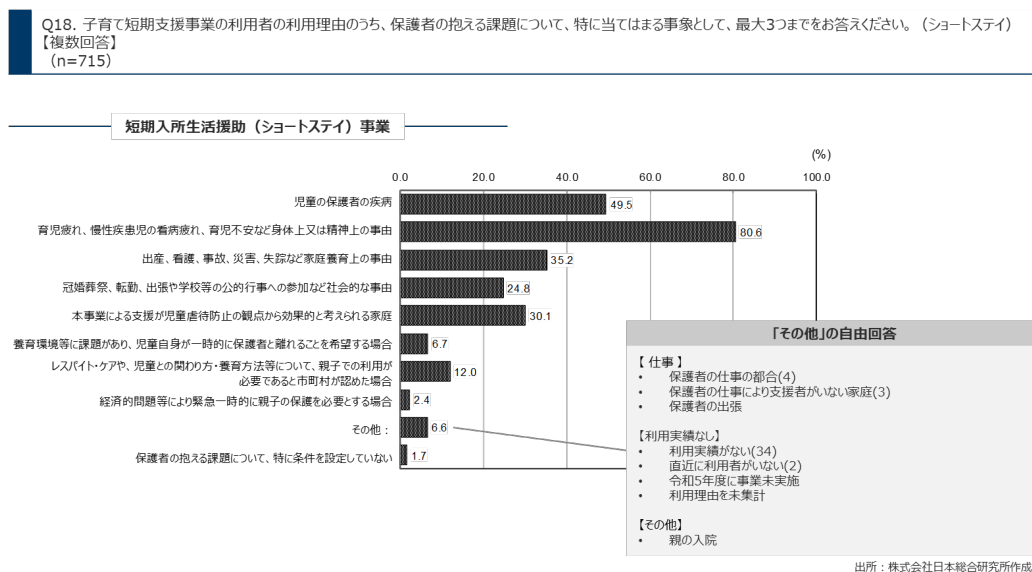
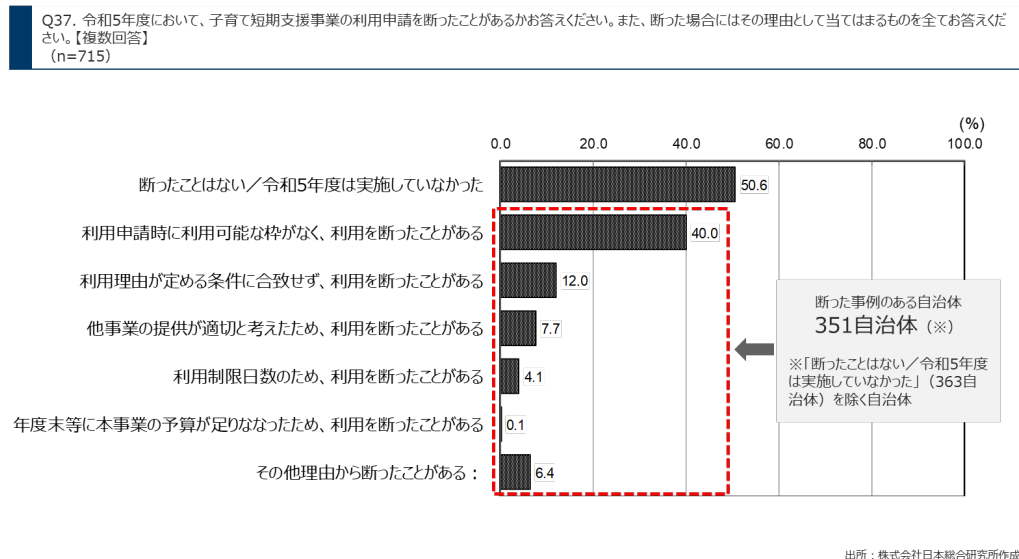


図140 利用申請を断ったケース

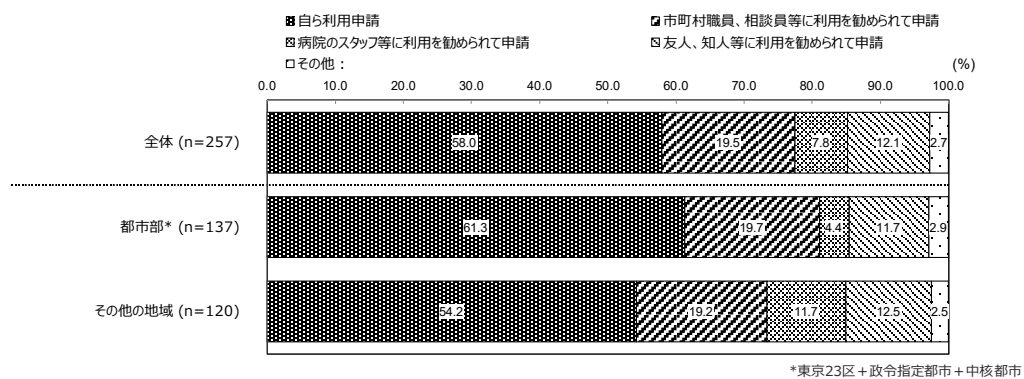


a-ii. 利用者の受け入れ状況からうかがえる課題 | 保護者向けアンケート調査結果

初回利用時のきっかけについて、都市部、その他の地域とも「自ら利用申請」が最も高く、「市町村職員、相談員等に利用を勧められて申請」が続く（図 141）。この結果から、利用者が自ら必要性を感じて利用申請をしている層が一定程度存在しており、本事業での支援を必要とする潜在需要に十分に届いていない（掘り起こしができていない）可能性がある。

図 141 子育て短期支援事業を利用したきっかけ（初回利用時）

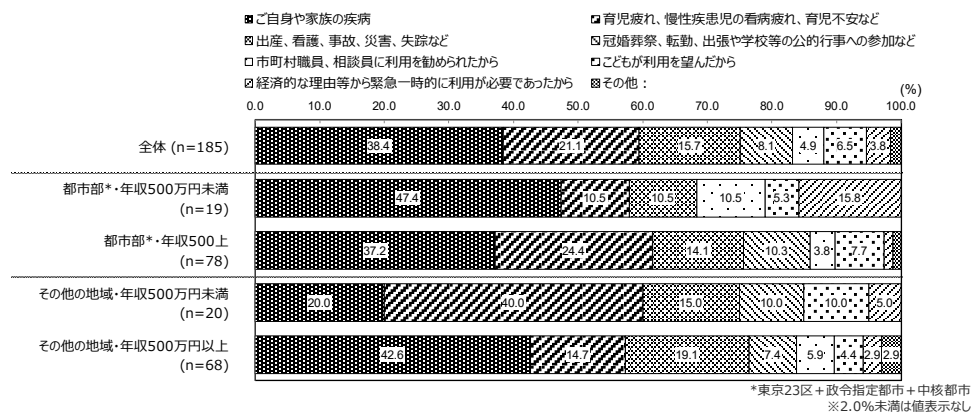
Q4. 子育て短期支援事業を利用したきっかけ（初回利用時）について、当てはまるものをお答えください。【SA】
(n=257)



なお、都市部及び、その他地域（年収 500 万以上）では「疾病」が、その他地域（年収 500 万未満）では「育児疲れなど」が利用理由として最も多い（図 142）。（※都市部、その他の地域とも、年収 500 万円未満はサンプルサイズ僅少のため参考値。）この結果から、その他地域では、支援を必要とする家庭に比較的アウトリーチできている可能性がある。

図 142 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由 年収別

Q5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものをお答えください。【SA】
(n=185)



b-i. 利用を断念するケース | 自治体向け調査結果

ショートステイの利用者負担額（減免なし）について、2歳未満児、慢性疾患児では「5,000円以上/1泊2日」の自治体が最も多い（図143）。減免割合は経済的理由を除き、利用者負担割合が1割未満の自治体が多い区分はなく、特定の条件を除き、利用者負担が一定程度存在する状況になっていると想定される（図144）。また、利用者から本事業を今後利用したいと思わない理由として「利用料金の高さ」を指摘する意見の割合が最も高かった（図145）。このことから、幼少期のこどもがいる家庭では利用料金の高さから利用を断念しているケースがある懸念がある。

図143 利用者負担額（ショートステイ）

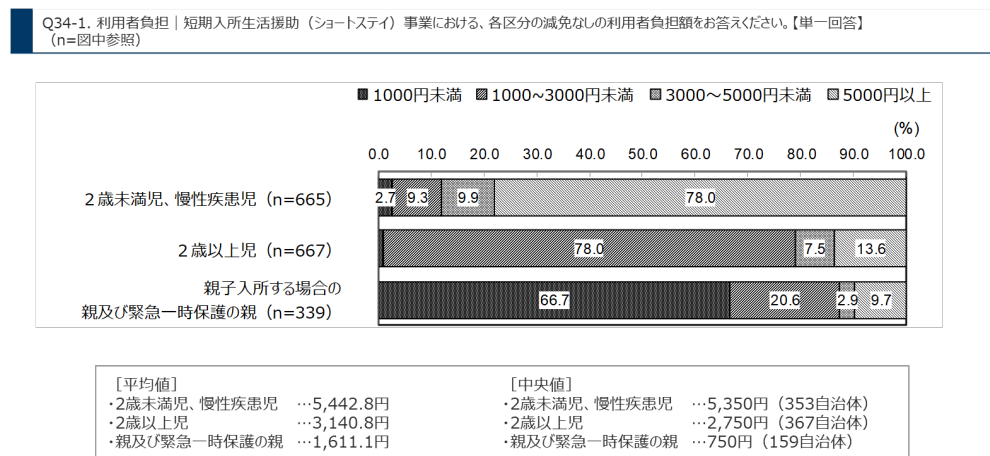
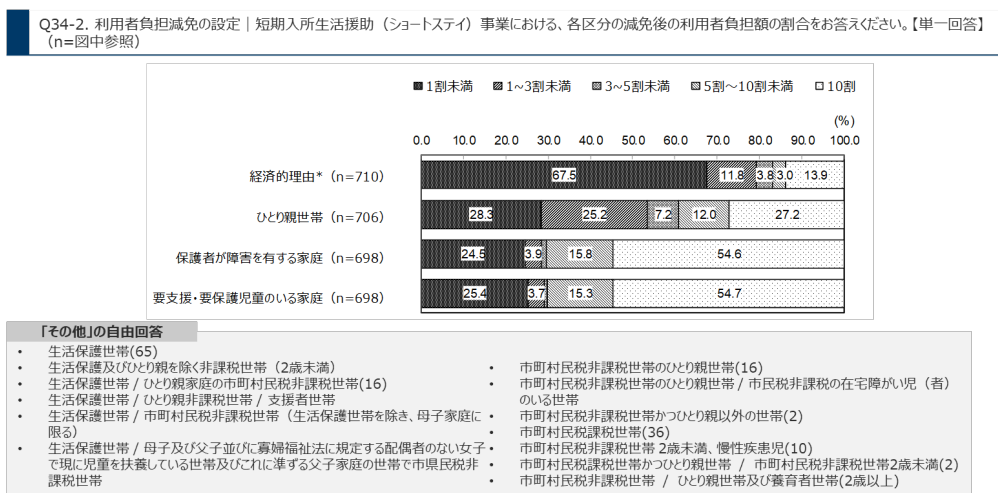


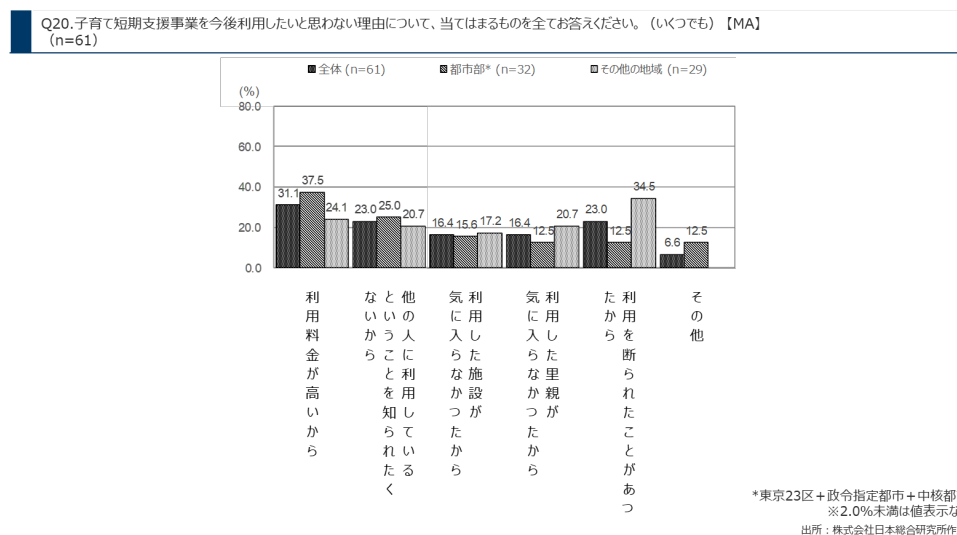
図144 利用者負担減免の設定（ショートステイ）



b-ii. 利用を断念するケース | 保護者向け調査結果

利用者から本事業を今後利用したいと思わない理由を確認したところ、「利用料金の高さ」を指摘する意見の割合が最も高かった（図 145）。次いで、「利用を断られた経験」や「スティグマ」を懸念する声が見られた。

図 145 子育て短期支援事業を今後利用したいと思わない理由



本事業を利用したことがない理由を確認したところ、市町村が示す利用条件に当てはまらないと回答する家庭が多かった（図 146）。また、利用を断念した家庭は全体の約 4 割存在し、その理由は、利用可能な条件に該当しないと窓口にて断られたため、というものが多（図 147）。なお、当該理由で断られた家庭は保護者や家族の疾病や育児疲れ等での利用意向が多い（図 148）。このことから、本事業では保護者の疾病や育児疲れ等での利用も要綱で定めているところではあるが、その程度や他に預けられる人がいる等の家庭状況に応じては、供給量不足から柔軟に利用申請の受け入れをできていない可能性がある。

図 146 子育て短期支援事業を利用したことがない理由

Q12.子育て短期支援事業を知っているものの、利用したことがない理由について、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【MA】
(n=243)

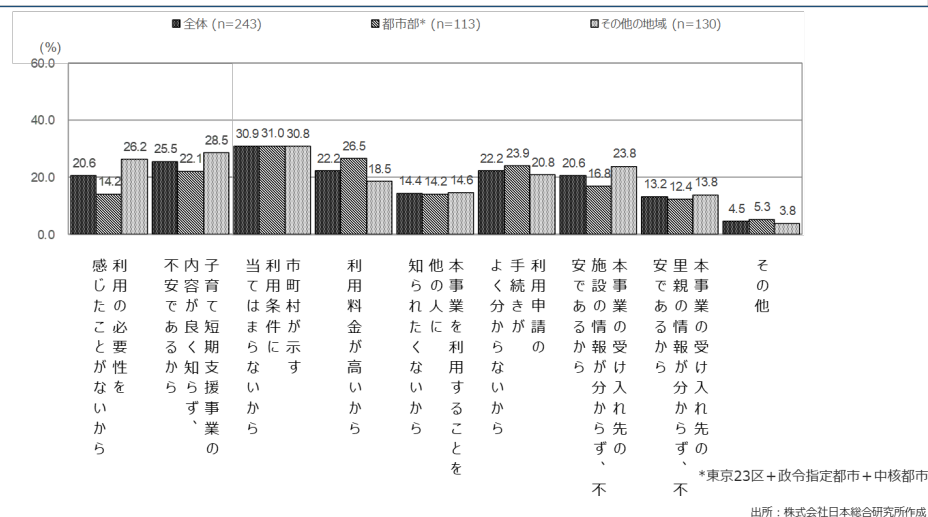


図 147 子育て短期支援事業の利用を断念した理由

Q18.子育て短期支援事業を利用したかったが、利用を断念した（断られた）ケースの理由として当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【MA】
(n=188)

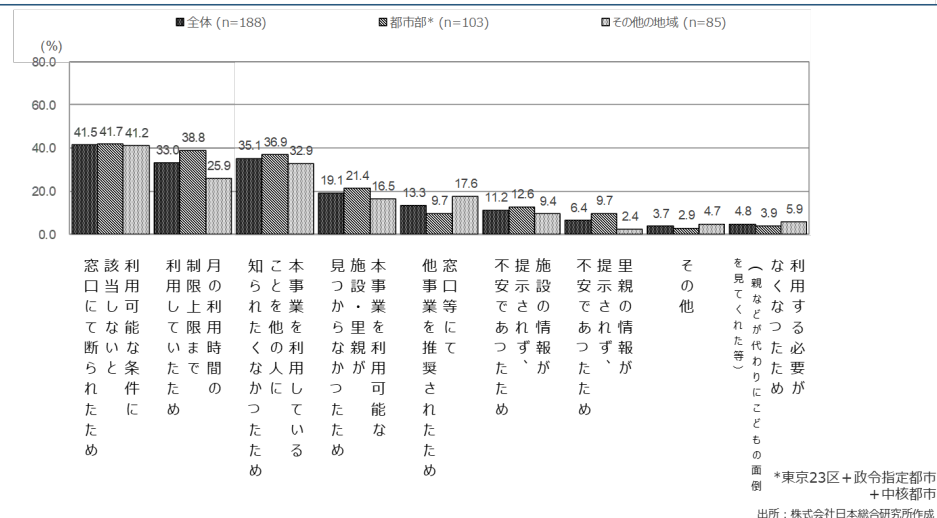


図 148 子育て短期支援事業の利用を断念した理由

※「利用可能な条件に該当しないと窓口にて断られたため」との回答者の利用理由

Q18.「利用可能な条件に該当しないと窓口にて断られたため」×ショートステイ利用理由（Q5）/利用したい場面（Q13）

Q5.子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用理由について、最も多いものを答えください。													Q13.子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用したい場面を複数選択し、当てはまるものを全て答えください。（いくつでも）												
SA													MA												
	n	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		n	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全体	189	71	39	29	15	9	12	7	3				全体	500	259	210	132	107	62	47	4				
	100.0	38.4	21.1	15.7	8.1	4.9	6.5	3.8	1.6					100.0	51.8	42.0	26.4	21.4	12.4	9.4	0.8				
利用可能な条件に該当しないと窓口にて断られたため	35	18	6	3	2	2	4	0					利用可能な条件に該当しないと窓口にて断られたため	78	47	40	16	23	14	5	0				
	100.0	51.4	17.1	8.6	5.7	5.7	11.4	0.0	0.0					100.0	60.3	51.3	20.5	29.5	17.9	6.4	0.0				
利用可能な条件に該当しない利用したい場面	28	9	3	3	4	0	0	0					利用可能な条件に該当しない利用したい場面	62	26	36	21	15	11	7	0				
	100.0	32.1	10.7	10.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0					100.0	41.9	58.1	33.9	24.2	17.7	11.3	0.0				
本事業を利用していることを他の人に知られたくないため	23	7	7	1	2	3	3	0					本事業を利用していることを他の人に知られたくないため	66	26	43	21	16	7	9	0				
	100.0	30.4	30.4	4.3	8.7	13.0	13.0	0.0	0.0					100.0	39.6	65.2	31.8	24.2	10.6	13.6	0.0				
本事業を利用可能な施設・量が足りないため	13	3	3	3	1	1	2	0					本事業を利用可能な施設・量が足りないため	36	19	14	17	15	7	2	0				
	100.0	23.1	23.1	23.1	7.7	7.7	15.4	0.0	0.0					100.0	52.8	38.9	47.2	41.7	19.4	5.6	0.0				
窓口等にて他事業を案内されたため	7	3	1	2	1	0	0	0					窓口等にて他事業を案内されたため	25	10	15	7	8	5	4	0				
	100.0	42.9	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0					100.0	40.0	60.0	28.0	32.0	20.0	16.0	0.0				
施設の情報が提示されず、不安であったため	6	2	2	1	0	1	0	0					施設の情報が提示されず、不安であったため	21	9	13	10	9	6	6	0				
	100.0	33.3	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0					100.0	42.9	61.9	47.6	42.9	38.1	28.6	0.0				
施設の情報が提示されず、不安であったため	9	3	4	1	0	0	1	0					施設の情報が提示されず、不安であったため	12	7	4	3	4	3	3	0				
	100.0	33.3	44.4	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0					100.0	58.3	33.3	25.0	33.3	25.0	25.0	0.0				
その他	3	1	2	0	0	0	0	0					その他	7	5	2	0	3	0	0	0				
	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					100.0	71.4	28.6	0.0	42.9	0.0	0.0	0.0				
利用する必要がないため（親などから勧められなかった等）	3	0	1	0	2	0	0	0					利用する必要がないため（親などから勧められなかった等）	9	7	5	3	2	1	2	0				
	100.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0					100.0	77.8	55.6	33.3	22.2	11.1	22.2	0.0				

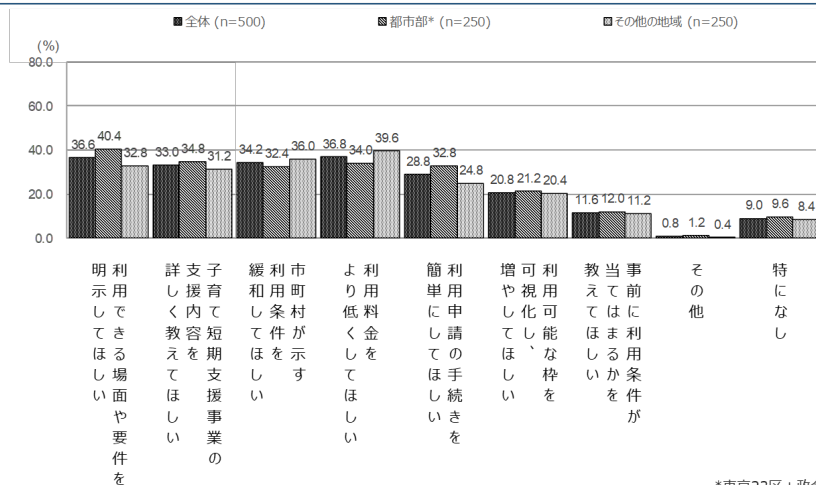
出所：株式会社日本総合研究所作成

c-i. 利用促進のためのヒント | 保護者向け調査結果

利用申請にあたっては（図 149）、上記事由もあり、「情報の明示」（利用可能な場面・要件、支援内容）を求める意見が多く、またその他地域では利用料金の低減を求める意見も多い。このことから、供給量が確保できた段階にあれば需要量の掘り起こしには、情報の開示や、利用者属性・地域に応じた減免の設定が有効な可能性がある。

図 149 子育て短期支援事業の利用申請にあたっての課題点・改善点

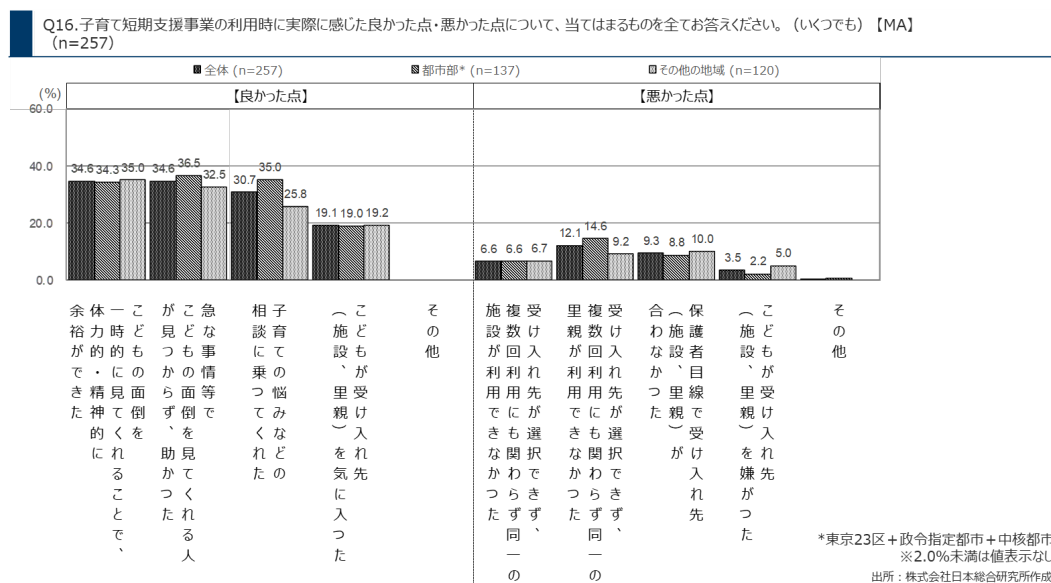
Q15.子育て短期支援事業の利用申請にあたって、課題点・改善してほしい点があれば、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【MA】（n=500）

*東京23区+政令指定都市+中核都市
※2.0%未満は値表示なし

出所：株式会社日本総合研究所作成

利用時の課題としては（図 150）、複数回利用でも同一の里親が選択できないことや、施設・里親と合わなかった点が挙げられている。このことから、家庭のアセスメントを十分に行い、供給量も拡充できているのであれば相性のいい同一の受入れ先を調整するなど、マッチングの工夫も継続的な支援においては必要となると考えられる。

図 150 子育て短期支援事業の良かった点・悪かった点



5. 【供給】支援にあたっての課題について

(1) 調査結果及び示唆（アンケート調査）

① エグゼクティブサマリー

a. 供給量の確保に向けた課題

自治体においては、量の見込み（＝潜在需要の把握）の有効性を実感できておらず、活用方法も見えていないと考えられる。また、顕在化した需要のみを捉えているため、本事業を必要とする家庭（潜在的な需要）を含めた供給量を確保できていない可能性も考えられる。その結果、利用可能枠の都合で申請を断るケースが発生し、適切に支援が届いていない可能性が示唆された。

b. 事業の実施・施設運営における課題

事業の実施面では、人的リソースや予算等の不足が主な課題となっている。人的リソースに関しては、通学時の付き添いや送迎は利用者目線では一定ニーズのある支援であると考えられるが、人材が限られている中では付き添いや送迎の実施が供給側にとって負荷増大の要因となっている可能性が示唆された。

また、収支に関しては、プラスマイナスゼロ/マイナスの影響がある施設が一定割合存在した。その要因として受入体制整備のための人件費不足、単価（補助単価+利用料）が安いことが挙げられている。

こうした、人員確保の困難さ、収益上のメリットの少なさが運営上の課題として挙げられている。加えて、トラブル発生時や利用調整に係る責任の所在が不明瞭なため、一時保護よりも活用しにくさを感じているとの意見も見られた。

c. ショートステイ里親の支援実態・課題

本事業における里親活用について、里親の支援実態として以下のような課題が示唆された。

- ・ ショートステイ里親からは発達に関する知識等の獲得や、継続的な研修・研修の充実が求められている。
- ・ 服、オムツ、食器等を買うため委託料が足りていない現状や、衣類・ベビーグッズなどの備品がなく本事業を受けづらい状況が生まれている。
- ・ 本事業を受けた際には、共有された情報が少ない、または古いため、適切な支援ができなくなっているケースもある。
- ・ 送迎について対応の難しい時間帯・負担がかかる時間帯であるとの意見が多く聞かれ、送迎対応が里親にとって負担となっている。

また、里親の1年間の受け入れ人数に関して、5人以下が70%近くを占めているものの、10人以上と回答する里親も14%存在している。こうしたことから、依頼を打診される里親が偏っている可能性が考えられる。

利用者である保護者視点では、ショートステイ里親の制度や預け先のことを分からないため、心理的な障壁（＝不安感）を感じ利用していない状況が見られた。そのため、里親へ預ける際には、保護者やこどもがプレ体験する等、不安感解消を図ることで、施設の供給量が不足する地域でもショートステイ里親が活用され供給量の確保につながる可能性が示唆される。

[本事項に係る委員のご意見]

- 本事業の利用対象者を要支援・要保護児童の家庭を対象としているか、一般家庭を対象としているかによって、里親に求められる力量が大きく異なる。限られた情報の中で要支援・要保護児童を預かるのは実体験からも難しい。児童相談所が委託する場合は、背景等の情報を共有いただけるものの、本事業の場合では情報が殆ど共有されない。一方で、一般家庭のこどもを預かる場合では状況は大きく異なると思われる。自治体の本事業の取組段階に応じて、受け入れ側に求められる内容も変わってくると考えられる。
- 当団体では、里親ショートステイを実施している場合、全て里親に費用を支払うため、事業者としての収益はない。コーディネートしているソーシャルワーカーやリクルートの費用が別途予算で組み込まれていないと本事業は成り立たない。規模に応じてコーディネーターの人件費や里親への費用立替も含めた事務費など、本事業が成り立つために必要な予算の組み立てが出来ていないと、運営が難しい。どのように予算を捉えるかを検討しなければ、自治体で運営する場合でも対応しきれず、事業者に委託する場合も不足する費用をどこで補うかの課題が出てくる。
- 自治体向けアンケート結果でも、保護者が里親への預かりに対する不安から断られるとの回答があった。実際に里親ショートステイを実施していると、問題ないと考えられるが、未経験の自治体は里親に預けることへの不安がある。保護者に対して説明すれば里親ショートステイを受け入れてくれることも含め、自治体に対して説明する必要がある。供給量全体を増やすためには里親ショートステイの実施が必要になる。

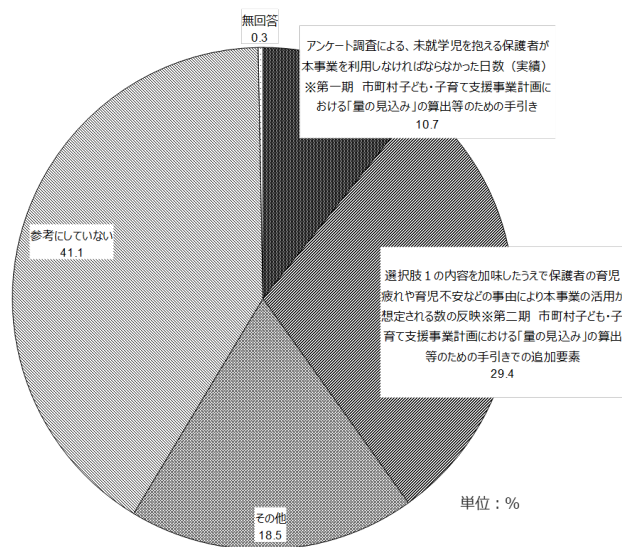
② 個別分析結果

a-i. 供給量の確保に向けた課題 | 自治体向けアンケート調査結果

量の見込みの算出にあたり、手引きは参考にしていない自治体の割合が最も高く、約40%程度となっている（図 151）。量の見込み算出時に勘案した要素は「過去の利用申請の受付実績」とする割合が約56%と最も高く、次いで「特に勘案したものはない」が続く（図 152）。また、量の見込みの算出結果は、供給量の決定に活用できていないとする自治体が約36%と選択肢の中で最も割合が高い（図 153）。このことから、自治体において量の見込み（＝潜在需要の把握）の有効性を実感できておらずかつ、活用方法も見えていないと想定される。また、過去実績値を勘案して量の見込みを算出している自治体が過半数以上であることから、「潜在的な需要」を十分に現時点で掘り起こしてきていない場合は、顕在化した需要のみしか捉えられていないことから本事業を必要とする家庭（潜在的な需要）を含めた供給量を確保できず、利用可能枠の都合で断るケースが発生する等、適切に届いていない懸念がある。

図 151 量の見込みの算出にあたり参考にした要素

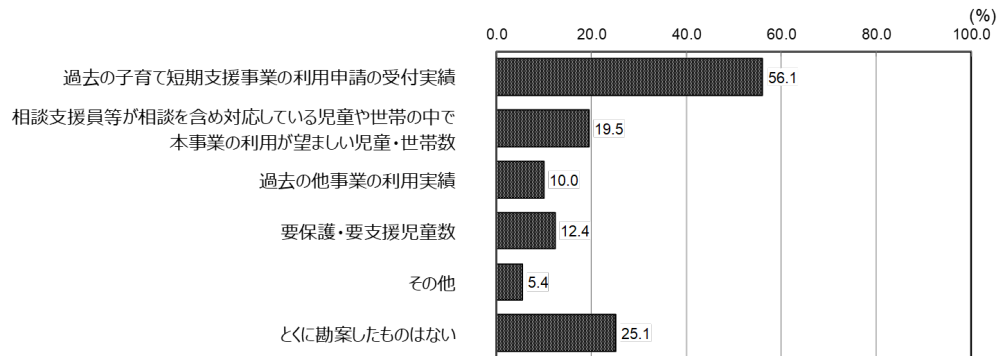
Q43. 令和6年度の量の見込みの算出にあたり参考にした要素を全てお答えください。【単一回答】
(n=979)



出所：株式会社日本総合研究所作成

図 152 量の見込みの算出にあたり勘案した要素

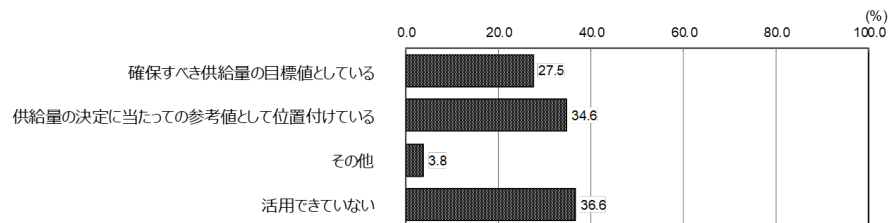
Q44. 令和6年度の量の見込みの算出にあたり、勘案した要素として当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=979)



出所：株式会社日本総合研究所作成

図 153 量の見込みの算出値の供給量決定への活用状況

Q45. 令和6年度の量の見込みの算出値について、供給量の決定にあたりどのように活用しているか、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=979)

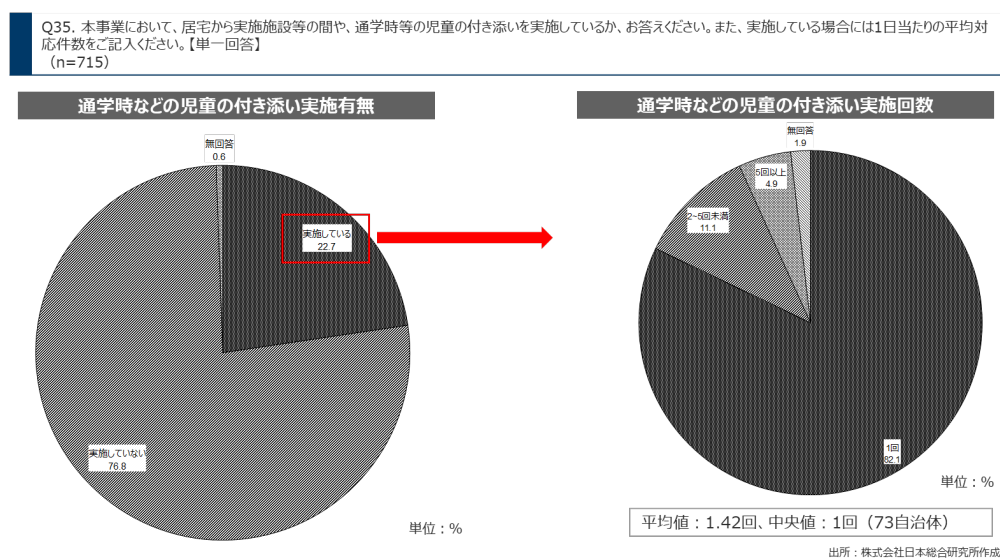


出所：株式会社日本総合研究所作成

b-i. 事業の実施・施設運営における課題 | 自治体向けアンケート調査結果

通学時の付き添いに対応している自治体は約 22%にとどまりかつ、約 80%の自治体で 1 日あたり 1 回となっている（図 154）。また、児童の送迎や登校支援は自治体の委託項目ではないものの独自に実施している事業者も一定数存在（児童の送迎:14%、登校支援:23%）していることも踏まえると、自治体側で付き添いのニーズや施設の実施・実態を把握できていない可能性がある（事業者向け調査 Q15 参照）。付き添いは利用者目線では一定ニーズのある支援であると想定されるが、実施は 1 日あたり 1 回にとどまっており、アンケートの自由回答からは、人材が限られている中では付き添いの実施が供給側にとって負荷増大の要因となっているという声もあった。

図 154 通学時などの児童の付き添い



b-ii. 事業の実施・施設運営における課題 | 事業者向けアンケート調査結果

本事業実施による施設収支への影響について、プラスの影響があると答えた施設は約25%、プラスマイナスゼロもしくはマイナスの影響があると答えた施設は約40%である(図155)。このことから、本事業は現状収益上のメリットが少ない事業となっていると言える。

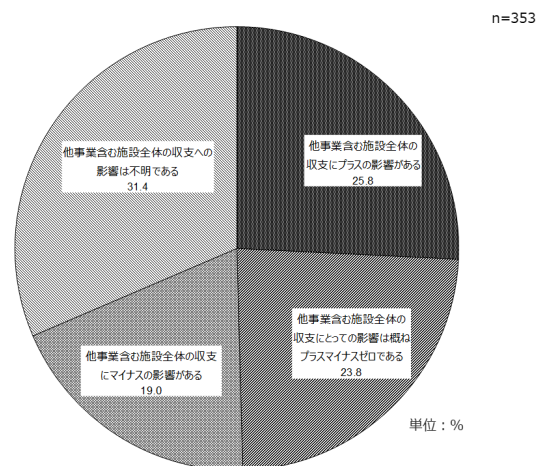
収支上プラスでない理由としては受入体制整備のため人件費不足、単価(補助単価+利用料)が安いことを挙げている施設が多い(図156)。

本事業を運営する上での課題として、人員確保の困難さ、収益上のメリットの少なさと回答する事業者が多く、また、利用児童の特性やその時々状況等の受入時の制約によって利用を断るケースが存在するという回答もある(図157,図158)。さらに一時保護と比較した際の活用しにくさとしては、トラブル発生時や利用調整に係る責任の所在が不明瞭であることが挙げられる(図159)。

図155 本事業が施設全体の収支に与える影響

(回答対象者) Q4で「他施設に付設せず、単独事業所として実施」以外

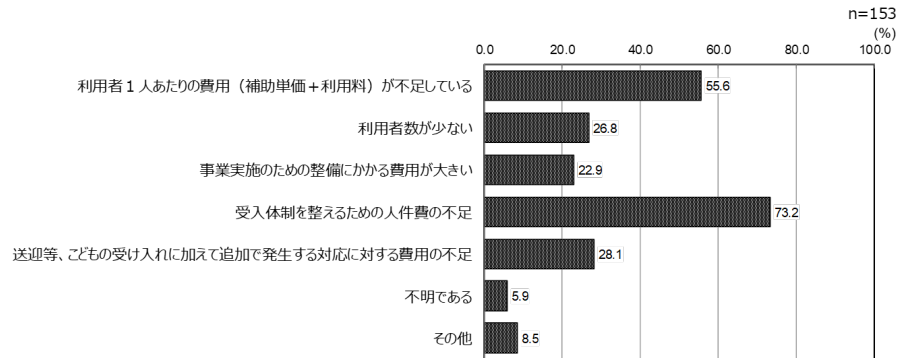
Q20. 本事業を実施していることにより、他事業を含む施設全体の収支に与えている影響について教えてください。※本事業は基本的に空床を用いた事業であるため、本事業単独での収支計算は難しいですが、施設全体の収支への影響について教えてください。【単一回答】
(n=353)



出所: 株式会社日本総合研究所作成

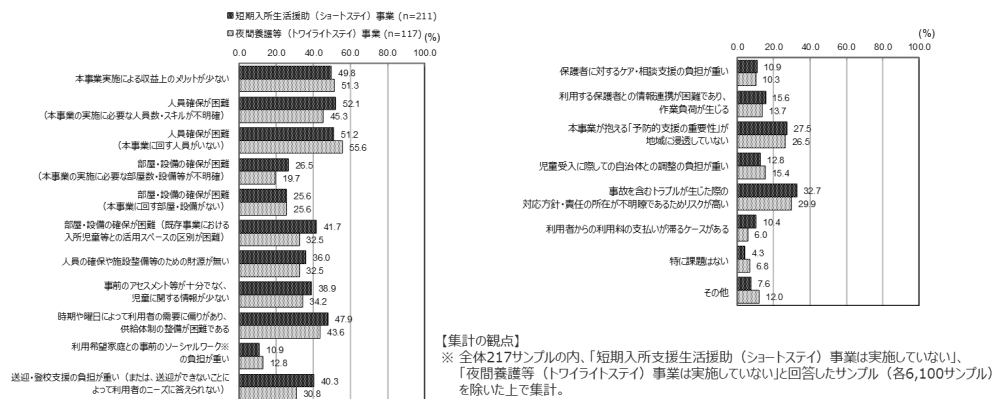
図 156 収支が黒字でない、収支にプラスの影響がない理由

(回答対象者) Q19、Q20で本事業の事業収支が黒字でない、または、本事業実施による施設全体の収支にプラスの影響がない

Q21. 本事業の事業収支が黒字でない、または、本事業実施による施設全体の収支にプラスの影響がない要因について、当てはまるものをすべてお選びください。
(いくつでも)【複数回答】
(n=153)

出所：株式会社日本総合研究所作成

図 157 本事業を運営する上での課題

Q13. 本事業を運営する上で現状感じている課題について、当てはまるものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=217)

【集計の観点】

※ 全体217サンプルの内、「短期入所支援生活援助(ショートステイ)事業は実施していない」、「夜間養護等(トワイライトステイ)事業は実施していない」と回答したサンプル(各6,100サンプル)を除いた上で集計。

※アセスメント等を行い、利用者のニーズ等を把握する業務

出所：株式会社日本総合研究所作成

図 158 本事業を運営する上での課題_主なその他回答

Q13. 本事業を運営する上で現状感じている課題について、当てはまるものをすべてお選びください。【その他回答】(自由記述)
(n=217、なお、その他回答は、短期入所生活援助事業、夜間養護等事業で、それぞれうち16、14)

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

【受け入れの制約】

- ・ほぼ定員一杯で受け入れできない
- ・定員、暫定定員等の問題で一時保護を優先しないといけない
- ・定員と世帯の課題（子の数）がマッチせず、必要なのに受け入れられないケースがある
- ・障害や発達特性のある子どもの利用が全体の半数近く。受け入れのキャパシティが限られる中で子どもの状態をふまえた利用児童の組み合わせを考えたり環境面の配慮に苦慮する。
- ・当法人事業利用者以外のお子様については、受け入れ難しい。
- ・感染症がハイスピード

【事業実施に係る負担】

- ・登校園ができない子どもに対する日中支援
- ・発熱等体調不良の際の対応。
- ・夜間・休日・祝日等、自治体が休みの時に保護者とも連絡がつかなくて、自治体とも連絡がつかないとき対応に困る。
- ・受け入れの可否の判断が一部あいまい
- ・事業実施の受付窓口を事業者側が担っている
- ・キャンセルになる件数も多く、キャンセル料が無いため、年間を通すと経営的に困る部分がある。

【自治体との連携】

- ・行政によるショートステイ事業実施の保護者への説明や必要性の保護者との共有が不十分
- ・アセスメントが出来ない。元々、ケアプランの提示もない為、こちらとしてはただ預かるだけと感じる事が多い。
- ・自治体が市民からの申請を断るケースが増えている。

【利用者にとっての障壁】

- ・生保、非課税世帯は利用しやすいが、本当に利用したい世帯（負担金がある世帯）にとっては利用しづらい。

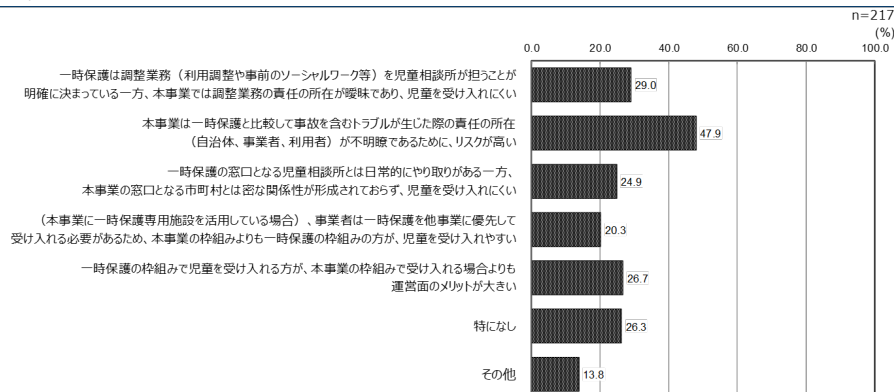
夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ・定員一杯で受け入れ困難
- ・当法人の事業利用児童以外の受け入れが難しい。
- ・受け入れ可否の判断が一部あいまい
- ・22時までの事業であるが、遅れてお迎えのケースが散見される
- ・事業実施の受付窓口を事業者側が担っている。

出所：株式会社日本総合研究所作成

図 159 一時保護と本事業を比較した「活用のしにくさ」

Q14. 児童福祉法第33条1項に基づく児童の一時保護と本事業を比較した際、本事業に感じる「活用のしにくさ」について、当てはまるものをすべてお選びください。
(いくつでも)【複数回答】
(n=217)



【設問文の注釈】

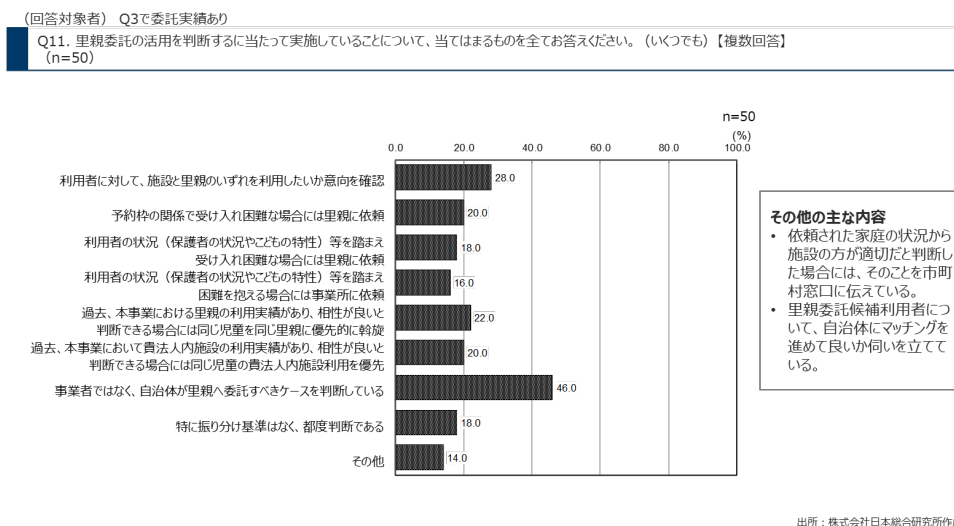
※ 一時保護は、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等について、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、児童相談所が実施するものです。他方、子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、市町村が実施するものです。事業の趣旨を踏まえて、検討されるべきものになります。

出所：株式会社日本総合研究所作成

c-i. 事業の実施・施設運営における課題 | 事業者向けアンケート調査結果

里親委託においては、ショート・トワイライトともに里親の確保、イレギュラーへの対応が困難と感じている事業者が多い（図 160）。このことから、特に行政・里親との連携についてサポートがあると良い可能性がある。

図 160 里親委託を判断するに当たって実施していること



c-ii. 事業の実施・施設運営における課題 | 里親向け調査結果

里親として求められるスキル以外にも必要であるとの回答が多く（図 161）、発達に関する知識等（図 162、図 163）や継続的な研修（図 163）が具体例として挙げられている。このことから、研修の充実が課題として考えられる。

図 161 里親として本事業を行う際の課題

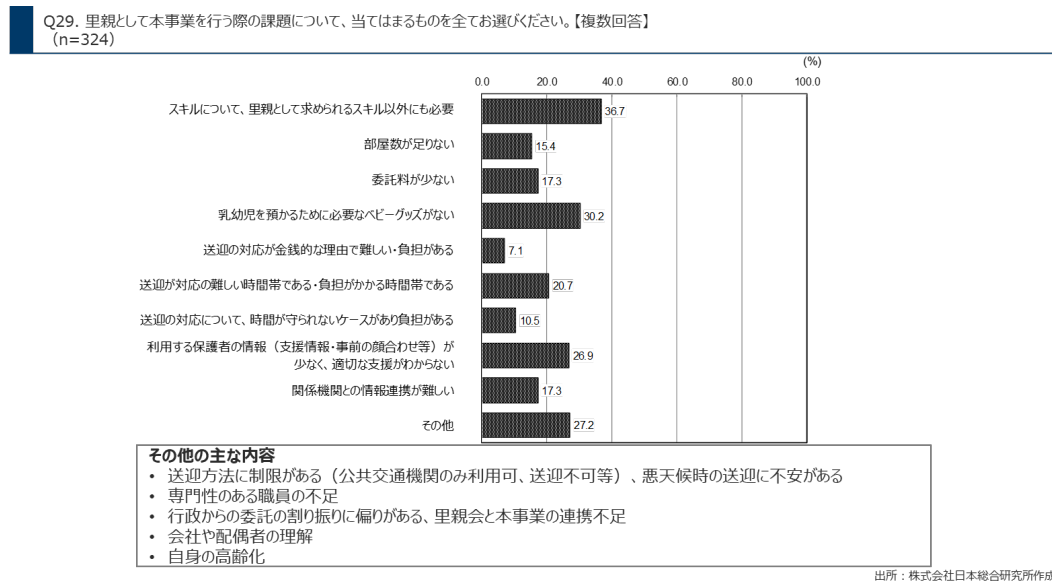


図 162 本事業の実施にあたり必要となるスキル・望ましい研修

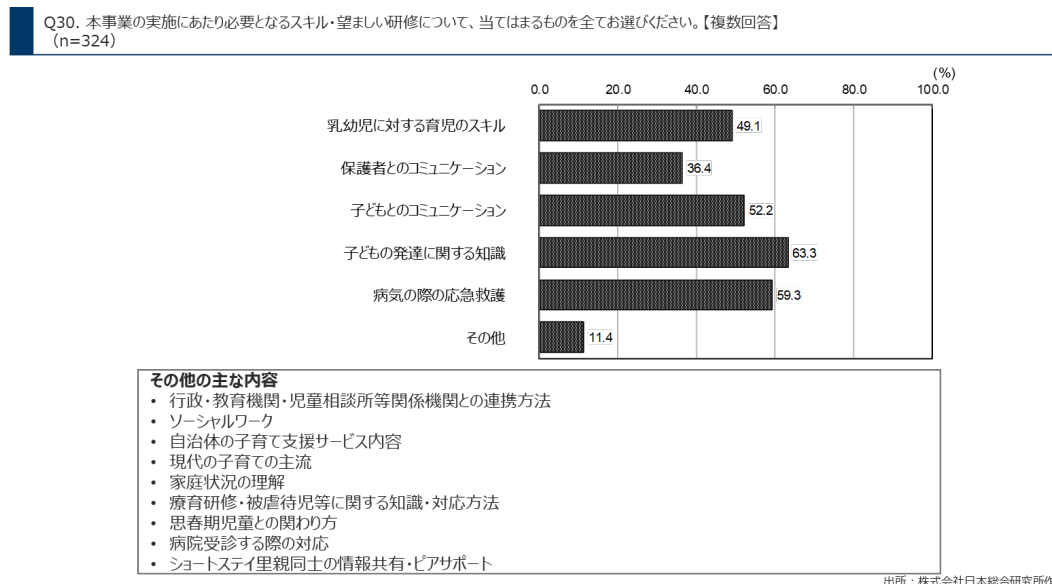


図 163 継続実施に向けた国・自治体等への要望・意見

Q36.継続実施に向けた国・自治体等への要望・意見がございましたら、ご記入ください。【自由記述】
(n=372)

【金銭的な補助】

- ・ 光熱費向上や物価上昇を踏まえた委託金額の見直し
- ・ 季節休暇や週末の委託金額の増額
- ・ 夜間預かり時の委託金額の増額（就寝までの準備、寝かしつけ・夜泣きの対応、SIDS対策のチェック等の労力がかかる）
- ・ 年齢による料金区分の見直し（2歳を境に分けているケースが多いが、5歳までは目が離せない）
- ・ 預かった子が怪我したり、家のモノを壊したり怪我させたりした際の保険加入
- ・ 食費・入浴費の保護者・自治体による負担、1食ごとの食費支給
- ・ 医療ケアに関係して発生する費用の負担
- ・ 委託による収入費用の免税

【研修の実施】

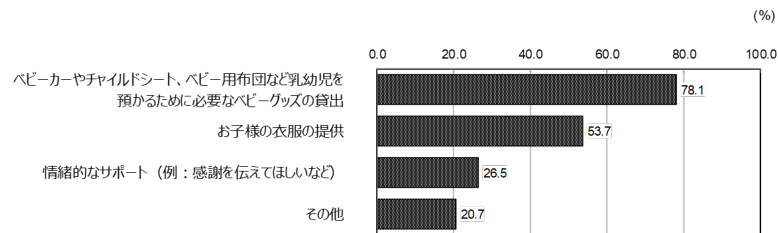
- ・ 対応が難しい子どもへの対応
- ・ 発達に関連した知識
- ・ アレルギーの知識
- ・ 利用される方の生活状況や心理状態、支援の受け手側への寄り添い方、心の持ち方等の学び直し
- ・ スーパーバイス（意思疎通が出来無い子供とのコミュニケーションの取り方等）
- ・ 継続的なスキルアップ研修会
- ・ 活動経験者の意見交換会
- ・ 保育園や幼稚園の見学・研修や子育て支援のサポート等の実習
- ・ 国主導のオンラインセミナー

出所：株式会社日本総合研究所作成

乳幼児を預かるために必要なベビーグッズがないとの回答が多く（図 161）、また、本事業を受けやすくなる支援として衣類の提供も回答数が多く（図 164）、委託料が足りていない理由として服、オムツ、食器等足りないものを買うためとの回答もあった（図 165）。このことから、年齢に応じた必要な備品・消耗品・着替え等の貸し出し・提供が課題として考えられる。

図 164 本事業の実施にあたり、本事業を受け入れやすくなる支援

Q33. 本事業の実施にあたり、本事業を受け入れやすくなる支援について、当てはまるものを全てお選びください。【複数回答】
(n=324)



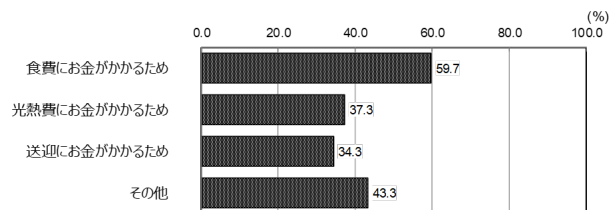
その他の主な内容

- ・ その後の子供の様子に関する報告
- ・ 今後に繋がるような助言や改善点の共有
- ・ 情報の蓄積と里親登録者間での共有
- ・ 行政や施設との信頼関係構築、チームでの支援体制構築
- ・ 相談体制整備（緊急時にすぐに関係機関と連絡がとれる体制、子どもがいない方等が預かりを始める時の経験者による相談等）
- ・ 保険への加入
- ・ 冷暖房費の補助及び本事業専用設備の整備補助、食費等の実費負担
- ・ 年齢・発達に応じたおもちゃの提供
- ・ 企業の里子育て制度

出所：株式会社日本総合研究所作成

図 165 委託料が足りていない理由

Q27. 本事業においてお子様を受け入れるにあたり、令和5年度の委託料が足りていない場合、その理由に当てはまるものを全てお選びください。【複数回答】
(n=67)



その他の主な内容

- ・ 外出に費用がかかるため（交通費・入場料等）
※特に2歳以上になると家の中で遊ぶだけでは物足りず、イベント等で外に連れて行く場合があるケースがある
- ・ 服、オムツ、食器等足りないものを買うため（あまりにも着古された衣服を着ていたため、購入するケースも含む）
- ・ 預かる労力に似合っていないため
※特に乳幼児の夜間預かりの際に労力がかかるケースがある

出所：株式会社日本総合研究所作成

保護者が注意している点や支援情報が少なく、適切な支援がわからないとの回答が多く（図 161、図 167）、日常での過ごし方、トイレ・入用の解除の必要性など事前に必要な情報が共有されていない可能性がある（図 166, 図 167）。また、共有された情報が古いケースもある（図 167）。これらから、最新の必要な情報の共有が課題として考えられる。

図 166 本事業の実施にあたり、事前に必要な情報／事前共有されている情報①

Q31・32. 本事業の実施にあたり、事前に必要な情報について、当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）/本事業の実施にあたり、お預かりするお子様に関して事前共有されている情報について、当てはまるものを全てお選びください。【複数回答】
(n=324)

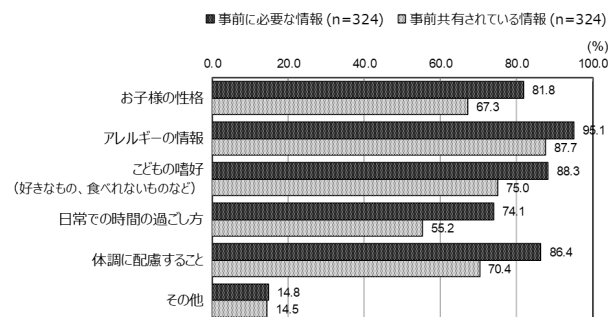


図 167 本事業の実施にあたり、事前に必要な情報／事前共有されている情報②

Q31・32. 本事業の実施にあたり、事前に必要な情報について、当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）/本事業の実施にあたり、お預かりするお子様に関して事前共有されている情報について、当てはまるものを全てお選びください。【その他回答【複数回答】】
(n=324、なお、その他回答は事前に必要な情報はうち48、事前共有されている情報は47)

その他の主な内容

(事前に必要な情報)

- ・ 本事業の利用理由
- ・ これまでの利用状況
- ・ 家族の情報
- ・ トイレ・入浴の介助の必要性
- ・ 日常で保護者が注意している事、大切にしている事
- ・ 学校・保育園等での普段の様子
- ・ 発達障害等の情報
- ・ 子どもに対して話さないほうが良いこと
- ・ 要保護児童対策地域協議会の支援対象が否か
- ・ かかりつけ医の情報
- ・ ワクチン接種状況
- ・ 住んでいる地域で流行している感染症
- ・ 災害等の緊急時の連絡や合流の方法

(事前共有されている情報)

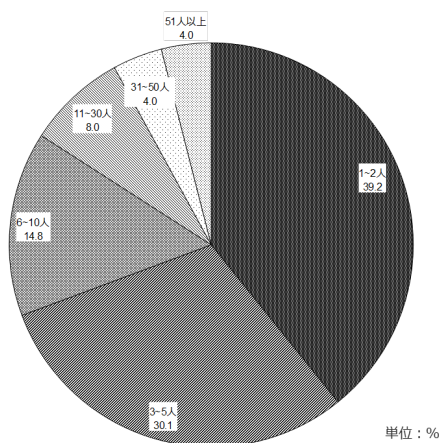
- ・ 本事業の利用理由
- ・ 家族の情報（子どもとの関係性、保護者の性格・病歴等）
- ・ 学校・保育園等での普段の様子
- ・ 発達障害等の情報
- ・ 子どもに対して話さないほうが良いこと
- ・ 要保護児童対策地域協議会の支援対象が否か
- ・ かかりつけ医の情報
- ・ ワクチン接種状況

※事前共有されている情報が、古い情報だったケースもある

令和5年度の受け入れ人数は5人以下が70%近く占めているものの、10人以上も14%占めている（図168）。そのため、依頼を打診される里親が偏っている可能性も考えられる。

図168 受け入れ人数

Q16. 令和5年度の本事業の受入人数について、数字のみを記載ください。※繰り返し利用は複数回カウント【単一回答】
(n=176)



出所：株式会社日本総合研究所作成

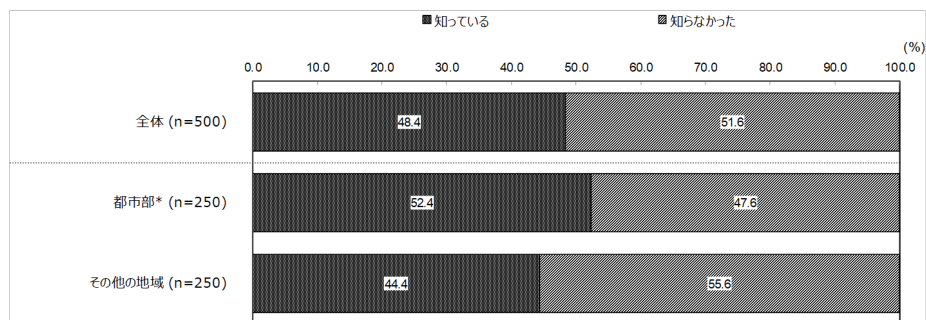
送迎が難しい時間帯がある・負担がかかる時間帯であるとの回答が多く、その他の内容に送迎方法の回答もあった（図161）。そのため送迎の対応が課題として考えられる。

c-iii. 事業の実施・施設運営における課題 | 保護者向け調査結果

ショートステイ里親は一定程度認知されているが（図 169）、利用意向は全体の2割程度であり、里親は施設に比べて利用されていない傾向にある（図 170, 図 171）。また利用したくない層は、ショートステイ里親の制度や預け先のことを分からないため、心理的な障壁（＝不安感）から利用していない状況にある（図 172）。そのため、保護者・子どもにプレ体験いただくなどを通じて不安感を解消することで、施設の供給量が不足する地域でもショートステイ里親を活用し、供給力の拡充につなげることができるのではない

図 169 ショートステイ里親の認知

Q9. 子育て短期支援事業において、施設以外に「ショートステイ里親」も活用している自治体があることをご存じか、お答えください。【SA】
(n=500) ※ショートステイ里親…子育て短期支援事業の受け入れを行う里親。

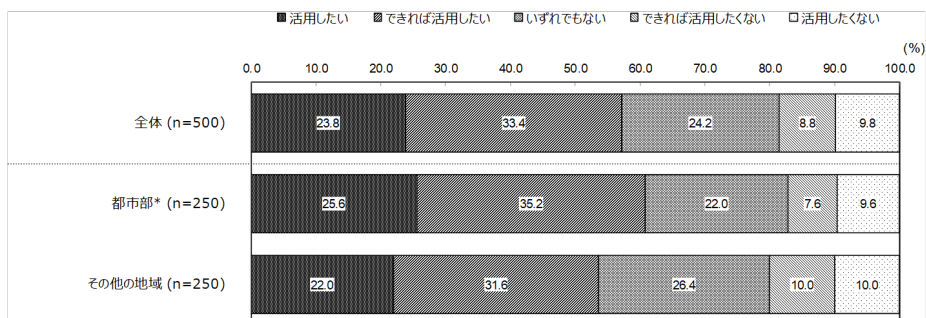


*東京23区+政令指定都市+中核都市

出所：株式会社日本総合研究所作成

図 170 子育て短期支援事業における里親の利用意向

Q10. 子育て短期支援事業を利用する際に里親が活用可能であった場合、活用したいと思うかお答えください。【SA】
(n=500)



*東京23区+政令指定都市+中核都市

出所：株式会社日本総合研究所作成

図 171 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用頻度／里親 | 月当たり__回

Q6.子育て短期支援事業（ショートステイ）の令和5年度の月当たりのおおよそ利用回数についてお答えください。（半角数字でご記入ください）【数】
 (n=185) ※宿泊日数に限らず利用申請を行った回数をご回答ください。

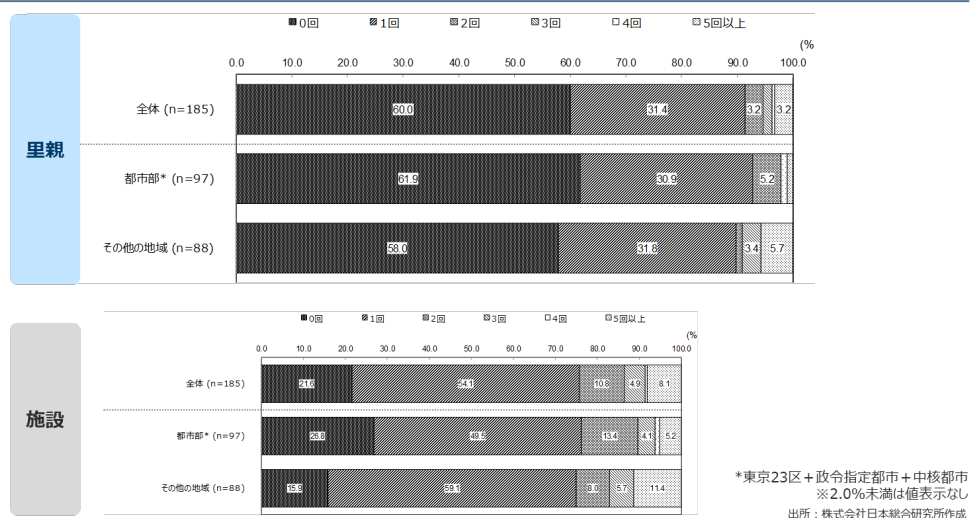
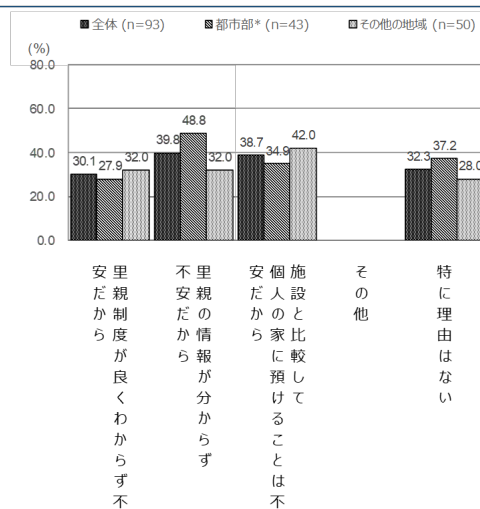


図 172 子育て短期支援事業において、里親を利用したくない理由

Q11.子育て短期支援事業の利用において、里親を活用したくない理由について、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【MA】
 (n=93)



(2) 調査結果及び示唆（ヒアリング調査）

① エグゼクティブサマリー

a. 需給ギャップに関する認識・課題

<自治体>

本事業では供給量の不足が懸念されているが、特に事業の利用対象者を幅広く設定し、ポピュレーションアプローチの下に事業を実施する場合には、供給量に対し需要が追いつかないリスクがある。そのため、ポピュレーションアプローチにて事業を実施する場合には、事業者への補助や里親育成を通じて十分な供給量を確保することが必要である。

近隣に社会的養護施設などのリソースが不足する地域等においては、供給量の不足という需給ギャップへの対策として、里親を活用することで柔軟に供給量を確保できている例が見られた。

なお、ショートステイ里親を効果的に活用していくためには、ショートステイ里親の育成のみならず、マッチングなどの調整業務を行う人員を育成、確保していくことが重要である。

<事業者>

利用の傾向として、育児疲れでの利用希望が増えてきている。手厚い支援が必要な利用者の場合や週末に利用が集中する場合など、リソースを確保できず受け入れが困難な場合がある。なかには、緊急性のある依頼も断っている場合もある。

人材リソースに関しては、事務的な調整を行う人員や、事業を提供する人員が既存事業との兼業も多く不足している状況にある。

里親ショートステイにおいても、利用者と里親の調整業務や送迎対応、夜間・緊急時対応に係る人員がひっ迫し、供給できないケースがある。

また、事業の利用条件に合致せず、潜在的に本事業を利用したいが利用できていないという保護者も存在する可能性が示唆された。

[本事項に係る委員のご意見]

- 里親ショートステイに関しては、各自治体から里親の傷害保険の対応方法に関して困っていると聞く。

② 個別分析結果

a-i. 需給ギャップに関する認識・課題 | 自治体向けヒアリング調査結果

利用対象者を幅広く設定するポピュレーションアプローチを取る場合には、供給量が不足する状況が伺えた。

- 利用者の半分程度は要保護・要支援家庭だが、その他の家庭も利用している。ショートステイを幅広く活用してもらいたいという思いで、利用対象の制限は設けていない。一方で、早い者勝ちの状況で固定客の利用が多く、初期利用の方を中心に利用できない人も出ている状況にある。（松戸市）

複数の自治体において、施設での受け入れが限界になる中、里親を活用することで、供給量を確保し需要に対応している事例が見られた。一方で地域内における里親の確保に苦慮している。また、就労している里親においては、平日や長期での受け入れが難しいなど、里親の受入が難しい場面も想定される。

- これまで施設のみでショートステイを受け入れていたので、施設に空きが無く利用を断ることがあり、ショートステイが使えず一時保護に回るケースがあった。令和6年度から里親を活用することで受け皿が広がり、一定程度需要に対応できるようになっている。

供給に関して、兵庫県に登録している尼崎市在住の里親の数が約50世帯であり、そのうち約20世帯が尼崎市の「ショートステイ里親」として登録されている。兵庫県の里親でもあり、一時保護など県の本来業務もある中で市のショートステイにも協力してもらっている状況であり、供給が不足するケースも一定程度存在している。都道府県の認定を受けた里親を市のショートステイ里親の登録要件としているため、そもそも都道府県の認定を受けた里親の数が限度となる。（尼崎市）

- 施設のみで受け入れを行っている時は断ることが殆どであったが、里親ショートステイを開始してから受け入れを断ることは少なくなった。転出や里子の受け入れなどで本事業に協力できる里親の数も増減するため、安定的な里親の確保が重要になる。

供給の面について、長期の預かりや平日の預かりについて里親も就労しており、対応が難しい場合がある。利用理由が入院などの場合、長期の預かりとなるため、里親での預かりの調整が難しくなる。（西宮市）

- 供給状況について、里親の確保に課題を感じているが、現状では、需要には答えられている。断るケースの多くは、里親と日程が合わない場合である。例えば、「今夜もしくは明日預かってほしい」など直前での利用申込の場合、里親と調整がつかないこともある。（朝霞市）

里親ショートステイでは利用者と里親のマッチングの調整に労力と時間を要しており、調整事務の人員が不足している。

- 需給バランスの状況に関しては、需要に対して供給が間に合っていない状況である。国の補助を活用し、各施設にショートステイの専従職員を配置しているが、調整業務の人員が不足している。特に里親ショートステイでは、利用者と里親のマッチングの調整に労力と時間を要している。里親など預かり先はあるが、調整業務に対応できず、受け入れを断るケースがある。（福岡市）

a-ii. 需給ギャップに関する認識・課題 | 事業者向けヒアリング調査結果

利用の傾向として、育児疲れでの利用希望が多くなっていることが伺えた。手厚い支援が必要な利用者の場合や週末に利用が集中する場合など、リソースを確保できず受け入れが困難な状況になっている。なかには、緊急性のある依頼も断らざるを得ない場合もある。また、受け入れにあたっては、児童の年齢や性別など様々な要素を加味し、受け入れのキャパシティを調整することが必要になる。

- 利用者は、精神的に不安定となり、レスパイトとして預ける方が増えてきている。そうした利用者の中には要保護児童対策地域協議会の対象となる児童もいる。子育て短期支援事業の利用希望が増えてきており、児童の年齢や性別なども踏まえてキャパシティを調整しなければならず、最近は受け入れが難しいことも増えてきている。一概に供給が不足しているわけではなく、その時々である。金・土・日曜日は育児疲れの方が多く利用される状況にある。（日本児童育成園）
- 定員が埋まっており緊急性のある依頼も断る場合がある。松戸市が、追加で1スペースを来年度確保することになり受け入れ定員は増えるものの、まだ供給量として不足している。

人材は不足している状態である。スタッフやその家族に体調不良が出た際は、他のスタッフへ代替シフトの対応を打診するものの、非常勤のスタッフは兼業している状態で対応が難しいケースがある。ショートステイ事業自体が地域社会にあまり知られておらず、求人に対する反応としては社会的養護を学ばれた方や関心のある方が応募される状態である。（晴香）

- 人員不足が理由で受け入れを断ることは多い。児童養護施設の入所者支援の事業において、質が低下しない範囲でショートステイを実施することが第一となる。また、加えて、医療的ケアが必要な児童の場合には、専門知識を持つスタッフや看護師を確保することが必要となり、専門人材を確保することも難しい。障害を持つこどもなど支援の質が求められる場合には、児童養護施設のリソースで対応することが難しいと感じることがある。また、夜勤の職員確保は課題となっている。夜間は宿直スタッフ1名で対応しているが、医療的ケアのこどものためにさらに1名スタッフを配置することが難しいことも多い。（光明童園）
- 人材の確保が課題となっている。ショートステイは児童家庭支援センターで受け付けており、センターのスタッフ3名と別府市からのショートステイ専従職員1名の計4名で対応しているが、人員不足が課題である。（別府光の園）
- リフレッシュも利用目的に含まれている。月曜日～木曜日は5名程度、金・土曜日は12名程度預かっており、週末の利用が多い。（野町保育園）

里親ショートステイにおいて、利用者と里親の調整業務や送迎対応、夜間・緊急時対応に係る人員がひっ迫し、供給できないケースが見られた。

- 里親ショートステイについて、コーディネーターの4名で送迎にも対応しているが、1日あたりの送迎件数が限られてしまい、里親側で受け入れ可能な状況であっても、調整業務の体制が取れず断ることもある。また、夜間などの緊急時の対応・トラブルに対応する人員も必要であり、多くのショートステイを同時に受け入れることが難しい状況にある。（SOS こどもの村 JAPAN）
- 里親ショートステイの担当者を決めていることで、里親と利用者双方とに信頼関係を作ることができ、預かること預けることに対する安心感をもってもらえる点が強みとして感じている。一方、里親との調整等を非常勤スタッフ1名体制で対応しているため、事務手続きやコーディネート業務について、その取り組みが困難となる状態もある。（晴香）

事業の利用条件に合致せず、潜在的に本事業を利用したいが利用できていないという保護者も存在する可能性がある。

- 保護者からは毎月など高頻度で利用したいとの要望を聞いている。ストレスのある状況で本事業を利用したいものの、ひとり親でない場合は利用しづらいと案内されたことから、利用に躊躇したというケースがあった。（青草の原）

6. 【需給ギャップ】支援すべき対象者への本事業の提供状況について

(1) 調査結果及び示唆（アンケート調査）

① エグゼクティブサマリー

<自治体>

a. 本事業の利用者数・利用回数

令和5年度のショートステイの利用者数（実績値）は10人未満と回答した自治体が9割以上であり、そのうち要保護・要支援児童のいる家庭の利用者数が0人の自治体は251自治体（回答した自治体のうち約43%）であった。他方で、本事業を利用する家庭においては繰り返し利用の多い状況である。このことから、一定数の自治体においてはそもそも本事業の利用に至っていない状況であるが、1人でも本事業の利用に至っている場合は、支援を必要とする家庭に支援が継続して届いている可能性がある。

広報活動について、「利用が望ましい家庭に個別に紹介」の割合が約74%と最も高く、次いで市町村のホームページへの掲載が約68%となっている。また、事業の利用対象者について約67%の自治体でアセスメントが行われている。このことから、各自治体において供給量に制約がある（事業者・里親の人材、予算など）なか、本事業を必要とする家庭を自治体側で見極めて事業を提供することを基本としつつも、事業については広く利用申請を受け付けるという支援の入り口（特定層へのアプローチ、広く一般的な利用申請受付）を2つ設け、工夫しつつ本事業を提供している可能性がある。

<ショートステイ里親>

b. 本事業の広報・案内不足による需要の発掘不足

子育てを他に頼れない一般の世帯等でも利用できるように周知する要望が挙がっており、本事業の窓口を広げ利用のハードルが低くなるような広報・案内が必要な可能性がある。

<保護者>

c. 利用者目線での利用しにくさ

今後利用したいと思わない家庭では、「疾病」「出産、看護など」「育児疲れなど」の順で利用したいと考えている割合が大きい。また、利用したくない理由は都市部では「料金の高さ」「スティグマ」、その他地域では「断られたことがある」の割合が大きい。このことから、都市部では供給量を拡大しつつ必要な時に“だれでも”利用して良いというイメージの普及に努める、その他地域では利用申請を断る場合でも他支援等に繋げ、支援の流れを閉じないことが、今後支援すべき対象者に継続的に支援を届けるために必要な施策の一案として想定される。

また、支援を求める曜日は平日が多く、希望する利用料金については、都市部・その他地域ともに年収に応じて異なっていることも踏まえ、料金の減免設定や供給量の平日での重点的な確保等が必要とされるのではないかと考えられる。

[本事項に係る委員のご意見]

- 本事業を最初に始める際には、対象者を定めるうえで自治体の考えが重要になる。仮説として、要支援・要保護児童の家庭をまず対象とし、その後近接する家庭からポピュレーションアプローチへ対象を広げていると考えている。長く本事業を実施している自治体に対して、対象者の定め方について確認できるとよい。子育ての満足度を向上するためにはポピュレーションアプローチが求められると考えられる。要支援・要保護児童の数は少ない。
- 本事業を必要とする家庭に適切に届けていくという目的をした際に、本事業を必要とする家庭について具体的な定義づけを行う必要がある。例えばこどもの観点では、要支援・要保護児童や、要保護児童対策地域協議会の対象まででなくとも支援が必要な家庭になると考えられる。最低限の需要をカバーできる体制作りが重要で、そのうえでポピュレーションアプローチが求められる。保護者の観点としての子育て支援も対象として含めてしまうと、本事業の目的が不明確になるため、言葉として整理する必要がある。また事業者も、対象者に応じてカバーする領域が異なってくる。例えば里親ショートステイでも、経験の少ない里親はポピュレーションアプローチ寄りの利用者を対象とし、要支援・要保護児童などニーズが高くなるほど一定程度以上の経験や専門性のある里親が対応することになる。目標設定の際に本事業を必要とする家庭の定義を細分化できると全体的に分かりやすくなると思料する。
- 自治体も本事業の運営実態を把握していない面がある。当市では、里親会と事前に相談した際に障害保険や事務的な手続きが必要であることを認識した。施設の方と話すと、里親への委託振込手数料だけでも費用が掛かることが分かり、現状の補助では足りないため来年度の予算に補助追加することにした。自治体にとっては、国の定めている内容以外に補助項目に含めてよいか判断できない部分がある。
- 保護者向けアンケートは一般的な家庭の意見を中心に拾い上げており、現場で感じている印象と異なる部分も多く、ショートステイ事業には様々なニーズがあることを理解した。モニターに登録されている方は、ある程度年収が高い方たちと想定され、現在利用している方とは、少し傾向が異なる。例えば、「利用したいと思う曜日」に関する質問では、現場の実態としては金曜から土日にかけての利用が多いが、アンケート結果では平日の利用ニーズが高い結果となっている。また、望まし

い料金設定に関しては、現行の1万円強と大きく乖離しており、制度を整える際に大事な点だと思われる。

- 自分の目が届くところで把握していた印象とアンケート結果は異なっていた。社会全体のニーズを意識した制度設計が必要であると改めて感じた。

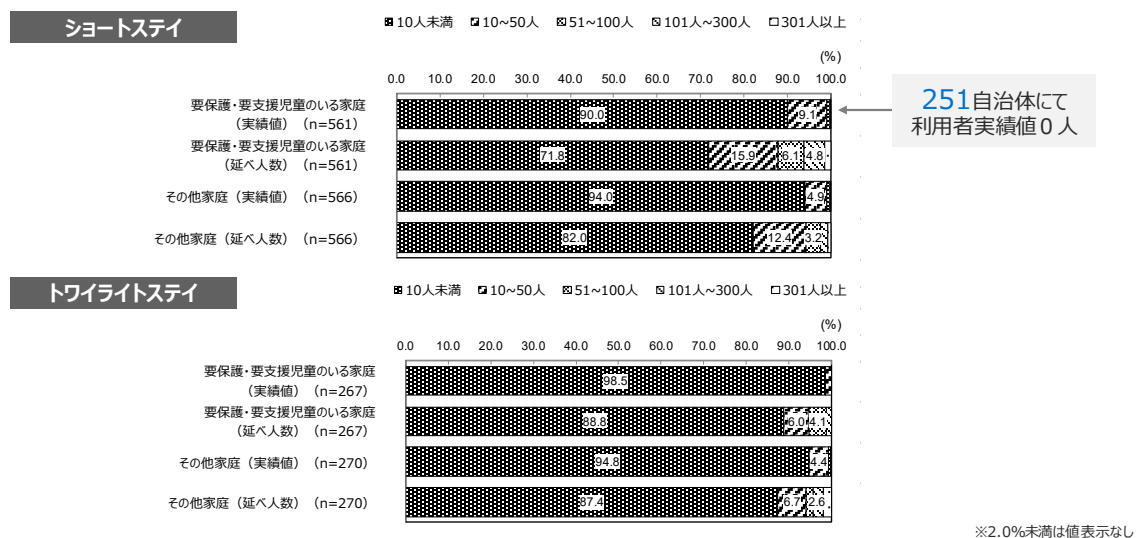
② 個別分析結果

a. 自治体における利用者数 | 自治体向けアンケート調査

令和5年度利用者数について、ショートステイでは実績値・延べ人数及び、要保護要支援児童のいる家庭・その他家庭ともに、「10人未満」と回答した自治体の割合が最も多い。トワイライトステイも同様に「10人未満」の割合が最も多い。（図173）

図173 利用者数（総数）

Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】
（n=図中参照）



令和5年度利用者数について、延べ人数/実績値（＝繰り返し利用の多さ）では、ショートステイの要保護・要支援児童のいる家庭がその他家庭より「0回」の自治体の割合が低く、「4回以上」の割合が高い。トワイライトステイについては特段の差はみられない（図174）。

図174 利用者数（総数_延べ人数/実績値）

Q12. 子育て短期支援事業の令和5年度における利用者数（実績値、延べ人数）について、お答えください。【単一回答】※延べ人数/実績値（n=図中参照）

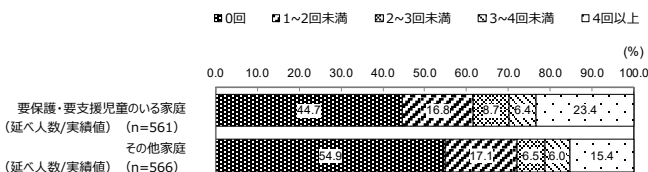
ショートステイ | 延べ人数/実績値

■全自治体の延べ人数、実績値合計

単位：人 ※延べ人数、実績値
単位：回 ※延べ人数/実績値

利用者数	要保護・要支援児童のいる家庭	その他家庭
延べ人数 ①	18,713	7,291
実績値 ②	2,376	1,676
延べ人数/実績値 (①/②)	7.9	4.4

■延べ人数/実績値の数値別自治体数



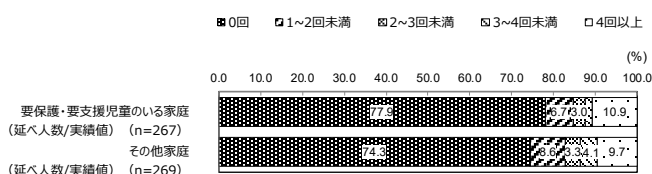
トワイライトステイ | 延べ人数/実績値

■全自治体の延べ人数、実績値合計

単位：人 ※延べ人数、実績値
単位：回 ※延べ人数/実績値

利用者数	要保護・要支援児童のいる家庭	その他家庭
延べ人数 ①	1,691	5,137
実績値 ②	212	880
延べ人数/実績値 (①/②)	8.0	5.8

■延べ人数/実績値の数値別自治体数



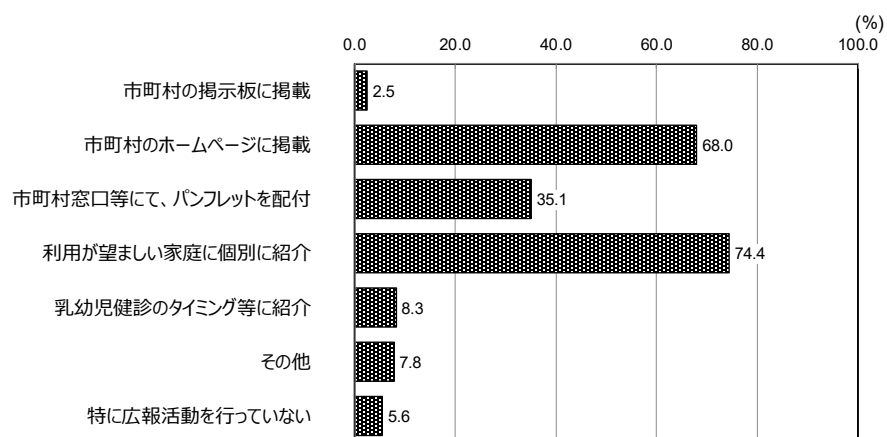
※2.0%未満は値表示なし

b. 利用者への周知 | 自治体向けアンケート調査

広報活動について、「利用が望ましい家庭に個別に紹介」の割合が最も高く、「市町村のホームページに掲載」、「市町村窓口等にて、パンフレットを配付」が続く。（図175）

図 175 広報活動

Q48. 子育て短期支援事業の利用を喚起するため、利用者に向けて実施している広報活動について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=715)



アセスメントの実施状況について、「すべての利用者（利用希望者）に対してアセスメントを行っている」が最も割合が高く、次いで「すべての利用者（利用希望者）に対してアセスメントを行っていない」が続く。

図 176 アセスメントの実施方法



c. 国・自治体などへの要望・意見 | 里親向けアンケート調査

ショートステイ里親から本事業を継続実施するための要望として、本事業の周知や利用者の拡大（ポピュレーションアプローチでの周知、子育てを頼れない家庭への個別のアプローチ、里親に関する普及啓発等）を求める意見があった。（図 177）

図 177 継続実施に向けた国・自治体などへの要望・意見

Q36.継続実施に向けた国・自治体等への要望・意見がございましたら、ご記入ください。【自由記述】
(n=372)

【里親への委託体制】

- ・ 里親によって依頼打診の頻度の偏りの是正
※登録しても依頼がない里親も一定数存在し、条件の関係で里親を依頼していない場合は、その理由を含めて共有してほしいとの要望が多い
- ・ 問題がなければ同一里親で預かるような配慮
※預かる子ども・里親双方の観点からの要望
- ・ 機関を超えて関係者がよく話し合い連携できる体制の維持
- ・ 行政担当者の異動頻度の抑制
- ・ 里親会の負担が軽くなるような体制構築
- ・ 企業に対しての里親支援（加算や里親休暇の導入等）
- ・ 経験のない里親でも預かれるようなバリエーション的な役割を果たすファミリーホームの設置

【本事業の周知・利用者の拡大】

- ・ 子育てがしんどい、つらいと感じている保護者の手助けとなるよう一般に周知
 - ・ 出生届や、子どもの健診時での周知
 - ・ 保育園や学校等での周知
- ・ 核家族が多いからこそ、本事業への窓口をもっと広く、またハードルが低くなるような広報・案内
- ・ 転勤族やとり親家庭など、子育てを他に頼れない親への利用促進
- ・ 生活保護を受けていない世帯の利用料の見直し
- ・ 里親に関する普及啓発

d. 本事業の利用意向 | 保護者向けアンケート調査

今後利用をしないと思う人が、ショートステイを利用したいと思う場面は「疾病」が最も割合が大きく、次いで「出産、看護など」「育児疲れなど」の割合が大きい。（図 178）

図 178 今後の利用意向（利用をしたいとは思わない×本事業を利用したい場面）

Q19.今後利用したい「思わない」×ショートステイを利用したい場面（Q13）

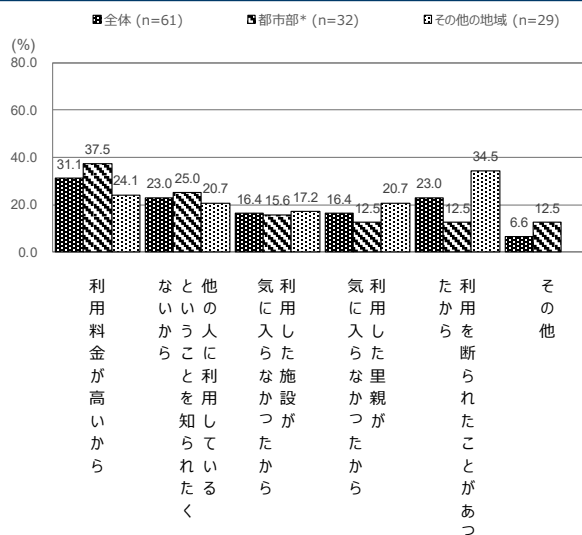
Q13.子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用したいと思う場面として、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）

MA		n	時 ご 目 身 や 家 族 の 疾 病 の	を の 育 児 疲 れ 、 慢 性 疾 患 安 児	害 出 産 、 看 護 、 事 故 、 災	の や 学 校 等 の 公 的 行 事 へ の 参 加 の 時	冠 婚 葬 祭 、 転 勤 、 出 張	時 こ ど も が 利 用 を 望 んだ	急 一 時 的 な 理 由 等 が 必 要 緊	そ の 他 ：
全体		500 100.0	259 51.8	210 42.0	132 26.4	107 21.4	62 12.4	47 9.4	4 0.8	
Q19	思う	196 100.0	118 60.2	84 42.9	43 21.9	33 16.8	15 7.7	8 4.1	0 0.0	
	思わない	61 100.0	21 34.4	12 19.7	13 21.3	6 9.8	11 18.0	9 14.8	2 3.3	

都市部では、「利用料金が安いから」が約4割で最も高く、「他の人に利用しているということを知られたくないから」が続く。その他の地域では、「利用を断られたことがあったから」が3割超で最も高く、「利用料金が安いから」が続く。（図179）

図179 本事業を今後利用したいと思わない理由

Q20. 子育て短期支援事業を今後利用したいと思わない理由について、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【MA】
(n=61)



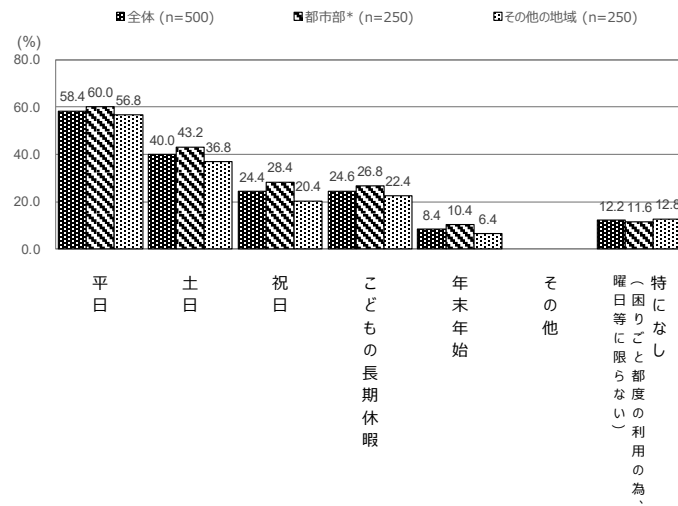
*東京23区+政令指定都市+中核都市
※2.0%未満は値表示なし

e. 本事業の利用したい曜日、料金 | 保護者向けアンケート調査

都市部、その他の地域とも、「平日」が約6割で最も高く、「土日」が約4割で続く。

図 180 本事業を利用したと思う曜日

Q21. 子育て短期支援事業を特に利用したいと思う日（平日、土日祝等。急な理由（疾病等）を除く）として、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【MA】（n=500）

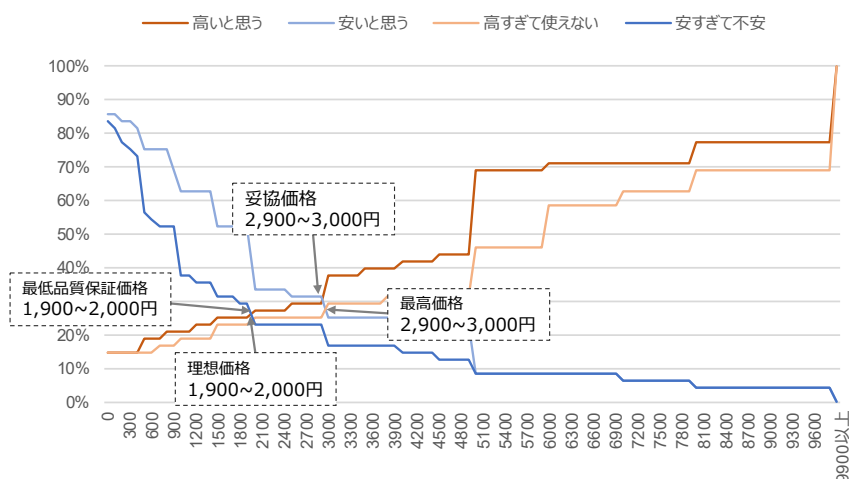


*東京23区+政令指定都市+中核都市
※2.0%未満は値表示なし

希望する利用料金は都市部・年収 500 万円未満世帯では 1,900~2,000 円、都市部・年収 500 万円以上世帯では 3,900~4,000 円、その他地域・年収 500 万円未満世帯では 2,900~3,000 円、その他地域・年収 500 万円以上世帯では 3,900~4,000 円が希望されている。

図 181 希望する利用料金 都市部・年収 500 万円未満世帯

Q22-25 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用料金について、高いと感じ始める/安いと感じ始める/これ以上高いと利用できないと感じ始める/これ以上安いとサービスの質に不安を感じ始める料金（ご回答者が支払う金額）はいくらですか。1泊2日あたりの利用料をご記入ください。（半角数字でご記入ください）【数】（n=48）



*東京23区+政令指定都市+中核都市

図 182 希望する利用料金 都市部・年収 500 万円以上世帯

Q22-25 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用料金について、高いと感じ始める/安いと感じ始める/これ以上高いと利用できないと感じ始める/これ以上安いとサービスの質に不安を感じ始める料金（ご回答者が支払う金額）はいくらですか。1泊2日あたりの利用料をご記入ください。（半角数字でご記入ください）【数】（n=202）

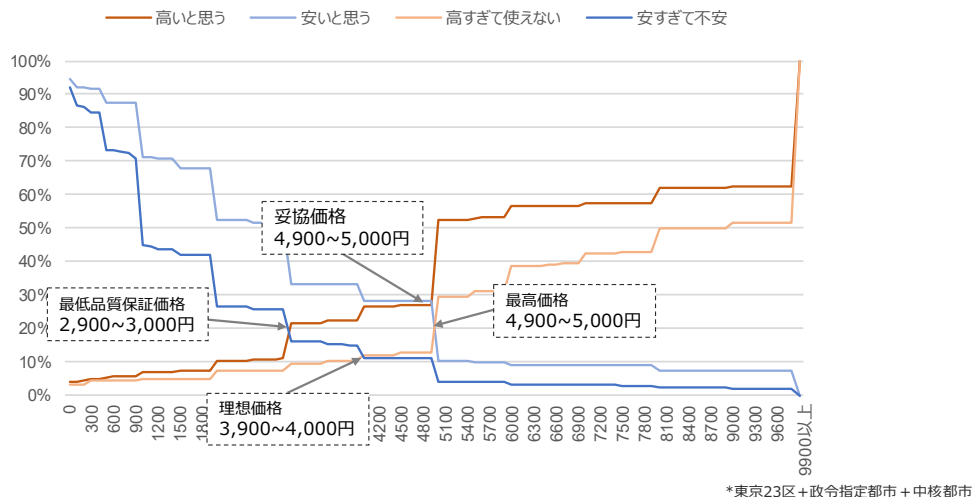


図 183 希望する利用料金 その他地域・年収 500 万円未満世帯

Q22-25 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用料金について、高いと感じ始める/安いと感じ始める/これ以上高いと利用できないと感じ始める/これ以上安いとサービスの質に不安を感じ始める料金（ご回答者が支払う金額）はいくらですか。1泊2日あたりの利用料をご記入ください。（半角数字でご記入ください）【数】（n=56）

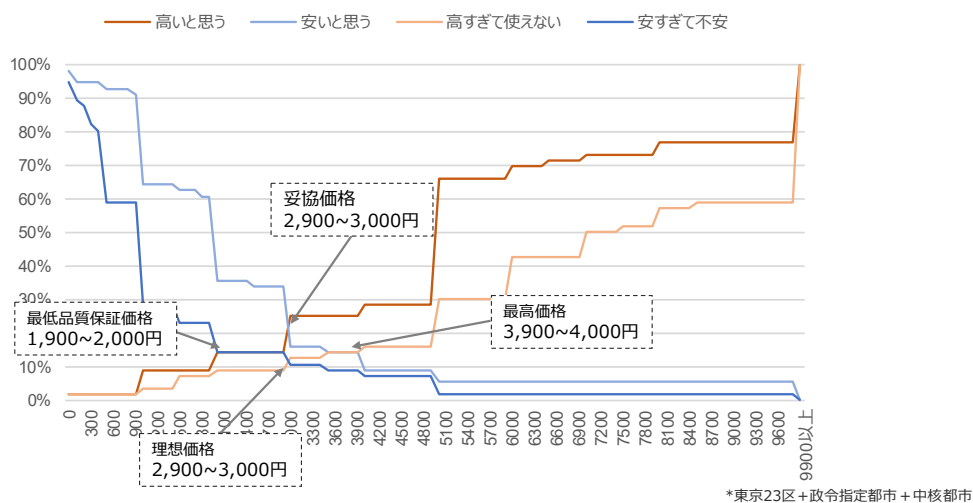
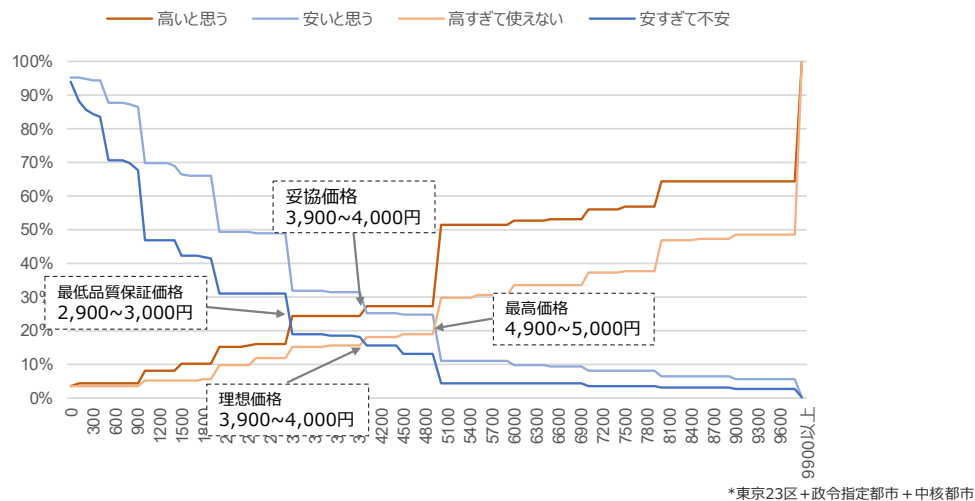


図 184 希望する利用料金 その他地域・年収 500 万円未以上世帯

Q22-25 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用料金について、高いと感じ始める/安いと感じ始める/これ以上高いと利用できないと感じ始める/これ以上安いとサービスの質に不安を感じ始める料金（ご回答者が支払う金額）はいくらですか。1泊2日あたりの利用料をご記入ください。（半角数字でご記入ください）【数】（n=194）



（2）調査結果及び示唆（ヒアリング調査）

① エグゼクティブサマリー

＜自治体（ショートステイ里親）＞

a. 需要の算出方法の工夫

需要量の把握について、国より「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」のとおりアンケート調査からの把握方法が示されているところであるが、実績値を基に算出している自治体も存在する。アンケート調査で把握できる「利用意向」については、①利用意向＝潜在的な需要量とみなせる、②利用意向は自治体における本事業の実施意義や対象者等を加味すると需要量とイコールではない、という2つの考え方がある。②の考え方をする場合には、把握した利用意向の結果は需要量を算出するにあたり適さないケースもあると考えられる。以上から、需要量の算出方法について各自治体の事例（本事業の取組意義、対象者及びその考え方等）と共に示すことで、各自治体が需要量を検討するにあたり一助となる可能性がある。

b. 需要発掘のための工夫

需要を発掘し必要な家庭に確実に届けるためには、児童支援に係る窓口職員のソーシャルワーク機能を高め、子育て短期支援事業を職員が理解したうえで適切に紹介することが有効である。また、ショートステイ里親の活用にあたっては、送迎や、学校近隣での預かり等によって学校に継続して通うことができるため、こどもの心理的負担が小さくなることがメリットとして考えられ、利用を訴求することができる。

[本事項に係る委員のご意見]

- 需要量を算出する際にアンケートを実施すると、利用希望者も含む潜在的な需要は多い結果となる。そのため、予算の制約から、形式的に事業を実施しているものの、申請があった場合のみ支援を提供し、積極的にPRしていない自治体も多い。誰でも利用できるようにしつつも、要保護・要支援には積極的に活用を促していくなど、各自治体で事業の方針を持つことが重要である。
- 需要の状況について、週末に利用が集中していると記載されているが、他の曜日に振り分けるなど平準化を図るためには、なぜ週末に利用が集中しているのかを分析する必要がある。
- 施設が受け入れを拒否する理由としては、感染症の流行や、その時に預かっているこどもの状況、スタッフの急な退職、等の一時的な要因の影響も大きく、供給量が不安定になりがちである。

② 個別分析結果

a. 需要の算出方法の工夫 | 自治体向けヒアリング調査

量の見込みは実績ベースで算出している自治体も存在している。（桑名市、朝霞市、西宮市、嘉麻市） なお、福岡市では利用を断ったケース及び仕事を理由とした利用増を見込んで算出している。（福岡市）

- こども家庭庁の手引きのようにアンケート調査を実施したものの、児童人口2万人のうち10～20%の保護者からショートステイの要望があり、実態と乖離があると感じたため、実績ベースで量の見込みを行った。（桑名市）
 - 実績ベースでの量の見込みを基に計画は策定しているものの、当初の想定より需要量が増える可能性があると考えており、状況に応じて柔軟に対応したい。（桑名市）
- 需要量は過去実績をもとに算出している。朝霞市では里親の協力もあり供給体制は比較的整っている状況であり、需要量はあくまで供給量を検討するにあたっての参考値と捉えている。（朝霞市）
- アンケート調査も行っているが、本事業を利用したいかと聞くと、実態よりかけ離れた数の利用希望の回答がでてくるため、実績に基づいて算出している。（西宮市）
- 令和5年度の実績が約8,500件であるが、全体の2割ほどは受け皿がなく断っていたため、断ったケースも含めると年間10,000件程度になると想定している。加えて、仕事を理由とした家庭等の利用増を見込んで、量の見込みを算出している。（福岡市）
- 実績に加えて要保護・要支援児童の家庭など利用が必要になりそうな家庭も含めて算出している。（嘉麻市）

b. 需要の算出方法の工夫 | 自治体向けヒアリング調査

様々な家庭支援に関わる窓口職員や関係機関のソーシャルワーク機能を高め、子育て短期支援事業が必要な家庭に確実に届けられるよう取り組んでいる。（福岡市、尼崎市、松戸市、西宮市、嘉麻市）

- 在宅支援の様々なメニューを用意しているが、支援につなげる窓口となる職員が、それぞれの支援を十分に理解し、適切な支援を提供できることが大切と考え、職員のソーシャルワーク機能の強化に取り組んでいる。（福岡市）
- まずはショートステイの制度を知っていただくことが大切でありHPで案内している。里親ショートステイの事業開始時には、市長の定例会見で発信した。加えて、ケースワーカーが個別に支援する中で、必要だと考えられる方に案内している。（尼崎市）

- 供給もひっ迫しており、積極的な需要の掘り起こしはおこなっていない。必要な人に届けるという観点では、家庭を支援する関係機関のソーシャルワーカーや保健師、相談員がショートステイの事業を十分に理解し、必要な家庭に提案できるようにしている。（松戸市）
- 子育て世帯との接点が多い保健福祉センターや保育所など関連機関に広く本事業を周知し、必要な家庭を見つけた際になるべく早く本事業を紹介できる体制を構築している。（西宮市）
 - 要保護児童対策地域協議会の実施においても関係機関との連携が重要と考えており、市の職員が足を運んで各関係機関に赴く際に、本事業についても説明している。（西宮市）
- 個別の案内も行っており、児童相談所が関わる家庭へ本事業の案内をしたりしている。例えば、家庭内のゴミが多く掃除が出来ていない家庭に対して本事業でこどもを預かってもらっている間に片付けするよう紹介したりしている。（嘉麻市）
 - 養育支援訪問している家庭に紹介している。他の部署で子育て支援をまとめたガイドブックを作成しており、その中に本事業の紹介もしている。出産した家庭などへ本ガイドブックを配布している。児童相談所と連携し、新規の家庭や訪問した家庭に対して個別案内を行っている。（嘉麻市）

里親ショートステイでは、バス送迎や通学などこどもへの負担が小さいことなどのメリットがある。（福岡市、朝霞市）

- 施設で預かる場合は、保護者による施設までの送迎が必要だが、里親ショートステイでは里親を調整するNPO法人等による送迎があることがメリットである。また、利用者の近隣の里親で預かる場合、ショートステイ期間中も保育所や学校に継続して通うことができ、こどもにとっても心理的負担が小さい面もある。（福岡市）
- 里親が預かることに対する抵抗感はほとんど感じない。里親に預けることのメリットは多い。例えば、預けながらこどもが学校に行くことができることなどである。こうしたメリットを感じてもらえているのではないか。（朝霞市）

7. 【需給ギャップ】最適な支援のための方策について

(1) 調査結果及び示唆（アンケート調査）

① エグゼクティブサマリー

＜自治体・ショートステイ里親＞

a. 広域連携におけるショートステイ里親の人材育成・確保施策

里親活用は回答した自治体のうち約24%において活用がされており、現在検討中の自治体も含めると約37%程度である。里親活用がない理由は里親の認知度不足から人材不足であることと里親の所在地を把握できていないことの割合が高い。活用できている自治体においては、約57%の自治体で都道府県と本事業を受け入れ可能な里親の名簿共有において連携している。里親活用にあたっての現状として、フォスタリング機関等を活用していない自治体の割合が約46%と比較的高い状況である。加えて、事業所の里親の振り分けは、里親の過去利用実績や相性から判断している自治体も一定数存在しており、ショートステイ里親として受け入れ意向はあるものの自治体から依頼がなかった（里親向け調査 Q6 参照）ことを踏まえると、受け入れ実績がある特定の里親に依頼が集中している現状がある可能性がある。このことから、供給量の確保に向けて里親活用を推進していくためには、フォスタリング機関をはじめとした関係機関とショートステイ里親の情報の共有や取組（人材確保、マッチング等）の連携を図りつつ、都道府県や近隣市町等、広域で連携しながら人材の発掘・育成を進めていくことが有効と想定される。

b. 利用者へのショートステイ里親の理解促進施策

里親活用にあたって、事業所とショートステイ里親の振り分けを利用者意向に沿って行っている自治体が約42%、過去の実績・相性から判断する自治体が約35%で比較的多い。また、利用者からは里親の情報不足や、個人宅に預けることが不安であるため、里親を利用したくないとする回答が比較的多い。このことから、ショートステイ里親の担い手側の認知度向上（掘り起こし）だけではなく、利用者側のショートステイ里親の理解を深め利用意向を示すように、丁寧な説明や里親の情報提供、ショートステイ里親のお試し体験利用等、利用に当たっての心的ハードルを下げる工夫も有効と想定される。

c. 対象者の考え方の整理及びリソースの有効活用・拡充施策

供給量不足等の需給ギャップの解消のために、需要側では広報活動での利用促進（約26%）や相談員への周知・研修の実施（約16%）、供給側では里親活用の推進（約19%）が工夫として挙げられている。今後、供給量を拡充予定の自治体における方策として「委託機関の追加・増加」が最も割合が高いものの、供給量確保（増大）にあたっての障壁として「実施可能な施設が現状以上ない」というリソースの限界を上げる自治体が最も多く存在する。また、供給量確保に向けた国への要望として、補助額の増加と並び、本事業を提供可能な事業所の紹介を望む意見が比較的多い。このことから、①既存リソースの効率活用を目的とする広域連携の推進（広域連携にあたっての調整の支援、好事例の紹介、広域連携時の事業者へのインセンティブ付与等）、②ショートステイ里親の掘り起こし・育成による柔軟に対応可能な供給量の確保、③支援すべき対象者・需要量の考え方の再考（供給量や自治体の状況を踏まえ、支援すべき利用対象者を見極め（まずは要保護・要支援児童のいる家庭に限るなど）、適切な手段でアプローチ）、が供給量確保に向けた打ち手として有効と想定される。

<事業者>

d. 事業実施にあたっての補助増額施策

人員確保の困難さ、という本事業の課題の背景には、本事業実施においては利用調整、保護者の相談支援、登校支援、イレギュラー対応等の付随的な業務が多く発生すること、また利用者は配慮が必要な特性等があるケースが多いこと等より、業務負荷が高く、専従職員の必要性が高いことがある。しかし、人員を十分に配置できるほどの補助が無く、収益につなげにくい実態があるものと推測される。上記を勘案すると、まず、基本単価の増加、専従人員配置加算の拡充、といった財政支援の拡充の必要性が挙げられる。

e. 責任所在・意思決定（業務の流れ）の明確化施策

トラブル発生時や利用調整に係る責任の所在が不明瞭であることも課題として挙げられており、このことが本事業実施事業所にとっての業務負荷増大に影響する一因であるとも考える。そのため、本事業の業務の流れや実施主体を明確化させることも考えられ、実際に要望もされている。

f. 多様な事業者の確保施策

受入時の制約（具体的には児童の性別・年齢、配慮が必要な特性、緊急の利用希望）によって利用を断るケースがあることも課題として挙げられている。児童の性別・年齢の制約によって利用を断るケースに関して、施設種別によって受け入れやすい児童の年齢・属性が異なることを踏まえると、自治体ごとで委託先施設の種類を拡充させると、供給量確保につながる可能性がある。また、特に利用者の配慮が必要な特性によって利用を断るケースに関して、供給体制の数のみならず、より多様なニーズに対応できる体制をどう整えるかという観点でも供給について検討する必要がある。

<ショートステイ里親>

g. ショートステイ里親に対するサポート施策

ショートステイ里親が本事業を円滑に実施し、利用者に適切に支援を提供するために、ショートステイ里親をサポートするような施策として以下が想定される。

- ✓ 保育園での一時保育利用
- ✓ 共働き世帯の里親への送迎の代理対応
- ✓ 外出の行動範囲の拡大やマイカー利用の許可
- ✓ マッチング・報告等のオンライン化
- ✓ 関係機関の垣根を超えた連携体制強化
- ✓ ショートステイ里親が相談できる24時間の相談窓口の設置

[本事項に係る委員のご意見]

- 自治体から本事業について財政的な問題をよく聞くため、自治体の財政規模を確認する必要がある。本事業の予算を今ある予算のどこに組み込めるかが、本事業の取組における課題となっていると思料する。広域連携の取組の自治体モデルを提示する場合においても、都道府県が財政的なバックアップを行っているのか等を示す必要がある。児童家庭支援センターなどが複数の自治体と委託を受ける場合、自治体の頭数で割って人員配置支援加算をつける形では本事業は進まないと考えており、どこが判断を行うかが重要と考えられる。
- 専従人員配置支援加算を把握していない自治体も多いと考えられる。もし専従人員配置支援加算を自治体が把握していても、事業者との交渉に慣れていない自治体があると考えられるため、都道府県が市町村と事業者のマッチング機会を設けることが望ましいと考えている。さらに、自治体向けアンケート結果において、ニーズがないため本事業を実施する必要があるとの回答があり、受け身で考えている自治体がある。
- 自治体向けアンケート結果でも、保護者が里親への預かりに対する不安から断られるとの回答があった。実際に里親ショートステイを実施していると、問題ないと考えられるが、未経験の自治体は里親に預けることへの不安がある。保護者に対して説明すれば里親ショートステイを受け入れてくれることも含め、自治体に対して説明する必要がある。供給量全体を増やすためには里親ショートステイの実施が必要になる。（再掲）
- 本事業を実施する場合、利用者との連絡調整に一定程度の作業負荷が生じる。今後、本事業の供給量増大を目指すにあたっての課題の一つになるのではないかと。また同様に、里親委託をしない理由として、里親との調整業務の作業負荷が一定程度あることも要因に挙げられると考える。本事業の供給量増大を目指すにあたり、利用者や里親との「調整人材」の確保が一つの重要な要素になると考える。
- 「調整業務」と一言で言っても、定員に空きがある施設に機械的にこどもを預けているのみの場合もあれば、アセスメントを行い、利用者のニーズ等を踏まえた上で施設等とのマッチングまで行っている場合もあると考えられる。
- 市町村が、児童相談所が実施している水準でソーシャルワークを実施し、かつ責任を請け負うことができるようになれば、事業者は本事業に着手しやすくなると考える。また、市町村と施設、市町村と里親が、顔の見える関係を築けていないという課題がある。

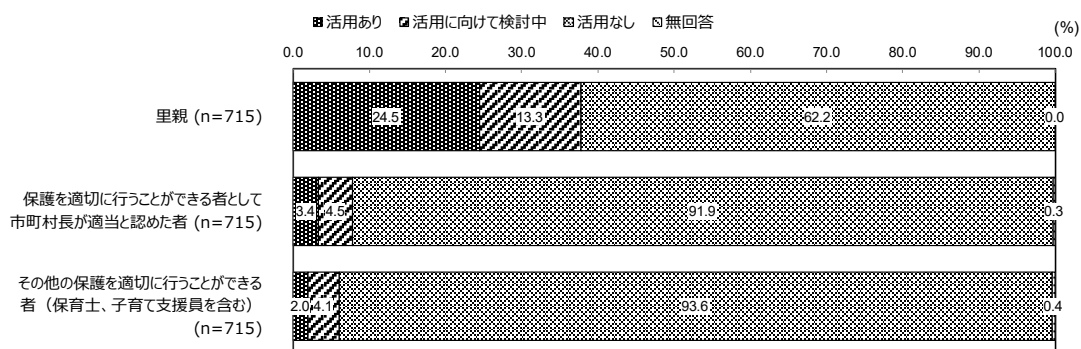
② 個別分析結果

a. ショートステイ里親の活用状況 | 自治体向けアンケート調査

里親等の活用状況有無について、アンケートに回答した自治体のうち約24%が里親の「活用あり」、約13%が「活用に向けて検討中」であり、過半数以上の自治体で里親活用がされていない。（図185）

図185 ショートステイ里親等の活用有無

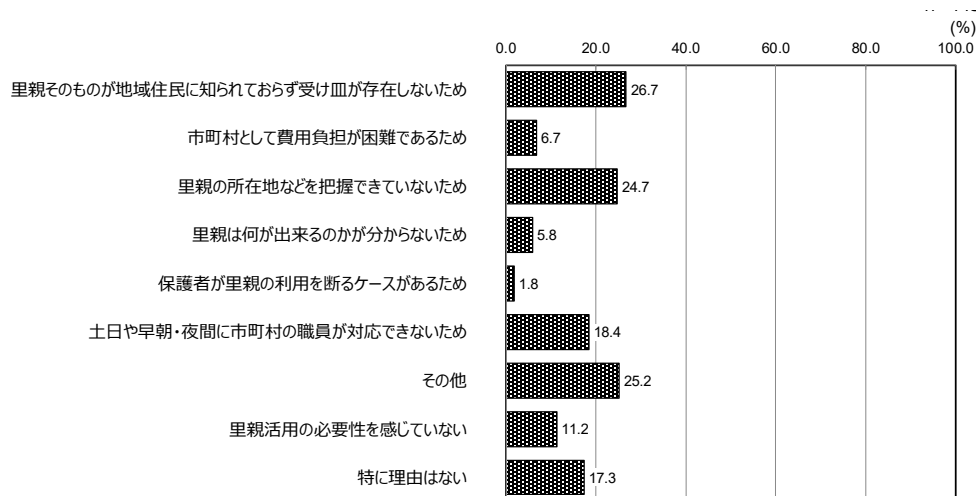
Q22. 子育て短期支援事業の実施に当たり、里親等の活用状況有無について、お答えください。「活用あり」の場合には、市町村におけるご回答時点における登録人数をお答えください。※不明の場合には0とご記入ください。【単一回答】
(n=715)



里親活用がない理由について、「里親そのものが地域住民に知られておらず受け皿が存在しないため」が最も割合が高く、次いで「里親の所在地などを把握できていないため」が続く。（図186）

図186 ショートステイ里親の活用がない理由

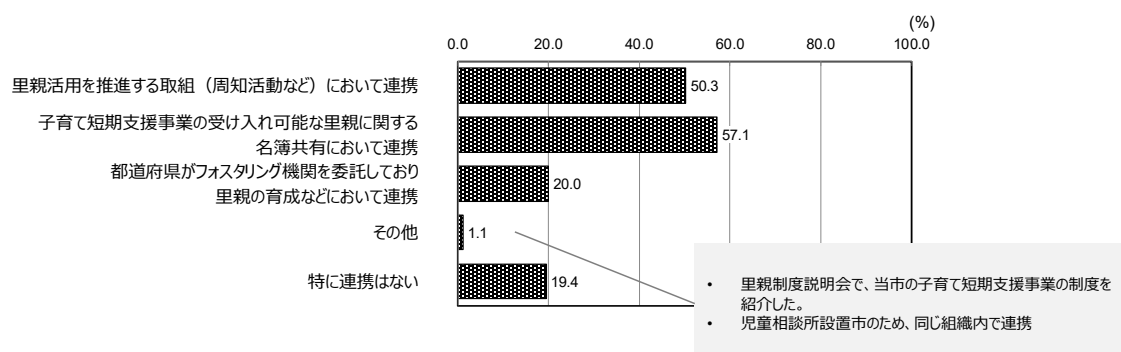
Q24. 子育て短期支援事業において里親の活用がない理由として、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=445)



里親活用に際しての都道府県との連携状況について、「子育て短期支援事業の受け入れ可能な里親に関する名簿共有において連携」が最も割合が高く、次いで「里親活用を推進する取組（周知活動など）において連携」が続く。（図 187）

図 187 里親活用に際しての都道府県との連携状況

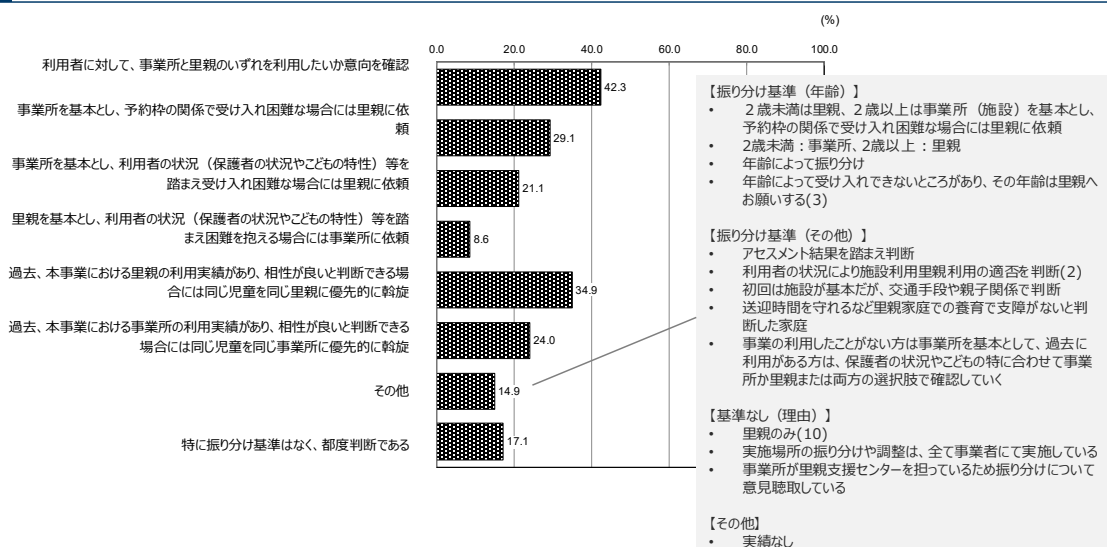
Q25. 子育て短期支援事業における里親活用に際して、都道府県との連携状況について、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【複数回答】
(n=175)



事業所と里親の振り分け基準について、「利用者に対して、事業所と里親のいずれを利用したいか意向を確認」の割合が最も高く、「過去、本事業における里親の利用実績があり、相性が良いと判断できる場合には同じ児童を同じ里親に優先的に斡旋」、「事業所を基本とし、予約枠の関係で受け入れ困難な場合には里親に依頼」が続く。（図 188）

図 188 事業所と里親の振り分け基準

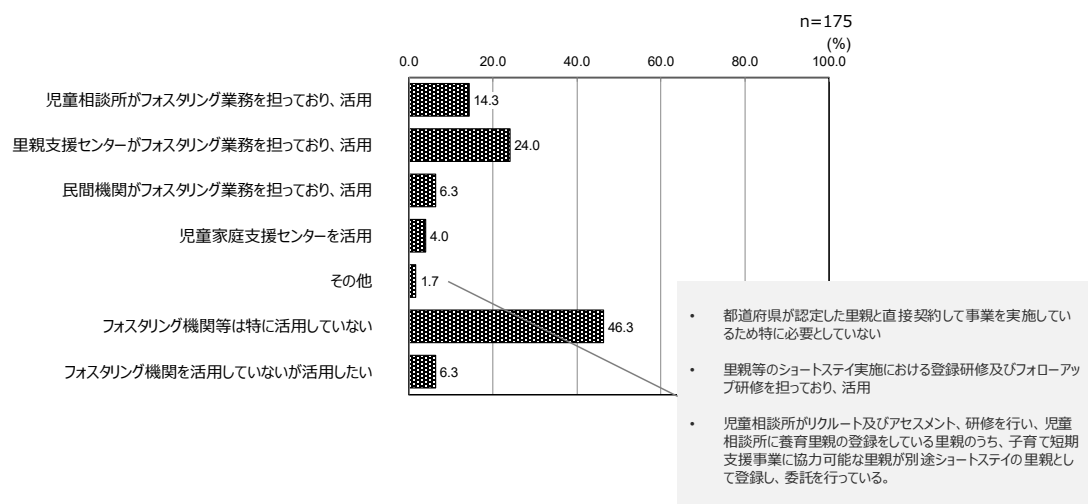
Q29. 子育て短期支援事業の利用申請受領時における、事業所と里親への振り分け基準について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=175)



里親活用時のフォスタリング機関の活用有無について、「フォスタリング機関等は特に活用していない」の割合が最も高く、「里親支援センターがフォスタリング業務を担っており、活用」、「児童相談所がフォスタリング業務を担っており、活用」が続く。（図189）

図 189 里親活用時のフォスタリング機関の活用有無

Q30. 子育て短期支援事業の里親活用における、フォスタリング機関等の活用有無について、当てはまるものを全てお答えください。（いくつでも）【複数回答】
(n=175)

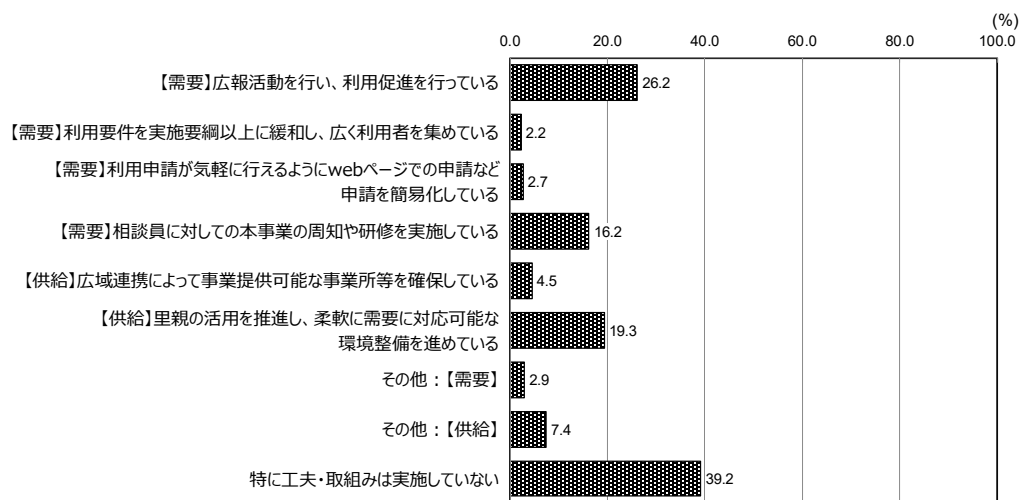


b. 需給ギャップ解消に向けた各自治体の取り組み | 自治体向けアンケート調査

子育て短期支援事業の供給不足・需要過多解消のために実施する工夫・取組について、「【需要】広報活動を行い、利用促進を行っている」「【供給】里親の活用を推進し、柔軟に需要に対応可能な環境整備を進めている」の割合が高い。(図 190)

図 190 供給量不足など解消のための工夫・取組

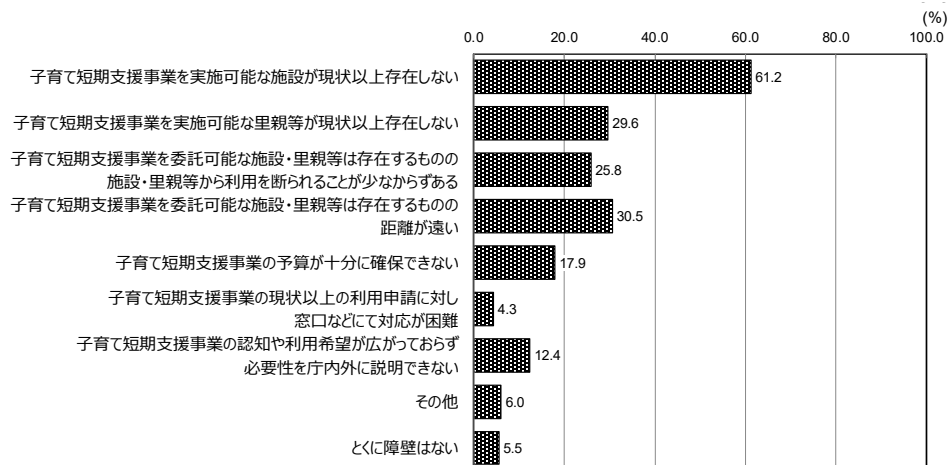
Q49. 子育て短期支援事業の供給不足・需要過多解消のために実施する工夫・取組について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=715)



子育て短期支援事業の供給量確保（増大）を検討する場合、なにが障壁となりうるかについて、「子育て短期支援事業を実施可能な施設が現状以上存在しない」の割合が最も高く、「子育て短期支援事業を委託可能な施設・里親等は存在するものの距離が遠い」が続く。(図 191)

図 191 供給量増大にあたっての障壁

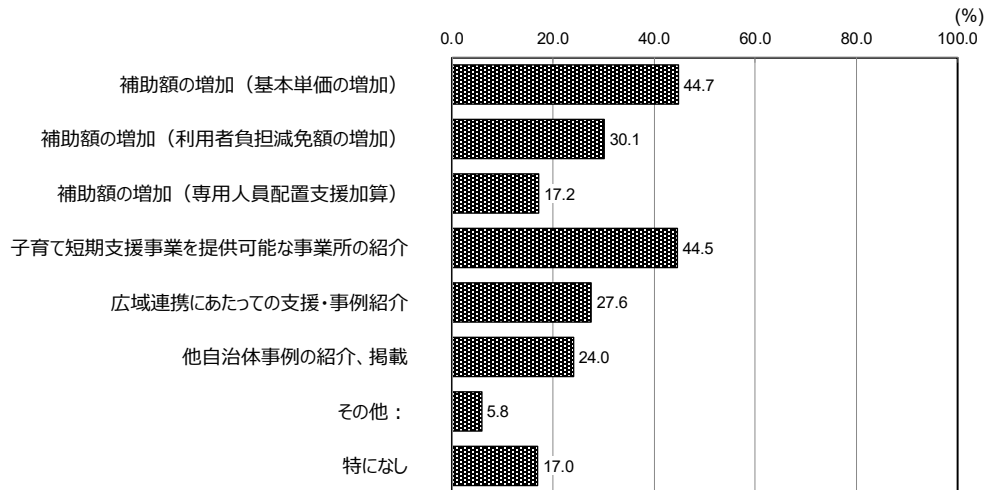
Q50. 子育て短期支援事業の供給量確保（増大）を貴自治体で検討する場合、なにが障壁となりうるか、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=979)



供給量拡充のための国への要望・意見について、「補助額の増加（基本単価の増加）」「子育て短期支援事業を提供可能な事業所の紹介」の割合が高く、「補助額の増加（利用者負担減免額の増加）」が続く。（図 192）

図 192 供給量拡充のための国への要望・意見

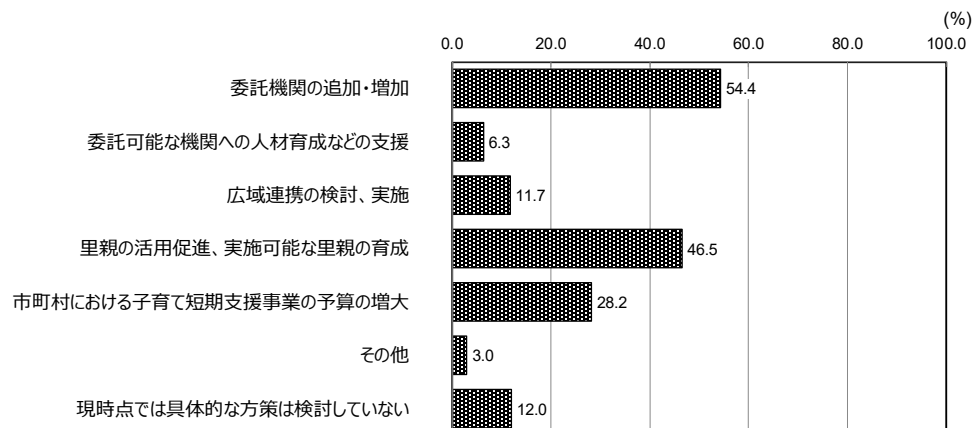
Q51. 子育て短期支援事業の供給量確保（増大）にあたって、国に対する要望や意見があれば全てお答えください。【複数回答】
(n=979)



供給量拡充に向けた方策について、「委託期間の追加・増加」の割合が最も多く、「里親の活用促進、実施可能な里親の育成」「市町村における子育て短期支援事業の予算の増大」と続く。（図 193）

図 193 供給量拡充に向けた方策

Q54. 供給量の拡充に向けた方策について、当てはまるものを全てお答えください。【複数回答】
(n=333)



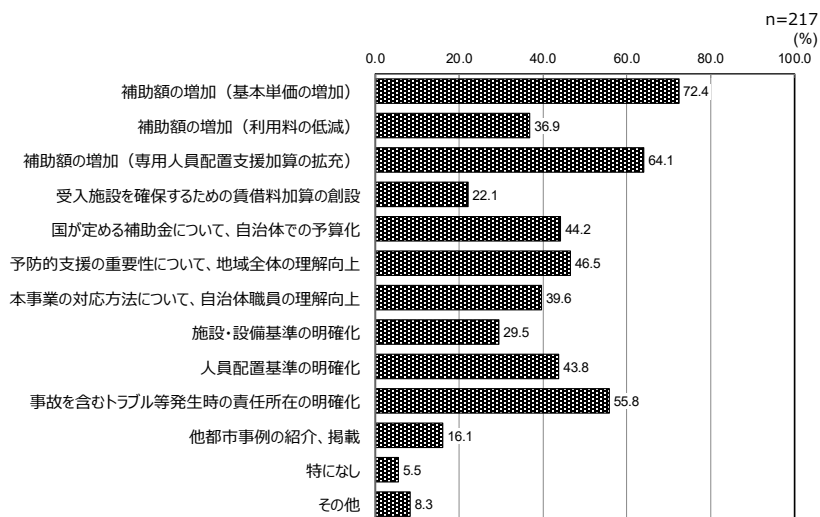
c. 事業継続実施に向けた要望 | 事業者向けアンケート調査

「補助額の増加（基本単価の増加）」の割合が最も高く、「補助額の増加（専任人員配置支援加算の拡充）」、「事故を含むトラブル等発生時の責任所在の明確化」が続く。

(図 194)

図 194 国や自治体に対する要望や意見

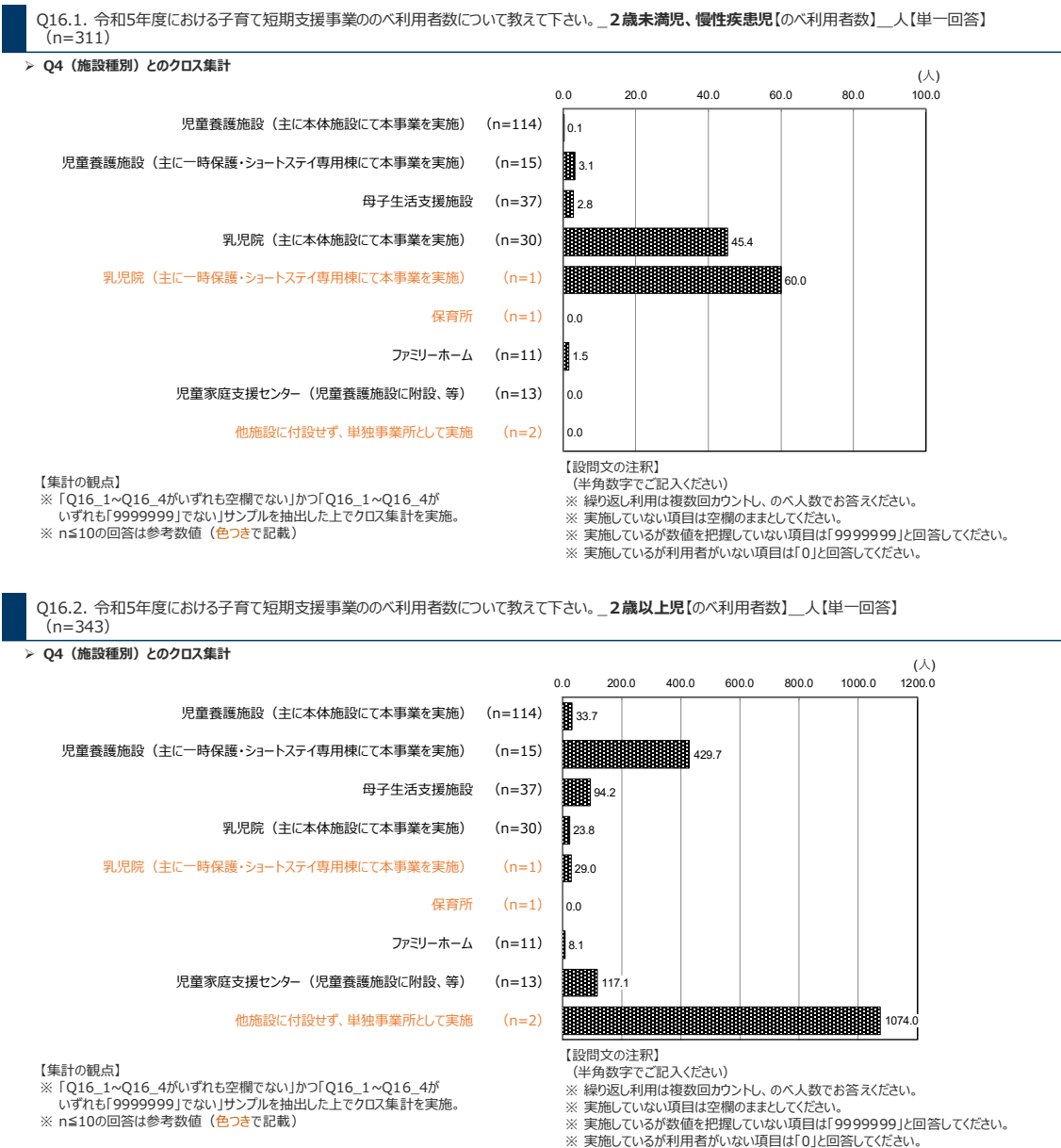
Q16. 本事業を今後継続もしくは拡大する場合、国や自治体に対する要望や意見があれば全てお答えください。(いくつでも)【複数回答】
(n=217)



d. 利用者属性等別×施設種別の利用者数 | 事業者向けアンケート調査

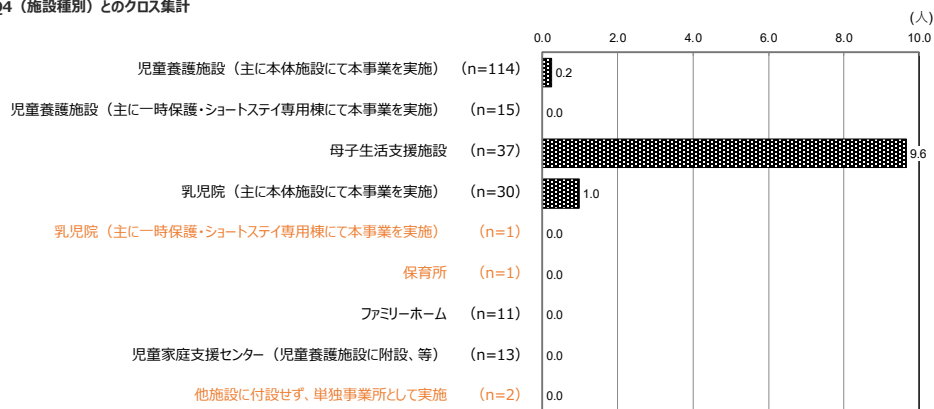
施設種別によって受け入れやすい児童の年齢・属性が異なる。具体的には施設別平均のべ利用者数について、2歳未満児、慢性疾患児は「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」が最も多く、2歳以上児は「他施設に付設せず、単独事業所として実施」、緊急一時保護の親は「母子生活支援施設」である。（図 195）

図 195 令和5年度における子育て短期支援事業の施設種別平均のべ利用者数



Q16.3. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_緊急一時保護の親【のべ利用者数】__人【単一回答】
(n=281)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

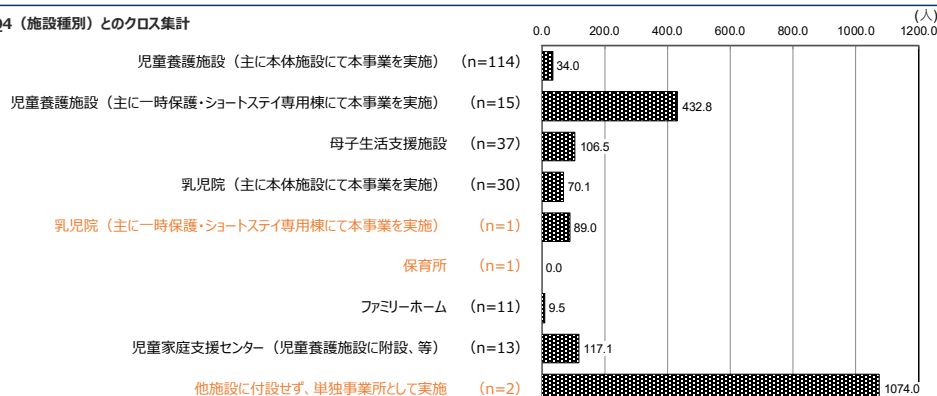
※「Q16_1~Q16_4がいずれも空欄でない」かつ「Q16_1~Q16_4がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

（半角数字でご記入ください）
※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

Q16.4. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_短期入所生活援助（ショートステイ）事業ののべ利用者数の合計__人【単一回答】
(n=335)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

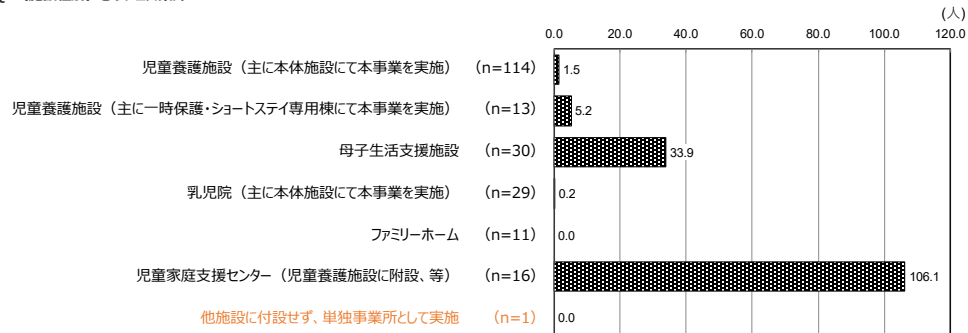
※「Q16_1~Q16_4がいずれも空欄でない」かつ「Q16_1~Q16_4がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

（半角数字でご記入ください）
※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

※児童家庭支援センター（n=16）の内、半数が横浜市内のセンターであるため、所在自治体の影響があるものと推測される。
 Q16.5. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_夜間養護事業 基本分【のべ利用者数】__人【単一回答】
 (n=265)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

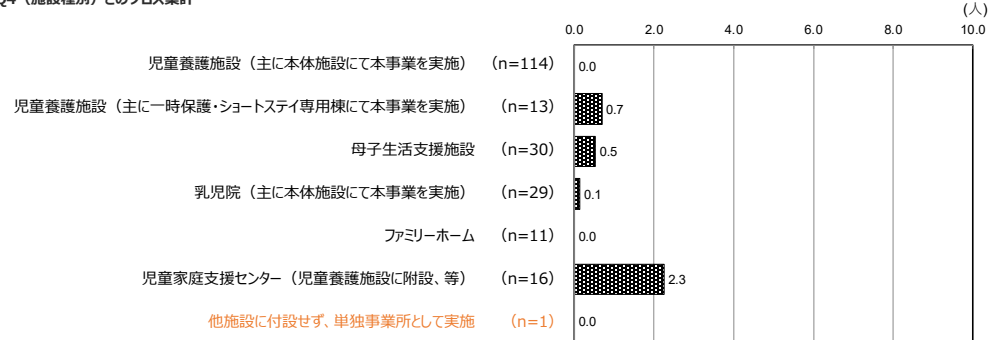
- ※「Q16_5~Q16_8がいずれも空欄でない」かつ「Q16_5~Q16_8がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
- ※「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」と「保育所」はn=0のため、記載なし。
- ※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

- （半角数字でご記入ください）
- ※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
- ※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
- ※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
- ※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

Q16.6. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_夜間養護事業 宿泊分【のべ利用者数】__人【単一回答】
 (n=253)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

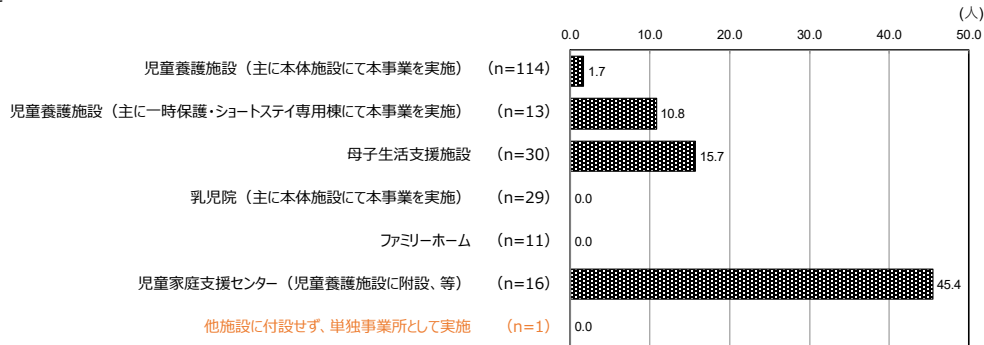
- ※「Q16_5~Q16_8がいずれも空欄でない」かつ「Q16_5~Q16_8がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
- ※「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」と「保育所」はn=0のため、記載なし。
- ※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

- （半角数字でご記入ください）
- ※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
- ※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
- ※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
- ※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

Q16.7. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_休日預かり事業【のべ利用者数】__人【単一回答】
(n=259)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

- ※「Q16_5~Q16_8がいずれも空欄でない」かつ「Q16_5~Q16_8がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
- ※「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」と「保育所」はn=0のため、記載なし。
- ※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

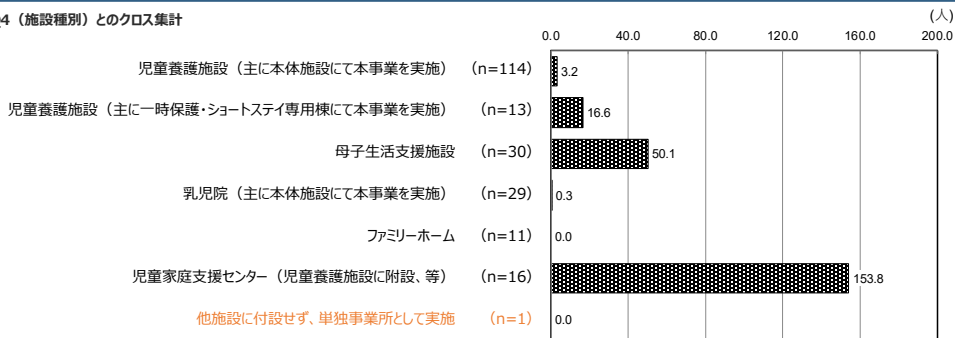
【設問文の注釈】

- （半角数字でご記入ください）
- ※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
- ※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
- ※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
- ※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

※児童家庭支援センター（n=16）の内、半数が横浜市内のセンターであるため、所在自治体の影響があるものと推測される。

Q16.8. 令和5年度における子育て短期支援事業ののべ利用者数について教えてください。_夜間養護等（トワイライトステイ）事業ののべ利用者数の合計__人【単一回答】
(n=273)

➤ Q4（施設種別）とのクロス集計



【集計の観点】

- ※「Q16_5~Q16_8がいずれも空欄でない」かつ「Q16_5~Q16_8がいずれも「9999999」でない」サンプルを抽出した上でクロス集計を実施。
- ※「乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて本事業を実施）」と「保育所」はn=0のため、記載なし。
- ※ n≤10の回答は参考数値（色つきで記載）

【設問文の注釈】

- （半角数字でご記入ください）
- ※ 繰り返し利用は複数回カウントし、のべ人数でお答えください。
- ※ 実施していない項目は空欄のままとしてください。
- ※ 実施しているが数値を把握していない項目は「9999999」と回答してください。
- ※ 実施しているが利用者がいない項目は「0」と回答してください。

e. 国・自治体等への要望・意見 | 里親向けアンケート調査

ショートステイ里親が本事業を継続的に実施していくために、金銭的補助、研修の実施、ショートステイ里親へのフォロー、マッチング・報告のオンライン化、情報共有、事業の規定の見直し、自治体間の格差解消、里親への委託体制、本事業の周知等が挙げられている。

図 196 継続実施に向けた国・自治体等への要望・意見

Q36.継続実施に向けた国・自治体等への要望・意見がございましたら、ご記入ください。【自由記述】
(n=372)

【金銭的な補助】

- ・ 光熱費向上や物価上昇を踏まえた委託金額の見直し
- ・ 季節休暇や週末の委託金額の増額
- ・ 夜間預かり時の委託金額の増額（就寝までの準備、寝かしつけ・夜泣きの対応、SIDS対策のチェック等の労力がかかる）
- ・ 年齢による料金区分の見直し（2歳を境に分けているケースが多いが、5歳までは目が離せない）
- ・ 預かった子が怪我したり、家のモノを壊したり怪我させたりした際の保険加入
- ・ 食費・入浴費の保護者・自治体による負担、1食ごとの食費支給
- ・ 医療ケアに関係して発生する費用の負担
- ・ 委託による収入費用の免税

【研修の実施】

- ・ 対応が難しい子どもへの対応
- ・ 発達に関連した知識
- ・ アレルギーの知識
- ・ 利用される方の生活状況や心理状態、支援の受け手側への寄り添い方、心の持ち方等の学び直し
- ・ スーパーバイズ（意思疎通が出来ない子供とのコミュニケーションの取り方等）
- ・ 継続的なスキルアップ研修会
- ・ 活動経験者の意見交換会
- ・ 保育園や幼稚園の見学・研修や子育て支援のサポート等の実習
- ・ 国主導のオンラインセミナー

【里親へのフォロー】

預かり前

- ・ 保護者とのやり取りのトラブル防止のための、（緊急時でない場合）行政と保護者との打ち合わせ
- ・ 日程・時間調整、引き渡し場所の確認等保護者とのやり取りを行政等が対応

預かり時

- ・ 送迎の代理対応 ※特に共働き里親からの要望が多い
- ・ 年齢に応じて必要な備品・消耗品・着替え等の貸し出し・提供
- ・ 預かり時の祝日・夜間の緊急相談先の設置、預かっている子どもの体調不良に対する対応の指示
- ・ 受け入れた際、トラブルや困りごとがあった時の相談先の設置
- ・ 精神的なサポート
- ・ 保育園の利用

預かり後

- ・ 保護者への報告書の提出を里親から直接提出ではなく、関係機関が確認したうえで里親へ報告
- ・ 今後の対応の見直しのための保護者の感想等の共有
- ・ 精神的なサポート

【マッチング・報告等のオンライン化】

- ・ 日誌・報告書等の提出を郵送・メールでのファイル送付ではなく専用フォームへの記入等のオンライン化
- ・ マッチングについて、市役所職員が登録里親に一件一件電話連絡する過程を、専用サイトやアプリに置き換え
- ・ 事前の情報共有について、書面送付より早めに共有する手段の導入
- ・ 電話以外の手軽に連絡できる手段の導入
- ・ オンラインでの振り返り実施

【情報共有】

- ・ 共有する情報登録票等の内容の更新の確認
- ・ 里親側の家庭構成等の内容の更新の確認（実子が成年になる等預かる前提が変わる）
- ・ 利用者やその家族の事前に十分な情報共有、共有されている情報に虚偽内容がないことの確認
※受け入れ時に保護者から伝えられたり、受け入れ後把握する情報が多く、預かる子どもにも負担がかかるケースが多い
- ・ 過去の預かり時の引継ぎに関する情報共有
- ・ 利用者への里親の情報の共有
- ・ 里子・実子の意思の尊重（性格の不一致など）
- ・ 預かりの中で一番望むことの明確化
- ・ ある一定の年齢以上の子どもであれば、ショートステイを利用している理由を適切な形で説明できるような情報の共有
- ・ 書面においてお互いの個人情報の保守義務について説明及び確認する様式等の整備
- ・ 里親側の守秘義務の徹底
- ・ 里親による個人情報流出のリスク（書面では紛失のリスクがある等）が軽減される情報共有の手法の検討
- ・ 行政との定期的な情報共有の機会の設定（登録更新時以外の接点がない）
- ・ 他都道府県との状況の共有
- ・ 自治体、支援機関、里親が垣根低く状況報告する機会の設置

Q36.継続実施に向けた国・自治体等への要望・意見がございましたら、ご記入ください。【自由記述】
(n=372)

【事業の規定の見直し】

- ・ 外出の制限を緩和し、行動範囲の拡大（市外の公園や公共施設等の利用）
※2歳以上で外出しないと預かりが厳しい場合や社会経験の少ない子への支援における要望がある
- ・ マイカー利用の許可
※送迎対応や、地方で公共機関がない場合の買い出しや遊び場までの移動における要望がある
- ・ 保護者のお迎えの時間厳守の徹底
※当初の約束時間を守らない場合がある
- ・ 一時保護委託と同日でのショートステイの預かりの認可

【自治体間の格差解消】

- ・ 自治体による委託金額や交通費支給等の統一
- ・ 事業に対する目的の統一
- ・ 行政担当者の本事業への理解の徹底
- ・ 行政担当者について専門職の職員配置

【里親への委託体制】

- ・ 里親によって依頼打診の頻度の偏りの是正
※登録しても依頼がない里親も一定数存在し、条件の関係で里親を依頼していない場合は、その理由を含めて共有してほしいとの要望が多い
- ・ 問題がなければ同一里親で預かるような配慮
※預かる子ども・里親双方の観点からの要望
- ・ 機関を超えて関係者がよく話し合い連携できる体制の維持
- ・ 行政担当者の異動頻度の抑制
- ・ 里親会の負担が軽くなるような体制構築
- ・ 企業に対しての里親支援（加算や里親休暇の導入等）
- ・ 経験のない里親でも預かれるようなハブ的な役割を果たすファミリーホームの設置

【本事業の周知・利用者の拡大】

- ・ 子育てがしんどい、つらいと感じている保護者の手助けとなるよう一般に周知
 - ・ 出生届や、子どもの健診時での周知
 - ・ 保育園や学校等での周知
- ・ 核家族が多いからこそ、本事業への窓口をもっと広く、またハードルが低くなるような広報・案内
- ・ 転勤族やひとり親家庭など、子育てを他に頼れない親への利用促進
- ・ 生活保護を受けていない世帯の利用料の見直し
- ・ 里親に関する普及啓発

（2）調査結果及び示唆（ヒアリング調査）

① エグゼクティブサマリー

a. 供給量確保のための工夫・効果

<自治体>

本事業を必要とする家庭に適切に届けるためには、保護者と信頼関係を構築し、適切なアセスメントを実施することが必要である。また、利用申請を行った際に、制度や枠の問題から利用できず支援が途切れることを防ぐために、利用制限（月当たり上限利用日数）を緩和しリピート利用を促すことや、必要性が高い人が利用できるよう緊急用の枠を設け柔軟な対応を可能とする工夫を行っている自治体も存在する。

ショートステイ里親について、供給量確保の観点からは有効であり、子育て短期支援事業は、経験の浅い里親にとって活躍しやすい事業として捉えられている。加えて、先輩里親から若手里親に子育て短期支援事業の情報や成功体験を共有する機会として里親が集まる定例会等を設けることで、若手里親の本事業への理解促進、スキル・ノウハウの獲得につながり、効果的に育成・ショートステイ里親の人材確保につながる。また、ショートステイ里親と市町が連携できる会議体を設けることで、両者間での関係性構築に寄与し、利用調整などを円滑に進めることが可能であるという効果も期待できる。

また、ショートステイ里親は利用にあたっての心理的ハードルを下げるために、利用申請者とショートステイ里親とで事前に顔合わせを行うことで、利用者・ショートステイ里親双方の安心につながり、結果としてショートステイ里親は登録されているが申請は施設に偏るという需給ギャップ発生を防止できる。

<事業者>

他事業の職員が協力している場合もあり、夜間や利用者が多い日などは母子生活支援施設の職員が本事業にも関わる体制や、居場所事業で関わっているスタッフに声がけをして本事業に協力、支援を提供している事例がある。

b. 専従人員配置支援等の国支援の活用検討状況

<自治体>

専従人員配置支援は従前から必要性を感じて、当該人材の配置を検討・実施している場合には活用できている自治体もある。他方で、ショートステイ専用棟がなければ活用しづらい、複数自治体が1事業者に委託している場合は自治体間で調整が必要である等、補助の活用にあたっての使いづらさに対する意見もある。

<事業者>

専従人員配置支援の対象として、毎日多くの利用者を受け入れている場合を想定とした補助や、コーディネーター配置に対する活用が望まれる。また、他自治体との調整（自治体同士の調整）が専従人員配置の活用における課題となっている。

c. 事業拡充に向けた効果的な国からの支援等

<自治体>

国に求める支援として、①事業費の補助拡充、②ショートステイ里親の育成・活用促進の2点があった。

- ✓ 事業費の補助拡充…事業の継続実施・拡充のためにはソーシャルワーク人員、送迎、専従人員配置支援の加算、補助単価の加算が求められている。
- ✓ ショートステイ里親の育成、活用促進…ショートステイ里親とは都道府県の協力を得て、市町村と里親の関係を構築することが一案である。また、ショートステイ里親の確保や育成のための里親登録に向けた支援や里親育成に向けた研修支援、ショートステイ里親の認知度を高める取組が有効である。

[本事項に係る委員のご意見]

- 専従人員配置支援加算について、そもそも予算をとっていない自治体やとる必要がないと考えている自治体もいると思料されるが、広域連携においてその他の自治体との足並みをそろわない課題があると考えられる。他の自治体が専従人員配置支援加算をつけるのであれば対応すると答えている自治体の話を聞いたことがある。
- 里親ショートステイに関して、「供給量の確保のために受け皿を広げること」と「通学の保障など供給の質を確保すること」は、自治体の事業の取組段階によってどちらに取り組むべきかが異なる。通学の対応まで必要となる場合、これから取組を進めていくような自治体にとって高いハードルとなってしまう。
- 嘉麻市の取組について、過去に嘉麻市の児童養護施設の室長と話をしたことがあり、かつて自治体に事業実施を依頼したところ断られた経験があると聞いた。自治体の窓口が変わったことにより事業実施に至ったというケースは、他自治体でも事業を始める手掛かりになると考える。事業を実施したい児童養護施設や足踏みしている自治体にとって参考になるのではないかと。

② 個別分析結果

a-i. 供給量確保のための工夫・効果 | 自治体向けヒアリング調査

保護者の信頼につながる適切な供給にあたり、アセスメント力の向上が求められる。

(桑名市)

- アセスメント力の向上に力を入れており、児童福祉ケースワーカー、母子保健師を中心に、一つの事例を皆でアセスメントを行う場を月に1回設けている。(桑名市)
 - じっくり事例について議論することで、今後現場においても保護者の背景を理解し、問題となっている行動などを緩和するための支援を検討することに繋がる。現場では時間が取れないため、あえて時間を設けるようにしている。現場で対応する際も想像を働かせて保護者の背景などにも気を配りながらサポートすることにより、保護者からも信頼を得ることに繋がっている。ケースワーカーと保健師が一緒に事例検討することで、アセスメントの考え方が共通してきていると感じている。(桑名市)

利用日数の制限(月当たりの上限)を緩和することで、事業をリピートしやすくなっている。一方でリピーターにより供給量がひっ迫する懸念がある。(松戸市)

- 1回あたり連続7日間以内という制限のみである。そのため、リピーターが多くなっている。一方で、利用したことが無い家庭にどのように届けるかが課題となっている。(松戸市)

供給がひっ迫しており、必要性が高い人が利用できるよう緊急用の枠を設けている。また、事業者に依頼し、次年度から新たに市専用の部屋の整備を予定している。(松戸市)

- 早い者勝ちの状況で固定客の利用が多く、初期利用の方を中心に利用できない人も出ている。現在は緊急用の枠を設けるなどして対応している。また、来年度からは晴香園(事業者)に松戸市専用の10名の部屋を新たに設ける予定である。先着順の通常利用とは別に緊急的な利用については、市と晴香園で相談しながら受け入れを決めていく予定である。(松戸市)

〔ショートステイ里親〕 供給量の確保にあたっては、ショートステイ里親の活用が有効となる。短期での預かりとなる子育て短期支援事業は、経験の浅い里親も活躍できる事業と捉えられている。（桑名市、福岡市、西宮市）

- 供給の観点で里親を活用する必要があると考え、ショートステイ里親の拡充に努めている。（桑名市）
 - まだ不足している状況だが、里親の数は徐々に増えてきている（現在は22名）。一方で、共働きの里親も増えており、平日昼間の預かりの要望などに対応できない課題がある。こども誰でも通園制度や一時保育が並行して充実することで、共働き里親でも預かりやすくなる。（桑名市）
 - こどもを預かった経験のない里親もいるため不安な面があるが、短期の預かりから経験を積んでいくようにしたい。（桑名市）
 - 通常里親は都道府県管轄であるが、当市は里親と顔の見える関係性を築いている点が他の区市町村と比べて大きな特色である。里親会と連携しており、平成26年に、当市と里親とフォスタリング機関等と里親支援ネットワークを設立し、里親の普及啓発や支援を行うようになった。年1回市内の里親連絡会も開催し、当市と関係性を深めるようにしている。（桑名市）
- これまでは里親ショートステイをフォスタリング事業で展開していたが、令和7年度に里親支援センターを設置予定であり、センターを活用し里親の支援を充実させたい。ショートステイなどの短期養育は、長期養育に比べて里親が取り組むハードルが低く、活躍しやすいと考えている。（福岡市）
- フォスタリング機関が実施する里親を希望されている方向けの里親制度説明会にて市の職員が本事業について説明し、ショートステイに協力いただける里親を増やしている。（西宮市）
 - 説明会に参加される方は、これから里親になる方が殆どであり、一時保護など重い預かりではなくショートステイでの預かりを希望するとの声があるとフォスタリング機関から聞いている。里親も開始当初は本事業での預かりに不安があったものの、実際に本事業に協力して良かったとの声が多い。（西宮市）

〔ショートステイ里親〕 里親が集まる定例会の中で、先輩里親から若手里親にショートステイの情報や成功体験が共有されることで、若手里親のショートステイへの理解促進、スキル・ノウハウの獲得につながっている。（朝霞市）

- ショートステイを委託している里親は10世帯である。朝霞市も里親の数を増やすことは課題であり、ショートステイの預け先もスキルやノウハウがあるベテランの2、3世帯に集中している状況にある。里親希望の家庭への児童相談所の訪問の際に、市職員も同行しショートステイの制度を説明する中で増やしてきた。また里親の定例会で先輩里親のショートステイの経験を聞き、情報共有される中で、後輩里親のショートステイへの理解促進が図られている。（朝霞市）
- 市では研修は実施していない。里親の定例会で里親同士の横のつながりを作れることは重要であり、先輩里親の情報共有や成功体験の共有などにより若手の里親のノウハウやスキルの獲得につながっていると考えている。（朝霞市）

〔ショートステイ里親〕 里親連絡会等により市町村とショートステイ里親との関係性を築くことで、利用調整等が円滑に進められている。（桑名市）

- 里親連絡会も設けて当市と関係性を深めるようにしたため、預かりの要望があった際の調整などが行いやすくなっている。市町村と里親との関係性を築くようにできれば、里親会側でも預かりたいという要望があるためwin-winの関係でショートステイに対応することは出来る。また、ファミリーホームなどについても話が広がっており、資源開発にもつながる。（桑名市）

〔ショートステイ里親〕 利用者とショートステイ里親の事前の顔合わせが行われることで、利用者・里親双方の安心につながっている。（朝霞市、尼崎市）

- 里親ショートステイの心理的ハードルを下げるため、初めて利用される方には、里親との顔合わせの場を設け、事前に話す機会を作っている。同じ里親をリピートする方も多く、家庭側の希望はできる限り考慮している。（朝霞市）
- 基本的に事前に里親との顔合わせを行っている。事前に里親を知ることができ安心につながる。また、里親側も事前に子どもを知って、準備することができる。同じ里親をリピートしたい場合などは里親の調整の委託先であるマッチング事業者で差配している。最初に里親を利用して問題なければ、基本的には同じ里親で預かれるよう調整している。（尼崎市）

a-ii. 供給量確保のための工夫・効果 | 事業者向けヒアリング調査

児童養護施設の別棟で受け入れを行うことで生活区分を分けるとともに、専属の職員を配置している。（日本児童育成園）

- 本体は児童養護施設であり、そこで過ごす児童とは分離して、別棟で専用の定員枠を確保している。児童養護施設の職員を出向で派遣し、子育て短期支援事業の専属の職員を設けている。（日本児童育成園）。

他事業の職員が協力している場合もあり、居場所事業で関わっているスタッフに声がけをして本事業に協力してもらうようにしている場合がある。（青草の原）

- 人材の確保について、当施設に来ている方で本事業の適性のある方へ声がけして本事業に協力いただいている。信頼関係の下で依頼できるため良い形であると考えている。（青草の原）
 - こども食堂など居場所が増えている中で、既にボランティアが沢山おり、自宅ではなくそのような場所で預かることが可能な人も多くいる。そのため、そのような居場所に本事業の機能をつけられると、より供給量を確保できると考えている。（青草の原）
- 地域活動の枠組みとしてトワイライトステイを実施しているが、夜間保育園の保育士が対応している。（野町保育園）
- 児童養護施設で預かっているため、児童養護施設の職員がショートステイの業務も兼務している。児童養護施設の稼働状況に合わせてスペースや職員を調整し、残りのリソースでショートステイの受け入れ可能な枠を決めている。（光明童園）

b-i. 専従人員配置支援等の国支援の活用検討状況 | 自治体向けヒアリング調査

従来から配置していた専門人員分の人件費において、専従人員配置支援を活用している。（松戸市）

- 当初から近隣6市町で費用分担し、ショートステイの専門人員を配置しており、現在はこの人員の人件費に専従人員配置支援を活用している。（松戸市）

ショートステイ専用の施設が無い場合、専従人員配置支援を活用しづらいと考えられる。（尼崎市） また、近隣市町村も同じ施設をショートステイで利用する場合、当該市町村専従の職員を配置することにハードルが存在する。（西宮市）

- 児童養護施設の人員配置になると、施設側の体制の問題になる。尼崎市で契約している施設では、ショートステイ専用の施設ではないため、ショートステイの専門の人員を配置することは難しいと考えられる。市独自のショートステイの専用施設があれば補助金を活用することができるかもしれないが、現状ないため難しい。（尼崎市）
- 立地から、当市以外の自治体も施設を利用するため、当市のみ専従人員配置が難しい。（西宮市）

b-ii. 専従人員配置支援等の国支援の活用検討状況 | 事業者向けヒアリング調査

毎日多くの利用者を受け入れている場合を想定とした補助（晴香）や、コーディネーター配置に対する活用（青草の原）が望まれる。他自治体との調整が専従人員配置の活用における課題となっている。（光明童園）

- 補助金として専従人員配置加算を6自治体にまとめて申請し、1名分について加算いただいている。多くの児童養護施設や乳児院の場合のような、空き部屋で本事業をスポットで受け入れることを想定した補助となっている。当事業所のように専用スペースで毎日受け入れている場合を想定した補助があると望ましい。（晴香）
- コーディネーター配置による1年間の人件費の見通しがあると雇いやすい。（青草の原）
- 専従人員配置に関して、活用できないか自治体とは協議を重ねたものの、課題が多く設置までには至らず、今後も専従職員設置には検討が必要である。（光明童園）

c. 事業拡充に向けた効果的な国からの支援等 | 自治体向けヒアリング調査

事業拡充にあたり、同施設における送迎や専従職員への加算の充実が求められている。

(福岡市) また、補助単価の引き上げに関する要望が見られた。(西宮市、嘉麻市)

- 福岡市における取組は、日本財団の家庭養育推進自治体モデル事業の補助を活用し、ソーシャルワーク人員の確保や配置など体制を強化し進めている。現行のスキームは日本財団の補助がなければ維持することが難しいと感じている。必要な支援に関しては、家庭や学校への送迎が里親ショートステイのメリットになっており、送迎加算があると良いのではないかと。また、専従職員の加算に関して、利用件数の実績に関わらず定額となっており、実績に応じた加算や加配の仕組みがあると望ましいと考えている。(福岡市)
 - 送迎加算については、同日に複数児童の送迎を実施した場合であっても、国へは1回として報告しているが、実際、福岡市では同日に複数児童の送迎を実施した場合は、児童ごとにカウントし支払っているため、単価を上げてもらえることが望ましい。(福岡市)
- 専従職員配置加算では1事業所あたり定額となっており、複数名の配置も可能であるが、現行の補助額では雇用できる人数に限りがあり、利用申請数が多い場合には調整を担う十分な人材の確保ができず、需要に対応できていない。(福岡市)
- 委託単価はどの自治体も似たような金額になっている。令和7年度から委託単価について国からの補助額を引き上げているものの、まだ自治体からの委託単価を満たしていない。特に利用される家庭の多くが生活保護世帯やひとり親家庭であり、自己負担のない利用者も多いため、自治体の実態に即した補助があると財源確保に繋がる。(西宮市)
- 利用者が増えている中で市の負担が増えている。補助基準単価について、特に2歳以上児に対して単価が引き上げられると良い。当市では2歳以上の利用者が増えてきている。(嘉麻市)

〔ショートステイ里親〕 ショートステイ里親の活用にあたっては、都道府県の協力を得て、市町村と里親の関係を構築することが一案と考えられる。（桑名市）

- 通常里親は都道府県管轄であり、都道府県が区市町村と里親との関係性を築くようにできれば、里親会側でも預かりたいという要望があるため、連携してショートステイに対応することは出来ると考えている。（桑名市）

〔ショートステイ里親〕 ショートステイ里親の確保や育成のため、里親の登録に向けた支援や里親育成に向けた研修支援等が考えられる。また、里親のショートステイ自体の世間への認知を高める取組も求められている。（朝霞市）

- 里親の登録に向けた支援や里親育成に向けた研修支援等があると望ましい。また里親のショートステイ自体が世間に認知されていないので、国や都道府県でも周知していただけると良いのではないかと。（朝霞市）

第3部 本調査のまとめ及び政策提言

第1章 本調査のまとめ

1. 本事業の実態まとめ

(1) 目指すべき本事業の位置づけ

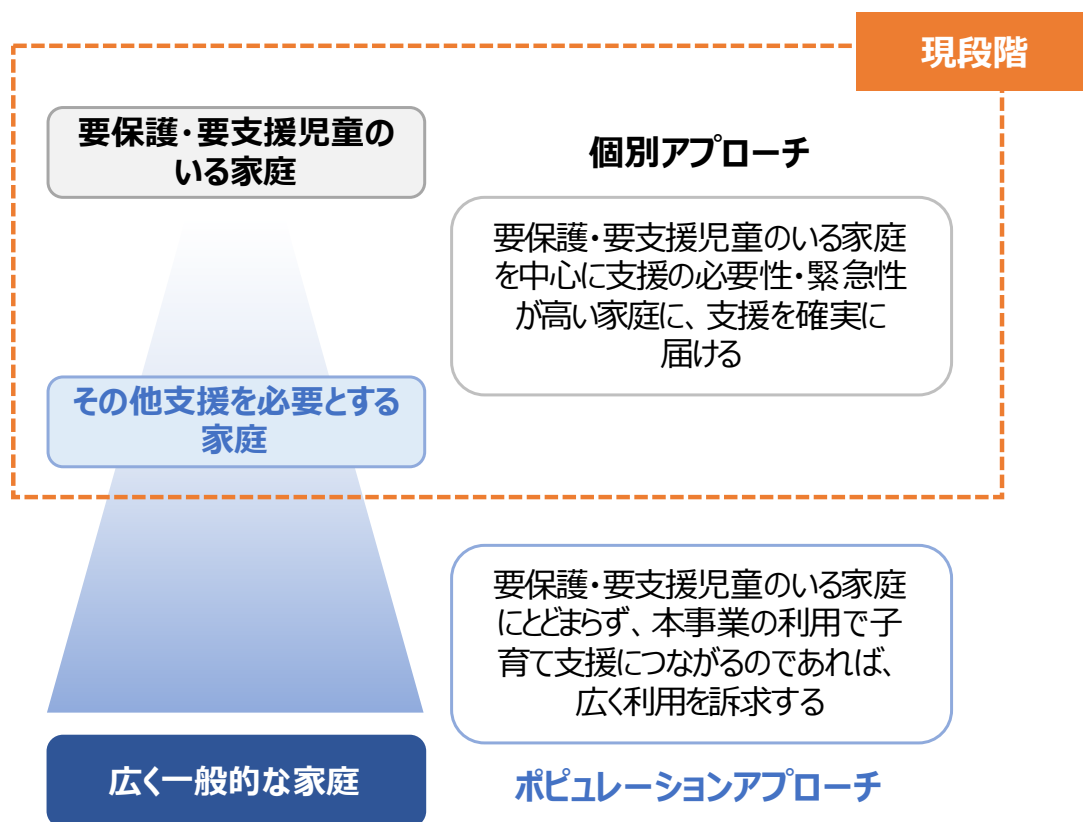
本事業の対象者は疾病、冠婚葬祭、レスパイトケア等、広く利用条件が設定されており、子育て短期支援事業実施要綱に沿えば幅広く利用できる事業となっているが、事業を展開していくうえでは、ユニバーサルサービス（誰もが等しく受益できるサービス）として位置づけ、利用対象者を拡大していくことを目指しつつも、要支援・要保護児童のいる家庭等、特に支援が必要な世帯の需要に応じていく必要がある。

図 197 子育て短期支援事業の概要

施策の目的	
○ 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。 ※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成長環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充	
施策の内容	
(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かる事業。 【対象者】 ○ こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由 ○ 出産、看護、事故など家庭養育上の事由 ○ 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由 ○ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合 ○ 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合 ○ 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合	(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、子ども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。 【対象者】 ○ 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童 ○ 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
実施主体等	
【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可） 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 【補助単価】 1 運営費 ※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ○ 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円） ○ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円） ○ 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円（600円） ○ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円 3 【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円	

にも関わらず、利用状況に着目すると、本事業を実施しているものの要保護・要支援児童のいる家庭に届いていない（利用者が0人と回答した自治体が一定数存在）状況にある傾向が本調査で明らかになった。前述の通り、ユニバーサルサービスと位置付ける場合においても、その前提として支援の必要性・緊急性が比較的高い家庭（＝要保護・要支援児童のいる家庭を含む）に対して優先的に支援を届けていく必要があり、我が国の全体の傾向として、長期的には本事業を多様なニーズを持つ方が幅広く利用できるサービスを目指しつつも、まずは要保護・要支援児童のいる家庭に対して支援を確実に届ける段階にある。

図 198 本事業の位置づけの段階



（２）要保護・要支援児童のいる家庭に対し需給ギャップが発生している要因

前項のとおり要保護・要支援児童のいる家庭に支援が届いていない状況があるが、主な要因として以下が明らかになった。

〔本事業を未実施〕

- 本事業を実施する事業者・ショートステイ里親が存在しない。
- 需要が少ないと認識している。

〔本事業を実施 | 供給側の課題〕

- 既存事業の空き枠で実施しており、人員・予算・場所共に不足している。人員については既存スタッフで対応、予算は補助単価そのものや調整役（コーディネーター）の人員相当の費用が不足、場所は既存事業の空き枠での対応しているため、利用申請が集中すると対応困難になる。
 - 予算の補助として専従人員配置支援加算があるものの、複数自治体から受託している場合には自治体間での調整が必要になるが、実際には自治体間で調整・連携ができていない。
- 週末等特定の曜日に利用が集中する傾向があり、需要に変化に対して供給側で柔軟に対応できていない。
- 複数自治体から事業を受託している事業者も一定数存在しており、各自治体からの申請を申請順で受け付けているため、枠が無くなることもある。
- 相談員等が本事業を十分に理解し、対象者に事業を紹介、利用を訴求できていない可能性がある。

〔本事業を実施 | 需要側の課題〕

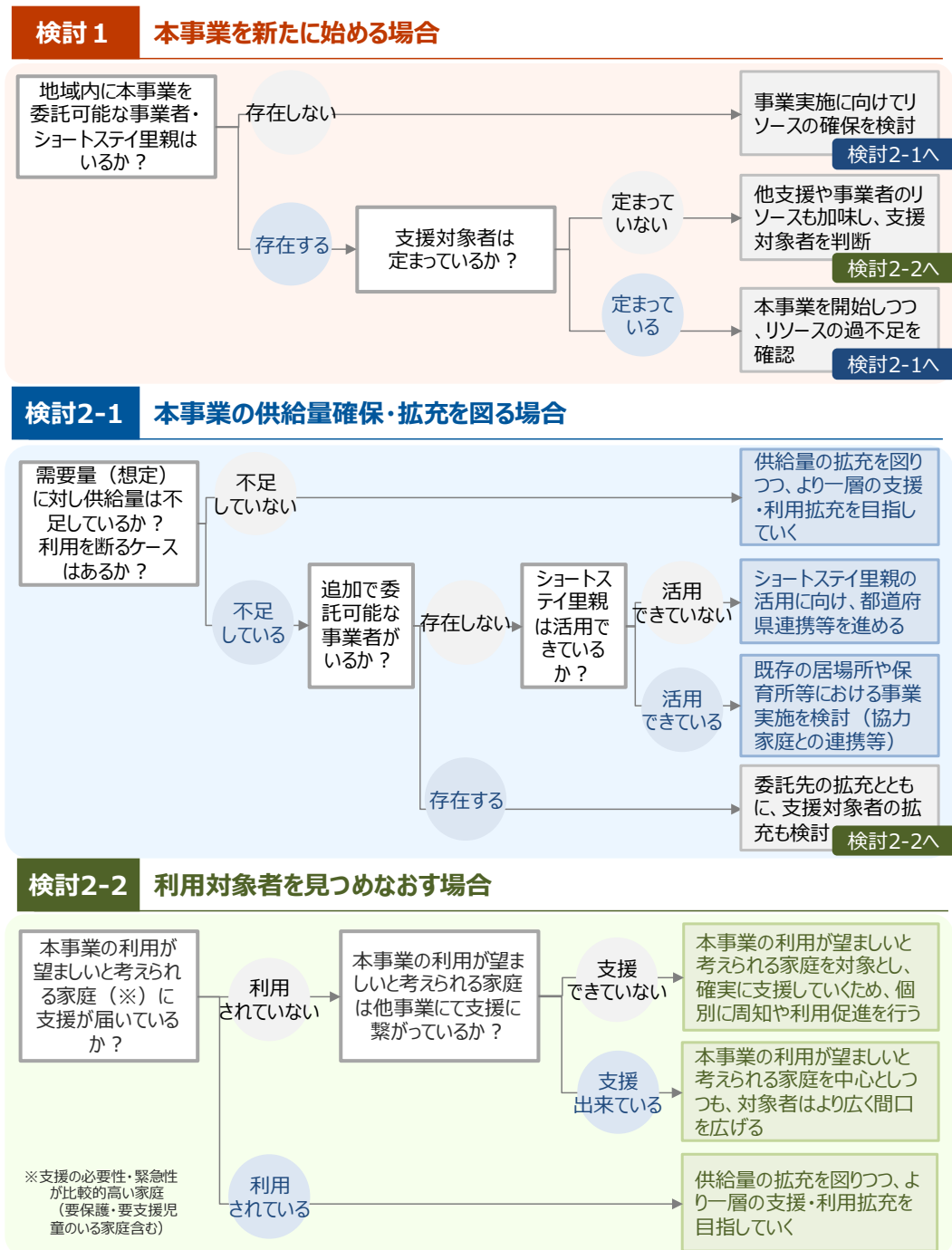
- 利用可能な場面や必要条件、支援内容などを把握できていない。
- 本事業を利用することに対して他の人に知られたくないという、心理的ハードルがある。
- ショートステイ里親の利用には心理的なハードル（里親の情報が分からないことに対する不安感、施設と比較して個人の家に預けることへの不安感）がある。

こうした課題を踏まえつつ、次項にて事業の実施熟度に応じて事業拡充に向けた検討・取組の流れを整理した。

2. 本事業の在り方（案）

本事業の実態や需給ギャップの発生要因を踏まえ、本事業においては自治体の検討熟度や実施状況（需要・供給の状況、自治体内での本事業の位置づけ）に応じて、本事業の拡充（新規実施）に向けた検討方針は異なる。そこで、本調査結果を踏まえ、検討項目や検討段階に応じた検討フロー（一例）を下記のとおり取りまとめた。

図 199 本事業の在り方の検討フロー



第2章 事業拡充に向けた政策提言（案）

1. 政策提言の全体像

第3部 第1章までにおいて、本調査の調査結果・得られた示唆や第1回～第6回検討委員会で拝聴した意見を整理した。本章では従前の検討・議論を踏まえ、本調査の検討・議論や、社会的養護全体の流れとして施設的な養護から家庭的な養護等への切り替えが進められている背景等を踏まえ、本事業による支援を必要とする家庭に適切に支援が届けられるために国が主導して実施していくべき施策を「政策提言（案）」として下記のとおり抽出・整理した。

今後、政策提言（案）を踏まえつつ、本事業の量・質の改善に向けた検討が引き続き行われ、より良い事業展開がなされることを期待する。

表2 政策提言（案）の概要

#	政策提言の項目	概要
1	事業趣旨を踏まえた利用対象者の見つけなおしの支援	自治体の実情（本事業の捉え方含む）に応じて、需要量の考え方は異なる。そのため、考え方と需要量の算出方法、算出に用いる公的統計をHPで併せて提示する。
2	本事業を実施可能な施設・事業者の拡大	既存の居場所拠点を活用することによる、本事業の推進を促すとともに、長期的な支援効果を維持する。
3	里親ショートステイの実施における都道府県との連携強化	里親制度を運用している都道府県との連携強化による里親ショートステイの供給量拡充および支援の質の向上を図る。
4	里親の登録や育成に向けた支援	子育て短期支援事業の認知・理解促進に向けた里親への事業周知や研修等の里親育成支援を行う。
5	コーディネート業務専門職員の配置	利用日時の調整、職員の配置調整、利用者とショートステイ里親のマッチング等を行うコーディネート業務専門職員を利用実績に応じて配置する
6	専従人員配置支援加算の見直し	利用実績に応じた加算や加配の仕組みを検討するとともに、複数自治体から委託を受けている場合の経費の案分の方針を示す。
7	専門家派遣制度による伴走型支援	相談員を含めた自治体職員の本事業への理解が事業提供にあたっての1つのポイントであること。そのため、専門家を自治体に派遣し、勉強会や実施に向けた意見交換等を実施し事業実施を強力に推進する。

2. 政策提言（案）

利用対象者の検討にあたっての支援

（1）事業趣旨を踏まえた利用対象者の見つめなおしの支援

自治体ヒアリングの結果から、国が公表する「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」、すなわち、利用実績ではなく利用希望をもとに供給量を推定する意義・考え方は承知しつつも、現実的な判断として、実績等から量の見込みを算出している事例があることがわかった。事実、本事業の利用ニーズは経常的に困難な状況のみならず、突発的なライフイベントの変化によっても生じることが確認されており、必ずしも利用希望が供給量とイコールとは言い切れないことが示唆され、このことから、需要量の算出方法を単一的に規定することは実態と合致しない可能性がある。

そのため、量の見込みの算出方法について各自治体の事例をグループ化のうえ、本事業の考え方（支援対象者の考え方）と算出方法、用いるデータを合わせて整理し提示することで、自治体が需要量を推し量り、確保すべき供給量を把握するにあたって負担軽減につながり、一助となるのではないかと考える。

事業拡充（供給量の拡充）にあたっての支援 | 人材・事業者確保

（2）事業を実施可能な施設・事業者の拡大

本事業を新たに開始するにあたり、こどもを預かる環境準備のための初期費用が多くかかる課題がある。既に、こども食堂や、地域のこどもたちが利用できる多機能な居場所が地域にある場合、既存の居場所拠点等を活用した本事業の取組の推進が考えられる。

既存の居場所拠点等を活用することで、初期費用の軽減が期待できる。また、地域のボランティアや協力団体との連携も既に確立されている場合が多く、人材の確保が比較的容易であるとのメリットもある。さらに、利用するこどもや親にとって既に馴染みのある環境を利用することで、新しい環境に対する不安やストレスを軽減し、安心して利用できる場所を提供することによる心理的負担の軽減が見込まれる。また、こどもや家庭の情報連携がスムーズになり、本事業の利用後にも社会資源への接続がしやすくなる可能性があると考えられる。既存の居場所では、すでに地域の他の支援機関やサービスとの連携が行われている場合が多く、必要とする支援へのアクセスが容易であることから、こどもや家庭が継続的に支援を受けられる体制が整い、本事業の効果が長期的に持続することが期待される。

（３）里親ショートステイの実施における都道府県との連携強化

通常、里親は都道府県の管轄となっている。里親との接点を持たない市町村も多くある。そこで、都道府県が市町村との連携を強化（名簿等の情報提供等）することにより、市町村と里親の関係性を構築し、預かりの要望があった際の調整の円滑化や効果的なショートステイ里親制度の運用の推進に繋がる。また、里親ショートステイをスモールステップとすることにより、里親登録のハードルを下げる効果も期待される。

さらに、里親会の定例会や交流会を通じて、里親間のネットワークが強化されることで、先輩里親の情報共有や成功体験の共有を通じて、若手の里親がノウハウやスキルを獲得できるなど、相互支援体制が確立に繋がり、支援の質の向上に繋がる。

また、自治体においては都道府県との連携を強化することに加え、事業者との連携を強化することでショートステイ里親の活用を含め、本事業実施にあたっての調整の円滑化等を図ることが望ましい。

（４）里親の登録や育成に向けた支援

社会的養護施設等のリソースが限られる地域等においては、里親の活用が供給量確保に向けた一つの方策と考えられるが、現在里親を活用している自治体においても本事業に協力する里親を確保することに苦慮している。一方で短期の預かりとなる本事業は、特に若手の里親にとっても支援のハードルが低く、里親の経験を積むにあたり有効な事業と考えられる。こうした、里親にとっての利点を整理しながら、里親制度を所管する都道府県等が自治体との連携を図りつつ、里親に向けて本事業の周知を強化していくことが求められる。

加えて、若手の里親でも安心して支援に関われるよう、支援ノウハウの獲得や本事業特有の悩みの解決に資する研修等を実施するなど里親の育成に向けた支援も併せて必要になる。具体的には、研修プログラムの提供や、里親同士の交流を促し経験や知識を共有する場の設定などが考えられる。

事業拡充（供給量の拡充）にあたっての支援 | 予算の拡大

（５）コーディネート業務専門職員の配置

本事業を実施するにあたり、利用実績（日数、ショートステイ里親の登録数等）に応じてコーディネート業務専門職員を配置し、コーディネート業務の対応を手厚くすることで、効率的な運営を実現することが可能となると考えられる。

本事業では、受付窓口（自治体/事業者）に利用申請がなされてから支援が提供されるまで、一例として下記のような調整業務が必要となる。

- ✓ 利用日時
- ✓ 自治体－支援提供者（事業者、ショートステイ里親）間の情報共有
- ✓ （施設での預かりの場合）事業者の職員の配置調整
- ✓ （里親ショートステイの場合）利用者とショートステイ里親のマッチング

利用日時・場所等の確定後も、支援実施前にも下記のような調整が発生する。

- ✓ 利用者の事前面談（アセスメント）
- ✓ 利用者と施設/ショートステイ里親の顔合わせ

また、ショートステイ里親においては、緊急時の相談先や支援時の送迎を担っているケースもある。

他方で現状において上記調整を行う人材は、保育など他業務との兼務しており過度な負担が発生している。特に里親ショートステイでは利用者とショートステイ里親のマッチングの調整には時間と事務的負担が生じることから、ショートステイ里親等の預かり先はあるものの、十分に里親ショートステイを活用できていないケースがある。

以上を踏まえ、各種調整を担うコーディネート業務専門職員の配置を支援することにより、利用者の受け入れの迅速化、調整業務の一元化による他職員の負担軽減が期待でき、結果として既存の人的リソースにおける供給量の確保（効率化）につながる可能性がある。また、上記の効果を可視化できた場合には、他市町村においても施策として横展開や独自の助成として予算化され、なお一層効率的かつ効果的な支援の提供及び供給量確保につながる可能性がある。

（6）専従人員配置支援加算の見直し

現在の専従人員配置支援加算は、1施設当たり定額で加算される制度である。一方で、活用する配置職員数は複数名も可能であるが、現行の補助限度額では雇用できる人数に上限があり、利用申請数が多い場合には調整を担う十分な人材の確保ができず、需要に対応できていない実態がある。また、複数自治体から委託を受けている場合、自治体間での経費の案分方法の連携が取れないため、専従人員配置支援加算の活用に課題が生じている場合がある。

そのため、利用件数の実績に応じた加算や加配の仕組みを導入し、さらに複数自治体から委託を受けている場合の経費の案分方法に関する明確な方針を示すことが重要である。このような対応を行うことで、本事業を展開していくために、柔軟かつより現場のニーズに沿った支援が実現し、供給量の確保にもつながる可能性が高まると考えられる。

本事業に係るノウハウ、好事例の横展開

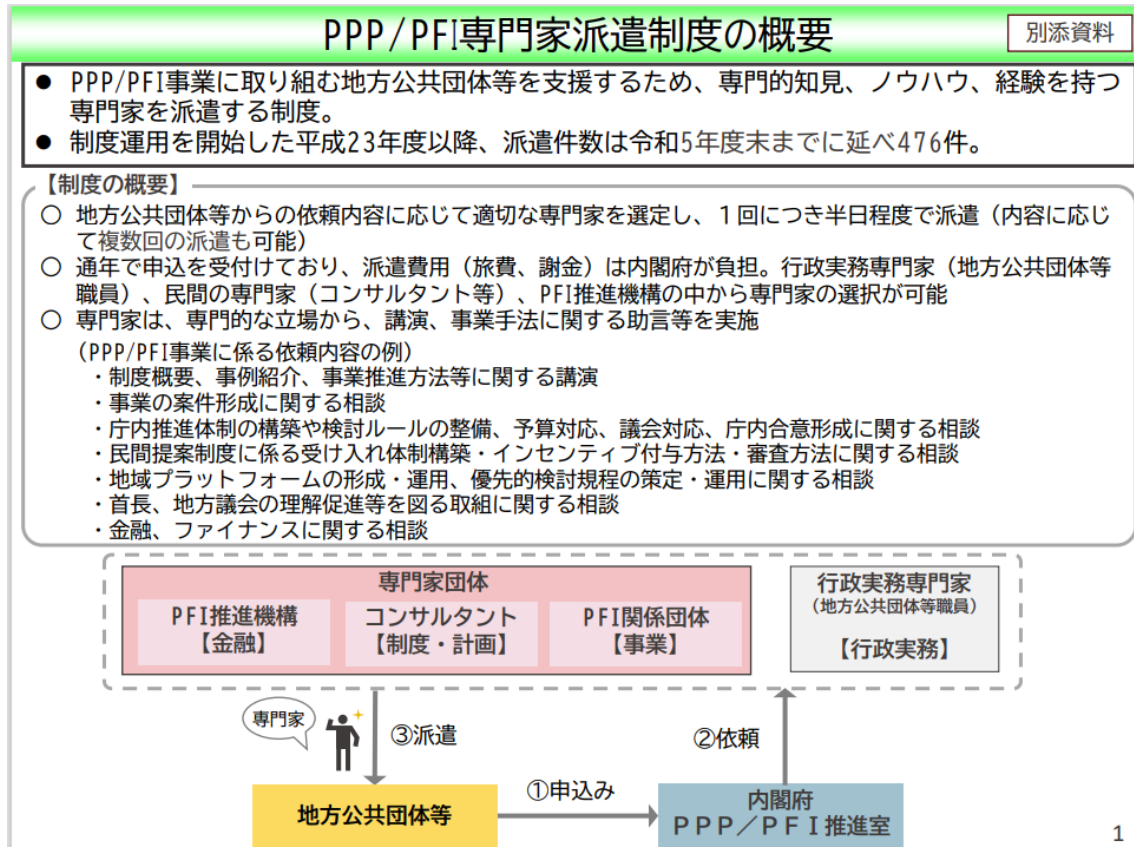
（7）専門家派遣制度による伴走型支援

本事業において支援を必要とする家庭に本事業を適切に届けるためには、本事業について相談員を含め、自治体職員が十分に理解したうえで、庁内にて本事業の意義や対象者が検討・共有されていることが重要である。他方で、本事業に関する取組事例や開始方法・拡充方法について情報が一元化して公開されてはならず、また各自治体の実情に応じて本事業の捉え方や対象者を整理する必要があることから、ノウハウ共有・移転の方法には工夫が必要である。

このように個別事業に応じて検討・カスタマイズが必要かつ、ノウハウ共有に工夫が必要な場合における一つの有効施策として「専門家派遣」が存在する。具体例として、内閣府が推進するPPP/PFI事業について、自治体別には実施事業数が多くなく、事業化しても数年に1件程度かつ自治体職員は一定期間にて人事異動することからノウハウが蓄積しづらい状況にある。そこで、内閣府ではPPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度を実施しており、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、民間の専門家（コンサルタント等）、PFI推進機構から専門家を派遣、ノウハウ共有や個別アドバイスを実施している。

当該制度を参考に、本事業を含めた家庭支援事業等においても各自治体の実務経験者や学識経験者等の専門家の派遣相談受付・派遣実施をこども家庭庁が中心となっていくことで、優良事例やノウハウを効率的に横展開しつつ、自治体や事業者にとっては本事業を新規実施、拡充していくにあたっての障壁を低減することができるのではないか。

図 200 PPP/PFI 専門家派遣制度の概要



（出典）内閣府「PPP/PFI 専門家派遣制度の概要」

(https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/pdf/senmonka_gaiyou.pdf)

（令和7年3月31日確認）

別紙1 用語一覧

本調査報告書における用語一覧は以下のとおり。

表 3 用語一覧

#	略語等	用語	初出箇所
1	本事業	子育て短期支援事業	第1部 第1章 1.
2	需給ギャップ	本事業の需要と供給間のギャップ	第1部 第1章 2.
3	本調査	子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究	第1部 第1章 2.
4	ショートステイ里親	自治体に登録済みの本事業を受け入れ可能な里親	第1部 第2章 4.
5	エグゼクティブサマリー	調査結果及び示唆等の要約	第1部 第1章
6	ショートステイ	短期入所生活援助事業	第2部 第2章 2.
7	トワイライトステイ	夜間養護等事業	第2部 第2章 2.
8	里親ショートステイ	ショートステイ里親が実施する本事業	第2部 第2章 2

別紙2 添付資料

本調査報告書の添付資料一覧は以下のとおり。

表4 添付資料一覧

資料番号	資料名
資料1-1	調査票 自治体向けアンケート調査
資料1-2	調査票 事業者向けアンケート調査
資料1-3	調査票 ショートステイ里親向けアンケート調査
資料1-4	調査票 保護者向けアンケート調査
資料2-1	調査結果まとめ 自治体向けアンケート調査
資料2-2	調査結果まとめ 事業者向けアンケート調査
資料2-3	調査結果まとめ ショートステイ里親向けアンケート調査
資料2-4	調査結果まとめ 保護者向けアンケート調査
資料3-1	プレヒアリング概要書 自治体向けヒアリング調査
資料3-2	プレヒアリング概要書 事業者向けヒアリング調査
資料4-1	本ヒアリング概要書 自治体向けヒアリング調査
資料4-2	本ヒアリング概要書 事業者向けヒアリング調査
資料5	子育て短期支援事業に係るヒアリング事例集
資料6	子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究 調査報告書 概要版